

明治忠孝節義傳

第五輯

一名東洋立志編



D  
3  
215-④

著作權所  
國出證社藏  
版不許復製



前征夷大將軍  
從一位公爵

德川慶喜題字  
杉本勝二郎編著

陸表指統計  
府縣別地圖

挿入

# 明忠孝節義傳

第五輯

一名 東洋立志編



國之礎社藏版

子物



有 泉





隆守田林



之正本塚



二乾川細



衛兵與野佐



治三喜島大



夫丈邊山



郎次淺上井



内六栗石



郎太庄井駒



明正内山



官壽沈



平衡澤小



郎太彌本山



藏正濱横



吾省林小



衛兵藤西小



衛兵治澤中



次十井石

(寫眞ノ二)

小川一眞製



靖 和 名



郎次本部波



郎治學尼平



郎三彦木梅



郎五谷田川



郎次長田新



門衛左清泉小



太 東 橋 大



繁 本 藤



衛兵清本山



英 正 藤 加



郎二謹田八



三 邑 下 眞



三 眞 田 永



二 男 伊 田 林



二 敏 野 佐



七 圓 藤 伊



七 喜 川 瀨

(寫眞ノ二)



武藤幸逸



藤本善右衛門



高松喜六



金子定吉



森田右衛門



矢島榮助



八木榮次郎



中村吉之丞



杉山勝藏



前田靈瑞



水越理三郎



西村宗逸

(寫眞ノ三)



榎部定吉



桑原壽一郎



加藤正之



平郡太郎



石川理紀之助



西野彌平次



明治忠孝節義傳ハ辱クモ

天皇 皇后兩陛下 皇太子殿下乙夜ノ瀏覽

ヲ賜ハル

小松宮彰仁親王殿下題字

第一輯 賞勳局總裁大給子爵題字

賞勳局副總裁橫田君題詩

伏見宮貞愛親王殿下題字

第二輯 侍從職幹事岩倉公爵題字

賞勳局書記官藤井君題詩

第三輯 一位大勳位九條公爵題字

一位大勳位故西郷侯題字

第四輯 從一位故伊達宗城公題字

賞勳局書記官橫田君題詩

本輯ニハ勅定褒章三種(紅綬、綠綬、藍綬)ノ精巧ナル眞圖及褒章條例、編纂ノ趣旨、凡例、傳者ノ寫眞肖像等アリ

本輯ニハ著者ノ自序、傳者ノ寫眞肖像アリ

本輯ニハ旌表ノ由來、著者ノ上表、宮内大臣、神宮大社ノ受領狀及宮司、祭官ノ祝詞、傳者ノ寫眞肖像、諸新聞ノ評贊等アリ  
本輯ニハ古今ノ受賞表、本書第一期終刊ノ辭、傳者ノ寫眞肖像等アリ

緒言

一 豫期し如く本書第二期の編纂成り粵に其第五輯を發行せり  
 一本輯には徳川第十五代、前征夷大將軍慶喜老公の揮毫に係る莊嚴なる題字を冠せり其行體遒頸筆力千鈞の聖あり蓋、世間、幾萬帙の書冊ありと雖、未、將軍家の染筆を題したるを覽ず獨、本傳に題するに於て著者の光榮のみにあらざるなり  
 一本輯に挿入したる旌表者府縣別地圖を閱せば該地方民の品位と性情と素行とを判知し得べき彰善癉惡の明鏡なり  
 一 第六輯は既に筆を操り將に脱稿せむとすれば其刷成の期、亦、近きに在り  
 一 詳細は本書第一輯、所載の凡例に在り讀者、必、一讀を要す  
 一 近時の教科書は一字一句、悉、皆、賄賂より成立せざるは莫く學童の修得しつゝある書籍は咸、汚吏の邪慾より採用したるものなり本書は著者か二十九年以來熱誠と赤心とを捧けて著作したるもの實に神聖無垢の立志編にして聖世の龜鑑なり

明治三十六年春王の正月二日 著者 識

明治忠孝節義傳 一名 東洋立志編

第五輯目次 (いろは順)

藍綬褒章之部 四十二人

藍綬 綠綬 紅綬	褒章旌表者統計地圖及地方別年表並小引	一
石井	十次 慈善事業	一三
石栗	六内 公同事務	一九
伊藤	圓七 公同事務	二五
波部	本次郎 公同事務	二九
林田	伊男二 公同事務	三四
西村	宗逸 公同事務	三八
細川	乾二 公同事務	四三
富田	忠利 公同事務	四六
大島	喜三治 公共事業	五三

○藍綬目次

大橋東太	公共事務	六一
小澤衡平	公共事務	六五
加藤正英	公共事務	七〇
金子定吉	公共事務	七七
橫濱正藏	公共事務	八二
高松喜六	公共事務	八七
田邊九郎	公共事務	九一
塚本定次	公共事務	九四
塚本正之	公共事務	一〇一
内藤三藏	公共事務	一〇五
鳴瀧幸恭	公共事務	一一一
名和靖	公共事務	一一五
永田與三吉	公共事務	一二二
中澤治兵衛	公共事務	一二九
梅木彦三郎	公共事務	一三四

桑原壽一郎	公共事務	一三九
山内正明	公共事務	一四三
山本彌太郎	公共事務	一四八
山本清兵衛	公共事務	一五二
八木榮次郎	公共事務	一五八
保井丈喜知	公共事務	一六三
藤原宇之吉	公共事務	一六八
藤川本繁	公共事務	一七〇
小林省吾	公共事務	一七六
澤重治郎	公共事務	一七九
佐野數二	公共事務	一八三
佐野與兵衛	公共事務	一八七
三枝七内	公共事務	一九一
平林九兵衛	公共事務	一九五
平尾學治郎	公共事務	一九九

森田 作右衛門 公共事業……………二〇九  
 森口 徳左衛門 公同事務……………二一四  
 須賀 仙之助 公同事務……………二二〇

綠綬褒章之部 三十一人

伊藤 壯兵衛 義僕、孝子……………二二五  
 井上 淺次郎 實業精勵……………二二八  
 井上 貞次郎 實業精勵……………二三二  
 石川 理紀之助 公共事業……………二三七  
 八田 謹二郎 實業精勵……………二四三  
 林田 守隆 實業精勵……………二五〇  
 新田 長次郎 實業精勵……………二五四  
 西村 勝三 實業精勵……………二六一  
 西野 彌平次 實業精勵……………二六八  
 沈 壽官 實業精勵……………二七五  
 若尾 逸平 實業精勵……………二八一

川田 谷五郎 實業精勵……………二八八  
 曾根 庄兵衛 實業精勵……………二九五  
 中村 吉之丞 孝子……………二九九  
 武藤 幸逸 實業精勵……………三〇二  
 上 杉喜武 孝貞……………三〇七  
 草山 貞胤 實業精勵……………三一二  
 山邊 丈夫 實業精勵……………三一六  
 矢島 榮助 實業精勵……………三二三  
 松下 彦兵衛 實業精勵……………三二八  
 前田 靈瑞 忠信、義僕……………三三三  
 真 下 邑三 實業精勵……………三三八  
 藤本 善右衛門 實業精勵……………三四二  
 小泉 清左衛門 實業精勵……………三四六  
 小西 藤兵衛 實業精勵……………三五二  
 駒井 庄太郎 實業精勵……………三五八

○綠綬紅綬目次

笹部 定吉 義	三六五
水越理三郎 實業精勵	三六九
島田 孫市 實業精勵	三七三
平郡 太平 義 僕	三七九
瀬川 喜七 實業精勵	三八三
紅綬褒章之部 三人	
加藤 正之 人命救助	三八九
山下 榮之 人命救助	三九二
杉山 勝藏 人命救助	三九四
以上七十六人	合計 三百九十六頁

附、前征夷大將軍從一位德川老公の題字、寫真肖像六頁、旌表者府縣別地圖  
 (石版色刷)地方別年表及緒言、目次等數十頁あり

明治忠孝節義傳目次終

明治忠孝節義傳第五輯

一名 東洋立志編

東洋 杉本勝二郎 編著

藍綬  
 綠綬  
 紅綬

褒章旌表者統計地圖及地方別年表並小引

回顧して江湖を通觀するに近來薄俗、風を成し道義、日に下り誠に言ふに忍びざるものあり例せば學校長、教諭、視學官、書記官、知事、及華族の徒、續續罪を犯して司直の府に拘引せられ遂に圜圜に監禁せらるゝあり此輩、僉地方牧民の職を奉じ或は教鞭を執りて青英の任に膺り或は 皇室の藩屏、國民の儀表たるものにして而も破廉耻罪を犯し惡漢盜兒と稱を同ふするに至る固より此輩、多少の智識あり些か教育を享けたるものなれば彼の惡漢盜兒の行爲に優るとも劣らざる動物なり其他、國家を代表する公使にして何何を犯し或は何、或は何と實に縷指に勝へざるなり約言せば現今の官吏は、咸不正不直にして幾ど盜賊に類すと誣ゆるものあるも吾人は之が辯解の辭

○旌表者統計地圖小引

なきに苦めり苦此儘に經過せば 祖宗以來の良風美俗他方人の稱して君子國といふ所のもの終に地を拂ふに至らむ實に痛念の至りに勝へざるなり吾人嚮に 大詔の旨を奉體し褒章の典を奉贊し專社會の善行を表彰して風紀矯正と道德振興とを期し『明治忠孝節義傳』を編纂して旌表の典に浴したる聖世の名譽傳を立つること茲に五輯に達せり其每輯開卷劈頭に於て吾人の鄙見を陳述し聊現時の頽風薄俗社會を振刷する一片の藥石に資すべき龜鑑たらしめむと欲しむなり古人言へるあり異邦の典籍を假りて之を語らむより皇朝の故事を舉げて之を諭さむには如かず昔賢の嘉言を引きて之を訓へむより近人の善行を述べて之を導かむには如かずと吾人の微衷亦豈他あらむや然り而して本輯の劈頭に於て藍綬、綠綬、紅綬の三種褒章の旌表者を廳、府、縣別にしたる帝國の地圖に之を統計したる一覽表を以てし更に十五年一月以來三十五年十二月迄二十一年間の年表を地方別に類纂したる統計表を添附せり此甲乙二表を精閱するに藍綬褒章に於て公衆の利益を興して成績著明なるもの北海道廳下に於て十八名を最多とし次に東京府、愛知縣に各十名一其他は九名以内にして一人だもなき零府縣は京都、神奈川、愛媛、鹿兒島、沖繩の一府四縣なり而して其公同事務に勤勉し勞効顯著なるもの東京府の八十三名内七十三名は博覽會審査事務の効に依り二十三年

此七十三人を控除せば十人となるを最大とし次に兵庫縣の十五人なり其他は九名以内にして零府縣は北海道廳、巖手、鳥取、和歌山、佐賀、沖繩の一廳五縣なり又、綠綬褒章に於て德行卓絶者、即、孝子、節婦、義僕の類は廣島縣の八名を最上とし次を岡山縣の五名とす其他は四名以内にして零地方は北海道、神奈川、兵庫、長崎、茨城、奈良、静岡、岐阜、長野、宮城、秋田、石川、鳥取、和歌山、高知、福岡、佐賀、熊本、沖繩の一廳十八縣に亘る而して實業に精勵して衆民の模範たるべきもの京都府の二十名を最多とし次に群馬縣の十六名、大坂府の十五名、東京府の十四名とす其他は八名以内にして零地方は山口、佐賀、沖繩の三縣なり又、紅綬褒章に於て自己の危難を顧ず人命を救助したるもの宮城縣の十八名を最上とし次は北海道廳、新潟縣に各十四名、及、山口縣の十一名にして其他は九名以内なり零地方は東京、神奈川、群馬、栃木、三重、愛知、山梨、滋賀、岐阜、長野、福井、香川、佐賀、熊本、沖繩の一府十四縣とす

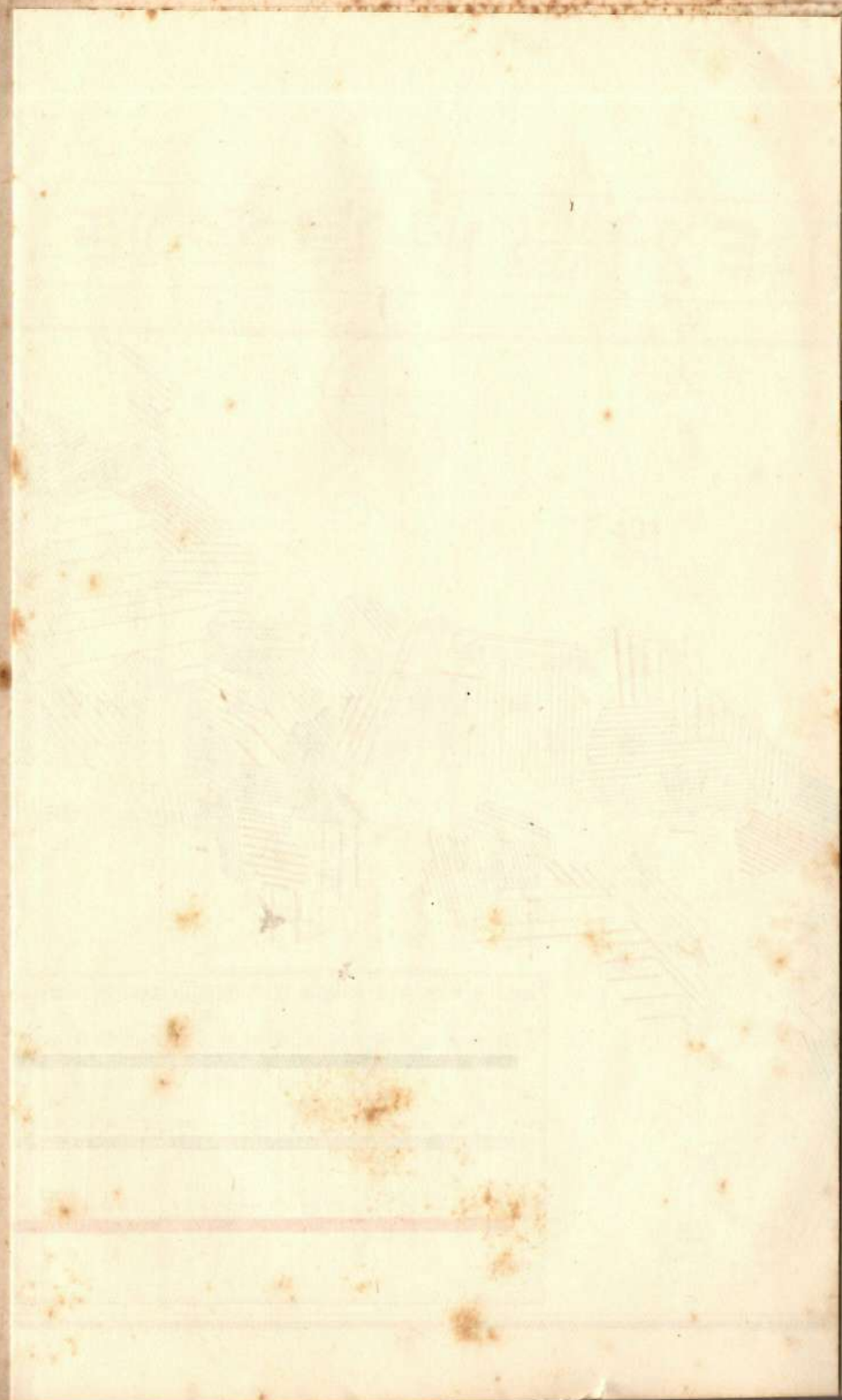
三種の褒章を通して二十一年間に旌表ありし最多なる地方は東京府の百十一名を首とし次きを北海道廳の三十六名、大坂府の三十四名にして其他の府縣は二十九名京都府、以内とす殊に十名以下の地方を擧ぐれば高知九、鳥取八、青森七、巖手、徳島、香川、各五人、熊本四、佐賀一の八縣にして二十餘年間に唯一人なるは佐賀縣にして全零は沖

繩縣なりとす

禮に曰く四郊、壘多きは卿大夫の辱なり地廣大、荒て治まらざるは士の辱なりと則古の士大夫は國家の治まらざるを以て直に己が責任と爲すものなり今の紳士は古の士大夫に非ずや確く信す善良なる國民の國家を以て念とせらるゝことを果して然らば事の風教に關するものは誠に微物と雖、亦士大夫の心を動かすべき所のものなり今吾人が纂著の如き洵に些事に類すと雖、然れども豈一點風教に補なしとせむや是吾人が丹心の存する所なり茲に聊其義を述ぶ

### 旌表者府縣別地圖

(三色刷)







自三十五年一月末地方別年表

縣府 名	廳			
	道海北	京東	都京	阪大
年次	紅	綠	藍	紅
一五	一	一	一	一
一六	二	一	一	一
一七	七	一	一	一
一八	一	一	一	一
一九	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一
二一	一	一	一	一
二二	一	一	一	一
二三	一	一	一	一
二四	一	一	一	一
二五	二	一	一	一
二六	一	一	一	一
二七	一	一	一	一
二八	一	一	一	一
二九	一	一	一	一
三〇	一	一	一	一
三一	一	一	一	一
三二	一	一	一	一
三三	一	一	一	一
三四	一	一	一	一
三五	一	一	一	一
計	一四	一八	一七	一三

○地方別年表

五

○地方別年表

知愛	重三	良奈	木柙	城茨	葉千
紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍
			-		
八				-	
二				三	三
-					二
	二 -		-		-
				二	-
	-	四			
				-	
		二	二		
	二 三	五 三 -			- 二
		-	- 三	五	二
	-			-	
-	二				二
-	-				
二 三	-		二 -	-	-
-	二	-	四	-	
	-	-			二
	三				
				-	
二			二		
二		-			
七 六	五 五	七 三 九	〇 七	三 - 二	- 八 九

七

馬群	玉崎	湯新	崎長	庫兵	川奈神
紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍	紅綠藍
-		三	三		
一	二 - 二	四   二			
三	-   五	四 - -	三	-   -	
	-				
		二		-   -	
				二	
九 -	六			六	五
-		- -	三		-
	-	-		-	
			三	三	
	二	-	-	-	
	-	- -	- -		-
		二 -			
六	-			八	
-			-		-
-		-		二	-
七 七	三 二 八	一 四 六 七	九 二 五	四 - 二	六 七

六

○地方別年表

井 福	田 秋	形 山	森 青	手 巖	島 福
紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍
			- 二		二
-		-			
		-		- -	三 -
	-   -	二			-
		三		-	-
		-			
		二			
		-			
-	- 二	-	-		
	-	-			
二		-	-	-   -	二
-				-	
-		-	-		-
二 二		- 二			四
	-				-
		二	-		
-					
二	- 二				
-	-	三			
八 六	- 二 九	七 七 八	三 三 三	- 二 二	三 五 八

九

城 宮	野 長	阜 岐	賀 滋	梨 山	岡 靜
紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍
	-			-	
-				-	-   -
七					-   二
四   -	-				
-			-		
-					
-					
-					
	七 二			二	-
				三	-   二
				-	-   二
-   二		-	三		
-	四	-			
-		二	二 -	二	-
	-		-   -		
二	-	-		三 -	
	-	-	-   三		
-   -		-	三		
		-	二		-
八 - 八	八 二	二 八	七 〇	七 七	二 四 八

八

○地方別年表

知高	媛愛	川香	島徳	山歌和	口山
紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍
	三 -				
	- 二		-		〇 -
					-
				-	
五					
-			五		
		-			
	-		三		-
- -			五   -		
		-		-	
-		-			三
	-		三	三	三
			-		
		-	-		
				-	
	-	-	二		
			-		
六 - 二	四 四 二	三 三	六 八 八	二 二 -	二 二 七

一一

島廣	山岡	根島	取鳥	山富	川石
紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍	紅 綠 藍
五	-				三
		-	-		二   二
- -		二			四
-					-
- -	-	二			
				二	-
二				二 -	
					-
	二 -	- -		二	
- 六	-	-	二	二	
-	-	-	- 二	二 - -	二
	-				-
-	二	三		-	-
	三 -	二	-	-	-
	二		-	二 二	
-		-			
-		-		-	
		- 二			
	-				-
- 二 二	- 〇 六	二 六 〇	- 五 二	七 〇 八	八 - 二

10



凡、自己ノ危難ヲ顧ミズ人命ヲ救助シタル者又ハ孝子、順孫、節婦、義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ摸範タルベキ者又ハ學術技藝上ノ發明、改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫ノ事業、學校、病院ノ建設、道路、河渠、堤防、橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者ニ賜ハルモノナリ



## 石井十次

礎子曰く博愛以て衆に臨み信切以て誠心を推す而も其己を持する着實堅固、浮華僥薄の世に在りて少しも流俗の汚塵に漬されず能く慈善事業の天職を完くしたるは石井十次、其人なり吾、藍綬旌表者の傳を立つる多しと雖、十次の如きは未曾有にして

○石井十次（藍綬）

他に比すへきなし吾、本傳を草し、茫然として涙の下るを覺へざるなり世の素封家、及肉食の徒、須く本傳を讀みて感奮する所あれ

十次は舊日向高鍋藩士、石井萬吉の長子にして母、乃婦、松尾氏、慶應元年四月十一日を以て十次を高鍋城下に産む八歳にして小學に入り十五歳、上京して攻玉社に螢雪の苦を積むこと期年にして郷に歸る偶、國事犯の嫌疑を以て獄に下る明治十五年、宮崎縣巡查となり僅に六月にして罷む年の九月、岡山甲種醫學校に入學す、在學中、貧兒教育の必要を感じ十七年、夏期休業に際し歸省して人論戸説し未、三句ならざるに開會の式を擧ぐるに至れりと云ふ十次が異日、天下に率先して幾多可憐の孤兒を救育する岡山孤兒院の設立は既に此時に萌芽すと謂ふべし而後、十九二十年の交、十次は英國、プロストル孤兒院長の演說筆記等を讀みて其志望の誤らざるを知ると共に豫て崇信する基督教義に基き孤貧兒教育の目的を達せむことを期せり二十年、病氣療養として縣下邑久郡上阿知村に移る村に大師堂あり乞食の徒、常に雨露を凌ぐ十次、毎朝、堂に往き具さに之を視る會、兄妹の乞食あり男八歳、女五歳、其慘狀を憐み食を與へて歸る須臾にして其母、十次を訪ひて懇懃謝辭を致し且、己の經歷を述へて涕泣、憐を乞ひ兒兒を託する頗、切なり十次、素志あり之を快諾す次て亦、二男兒を救育す是に於

て醫學を廢し専、孤貧兒教育の事に従はむと欲し遂に有志を糾合して年の九月、岡山市門田屋敷の禪房、三友寺の一室を賃借し孤兒教育會を組織し趣旨書を公にして孤兒院を創立したり當時の費用實に十九圓餘、其規模の狭小なる知るへきのみ然れども十次は畢生、該事業と終始せむと欲するの念、愈、堅固なり此時既に醫覺を卒業し温習中なりしを以て父母等、苦諫して學業を廢する勿らしむ十次、已むを得ず其言を容れ再、第三高等中學醫學部に入り其室、品をして孤兒を養育するの任に當らしめ教育は之を二友に委囑し自餘暇を以て寄附、金品募集の爲、東奔西走し其事業を擴張し基礎を確立せむことに力めたり而後、一有半年にして他技を修むるの反て自己の本願に害あるを認め斷然、意を決して雙親の命に違ひ朋友の言に背き多年修讀し、醫籍及講義筆記等を火中に投し以て其決心を表白し全心全力を此天職の事業に傾注するに至れり爾來收容する孤貧兒の員數は益、増加すと雖、其之を扶持するの資金伴はざりしか爲、屢、困蹶に遭遇し時に或は菜の食膳に供するなく鹽を嘗めて之に代へ時に或は鹽ありと雖、米麥の炊々なく遂に全く斷食することありき而して世間或は其苦難を察せず擬するに偽善者を以てし甚しきは寄附金品を詐取するものと誣ゆるに至る二十八年、虎列拉病流行して院内を侵し十次、亦、其襲ふ所となる此際、多年内助

の功ありし妻品は不幸にして易簣せり嗚呼、父母に別れて再、父母を發見したる多くの孤兒等は生母にも勝れる恩愛を以て撫育せられたる慈母を失へり悲惨なる哉、此間に處し千百人中、其志氣の沮喪せざるもの果して幾人かある然れども十次、自若として泰然動かす奮然屈せず益、志氣を鼓舞して該事業に盡力鞅掌し三十年に至り三友寺の傍に一屋を建築して之に移り漸次擴張して現今の設備を整ふるを得、以て今日あるを致せり本院創立以來、十次の教育を受けて人と成り出院したるもの既に二百四十六名の多きに達し現に收容する男兒百四十七名、女兒七十八名にして三十四年までに支出し、費金は實に十四萬八千四百五十五圓餘の巨額に上れり而して創設以來、三十四年中の寄附金合計九萬九千三百餘圓に達せり

本院維持の方法は各種の義捐金より成れり其種別大要左の如し

- 贊助寄附金、 賛助員より月拾錢或は年壹圓つゝ寄附するもの
- 慈善函寄附、 停車場或は旅店等に慈善函を掲置し有志者の隨意喜捨するもの
- 臨時寄附金、 有志者より隨意寄附するもの
- 慈善音樂幻、 各所に於て音樂幻燈會を催し孤兒院の歴史現況を説明して募集する寄附金
- 縣廳補助金、 孤兒院教育部の爲、三十四年度より金四百圓つゝ下附するもの
- 實業部取得、 活版及理髮の兩部より取得するもの

以上の外、基本金を募集しつゝあり蓋、目的額二十萬圓に達するまでは其利金を基本財産に編入することゝせり其募集現在額、三千二百四十餘圓にして創立以後、三十四年中の歳入歳出金額左の如し

歳入總計、十四萬六千三百三十四圓餘、 歳出總計、十四萬八千四百五十五圓餘、  
嗚呼、十次か一意専心、熱誠血涙を灑きて所謂、天下の憂に先ちて憂ひ天下の樂に後れて樂むの大義に則り天下に率先して孤兒院の設立を規畫したるの博愛慈善事業は遂に褒章簿冊に錄せられ三十五年十月を以て榮譽ある藍綬の章は天の一角より下りぬ

資性着實、夙ニ孤貧兒教育ノ必要ヲ感知シ明治二十年、岡山縣ニ於テ有志ヲ糾、合シテ孤兒院ヲ創立シ多年修學セル醫道ヲ履シテ專、力ヲ茲ニ竭シ幾多ノ艱厄阻碍ニ遭フモ屈撓セス慘憺經營、益、奮テ之ガ設備ノ完整ニ努メ規模ヲ擴張シテ以テ廣ク無告ノ孤兒ヲ收容シ自、其父母ニ代リテ學ヲ教ヘ業ヲ授ケ一意盡瘁十有餘年、已ニ自活ノ路ヲ得テ出院シタル者、二百數十名、現ニ收容スル兒女二百餘名、岡山孤兒院ノ名、遠邇ニ發揚シ今日ノ盛況ヲ見ルニ至ル其成績洵ニ著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒテ其善行ヲ表彰ス



十次が孤兒救濟事業に全幅の心身を悉し幾多の艱難と戦ふや其内助に干りて大に力ありし室品は内野氏の出なり中道にして不幸、疫病に斃るゝと雖、地下に在りて今日の盛況を見は亦、以て瞑すべし後繼、辰は吉田氏の女なり前室に三女あり礎子曰く十次は不屈不撓の精神に富み身、一介の書生たりし當時、既に志を慈善事業の天職に傾注し中途、幾多の困難に遭遇するも曾て其所信を枉けず終に克く今日の盛況を致し天下到る所、岡山孤兒院あるを知る其間、己は虎病に罹り最愛の婦は可憐の三兒を遺して没し人間の辛酸甘苦を嘗め盡せりと雖、毅然屈せず竿竿たる義侠心は益、救濟事業に盡瘁し或は各地を視察して幻燈會を催し或は基本財産を募集し無告の孤貧兒を救護する等、人をして轉、欽慕の念、禁する能はざらしむ其卓絶なる事功は決して藍綬の章に愧ぢざるなり

又曰く十次に擬するに偽善家を以てし太しきは寄附金品を詐取するものなりと誣ふるに至る噫、浮華僥薄の徒の濟度すべからざる何ぞ夫、斯の如き乎、具翁謂ばずや、予か名聲言行、及容貌は天下の共有物なり故に如何に之を品評するも予は之に對し異議を容れざるべしと天下爲すあるものは宜く具翁の心事を服膺して可なり嗚呼、十次、吾、汝を知る矣

## 石栗六内

羽前國東田川郡横山村大字横川の人、石栗六内は文右衛門の長子なり父文右、本姓石川氏、入りて石栗氏を冒し家女房に配して六内を生めり時に安政二年十一月二十四日なり六、資性篤實、明治十年、始て居村の保正を命せられ尋て里正と爲る明年、改稱して差配人といふ六、早に教育の志深く學校世話掛を兼ね又明年、改めて戸長と爲るに及ひ熱心振興の策を講ず而して當村の校舍は一小寺院を假りて之に充て其教授法、亦、所謂、寺小屋の餘弊を承く六、以爲らく舊慣未除かす村民向學の念、薄し之か耳目を一新するは校舍の新築より急なるはなしと是に於て校舍新築の議を決し十三年、工を起し翌年、竣工せり是、今の横川尋常小學校なり爾來、父兄向學の念、頗、面目を改めたり故に賞賜あり十四年、學務委員を兼ね學校資金を寄附して賞杯を受く翌年、戸長と爲り學務委員を兼ね十七年、更に野荒町外十一村聯合衛生會員に當撰す是年、戸長に任す六、就任以來、部内の學事を獎勵し且、荒川、野田、仙道三村聯合小學は寺院を假用し教場不備、就學少數なるを以て村民を獎勵し有志の寄附を募りて翌年、校舍新築の工を起せり是を今の荒川尋常小學校と爲す爾後、勸奨を怠らす爲に駸駸進歩の効を見

る既にして手向勸業區勸業會員に當選し十九年、町屋村外十一村戸長に兼任し尋て東田川郡書記に任し第二科長たり更に藤島外九村戸長に任し尋て余目外四村戸長に任せらる六、當村戸長就職以來、熱心就學を勸め父兄を督勵したるの結果、二十年に至り生徒増加し遂に校舎の狹隘を告ぐるに至る是に於て増築の工を起し幾許ならすして竣工せり六、又、意を道路交通に用ゐる村民に諭して其部内、元、野荒町より郡衙に通する路線中、町屋、野荒町、兩村の道路を開鑿し從來曾て車輛を通せざりし不便を除きて交通の便を開けり又、意を隄防に注ぎ余目村は最上川沿岸の村落にして數千間の堤防を有せり故に漲溢毎に決壊して耕地流亡、浸水の害を免れず特に千河原村を最と爲す六、村民に協議し敷地人夫を寄附せしめ延長貳百七拾間の修繕改築工事を起し二十年を以て竣工せり是年、本村に登記所を置かれ其事務取扱と爲る又、余目、千河原兩小學校、資産の管理、清潔法施行支部委員を命せられ郡教育會員に當撰す二十一年、千河原地内に單床工、及、護岸工を施すこと延長貳百七拾九間、是年學校増築費寄附の賞として木杯を受く二十二年、町村制施行の際、余目村長に當選し尋て縣會議員に擧がる又、前年に於ける千河原護岸工を繼ぎ更に延長貳百五十間を加工す又、大字榎木は其住屋、最上川の南岸に在り耕地は北岸に在り是、流域變更の爲に移住せしな

り情勢既に是の如し故に北岸は漲水毎に被害を免れず昔歲、幕府隄防を此に築く人、困りて之を公儀隄と稱せり年の六月、大水の隄防を破壊すること數十間、爲に三十餘町歩の耕地荒廢に屬せり接續地、飽海郡南平田村大字飛鳥、及、砂越、亦、被害甚し是に於て六、被害各村と協議會を開きて永遠の計畫を立て工費を決議せり而して一半は縣稅の補助を仰き一半は各村平分して之を負擔し皆、村民に寄附せしむ且、本工事は頗、大業なるを以て施行上、過失なからむことを期し内務省最上川直轄工事事務所に指定寄附を申請し其採用する所と爲り金五千四百餘圓を納附し其施行を仰きて遂に堅牢なる復舊工事を完成せり其他、部内各大字間、及、他村に通する交通頻繁の道路にして車輛通せざるものゝ如き村支辨道に編入して逐年、加工し遂に車輛あらざるなきに至れり且、橋梁の木造なるものは漸次之を石造に改めたり則、改修の道路延長五里三十餘町、石橋二十箇所なり明年、組合教育會員、衛生會員、村會議員、組合會議員等の數職に當選せり又、明年、郡會議員に當選す是年、從來就學督勵の結果、生徒大に増加し再、校舎の狹隘を感じて増築を爲せり又、明年、水利區域創立委員、郡參事會員と爲り又、明年、郡教育會員、水害豫防組合創立委員、千河原水害豫防組合管理者、北楯大堰普通水利組合會議員等と爲り又、余目村長に再選せらる又、明年、縣會議員に當選し赤十字正

社員に列す是年、庄内地方震災の爲、千河原分校毀損せり蓋、本分校は一民家を假用ししものにして從來諸般の不備を免れず故に此機を以て村會に議り改築を爲し以て教育上に便を與ふ又明年、郡教育會員に當選す又、教育上の功勞を以て木杯を得たり越えて三十年、縣會議員に當選し又、三選せられて村長に就任せり次年、參事會員に選任せらる抑、余目小學校は當時生徒已に六百名に上り尙、發達の運に向へり且、從來の校舍は數次、増築加工したるものにして諸般の設備完全ならず今に及び好地を卜して一大建築を成すを必要なりとし之を村會の議に附し其決議を經、兩年度の繼續事業と爲し工費金壹萬貳千百餘圓なり此の如き盛況に達しは皆、六か多年鼓舞作興し力に賴る此より前、中等教育の必要を感じ十九年以後、自、郡の主唱者に伍し屢、東西田川兩郡の有志と協議し其醴金貳萬圓を得て私立庄内中學校を設置し利子と授業料とを以て校費を支辨せり後、飽海郡の有志に熟議し亦、之に加盟せしめ常に商議員に擧らる既にして縣稅の補助を受け二十六年以後は遂に縣の管理に歸す斯く中等教育の發達を見る是、亦、六か與りて力ある所なり後、校の理事は銀杯を贈與して感謝の意を表せり又、其衛生に關するものを擧ぐれば二十九年夏、本縣各郡に赤痢患者發生せり縣、傳染病院又は隔離病舎の設備を令し郡長、之を督責す而して當時衆村長

中、或は民費多端を名として設備を怠るものあり獨、六、之を以て急と爲し村會の贊同を得、直に起工せり其工、未、半ならず會、對岸、飽海郡南平田村の工夫より傳染し千河原に赤痢患者を出せり是に於て六、吏員を督し一面、豫防救治の策を講し一面、病舎の建築を督勵し忽にして工事落成し即日、内部の設備を了し患者を收容せり且、患者に對する治療周到なる之を自宅療養に比し大に勝れり故に自、隱蔽の弊なく隨ひて患者の數を減し尋て病舎を閉鎖せり嗚、當時病舎の設なくは病毒の傳染、未、計るへからざるものあり然るに能く滔天の慘禍を去微の間に滅盡しは皆、六か力なり若、夫、勸業は又、大に録すべきものあり則、二十三年より四年間、四箇所の田畑農産物試作場を設け各種の試作人を置きて事に従はしめ其結果、種苗を撰定し或は肥料成績を知らしめ斯業に鴻益を興ふること多し後、二十八年より六年間の繼續事業として稻作改良、及、馬耕獎勵の目的を以て馬耕競犁會を設け優者に賞品を興へて之を獎勵せり元來、耕耘法に於て單に人力に賴るは頗、不利益なり然るに當地方は從來馬耕法を用ゐること稀なり故に之か改良を必要とし事に此に及へるなり爾來、馬耕の法、逐年進歩し改良の效果を見るに至れり又、三十年より五年間の繼續事業として本村に耕作物共進會を開設したり抑、近時共進會の通弊たる實際に適せざる費用を抛ちて外見を術

ひ虚名を釣るか如き皆、是なり故に本會は時弊を矯め實益を交換するに在り亦、以て見る所の時流に秀て、實益を收むるの大なるを知る三十年、庄内地方は稻田に浮塵子發生し其被害甚しく米價漸く騰貴し明年に至り其極に達し細民の窮狀、言ふに忍ひざるものあり是に於て有志と謀り義捐金を募集して外國米を購入し其八月より十月中之を救濟せり曾て十七年、野荒町外十村戸長たるや元來、同役場は三役場を合併したるものにして事務紛雜當時役場の所措せる地所建物の公證類の如き其賣買質入重複二三回に至るものあり隨ひて其信用地に墜ち當役場の公證を以て授受賣買するものなきに至れり六、就職以來、數閱月にして能く紛亂せる事務を整理し其信用を回復せり又、横川村、及、余目村の戸長たるや皆、其役場を新築して村衙の威嚴を保ち執務の便を計れり殊に村長以來、村の基本財産を蓄積し今や蓄積高五百八十九圓餘、學校基本金一千六百八十九圓餘、土地八段歩餘に上れり亦以て遠慮あるを見るに足る三十五年三月、朝廷藍綬の章を下して六の殊績を門閭に旌表せり

資性篤實、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制實施以來、再三選マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ學校病院ヲ新築シテ教育衛生ノ設備ニ勗メ馬耕競犂會、耕作物共進會ヲ開キテ農事ノ改新ヲ促シ道橋ヲ修メ窮民ヲ濟ヒ

殊ニカヲ最上川堤防ノ修築、及、護岸工事ニ竭シ沿川居民ヲシテ各、其堵ニ安ンセシムル等、執掌多年、諸務整飭ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是より先、村會は多年の功勞に酬ひむが爲、紀念として銀杯一組を贈與し其他賞杯を受くること數回、又、職務勤勉の賞を得しこと前後十餘回に及べり六、初、疋田氏、美惠を迎ふ後、石川氏、稻を以て室を繼げるなり

礎子曰く吾、六也の村治に於けるを見るに事を爲す直摯誠實、絶へて輕浮に奔らす嘗て其轉任に當り村民、舉な之が爲に留任を乞へるが如き深く人心に孚する所あるを見る孔子曰く聲色之於以化民、末也と宜なる哉

## 伊藤圓七

近江國滋賀郡滋賀村字錦織、伊藤圓七は元、尾州の人、内藤利助の次男にして母は伊藤氏、連と名づく圓、天保十三年十一月二十五日を以て生る長して伊藤妙信の養子と爲

る明治七年、居村の戸長と爲るや、村務の整齊は執務上に便宜を與へされは能はざるを知り、先づ村衙の改築を施行せり。爾來、吏員の執務、大に敏活なるを得たり。尋て地租段別の調査に従事し、日夜勤勉、一年有餘にして、查了せり。而して其調査精確、村民一も苦情なし。八年、學區の改正より、本村外二村聯合して、校舎の新築を企畫せり。而して三村中、新平民の部落あり、爲に紛議を生じ、併合し易からず。圓懇諭百端、事理を明晰にし、人人をして能く満足せしめ、四百五拾圓の寄附を募集し、遂に校舎を新築せり。是、則、錦麓學校なり。元來、村は人家、山間に散在し、貳百九拾餘町歩の森林を有せり。故に採薪の業を營むもの多し。然るに運輸の道路、狹隘にして、僅に三尺に過ぎず。隨ひて凸凹甚し、圓交通の利便を缺くより、生ずる損失の多大なるを憂ひ、有志を勸誘して、開修工事を起し、自、施工を監督し、延長貳百七拾五間、幅六尺の村道を竣成せり。而後、柴薪の運搬、人馬の往來、雨なから便を得たり。抑、學校設立以來、村費の増加するは、勢の免れざる所なり。居村、亦、此數に洩れず。圓深く、後來の維持を慮り、衆に議りて、十四年以後、毎戸每一段、一箇年米三升を五年間、醸出の約を定め、十八年まで蓄積して、一千圓の基本財産を得たり。是より後、毎戸壹圓を補助することを得て、大に村費の負擔を輕減せり。又、聯合村設置以來、山上村外五村共有山林、貳百九拾町四段歩餘あり。故に看守人を置きて、濫伐

を禁し、苗圃を設けて、杉苗を培養し、時を以て數千萬本を移植し、監督を嚴にし、保護を密にす。今や、滿山、樹木鬱茂し、目算價格三萬九千圓に出づ。之を村有財産と爲す。又、二十二年以後、毎年金六拾圓を蓄積し、三十二年に至り、七百五拾九圓餘を得たり。是、亦、村有財産の一なり。二十年、南滋賀村外五村戸長たるとき、教育規定に基き、校舎新築を主張して行はれず。常に以て憾とせり。後、町村制に因り、二十二年、村長に擧られ、就任以來、專、教育の進歩を計り、校舎の新築を希圖して、未、意を果さず。不幸、疾患ありて、職を辭す。然れとも、一年ならずして、再選せられ、再、前議を村會に提出す。而して、議論沸騰、要するに、争ふ所、距離の遠近に在り。圓熟慮一番、更に學校新築、道路改修の二案を提出して、遂に之を成立せしめ、二十八年、新築の工を起し、銳意督勵、竣工せり。此に至り、圓、宿志を償うを得、益、教育の上進を計り、三十二年に至り、高等科を併置し、又、傳染病隔離舎を建設したり。既にして、赤十字社委員となり、從來、村内には一社員をもあらず。しが、熱心勸誘の結果、遂に百餘名を得たり。二十九年、村衙を新築して、執務に便す。翌年、大字山中の山間に僻在して、交通不便なるを慮り、嘗て小學校を設置したるも、經費費けられず。權に集會場を以て、校舎に假用せり。然れとも、教授上、自、不便を免れされは、之を新築せり。其道路は、極めて險惡なり。然れども、其位置、衛戍接續地なるを以て、日常、演習兵の往來す

るもの旁午たり加ふるに生徒通行の困難あり故に先づ村會の議を経て金一千餘圓を縣經濟中、道路改修費に別に八百餘圓を醸金して地所買上費に寄附し尋て道路改修を出願せり縣之を容れて遂に山中越道路を改修するを得たり延長十七町餘、幅九尺なり爾來、交通甚便なり又、村内柳、不動の兩川は毎年土砂を流出すること夥しく爲に堤防を崩壊し被害甚多し故に關係村落を勸誘し柳川に在ては延長八百五十餘間、不動川には五百餘間の堤防に毎歲五千本の尾州松苗を栽植し今や全堤、稚松掩蔽し爲に崩壊を免るを得たり要するに圓か治を爲す着着、方を誤らす事皆、續あり故に部民悦服し名聲、遠近に揚る宜なり三十五年三月を以て藍綬の章は天の一隅より下ること記に曰く

資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來、再三撰マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シ自治ノ發達ヲ圖リ勤儉蓄積ヲ獎メ基本財産ノ増殖ニ努メテ以テ村費負擔ヲ輕減シ殊ニ柳川、及、不動川比年降雨ニ際シ泥沙流出、堤防破壊シ沿岸田圃ノ被害、尠カラサルヲ憂ヒ土砂杆止ノ業ヲ贊ケ造林ノ法ヲ講シテ裨益ヲ里民ニ與ヘ其他、道路ノ修治ニ地籍ノ整理ニ學校、村衙、隔離病舎ノ建築ニ皆、克ク力ヲ致シ軌掌多年、諸務整飾シ衆民輯穆ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス

依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

茲に圓が義捐投資の一二を録せむ嘗て米質改良滋賀村委員たりし時其受くる所の報酬金七拾餘圓舉げて之を公費に寄附し又、學校費を寄附すること三回、皆、木杯の賞を受く尙、貧民救助等の爲に投資すること數なり又、二十七八年戰役の勞により木杯一組を拜受し其他赤十字社より木杯一個、村會より十數年間の治績に對し木杯一組、尙、退職の際、銀瓶を贈與せり妻、常は中西氏、二男五女を擧ぐ長男松次郎、内藤氏の女京子を迎へ孫、義隆を生じ

礎子曰く子産は鄭の大賢なり孔子、之を論して曰く其養民也惠と惠とは何ぞ教學勸農を謂ふなり區區、婦人の仁をいふに非ず圓七の如き庶幾かな

## 波部本次郎

丹波國多紀郡日置村大字八上の人、波部本次郎は郷の豪族なり世世、波々伯部郷に居る其家、足利氏の時に當り本國七旗頭七組頭の一たり

○波部本次郎（藍綬）

遠祖丹波御料波々伯部莊司藏人房光より出て次郎左衛門尉

爲光の後裔なり爲光八世の孫光政に至り波多野氏に屬し組頭と爲る永祿二年波多野氏安齋の毛利氏と謀りて天皇即位の資を納む是時に當り光政亦隨ひて京師を爲る後六兵衛光吉に至り八上後遂に兵を棄てて農に歸し八上町に遷り釀酒を副業とす光廣の子吉業を繼ぎ氏を波部と改む其子吉次慶安二年より元祿七年まで四十大莊屋を勤む後世世大莊屋兼用達帶刀獨禮を許され六世を経て六兵衛光量に至る是を本次郎の父と爲す母名は壽巳平野氏天保十三年十月二十六日を以て本を産む本より六世の祖六兵衛初て心學に志し私財を抛ち京師より石田梅巖を聘し郷黨の子弟を集めて教ふるに忠孝友愛節儉を以てす後世世其志を繼ぎ育英を以て任と爲す四世の祖六兵衛の時寛政九年所有の家屋を學舎に充て講師を聘して私塾を設く是全國心學舎舎號録中の一中立舎なり而して六歳以上の男女を修學せしめ十五歳以上にして晝日家業に従ふものは特に夜間を以て業を授く傍心學を講じ勸善懲惡に勤む藩主其行を嘉し白銀一枚米十石を賞せり蓋特典なり爾來繼承すること殆八十年間常に百人乃至百五十人の子弟を教育せり明治五年本大區區長を拜す時に學制の發布あり率先して小學の設立を唱道し漸次區内に四小學を設置せり因りて中立舎を廢し其生徒をして皆小學に入らしむ是本郡小學の嚆矢なり本五十金を投して新築を資く既にして校舎狹隘を告げ十二年に至り改築す時に亦一百金を出して其費を助

く縣銀杯を下して之を賞す當時本學區取締を兼ね又公立篠山中學の監督たり故に孜孜として教育の發達を努む後篠山鳳鳴義塾擴張資金百五十圓を寄附して其學を贊く是教育に於ける祖業の大略なり又明治七年兩郡丹波多紀郡境界査定の爲兵庫、豐岡兩縣參事の臨視するに際り特に本に隨行を命す從ひて有馬郡永澤寺に到る嘗て寛政四年攝津有馬郡乙原及元祿十二年丹波多紀郡後川村攝津川の山論の時本の祖先大莊屋勤務たるを以て事に與れり故に幕府特に入判の裁許圖面を下附して保管せしむ傳へて本に至る本之を出して兩參事に示し具に舊慣を陳ふ參事之を容れ速に境界を確定し後豐岡縣特に之を慰勞せり十二年多紀郡畑郷縣守村與縣守村の中間字ナキヤ谷山林地主決定に際し爭論を生じ之を法衙に訴へむとす時の郡長之を憂ひて調和を本に托す抑畑郷野山は元祿享保の頃曾て境界を争へり今や再紛議を生ずるに當り相共に固持し結びて解けず本或は實驗し或は村民に縷縷懇諭し已にして定約を交換し纔に媾和せり郡長深く其勞を慰す又多紀郡曾地村野山の内宇中山毛上入會稼に關し紛議を醸し十一年以降數法廷を経て大審院に至りて尙止まず其間十五年費用積みて一萬餘圓に上り關係村落咸奔走に勞る二十一年終に調停の勞を乞ふ本奔走甚努め二十五年に至り漸く局を結へり本の數論争中に立ちて毎

に圓滑に和解の局を結ぶは以て其郷望を見るに足る又嘗て篠山より川邊郡を経て大坂に達する里道を縣道に編入せむことを計るや久し十三年遂に縣に開陳せり元來篠山以東百餘村より兵庫縣並に大坂府に達する好路なし而して交通逐日頻繁に赴き益改修の必要に逼る故に有志を促し十五年を以て丹波攝津の國境杉生新田邊川後川上村多紀郡の連絡工事を起せり然れども後川は費用の負擔に堪へず是に於て本率先して金百圓を捐て有志を奨勵し遂に竣工せり是より先父光量の時天保十一年に當り篠山より京都に到る道路中宇飛會山峠の難路にして時に修繕を加ふると雖屢崩壞し一大修繕を施工せざれば行人の苦を免れ難きを慨し遂に私財を捐て之を改修せり藩其功を賞せり是修路功績の一二なり本亦心を植林に留め早に樹木伐採後の禿山を買収し勉めて杉檜の苗木を栽植し造林の模範を衆に示せり今や大字十餘村五十餘町歩に亘り蒼鬱たる林樹を見る故に郷人亦皆之に倣うに至る二十二年暴風雨あり河水氾濫して堤防決潰し人家を浸すこと十六戸なり本馳せて之に赴き筏を編みて老幼を扶け役夫を督して救護に力め其死傷を免れしめ即日飯を炊きて之に與へ次て男女六十五人を五日間救助せり其慈俠に富める概此類なり抑波部氏祖先以來徳行を積み本の身に至り聖世に遭遇して大に家聲を發揚し遂に旌表の典

を辱くするに至る家門の光榮何物か之に過ぎむ三十二年十月拜賜せる藍綬褒章の記を掲ぐ

資性温厚累世徳望闔郡ニ隆ク先緒ヲ受ケテ夙ニ鄉村ノ重役トナリ尋テ區長副區長ノ職ヲ奉シ縣會及村會議員若クハ各種ノ委員ニ撰マレ教育ヲ奨勵シ道路ヲ開鑿シ山林ヲ藝植シ窮民ヲ救濟シ争訟ヲ調和スル等專自治ノ發達ヲ圖リ公同ノ事務ニ勤勉スルコト多年其勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治元年山陰道鎮撫使西園寺公望の斯地に臨むや波部家其驛館を命せられ更に苗字帯刀を許し郷士に列し勤王の志厚きを賞され酒饌を受く本敬神の念深し明治三年神佛混淆調査に際し不明なる式内の一座を確定したり後波々伯部神社改營の舉神社は郡内著名の祠宇にして従前藩の造營たりあるや八村の氏子等特に本に屬するに工事の總監督を以てせり本愼みて事に従ひ且三百金を獻して工費を助く本安政六年以來能く公に奉じて家聲を下さず明治以還縣會村會の議員地租改正調總代公儲金保管人郡教育諮問會員赤十字社終身社員郡會議長郡農會長縣農會評議員森林會議員所得稅調查委員會會長日置郵便局長等に推さる又篠山百三十七銀行頭取縣農工銀行監查役たり其



義捐寄附金の賞として木杯二回、銀杯一回を得、其他褒詞を受くること、僂指に違わらず又、内國勸業博覽會に黒大豆を出品して有功二等賞牌を授與せられ、宮内省の上買を辱くせり、本の妻は虎平野氏の出なり

礎子曰く、投機の業は雷電の如し、其動靜、忽、世人の耳目に影響す、育英の事は春風の如し、其動靜、敢て世人の耳目に赫灼たらずと雖、穩、瞑裏に世道人心を移導するは、則此に在り、其施設の得失は利害を百年の後に及ぼすが、故に此局に任するものは、之を以て終身の事業となさざるべからず、而も波部氏、教を郷黨に布くこと、數世、民の之に赴く影の響の如し、宜なり、數、他の争鬪を和して衆の服すること、孟子曰く、善政、不如、善教之得、民也、と又曰く、善教得、民心、と波部氏の若きを謂ふなり

## 林田伊男二

林田伊男二は越前國坂井郡丸岡町の人にして、舊丸岡藩士なり、父を伴七といふ母は同藩荒木氏の女、名を佐代といへり、伊男、天保十四年六月二日を以て生る、嘉永二年、父

伴七、退隱して家を伊男に譲る、後、明治二年に至り、伊男、始て藩に出仕せり、五年、舉家、丸岡町より南條郡堺村に移住す、六年以來、小學訓導と爲り、專、子弟の教育に従事せり、堺村は小部落の溪間に點點散在したる僻村にして、當時、村民蒙昧、教育の重むすへきを知らず、伊男、此際に在りて、山谷の僻地を跋涉して、兒童の就學を勸誘し、啓發を以て己か任と爲す、其懇到親切、深く人心を感動するものあり、故に就學の子弟漸く多きを致せり、後、二十七年、校舍を新設するに當り、率先して金百三十圓を寄附したる若き終始、其志の教育に篤きを見るへきなり、更に意を農植林業に注ぎ、本村の地形、山岳重疊、平原に乏しきを以て、十五年以來、村民を奨勵して、毎年、杉、桑、柿等の苗、數萬本を栽植せしめ、特に干柿は村の副産物にして、多額の收益あるものなれば、他國に於ける種種の製法を斟酌取捨して、舊慣を改良したり、現に「アマボシ」の減少したるは、伊男の力に賴るもの多しとす、又、二十年以來、數次、養蠶傳習所を自宅に設置し、改良飼育法を傳習して、誘導を怠らず、爲に數名の熟練者を出して、從來、夏蠶のみなりし地の春蠶飼育を爲すもの多く、斯業の發達を致せるは、亦、伊男の力とす、又、藍作に於ても、自費を投して、數回試作場を設け、近年の改良作法に據り、稍、實を擧ぐるに至れる等、農事上諸般に即きて、誘導、頗、懇切なり、元來、本村は地形上、炭材に富むを以て、從來、之に従事するもの多かり

しも其製造法の粗なる爲、收利の多きを得ざりしに伊男、他地方改良の製法に倣ひ村民を奨励して大に利益を收むるに至れり二十八、二十九兩年、日野川の暴漲に當り本村の各部落は概、其沿岸に在るを以て河水激奔して家屋を流失するもの多し時に伊男、職、村長に在り此慘憺たる窮境に臨み先づ所在に避難所を設けて罹災者を收容し之に食を與へ急を救ひて九死に一生を得せしめ溺死、僅に一人に止まりぬ而後、無告の窮民は公費の救助を仰かしめ其餘、自活し能はざる貧困者は之を堤防、道路の復舊工事に使役して食を得ざしめ或は北海道移住を勧誘する等、其救済に力を致し處置の敏捷なる誠に其職を盡せるものと謂ふべきなり是の時に當り堤防、道路、橋梁、皆、其害を受けて破壊陥落し數日間、交通の路、梗塞せり伊男、部民に諭して山林を伐木貫通して路を開き以て一時に便し次て疲困せる村民を鼓舞作興して復舊工事を竣工せしめたり其工事十個所に亘り工費額國庫縣費の補助を合せて一萬一千七百餘圓に上りぬ而して其整理毫末の違算なかりしと云ふ又、軍人の待遇に意を用ひ出征軍人の家族、戦死者の遺族には義捐金を募りて若干金を贈與し其家、農期に際して人を雇傭すれば特に傭賃を低くして之に應せしめ戦死病死者には額を定めて吊祭料を贈り或は其祭儀を盛にして忠勇を勸め或は凱旋を歓迎して兵役に就くの名譽を知ら

しむる等、尤用意周到なり今や基本財産の増殖に努め草率として傳ます之を要するに二十二年、町村制實施の時、擧られて村長たりしより再三當選し一意部民の福利を進め汲汲として怠らず三十三年、時の縣宰、狀を下して其屬精を賞す宜なり名譽ある藍綬の章は 魏闕より降りて其家門を輝すこと、是實に三十四年十月なり文に曰く資性温厚、夙ニ村政ニ隨ヒ一郷ノ望アリ町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ心ヲ勸業、教育ニ注キ最、カヲ植林、養蠶、藍作、干柿、木炭ノ改良ニ用キテ一村ノ收益ヲ増シ會テ日野川頻年洪水沿岸部落ノ慘害ヲ被ルヤ急速罹災者救助ニ盡力シ措置宜キヲ得、尋テ巨多ノ堤防、及、道橋ノ復舊工事ヲ督勵竣成シ村民ヲシテ各、其堵ニ安セシム洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリ依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明年、村の有志者、晉議り功績碑を建設し文を刻して以て伊男が事績を不朽にせり會て學校建築費を寄附し、賞として縣、木杯一組を下し賞勳局は二十七八年事件の勞を賞して木杯一組を賜はりぬ伊男の妻は豊岡氏、名を石といふ

礎子曰く案するに全國を通して士籍に在るもの概數四十萬とす之徒をして士たるの名に背かさらしめは全國の小學、皆、士族教師を戴くを得へし豈、亦盛ならずや而し

て幕末の士は概、素養なく士の名ありて其實なきもの多し伊男二の若きものは蓋、其名に愧ぢざるものと謂ふべきなり

四〇

## 西村宗逸

宗逸は父を羽間市右衛門といひ攝津西成郡海老江村の人にして累世庄屋たり殊に郡中總代を勤めて名あり苗字を允され治蹟の見るべきもの頗多し母は淺尾氏、節と云ふ宗逸は其第五子なり天保七年十一月二十九日を以て其郷に生る後、河内國中河内郡中野村の人、西村惣右衛門に養はる養家も亦、世世、里正にして苗字帯刀を許され治民濟世の功勞に依り賞を受ること多し養母は西村氏、此と呼ぶ宗逸、人と爲り温厚にして輿望あり安政六年、庄屋役を命せらる本村は上野國沼田城主土岐山城守の領地なり降りて慶應二年、苗字佩刀を許さる蓋、異例なり是年、用金の事に關し江戸藩邸に召さる以て藩主の屬望する所たるを知るべきなり明治五年、中野村戸長と爲り後、制度改正せられ副戸長、聯合戸長等と爲り學務委員を兼ね更に教育會長、農談會副會

長等に擧げらる二十二年町村制施行せらるるや衆に推されて村長と爲る爾後改選毎に當選すること四回、安政六年より現今に至る迄、繼續公務に勤勉せり以て輿望を負うの深きを知る其間府會議員、若江郡八尾村外二十二箇村組合常設委員と爲り或は大坂獎武會八尾支部委員を囑せられて揚武の事に盡し亦十字社大坂府委員と爲りて其社務を助く其他枚擧に遑あらず今其功績の一二を録せむ宗逸、居常、意を農事に留む嘗て種子交換の大益あるを認め早に屢、實驗し其効果を示し村民を勸誘して米麥綿の地味に適する種子の交換を行はしめ爲に利する所甚、多し特に棉花は國産として世譽を博する所にして中野は亦、綿作の專業地なり而して近來比年立枯と稱する一種の疾患に罹り綿絮全く得る所なし宗逸、之を患ひ思考研究の末、十年に至り始めて昆布垢の此に驗あるを發見し村人をして之を施行せしめ數年ならずして患を除くを得たり又、小作人を憫み法を設けて食料を貸與せり即、貧にして生活に苦むものは三石乃至七石の範圍に於て其小作段別と口數とを計りて玄米を貸與し收穫後、利息を附して還納せしむ此法、蓋、明治初年に設けて今、猶履行せり故に貧民は焦眉の急を免れ全村農事の改良に従事するを得たり元來、中野村は灌漑水に乏しく往往亢陽の害あり宗逸、之を憂ひ嘗て世話役庄屋たりし時より種種の方法を講し明治四年

に至りて宿志を達したり即、字川灘池、段別四畝二十二歩、字中島池、段別六畝歩、字宮下池、五畝二十五歩を開鑿せり工費金四百貳拾四兩三百文、内錢鈔千八百五拾貫文は藩廳之を補助し、殘額は石高に割賦支辨せり爾來旱害を免れし耕地實に拾數町歩なり又、郡の北境を流るゝ恩智、寐屋川は源を東方諸山に發し、大阪市に於て淀川と合流せり故に水源廣きを以て一朝霖雨あるに、方りては水量頓に増嵩し加るに、淀川の逆流激甚なるに拘らず南岸堤防は極めて脆弱なるにより其被害の及ぶ所、頗、廣し宗逸、常に之を憂ひ夙に堤防の堅牢を圖り水防の完全を講すべきの必要を認め水防組合を設置する計畫を立つると共に一面南岸堤防の改修を實行せざるべからずとなし寐屋、恩智の南堤所屬村落に説き改修工事を起さしめ寐屋川の堤防壹千八百六拾五間、恩智川の堤防貳百八拾五間、計貳千五百五拾間に對し嵩置き三尺、馬踏五尺を擴め遂に堅牢なる堤防を竣成するを得たり又、水防組合の計畫は、益、歩を進め三十二年中、接續附近九村、二拾六部落、耕地地段別九百六町五段六畝餘、家屋一千三百貳拾七棟を區域とし恩智、寐屋兩川南岸水害豫防組合の成立を告げたり宗逸、其創立に際し總代人に選まれ成立後は組合會議員、及、常設委員に擧げられ爾來、大に民心を堵に就かしむるを得たり又、字堤開より字神田に至る延長五百五拾八間の道あり是、田畝間を迂回す

るものにして路幅狹隘、通行に便ならず且、車行の爲、沿路の農作物を害すること多し宗逸、改修の議を立て奔走、甚、努め八年に至りて事、行はれ幅八尺、延長四百七拾六間の里道を成功せり其工を施すに當り宗逸、自、董督し十數日にして竣工せり而して之に要し、潰地人夫は沿道地主を勸誘して寄附せしむ故に現金支辨は若干に過ぎず是、亦、宗逸か投資を以て完了せり從來、宗逸か土木に於ける工費支辨は概、此方針を取れり故に成功、甚、多し本村は元來、小民多く教育の進歩遅遅たり故に學校設置以來、年を経る多しと雖、十七年に至りて猶、校舎の新築を見ず一寺院を假用せり之に因り教場狹隘、授業に便ならず宗逸、之を憂ひ議を立て、民家四拾六坪餘を購入し増築改修の工を施して纔に素志を達し授業の便を興へたり此結果を得たるは一に宗逸か勸誘奨勵の力を多しとす其他兵事、衛生に於ける亦、能く職責を盡し役場事務の如き最、整頓せり故に徵稅に關しても滞納處分を受くるものなし是皆、宗逸か愼密、事を處するの致す所なり宜なり其名、四隣に隆くして遂に官の錄する所と爲る今、其褒記の全文を掲げむ

資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來、四タヒ選マレテ村長ト爲リ能ク地方自治ノ發達ヲ圖リ川灘外二溜池ヲ開鑿シテ旱害ヲ防キ寢屋、恩智兩川ノ堤

塘ヲ改修シテ水患ヲ除キ道橋ヲ修治シテ交通ニ便シ學校ヲ創設シテ教育ヲ督シ  
本地ノ特産棉作ノ病害ヲ救治シ米麥種子ノ交換ヲ奨メテ收穫ヲ增益シ食料貸與  
法ヲ設テ佃戸ヲ濟フ等、軼掌多年、老齡ニ及フモ怠ラス諸務整齊、民情安輯ス洵ニ公  
同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定の藍綬褒章  
ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是を三十五年七月とす又、明治四年、養水溜池落成を賞して領主、金參拾兩を下せり其  
他學校、官衙、建築費寄附の爲、或は職務勉勵の賞として慰勞金又は褒狀を得ること數  
回、十七年、皇城炎上に際し金若干を獻して志を致し二十七八年事件の勞により木杯  
一組を下賜せらる妻松枝は寺西氏の女なり二女子あり羽間氏の次子、佳一を養ひ二  
女、郁に配し嫡孫、洪治を生む

宗逸公務の餘暇、俳句を嗜む藍綬褒章拜受を自賀して

旭の恵み受けて榮へる青田かな

礎子曰く伴しく是人なり而して富者は智あるか若く貧者は愚なるか若きは何ぞ蓋、  
衣食の急なる猛虎に驅らるゝか若く他に及ふに違あらされはなり故に曰く食、足ら  
されは慈母と雖、赤子を保んする能はずと宗逸が佃戸に口分米を貸與するが如き善

く民情に通するものなり是を之れ良村吏といふ

## 細川乾二

細川乾二は下野國足利郡菱村大字黒川の人、嘉永四年十月二十三日を以て生る父尊  
眞、母政、清田氏、明治四年、村社祠堂に補せられ尋で訓導を拜し小學の教育に従ふ十四  
年、村會議員に擧げられ始めて公務に參し二十二年、町村制施行の際、遂に推されて村長  
と爲る而來今日に至るまで、歴選數回、皆、職に當り衆望、頗、富む乾二、專、教育の發達に留  
意し就職以來、夙に小學の隆興を期し教員の選擇、校舎の整備に努め又、就學督責を嚴  
にし鼓舞策勵太、効あり其高等科を設くるに當りてや率先資財を寄附し五十七坪餘  
の教場を増築し多く書籍器械を整具し又、官有地壹畝九歩、民有地壹段三畝五歩を購  
ひ以て運動場に供し其結構郡中の尤と稱せらる且、數年の間經營する所あり其基本  
財産として田壹段四畝、畑壹段三畝餘、宅地二段八畝餘、山林四町壹段四畝餘を備へ尙  
益、増殖を計りて止まず又、本村は山間に僻在し道路險隘にして交通便ならざるを患

ひ里道の改築に熱心し足利より小俣、黒川を経て群馬、桐生に達する横山峠、及、八王子坂の堀割工事を興し嶺を削り谷を埋め延長約壹千九十八間、幅員二間の坦路を拓き又、安蘇郡飛駒を経て桐生に達する新道延長約壹千三百間を開通せしめたり又、橋梁を修架すること五箇所の多きに及び今や村内車馬往來、殆、國道と擇ぶ所なきに至れりと云ふ又、本村耕地少くして其收穫村民一年の扶食に足らざるを以て之を補はむが爲、大に蠶業を奨め機織を勵まし以て桐生市場に輸さしむ從來、僅僅一二の機業家あるに過ぎざるもの今や專業二十八戸、兼農四百十戸の多きに及び絹、縮緬、海氣、羽二重、綿、縮子、縮珍等の織物を産し三十二年度の計する所に依るに三萬一千五百八十六段、代價金十二萬六千九百六十二圓の巨額に達せり又、農事試験場を設け斯業の改善、及、虫害豫防に盡し教師を聘して講習生を鞠養し以て産業の増殖を圖れり又、特に衛生を重むじ化學者をして村内毎戸の井水を試験せしめ及、消毒藥品諸器械を備へ以て村民健康の安全を謀る等、用意周到盡くさざるは莫し二十六年中、村會に諮りて一村の基本財産を設くるの制を定め國縣稅交附金を其財源と爲し而來、年年蓄積尠からず又、學校に不動産を備へたること前に已に記するが如し二十七八年の役出征軍人の爲、一村の全力を傾け其家族安慰の道を講じ以て後顧の虞なからしめ並に多く

軍資を勸募し功勞甚、多く爲に賞勳局より木杯一組の賞賜を辱くしたり戰役の後、日本赤十字社分區委員と爲り大に盡くす所あり該社より木杯を贈與せらる其他公共に盡くし應より團體より賞品謝狀を享けたること前後、頗多し其尤、著きは三十四年、村長第四回改選當選に際し一村より多年永勤の勞を謝し金時計を贈りたること是なり嗚呼、民望の渥き以て其平素を知るべし年の十一月、聖天子、賜ふに藍綬褒章を以てし有司、狀を捧げ永く録冊に記す其詞に云く

資性篤實、夙ニ村務ニ從ヒ町村制施行以來選マレテ村長ト爲ルコト四回、克ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ心ヲ教育ニ注ギ學校ノ設備、教員ノ選擇ニ務メテ就學ヲ督勵シ最、力ヲ土木、勸業ニ盡シ飛駒ヨリ桐生ニ達スル道路ヲ改修シ横山峠及全子坂ヲ削平シ橋梁ヲ架設シテ車馬ノ交通ヲ便ニシ蠶業ヲ誘キ機織ヲ奨メ木炭ヲ改良シ農事試験場ヲ設ケ農林會ヲ開キ其他基本財産ヲ増殖スル等、軌掌多年諸務整飭シ民情安輯ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

乾二の妻、愛は伊東氏なり七年中、乾二に嫁し四男一女を産む其長男義一、和田氏の女、政を嫁り一男孫を生む

礎子曰く險を化して夷と爲し寒を轉じて富と爲し一郷容を改め百世光を被る吁乾  
二や邑正の元愷其績永く没すべからざるなり

四八

## 富田忠利

忠利は近江國伊香郡木之本村の人富田八右衛門の長子なり天保十一年正月九日生  
る母は富田氏元といふ忠利嘗て居村庄屋と爲る明治四年彦根藩より庶務平民租税  
の三職を命せられ尋て縣知事井伊侯其管下犬上阪田伊香の三郡に四大學を興さむ  
と欲し忠利外一人を召し命ずるに創學の事を以てす二人旨を領し各村を歴説して  
同志を求め喜捐を募り日夜黽勉して總に米三十苞を得たり因て私儲を投して八苞  
を補ひ木之本教育場を開き設備漸く整ふ而して贊を執るもの甚稀なり忠利亦各村  
に蒞み就學を懇諭す故に學生踵を接して至り終に場の狹隘を感ず是年社倉を起せ  
り蓋頻年天候順に年穀稔らす忠利以爲らく昔三年耕せば一年の食あり今に及び備  
荒の計を爲さざれば悔追ふへからずと是に於て村民に謀りて此舉を成せり五年區

長と爲り次て總戸長と改稱せらる小學校開設の令下るに及び向きの教場を一院に  
移して之を教先小學校と稱し區内の兒童を入學せしめ各村亦之に由て向學の氣運  
を旺盛にせり忠利又嚮に苦心經營せる社倉を解散せり蓋社倉創立後二年間は自世  
話役と爲りて事を幹し後一年を経過し三歳にして資金百三十餘圓を得たり而して  
時の總戸長等之を自己の掌中に置きて利殖の方を講せず加ふるに一部の社員其眼  
前利するなきを以て之を喜はす忠利之を憂ひて誨諭方を盡せども従はず慨然之を  
解き既收の資は合議之を新道開鑿費に投せり七年居村戸長を命せらる八年學區取  
締を兼ね是に於て常に區内を巡回し戸説人論鼓舞作興して學に向はしむ故に到る  
所村童冊を挾むを見る其効果校舎の狹隘を告げ再之を移轉せり抑本村の地たるや  
北は黒田に接し南は廣瀬及田部に連る故に街路に當る所已に人家櫛比して餘地を  
存せず爲に地價逐年昂騰して底止する所なく且益戸口増殖の勢あり忠利將來を慮  
り謂へらく國道の西に新街を造り就て居らしめは便ならむと即其需用地主を聚め  
て之を議す皆其意を了すと雖價を論して肯て諾せず忠利懇諭百方先づ自己の畑地  
三畝餘歩を廉價に賣却して價格を立て衆をして之に據らしむ衆皆應ず是に於て遂  
に工を起し桑園を平け一條の路を通す現に此に家するもの三十餘戸其利便甚大な

り十年、校舎を新築せり。十三年、郡書記に任ず。此より前、郡長及東野某等と謀り、水火災救助方法を設けむと欲し、有志を糾合し、纒に結社の基礎を作り、株式を募集して一社を創立す。名けて伊香、西淺井郡相救社といふ。推されて社長と爲り、益加盟を募り、遂に資本金壹萬四千餘圓を得たり。因て直に郡中に貸附し、茲に始て鞏固なる成立を見るを得たり。今や資金參萬餘圓に達せり。而して今日に至るまで、救を得しもの、火災に於て五百戸、水災に在ては六百四十一戸に及へり。而して之に要したる金、實に壹萬參千餘圓に上りぬ。十四年より十七年に涉りて、三たび縣會議員に舉げられ、此間、亦、郡長及、東野某等と謀りて、融通會社を起せり。蓋、十三年以來、物價騰貴の餘、金融逼迫して、金利昂り、殆常時に三倍せり。是に於て、金融の緩和を謀らむと欲し、五萬餘圓の資金を募り、遂に一社を起し、融通會社と名づく。爾後、低利を以て郡民に貸附す。二十一年、規模を擴張して、銀行組織と爲し、湖北と名稱せり。忠利、其重役と爲り、誠實事に従ひ、恒に金融の圓滿を心とせり。十八年、聯合戸長と爲る。二十一年、官彦根區裁判所、木之本出張所を置かむと欲するや、其適當の地は悉、村民の所有に屬し、當路頗、困す。是に於て、忠利、自家所有の畑地を低賣して、官の所用に供せり。翌年、村長に當選し、爾後、再三其任を襲ふ。又、所得税調査委員を兼ねぬ。二十三年、本郡末高等小學の設あらず、尋常科卒業生の入學の門

なきを憂ひ、高等小學校を設立せむと欲し、炎日を犯して、有志を歴訪し、其議、纒に成りて、將に事に従はむとす。而して時の郡長、地の一局に畫れるを以て、許さず。事沮止せむとす。而して郡民、爲に憤慨興起し、遂に翌年、木之本村に假設高等科湖北小學校を開設し、後、再、組織を更へて、規模を擴張し、逐年盛大に赴けり。二十四年、徵兵參事員と爲り、翌年、村會議員たり。二十九年、製絲會社を設置せり。抑、伊香郡は僻地にして、多く農に依て生活す。特に蠶業盛にして、所在之に從はざるものなし。故に毎年得る所、參拾萬圓内外なり。然れども、未、一製絲場あらず。僅僅拾貫目内外の製絲に止りぬ。故に牙保の姦徒、恣に價を低昂し、當業者の不利甚し。忠利、之を慨し、以爲らく、一製絲場を起して、原料を廣く郡内に求め、一は弊害を矯正し、一は民力を養はむと即、有志二十二名と謀り、株式組織を以て、資金五萬圓の會社創設を議し、將に建築に従事せむとし、位置撰定上、俄に紛議を生ぜり。蓋、本村は從來惡弊ありて、公共建造物あるに當りては、往往位置を争へり。今、製絲會社の最重要なるは、水質の撰定に在り。而して之を撰むて、村の南部に得たり。因て之か購入を計る。而して所有者の貪婪飽くなき故に、高價を唱ふ。忠利等、諄諄、事公共に關するを以て、すれども肯かず。蓋、他に適地なしと信ずれば、なり。是に於て、再、地を他に求む。而して北部に於て、恰當の地を發見せり。且、北人、南部の貪婪を憎み、相結ひ



所有者をして時價を以て賣却を諾せしむ是に於て議遂に後者に決す南部悔色あり已にして役員を選擧す北部人多く選に當り南部人落選するもの多し爲に南部の發起者相倡ひ袂を振ひて去り遂に破壊の策に出で蜚語を放ちて頻に煽動す故を以て一般株主心動き破約續出勢危殆に迫れり忠利奮然成立を誓ひ他重役と協力し一面、株主を募集し一面、抑留を勉め備に辛酸を嘗め遂に木之本製絲株式會社の設立を見る推されて社長の印綬を帶ぶ爾來、賣繭者は價格の權衡を保ち並に舊來の惡弊を矯正するを得たり特に間接に郡内の收益を増加すること大なり三十年、縣農工銀行設立委員と爲り尋て監査役に推され翌年、郡會議員、郡參事會員に當選せり此より前、忠利、本村合併の事に盡力したり木之本村は古來、宿驛にして元、一村たり然るに元和三年、内訌を生じ分れて南北木之本、及、木之本の三と爲りぬ爾來、二百八十年餘、各自驛務を執りて反目嫉視す嘗て地券取調の舉あるや官、令して曰く各村境界の分明ならざるものは合して一と爲すへしと忠利時に南木之本戸長の職に在り兼て地券取調掛たり則、令を奉して正界の事に従ふ然れども分立の事、元地形に由るにあらす感情の衝突よりす故に境界人家共に犬牙雜錯して正すに由なし且、村社溜池の如き三村共通に屬するあり強て經界を正さむと欲すれば先づ人家を移轉せざるべからず此の

如きは實際、不可能の事とす忠利是に於て合併を圖る而して又、一事情の困難なるものあり即、南木之本の支村皮田と稱する屠者の一團あり戸數五十六、人口三百五十を有し僅僅三段五畝歩の地に雜居す其生計憐むべきの狀あり而して他兩村、之と俱に合同するを肯せず之を分離せむか活路を與ふべきの命あり因て價を低くして村南の地、拾有餘町を賣與せむと欲すれども此徒、素、資産を有せず爲に居村民に利害を論ずも出金を肯せず忠利、頗、困す是に於て奮て自、金五百圓を出し五朱利七年賦の約を立て之を貸與し地を購ひて其居を定めしめ廣瀬村と稱して之を分離せり是に於て積年の紛擾全く解く實に明治六年なりき爾來、宿憤を去り相提攜して歡を共にすることを得たるは實に忠利か力なり忠利、慈善の心深し嘗て廣瀬村民の未、分離せざりしや常に衆人の侮蔑を受け其殘餐を乞ひて活を助くるを憫み衣食を與へて之を撫恤せり或は凶歳に遇へば南望して炊煙の稀なるを見て先づ倉庫を發きて金穀を施與し人に説て賑恤せしむ或は自家の佃戸をして活路を得せしむ他、之に類すること甚、多し茲に三十三年十一月を以て下賜せられたる褒章の記を掲げて不朽に垂る

資性温厚、夙ニ心ヲ公益ニ傾ケカヲ殖産ニ致ス明治四年、彦根藩知事ノ命ヲ受ケ、教育場ヲ設ケ各村ヲ勸誘シテ子弟ノ就學ヲ勵マシ五年、學制ノ頒布アルヤ、關郡ニ率



自、春を執りて衆に先むと畑を拓くこと前後幾ど二十町歩に及ぶ一村の農事、是に於てか始て興る又、各種の蠶種を飼育し其尤精良なるものを無料にて地方の有志に配與し併せて飼養の方法を教へ大に蠶業を勤めしむ當時配與する所の蠶種四百六十五枚にして爲に捐つる所の費、數百圓に達すと云ふ爾來、農蠶製絲擴張の爲、會社組合を組成するもの約十有五、大に地方の利福を増殖す其中、尤著きものは兒玉精絲會社なりとす十二年、該社の取締として村内に設置せる製絲器械場を督し、轉輾の聲、日夜絶へず兒玉精絲の名聲、頓に内外に張る越えて十四年に及び國內製絲家と共に海外直輸出の計畫、意の如くならず非常の損失を蒙り僅僅の間、六萬餘圓の負債を生じ會社は爲に解散し社員は爲に破産せざるを得ざるの悲境に陥る然るに當路者、縣下の一大事業をして一朝頓挫せしむるを惜み喜三を推して社長と爲し之か回復を圖らしむ乃、本社を丹庄村に移し困苦數年に涉り漸く負債を償ひ社員の破産を救ひ業務をして其緒に就かしむることを得たり爲に自家の産を費すこと一萬二千圓に及ぶも敢て慳吝の色なく益、斯業の發達を希ひ銳進止まず識る者、咸之に服す喜三、又、嘗て地方の開進は道路に在りと爲し本庄、鬼石街道の沿戸を説き道路組合なるものを

組織し其改繕を講せしめ及、村民を誘ひて村内の里道を修理し縣道に達するの間約、延長七千九百三十七間の改築を竣功し國內無比と稱せらる凡、喜三の公益に勞むる維新當初より志念一日も渝ることなく私財を擲ちて他を利すること幾ど鉅萬の額に上れり十七年、農蠶業擴張の爲、共進社を設立し農學講習所及、養蠶傳習所を置き各、専門の技師を僱ひて事に當らしめ篤志者を各道府縣に募り一切の費を給して以て農蠶を學ばしむ三十二年に至るまで養蠶傳習所の卒業生六百四十二名、別科百九十八名、農學講習所の卒業生五十五名を出すを得たり又、農作物試験所を社内置き普く衆人に便し地方の農民、澤を蒙むること鮮からず蓋、喜三の如きは眞に是、王者の良民にして洵に聖世の象瑞なり三十三年十月、朝廷、優賞、閭に旌す其狀に云く

資性篤實、夙ニ志ヲ農蠶ニ勵マシ率先指導林地ヲ關テ桑苗ヲ擇裁シ躬ヲ育法ヲ研究シ蠶種ヲ精製シテ衆ニ頒テ教師ヲ聘シ子女ヲ集メテ座繰製絲ノ練習ヲ獎勵シ有志ト謀リテ共進社ヲ起シ推サレテ社長ト爲リ廣ク生徒ヲ各府縣ニ募リ賞ヲ捐テ之ヲ養成シ業ヲ卒ヘタル者八百餘名ノ多キニ至ル又、美作、讚岐ノ農産協會ニ養蠶傳習所ヲ開キ且、各種ノ會社組合ヲ組織シ屢、顛踏スルモ屈撓セス斯業ノ改善普及ヲ圖リ其他修路恤窮等ニ力ヲ竭シ前後費ス所尠カラズ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ

成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

喜三の妻佐加、長谷川氏、二女あり長を喜伊、次を菊といふ粵に喜三、四十餘年公生涯の閱歴年次を列記すれば文久三年、村中少年者と謀り御嶽神社の宮殿を新築し子供講を結成して春秋二期に祭典を執行せり慶應三年、主幹と爲り山林開墾に従事して桑園を起す明治三年、日枝神社の祠掌を拜す五年、越中下新川郡久津掛村に出張所を設け絹太織及唐物類を販賣し該地方の海産物を信州地方へ輸り出稼人を保護し又、蠶種を製造し之を横濱に出して外人に販賣し又、前橋に生絲製造の事を修業す七年、穀類の賣買を營む八年、繭絲を商ふ十年、水配總代に選まれ九郷用水流末各村と水論起り千五百餘の村民襲來して暴行を加ふ吏員出張漸く其危険を防禦す尋て地租改正地主總代に當選せり十二年、兒玉精絲會社を創設し生絲揚場器械を植竹村に新築し其取締役に推さる十三年、九郷用水聯合會議員及議長に膺り又、學務委員たり十四年、生絲改正會社創立委員及該社設立に際し三郡兒玉、美那、珂實製絲家總代に特選せられ植竹村筆生、公立中學校聯合會議員と爲る十五年、居村消防組合を新設して其器械を新調し差配役と爲り又、養蠶改良組合を設置し組長に當選し更に保益會社を起し頭取

に上任し次で生絲改正會社長と爲る蓋、本社は嘗て政府より資金六萬圓を借用し其債務を清還せず時の縣宰の指揮を受け社務を整理したり十七年、農蠶業擴張の爲、共進社を設立し社長と爲り縣會議員補欠選舉に當選す時に秩父郡暴徒、兒玉地方へ侵入するや警察本部出張所保護の爲、特に出張を命せらる十八年、八幡山分署建築委員に指定され更に蠶絲改良組合を設立し其組長に又、蠶絲業組合取締所議員に膺選す十九年、植竹生絲會社を創設し頭取となり各村に其製造所を置く又、共同開墾を起させり二十年、全國の桑苗を聚め試験園を設け桑葉の優劣を實査し地押調査地主總代に推され續て大日本農會に加入し特別會員と爲る二十一年、農商務省に開く蠶業諮問會員に特選せられて答申し或は二府京都、大阪七縣三重、愛知、滋賀、兵庫、愛媛、岡山下を巡遊して農蠶の業を奨勵す二十二年、岡山縣下に美作農産協會を設け養蠶傳習所を置き蠶業を進め其會長に任し埼玉勸業會特別會員と爲り復、二府五縣下を巡視して蠶業を策勵し村會議員たり更に農業講習所を立て農林學校の卒業生を聘し生徒を養成し又、香川縣下二個所に讃岐農産協會を設け養蠶練習所を置き其會長に推定さる二十三年、赤十字正社員に列し第三回勸業博覽會出品人總代と爲りて上京し復、地方兵庫、香川、岡山を巡察したり二十四年、コロンブス世界博覽會出品事務委員を囑せらる二十五年、大日本

農會頭宮より特別通信委員を託せらる二十七年、日清の戦役起るや、埼玉義民會を設立し會長に推され、赤十字社委員の囑を受け終身社員に列す。二十八年、村會議員に再選し大日本武徳會地方委員を託せらる。二十九年、赤十字社支部協賛員の囑を受け郡會議員に當選し、赤十字社支部商議員たり。三十年、高等小學校組合會議員と爲る。三十一年、里道耕作路延長二里餘の改修を計畫して竣工し、又、日枝神社の拜殿神樂殿の新築及社中の修繕を發企し、工費數千圓の寄附を募り、該額中へ數百圓を義捐して、工事落成を告げ神社の保存法を立てたり。三十二年、蠶種検査員の委囑を受く。三十三年、千五百圓を寄附して寺院の建立並に其保護に盡力せり。三十四年、九鄉用水流末村落の爲、策を案じ、永久流水の方を設け、又、赤十字社特別社員に列す。三十五年、學務委員に當選し帝國海事協會に加入し、地方委員を委囑せらる。其他大に慈善に努め、種種の勤勞あり、今枚舉に遑あらず。然れども、擧げな熱心事に該り、銳意、力を盡し、善行嘉績は郷黨の龜鑑にして、兼て今世の模楷たり、而して以上の公共事業に消費し、義捐寄附金等、無慮貳萬五千三百八拾餘圓の巨額に上りぬ。故に銀杯、木杯、褒狀等の賞賜を受くること前後實に數十回、又、博覽會、共進會等に出品して得たる賞與、亦、尠からず。嗚呼、今世、徒に悲歌慷慨、天下を口舌にして、而して農工の實益を省せざるもの、丘の所謂、無病而、自

次者のみ盡そ其れ少く喜三に慚ぢざるや

## 大橋東太

大橋東太は下野國下都賀郡絹村の人なり。父幸太は本姓大橋、祖父東太の養子にして其長女松の婿たり。東太、弘化四年七月一日を以て生る人、と爲り篤實なり。明治三年以來、組頭、副戸長、用掛、戸長、學務委員、檢疫委員等と爲り、二十二年、町村制施行に際して、村長に當選し、亦、村會議員たり、而して同年中、故ありて退職し、翌年、養蠶改良絹盛社長、常總野製絲會社理事等と爲りて蠶絲業の發達に努め、越えて二十五年、村會議員に、其翌年、絹村長に當選す。是年、一府六縣聯合共進會生絲審査員と爲り、又、日本赤十字社栃木縣委員を囑託せらる。三十年、再、村長に當選し、尋で陸軍召集出納官吏の命を受く。是官公職の大畧なり。今、其事績の一二を録せむ。十七八年の交、本村重要物産結城紬の染色稍、粗惡に流る。若、之を其趨勢に委せは、終に信用を失墜せむ。東太、深く之を慨し、茨城縣會議員奥村某と謀りて、結城物産染業組合を組織し、規約の認可を得て、近郷の同業者

を誘導警飭し之を厲行せしむ而後、頗、面目を改め聲價を高むるを得たり後、二十二年の頃、村内蠶業家往來失敗を招くものあり東太、亦、之を憂ひ私資を投して養蠶傳習所を大字福良に設置し之を絹盛社と稱す而して元、西、原、養蠶試験所習得生菊池某を聘し自、之か社長と爲り廣く傳習生を募る爾來村内の蠶業に裨益を與ふること大なり且設置以後、八年間に於て傳習を卒へしもの壹百名に及へり此等の生徒多くは家に歸りて實業に従事し或は各地の聘用に應じ斯業に盡すもの亦、少からずといふ東太、更に土工に盡せり即、二十二年乃至三十年の九年間に在りて大字延島の里道中田川に橋梁二箇を架して交通に便し嘗て絹川汎濫して大字福良の耕地に浸入し大慘狀を極むるや除害工事を施すか爲に其費用を村會に求む時に村費多端費けられず因て自、私財若干を抛ち且、有志を説きて寄附を募り尙、縣稅の補助を仰きて遂に樋門を新設し永く浸水の害を除けり二十三年、實業の進運に鑑み絹絲製造業の進歩を計り同志と協力して隣町結城町に蒸溜器械を装置し之を株式組織と爲し常總野製絲會社と稱す而して自、理事たること三年、二十八年、大字田川に虎列刺患者の發生するや直に假避病舎を急造し消毒器を装置して十餘名の患者を收容し醫師をして療養に盡力せしめ自、日夜村内を巡視して吏員を督勵し村長に懇諭し嚴に交通を遮斷す爲

に惡疫漸く跡を絶つ後、更に避病舎一棟を大字福良に建設し患者ある毎に此に收容して傳染を防止せり大字中河原は戸數六十あり而して水田四段歩に過ぎず糧食常に乏し東太、之を憂ひ熟慮の後、新に溝渠を開鑿して大字梁、福良の灌溉水の殘流を分譲せは三十町歩餘の良田を得るは難事に非ざるを知り之を其村民の有力者に謀る村民擧げて之を贊す依て二十六年を以て工を起さむとせり而して其地隣縣結城町と犬牙錯雜す故に長澤町長等と交渉を重ね越えて二十九年に至り始めて内務大臣の認許を得たり是に於て地主に説きて敷地を低賣せしめ翌年竣工せり斯舉の村民に利益を與へしこと極めて大なり其教育に於ける亦、常に鼓舞作興せり故に二十九年、校舎新築を起工せり而して東太、實用を費ひ外飾を喜はず故に其構造堅牢を主とし遂に平屋建百二十八坪の校舎新築の工を竣へ更に附屬室二棟を營築せり是、現に村衙に使用するものなり今や教鞭を執るもの七名、生徒三百餘名に至り駸駸乎隆運に向へり上來陳ふる所、固より百中の一に過ぎずと雖、亦、以て平生を推すへし故に官、三十四年十二月を以て其行事を録し賜ふに名譽なる藍綬の章を以てせり辭に曰く

資性篤實、夙ニ村政ニ從ヒ尋テ村長ニ選マル、コト三回、力ヲ殖産ニ用ニ結城物産染業組合ヲ起シテ結城紬ノ聲價ヲ擴メ養蠶傳習所ヲ設ケテ蠶絲業ノ發達ヲ努メ

小學校ヲ改築シテ兒童就學ノ便ヲ與ヘ樋門ヲ新設シテ絹川汎濫ノ害ヲ除キ避病舎ヲ建テ、傳染病ヲ防キ殊ニ居村大字中河原ノ地水田稀少米穀缺乏ノ歎絶ヘザルヲ視テ新ニ溝渠ヲ鑿テ水利ヲ通シ以テ良田三十餘町歩ヲ獲ルニ至ル等、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

東太、私財を抛ちて公共の事業を賛すること少からず故に賞杯五回、又事務勉勵の賞金を得ること五回、其他赤十字社等より謝状を得、二十七八年の戦役に當りて其功勞の賞として木杯一組を下賜せらる。又其實業に於ては農商務省より結城紬並に生絲に各、五等賞、織物に於ては縣より六等賞を得たり。東太深く心を皇室に存し嘗て皇太子に紬緋飛白を傳獻して其赤誠を致せり其職を退くや村助役、並有志者は多年の勞を慰せむと欲し贈るに金製時計、及鎖、磁石等を以てせり。東太の妻は柴山氏の二女、名を勇といふ長子嘉平、家を嗣き平澤氏の妹女、倉を娶りて四男二女を生む嫡孫を東一と名づく

礎子曰く今の世、法令繁密、治を爲す誠に難し然れども要は民の爲に謀りて忠なるに在り東太の殖産に努め水利を通し汲汲乎、村民の衣食を先にするを見れば亦、方を得

たるものあり太史公曰く奉職循理、亦可以爲治何必威嚴哉と是を謂ふなり

## 小澤 衡平

小澤衡平は相模國足柄下郡富水村字蓮正寺の人、弘化二年五月十八日を以て生る家世、里正たり明治の初年、新に足柄縣を置くに及び衡平、從て戸長と爲り而來、十七年に至るまで就職三回、二十二年、町村制の實施せらるるや復、選まれて村長と爲り爾後毎選、必當り民望大に隆し二十五年、縣會議員と爲り四回の選期、皆鹿を獲たり衡平、人と爲り剛毅にして節を重し常に心を公共に存す其職に在るや勤恪事を處し果決理に達す曾て郡の酒匂川、本村の東域に沿ひ屢、損害を加ふるを患ひ三十年來、治水の道に盡瘁し百方策を講じ本村堤防の上位に當れる吉田島堤防の完築を按じ其村長を懲懲し協力して改修工事を擧げ十七年より二十四年に涉り稍く其竣工を告げしむ堤の長七百八間、費額二萬六千圓餘、蓋、吉田島は川の激流に當り其堤防修築は古來難治と稱せらる然れども若、其堤防にして鞏固ならず一旦崩潰する如きことあらむか

其害忽、本村に及ぶを以て輔車唇齒、先づ彼の籬籬を繕治せざる可からざるものあればなり尋で本村の修堤に着手し二十三年より二十七年に及び長さ五百七十間の堤防を完成せしめ永く氾濫の虞を避く官之を賞して前後金銀盃を賜與す又、本村用水の樋管を改築して石造と爲し朽損壞破屢、村民を煩すの弊なからしめ且、卑濕の地に於て耕耘に適せざるものに排渠を鑿通し新に良田二十餘町歩を拓き大に村民を利す又紫雲英の肥料に殊効あるを聞き二十七年中、遂に美濃養老郡より購入し之を村民に配與し今や其成績佳良なるを以て郡の各村競ひて之に慕ふに至れり本村の管内穴部府川の道路は舊足柄街道に屬し急坂低窪、凸凹一ならず行路、頗艱み車馬苦めり衛平、乃之が改繕を謀り高を削り低を埋め延長約二百五十間の坦途を開き以て交通に便ならしめ及、狩川橋を改築し從來の土橋を木橋と爲す其幅七尺、長四十間、構造堅牢、極めて便を得たり衛平、又、教育に傾注する所あり効勞最多し初、小田原中學校は其學資舊藩主の寄附に係るもの多く後、足柄下郡外五郡の共有に移り十六年、之を閉鎖し其資金を各郡に頒つ本郡の受くる所、凡、三千餘圓なり委員、相會して其處分を議し皆、之を郡内六小區に分配せむと欲す衛平、獨、可かずして曰く一旦、各小區に分配し各、其爲すに任さば或は雲散烟消、竟に錙銖を留めざるものあるに至らむ是、甚、舊主寄

附の志に非ざるなり若かず之を郡の共有金と爲し郡長に委託管理せしめ徐に教育の資に供せむにはと衆、遂に其理に服す後、二十五年、該利子を以て足柄下郡養蠶傳習所を設立し毎年期を定めて教師を聘し生徒十五名を養成し之を各區に配し盛に蠶業を興すの制を創め今日に及びて効果、頗、舉れり明治六年の頃、首唱して小學校設立を講し九年、多古小學校を新築し尋で二川村外二村の組合を以て二十九年中、更に土地を卜し多古尋常高等小學校を改築落成せしめ又、別に村内に尋常富水小學校を建設したり郡教育會の創立せらるゝや專、會の擴張に従事し其一時衰微將に解散せられむとするに菴むも卓然として動かす奮ひて會員を激勵し傍、町村長を勸説し以て挽回に努め遂に維持して今日に至ることを得たり後、會の監督に推され重事には必、參畫し會、亦、待つに元老を以てし殊遇、他に異にす衛平、世襲里正の家に生れ殆、常に村長の職に居り村民を視ること猶、一家族の如く延きて一郡に及びし親切惻到、盡くさざるなく衆、皆、其德に化す凡、紛争の事あれば先づ就きて判を、請ひ其斷する所、敢て背かず蓋、其公正無私なるを熟知すればなり曾て小田原驛板橋村の間、用水に關し確執を生じ數年、解けず縣尹、竊に衛平に命じて輯和を圖らしむ乃、二村の間に往來し懇諭する所あり遂に各、其遵守すべき要領を安定し將來を戒飭して和議頓に成る又、吉濱



村岩村境界の争論、石橋村米神村張立網の紛議、俱に郡長の内囑を受け處理、當を得て事、全く熄ゆり、衡平、任俠を尙び貧弱を憐み、郷閭其惠に浴するもの、尠からず、從來郡中の資財ある者、貧民に土地を質さしめ貸すに少許の金を以てし中途、質地の不足を口實とし其受戻を要求し、若能はざれば更に増質を迫り、或は永代賣渡を爲さしむるの弊ありて貧民常に之に困む、衡平、其理に非ざるを嫉み、村内に諭し其債權ある者は負債者に對し德義上、質地の増質、及賣渡請求を爲さざらしめ以て負債者の隨意返済に便にす是に於て多年の質地も一旦、米價の騰貴に遇へば土地隨ひて價格を増し容易に完済することを得、浪りに祖先傳來の産を失ふの不幸を免れ日夕、衡平の恩に感泣するもの多し又大に一村衛生の道を講じ清潔法施行令發布以來、毎年四五月の交を以て本法を施行し成績一郡に冠たり時に或は流行病の侵入するあるも豫防、甚嚴にして直に撲滅せしむ其隔離病舎の建築の如き全く他の模楷と爲すに足るものあり三十四年五月 朝廷、賜ふに藍綬の章を以てし其特行を旌表す狀は曰く、

資性實直、夙ニ村政ニ從ヒ、郷黨ノ望ヲ得、町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ、常ニ地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ、殊ニ本村ノ地タル酒匂川ノ衝ニ當リ、水害甚キヲ慨シカヲ吉田島、富水ノ二堤塘ノ修築ニ竭シ以テ決潰ノ患ナカラシ

メ用水路ノ樋管ヲ石造ニ改メ又、四箇所ノ排水渠ヲ鑿テテ二毛ノ良田二十餘町少ヲ得、以テ收穫ヲ增益シ道橋ヲ修治シテ交通ヲ便ニシ小學校ヲ築テ教育ヲ勵マシ蠶桑ヲ奨メ惡疫ヲ防ク等、軼掌多年克ク其職ニ稱ヒ諸務整齊衆民輯和ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是より先事務勉勵に依り縣より慰勞金を受くること二回、各種の寄附に依り同く賞状を受くること七回、道路開鑿に依り木杯一組、小學校建築に依り同一個、二十七八年戰役に依り賞勳局より木杯一組を受く

衡平の妻千代、小澤氏、婦徳あり六男六女を生む二男二女天す其長は出て、同宗を繼ぐ三男、亦松岡家を冒す五男、嗣に補し現に第一高等學校に在り

礎子曰く、俚俗に云く名主の後は芋圃と蓋、里正たるもの多く暴虐を肆にし衆怨之に萃まるを以てなり、衡平、歴世の里正として徳化、民を導き衆望其親に嚮ふが如きものあるは特り以て祖父の素あるを證するに足る況や境を拓き利を興し昭代の隆治を翼賛するの偉功を奏したるに於てをや、嗚呼、衡平の子孫其れ永く天佑あらむかな

# 加藤正英

羽前國東田川郡廣瀨村字松尾の人、加藤正英は同國鶴岡町の豪族、工藤珉右衛門其祖、由左衛門、伊豆より庄内本郷に移り其裔掃の養子重助の次子なり嘉永四年六月十九部の末家、現右衛門鶴岡に轉す其六代の孫の養子重助の次子なり嘉永四年六月十九日、其家に生れ翌年、二歳にして加藤三七嘗て加藤忠廣、肥後熊本より庄内丸岡城に移し郷士となり後、改名して農に歸すに養はれ明治三年、二十歳にして家の孫女、茂登に配せり其父は鐵五郎といひ曾て加藤氏の養子たりしも後、離縁し養母次で没せり故に正英、直に養祖父の後を繼ぐ慶應元年以來、村務に従事し明治十年、居村の保正と爲り十二年、戸長を命せられ學務委員を兼ねて二十二年に至る斯年、町村制の實施せらるゝや廣瀨村長に當選し亦、縣會議員たり尋て村會、郡會、縣會の議員と爲り郡會議長代理者、縣參事會會長、縣農會議員、森林會議員其他名譽ある各種公共團體の會員、委員、總代、會長等の公私職名を列擧すれば殆、縷指するに勝へす多年地方凡百の公事に鞅掌しゝを知るべし今、之を摘記せむに松尾村組合小學校は從來一寺院を假用しゝものにて教授上不便尠からず且、不就學者甚、多し正英、當時保正たり深く之を憂ひ先づ校舍を新築して

村民の惰眠を警醒せむと欲し有志を誘ひ寄附を募集し明治十一年、校舍を新築して父兄を督勵し兒童の就學を勸め頗、面目を一新せり又、本村は習性、關洲化倫、新野の四校、各所に散在し規模狹小、構造備はらず之を合して經費を節し諸般の設備を全からしめむと欲し遂に習性、關洲、化倫の三校を合し適當の地を卜して新築の計を立て組合有志の寄附金を募り遂に二十年に至り其企望を達す則今の廣瀨尋常高等小學校是なり又、組合内上野新田村は山間に介在し道路險惡にして學童、他村に通學するこゝ能はず且、其校舍は舊米倉を假用せるを以て教授上、便ならず而も狹隘多數を容るる能はず是に於て村民をして建築費の一半を寄附せしめ學區會の決議を経て校舍を新築せり抑、本郡民は小農多く幼童と雖、亦、皆、農事に従ふ故に家庭教育の如きは絶無といふも誣言にあらす之に因り退學の兒童は久くして既修の學を忘却す正英、之を憂ひ當局に具申するに普く夜學會を設けしめて此弊を救はむことを以てし而して自己の部内は二十四年、十一箇所の夜學會を設立し講師を小學教員に囑し修身、及、日常必須の學科を講習せしむ爾來、漸次盛況を呈せり斯會や獨、本村少年子弟の良成績を得しのみならず延きて各村夜學會の設立あるを見るに至る是、皆、正英か熱心首唱の力に賴る又、上野分校所在地は山間の僻村にして教員寓居の家屋なし故に分校

に接續して一室を増築し以て教員を常住せしめ教育上の便益を圖れり既にして部内の學事逐年進歩し生徒大に増加し復校舎の狹隘を感す是に於て村會の議決を得て教室及附屬建物を増築せり是より先明治八年正英主唱して元後田村に文明社を設立せり蓋有益の書籍を蒐集し之を社員に借覽せしめ以て學術知識の上進を圖るなり其結果村會議員村吏等は多く本社員より輩出す始莊内中學校の未設置せられざるや東西田川飽海の三郡に中等教育を授くべき學校なく總に名のみのあるに過ぎざりしが正英中等教育普及の急要を認め十九年乃至二十一年の三年間設立主唱者中に列し或は嚴寒風雪を冒し或は夏天炎日に走り田川兩郡の有志と協議し遂に私立莊内中學校を鶴岡町に設置せり後亦飽海郡の有志に説きて加盟せしめ資金五萬圓以上に達せり二十六年に至り縣立同等の資格を得既にして縣の管理に屬せり當地方に於ける中等教育の發達はの如きに至れるは正英與りて大に力あるを以て校の理事より銀盃を贈らる抑莊内は農業地にして獨中學のみに依頼すべからざるを以て甲種農學校を其中央東田川郡に置かむことを主唱し三十五年より縣立を以て郡内藤島村に設置せらる嘗て正英か保正たりし頃は村民概して向學の念なく舊時の寺小屋風に安んじたり正英深く之を慨し或は父兄を村衙に招きて淳淳之

を諭し或は各村に巡視して就學を督勵し其試験に際しては優者に賞を與ふる等勸誘百端遂に今日の盛況を致せり又衛生に在ては十九年夏各縣虎列刺病の流行するを聞くや急に豫防心得を設け組合各村をして厲行せしむ偶赤川村に吐瀉患者發生し忽虎病に變症し傳播の狀あり是に於て吏員を督して豫防救治に従事し自留宿すること數日寢食を忘れて盡力せり始村の傳染病隔離舎は寺院又は民家を借用し其設備完全ならず故に一旦患者を收容するに當れば豫防意の如くならずして村民に忌避の念を懷かしめむことを恐れ病舎建築の議を立て三十一年竣工す三十三年村麻議事堂等を建築せり正英亦早に縣下物産の改良に意あり嘗て以爲らく産業の發達を促すは共進會を開きて獎勵するに如くはなしと因て縣宰に建議するに此事を以てせり十六年勸業諮問會員と爲るや主として前議を唱へ遂に翌年を以て共進會を山形市に開けり後縣之を賞するに木杯を以てしたり爾來廣瀬村農產物品評會馬耕競犁會農事講習會製細工傳習所を開くこと數回會耕地整理の根本的農事改良に利あるを感じ静岡石川地方京畿中國九州を巡視し後之を居村乃至附近各村に勸誘し又害蟲の驅除苗代の改良堆積肥料製造養蠶の普及桑園及農具の改善等に盡力し其効見るべきもの多しとす又嘗て山林濫伐の弊を憂ひ水源涵養の要を説き植林に

關し自調査する所あり後、赤川普通水利組合會に於て水源林設置の議を主唱せり。二十六年、赤川水源涵養林調査委員に推され、二十八年、森林調査委員を命ぜらるゝや、一層の精勵を加へ山谷を跋渉し、風雨に櫛沐し、備に辛酸を嘗めて、實況を精査し、之を當局に具申せり。三十二年、縣地方森林會を開き、赤川及立谷澤川水源林等の保安林編入案を議するに當り、大に宿論を主張し、以て該案の通過を力む。尋て官告示を以て立谷澤村大泉村地内山林二萬五千餘町歩を保安林に編入せられ、地方人民始て安堵するを得たり。以上の事業は、獨力經營するの迂にして、多數結合の利なるを悟り、青年講農會、帝國農家一致協會、廣瀬部落會等の組織を勸誘し、皆成立するに至れり。鶴岡町より後田山舊大泉藩開墾地に至るの間は、道路險惡、車輛を通せず、行路甚艱、殊に十四年、車駕北巡するを聞くや、正英、直に改修の議を決し、日夜工を督して竣成す。故に北白川宮代臨に際し、些の支障を見ず。次て月山、出羽、湯殿三神社所在地、手向村より鶴岡町に至る道路は、關東北陸奥羽の旅人、往返織るか如く、頻繁なるを以て、縣稅支辨の當然なるを主張し、縣會の贊同を得、且、其中間赤川の激流之を遮り、交通不便なるより之に架橋を企圖し、百二十六間の長橋を架し、公衆の往來に便す。又、郡の大川堰は、赤川より分派し、黒川、廣瀬二村の耕田二百餘町の灌漑用水路なれども、洪水毎に堰塞破壊し、水路

杜絶するに至る而して、從來姑息の工事を施し、一時を補ふに過ぎず。一旦、水、大に至れば、毎に堰を破壊し、前功、忽、水泡に歸す。正英、更に他の水路を求むれども、目的を達せず。農民、殆、望を絶ち、水田を陸田に變せむとするに至る。正英、深く之を憂ひ、當局に具狀し、且、赤川水利土功會管理者に商議し、舊堰を改造するに如かざるを認め、從來の姑息手段を廢し、大に改良して、沈床、單床、羽取等の工事を施行し、延長七百五十一間を竣工せり。爾來、破壊の患なく、灌漑潤澤なり。又、東西田川郡を貫通する赤川は、灌漑耕地一萬餘町歩、其町村、二十六の多きに及ぶ而して、時に洪水あるを免れず。殊に十二年、及、十四年の水害甚しく、被害段別四千餘町歩、浸水家屋四千餘戸に及へり。本川の治水は、實に兩郡の休戚に關す。故に治水大土功を起すの必要を認め、十六年、自費を以て北上、阿武隈、利根、信濃諸川の沿岸治水工事を視察して、大に得る所あり。歸りて利害關係者を鶴岡町に會し、河川改修工事の施行を議定し、水利土功會、及、縣に建議して、容るゝ所と爲り。十八年より四年繼續の事業として、工費七萬餘圓を以て改修を施工するに至れり。而して三川橋より最上川に至る低水工事は、政府の直轄に屬するを以て、沿岸有志に説き、金三千餘圓を醸して、之を官に寄附し、再三、上京して、工事の速成を請へり。是の如くにして、沿岸の人民に稍、安堵の懷あらしめたり。其他出納を明にして、帳簿を整頓し、村

費殘餘を蓄積して基本財産を利殖せり要するに正英か多年公共の事に盡せるは赫赫、人の耳目に在り是を以て官、三十五年三月を以て藍綬褒章を下して之を賞せらる其文に曰く

資性篤實夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制實施以來、再三選マレテ村長トナリ能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ校舎ヲ築キ夜學會ヲ創メテ教育ノ普及ヲ勗メ大川堰ヲ修築シテ用水ヲ潤澤ニシ赤川ヲ改修シ沿岸町村ヲシテ洪水ノ害ヲ被ムルコト尠カラシメ其他衛生ノ組織ニ道路ノ修治ニ物産ノ改良ニ村有財産ノ増殖ニ皆克ク心ヲ用非軼掌多年諸務整飭ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス嗚、正英か一門の光榮、何物か之に如かむ又、賞杯六回、褒狀賞金を受くること十數回なり男あり三七といふ師範學校を卒業して目下教員たり礎子曰く山間僻地の民は幼童と雖、皆父母耕耘の勞を分く故に一旦、學校を退くや久くして既習の學を忘失し亦、留むる所なし正英の夜學會を興す斯弊を救ふの尤、善きものなり且、一社を設け書籍の縦覽に供するが若き益する所、甚、大なり凡、治を爲すに正英の如くなれば亦、憾む所なし

## 金子定吉

礎子曰く單身、郷を去りて天涯に客たるもの頼む所、唯、金のみ然れども此時に當り腰纏、重きものは却りて破れ囊裏、冷かなるもの反りて成功す是、抑、何ぞや蓋、意志の硬軟に在るのみ然れとも人の常情は弱なり苟、袖裏一錢の在る有れば亦、飢を忍ぶ能はざるなり夫、千金の資は少額と曰ふを得ず獨、定吉、之を秘して一物無きか如く四歳の星霜備さに辛酸を嘗め風俗を察し土宜を相し而して後、機に投して決然、資を投す宜なり其成功ある孟子曰く生於憂患、而死於安樂と定吉能く斯意に通するものか定吉は渡島國松前郡雨垂石村に住す故、羽前の人、白幡孫右衛門の次男にして天保十三年十一月十八日を以て生れ後、金子留の養子と爲る實母、名は桑、白幡氏なり定吉性剛毅にして敢爲、慈心深くして俠氣あり文久二年、二十一歳の時、千餘金を齎し單身、航して北海道に渡り雜貨賣買を業とし一意勤儉を守りて其資金の増殖を謀り四年を経て一有力家の助けを得、獨立して穀物商を營めり次て松前郡根部田村より原口村に至る沿岸七里の間に於て一事業を興さむと欲し地を中央、雨垂石村に卜す村は唯、山脈海濱に奔り斷崖壁立、行人僅に波際を行く明治元年、定吉、山腹を鑿ち巉巖を夷け

出張店を設けて沿道需求貨物の賣買を業とし兼て鯨建網業を營む當時本郡の漁夫は漁法の規模甚狭少なり定吉津輕地方より漁夫を雇ひ先づ建網四統を以て創業せり是鯨建網の嚆矢なり且道路を修理して移民の建屋に便せり十二年に至りては建網九統を營めり而して是年の純益金貳萬餘圓に上りぬ是より前明治元年根部田以西の各村前年來薄漁にして本年春漁亦皆無なり故に住民往往産を失して離散するものあり定吉其狀況を憐み無利子償還を約して資金を貸與し之を救済す故に去らむと欲するものは留り産を破れるも復堵に安むするを得たり十六年居を雨垂石村に移し漁業及貨物賣買業以外に土地を開拓し農業を經營せむと欲す抑本郡西部村落は山を負ひ海に沿ひ地勢凸凹原野稀に潮風強し故に住民居宅の近地を耕耘するものありしと雖地形耕耘に適せずとして開墾に従事するものなし定吉之を慨し先づ大小豆蕎麥等を試作して其地の農産に適せる結果を示し農事の有望なるを知らしめ且農具種子を與へて村民を鼓舞作興し爲に漸く農事の發達を促し地積の貸下を乞ふもの多く今や根部田以西原口に至る未墾地概民有に歸し四百五十町歩餘の墾成地を見るに至れり而して自家に在ては十六年中貳町歩餘の畑地を開墾し十八年畑十三町歩を墾成し而後農漁を兼營せり此時に當り偶海産否況にして村民窮困

せり故に高價の賃銀を投して細民を使役し濟貧の傍拓地農耕を勸む爲に費す所壹千五百圓餘なりと云ふ又根部田村の屬島小島は雨垂石を距る波上十七海里に在りて從來昆布石花菜海鹽鱈鮑鰯卵等を産せり定吉二十二年を以て漁場を此島に開けり此より前十二三年の交より此地に入漁するもの逐年其數を増し漸く繁盛を見る隨ひて浮浪の徒之に混入し良漁者の風儀を亂し且濫獲酷漁絶て繁殖を計らす大に弊害を爲せり定吉一たひ此地に漁場を開きしより漁舎を設置し道路を修理し水派を發見して汲井を鑿ち船舶繫留場貨物揚陸場を修築し及飲料水漁舎の所在地遭難信火等の方法を立てし航海船舶に便し而して大に浮浪漁夫の惡弊を除去したり是に於て全島の漁家其面目を一新したり尋て石川縣より蟹女數十人を招きて鮑石花菜等の採收に従事せしめ孜孜海産の發達に努め特に鮑は全島を三分して蕃殖區域を定め毎年之を順次輪採し次て又意を製造に用る今や全島の漁業大に發達し人此島の一名を寶島と呼ぶに至れり又古來郡の沿海は偶鱈魚を漁獲することあるも之を食用に供せず是鯨鯢等の小魚を追躡して海濱に至らしむる有益魚族なりとして却りて其捕獲を忌むの風あり因襲の久き牢として抜くへからず定吉百方勸誘其迷信を破り二十年より漸く漁撈者を出し逐年其數を増し今や頗盛大に至れり然れど

も始、定吉か之の説を唱ふるに當り頑冥の徒輩、暴力以て之を沮止せむとせり定吉、毅然として屈せず益、之を奨勵し遂に地方有力の産物と爲り昔日、往往、薄漁に苦しめる根部田外七村、爲に生計を維持するを得たり而して鱧の棲息區域探索、及、魚撈法の調査等に投資し、もの壹千餘圓に及へり已にして好果を收むるや努めて村民を誘導し無賃にして漁船を貸附するに至る今や毎年の收穫高五六萬圓なりと云ふ又、雨垂石村は八箇村の中央に位し貨物集散に便宜の地なり然れども濱海岩礁散點して船舶の繫留、甚難し所謂人肩馬背に由りて運輸するに過ぎず而して秋冬の候、河川漲溢、氷雪堆積するに當りては往來、杜絶することあり定吉、之を憂ひて明治四年、獨力開鑿の工を起し雨垂石村より茂草村海岸に連りて堀割を通し舢舨其他小舟の雨垂石灣に航する便を開き本村字大間の泊舟に便なるも巨岩ありて之を碍ぐるを遺憾とし獨力三千餘圓を投して之を破碎し遂に千石以上の船舶の出入を睹るに至れり此より船舶、概、同灣に繫泊して百貨の集散、甚、便を得たり抑、定吉、北地移住後、獨立營業しより三十餘年、時に隆替ありしと雖、不撓不屈、克く困難に勝ち常に公益に志し居村地方をして今日の盛況に至らしむ事、遂に、天國に達し三十二年四月を以て藍綬の章を下して旌表せらる其記に曰く

夙ニ志ヲ殖産興益ニ勵マシ文久年間單身松前ニ渡航シテ商賈ト爲リ尋テ地ヲ本村ニトシ嶋巖ヲ鑿チテ道途ヲ通シ航路ヲ疏シテ漕運ヲ便ニシ最、力ヲ農漁ニ用井  
 練建網、及、鱧漁業ヲ創起シ資金ヲ惠貸シ漁民ヲ啓誘シテ漁利ヲ増進セシメ荒蕪ヲ  
 闢キ穀菽ヲ試植シテ開墾種藝ノ先導ヲ爲シ又、小島ニ漁場ヲ設テ石川縣ノ漁婦數  
 十名ヲ招テ海産ノ採收ニ努メ專、濫獲ノ弊ヲ矯メ飲料水ヲ供充シ遭難信火法ヲ標  
 示シ船舶繫留所、荷物揚場ヲ設備スル等、洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス  
 依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

初、定吉か根部田、外七村を通して百九十一戸に對し明治元年、金二萬千二百五十圓を二年或は三年賦を以て無利子償還の約を結ひて之を貸附し各村の困厄を救助したれとも荏苒、歲月を經過し二十九年に至るも僅僅、千二百餘圓の償還を得しのみ然れども定吉、未、嘗て督促し、ことなしといふ二年、西部各村、食米缺乏して細民、飢饉に瀕するや定吉、之を憐み急馳、函館に至り米七百五十石を購入回漕し原價を以て分配し因て以て饑を免れしむ而して自費し、所、七百圓に餘りぬ又、嘗て村民に犁三十挺、鍬八十丁、刈草鎌百枚、大豆十七俵、蕎麥三十俵此價百八圓餘を施與して農事を奨勵したり其他、土地開鑿、道路修築、雨垂石灣、及、舟路開鑿、又、小島の汲井、道路修繕、堤防修築、荷揚場修理

等に投しゝもの合計一萬餘圓なり又災民救助、學校費、道路改修、病院改築等の寄附を以て木杯を受けしこと十六回に及び又内外國の博覽會並共進會等に海産、農産物を出品して金、銀、銅の賞牌を得しこと數なり上來、陳ふる所は其梗概を擧ぐるに過ぎず若、之を子細にせは所謂、様を更ふるも盡きざるなり更に現在の職名を擧ぐれば徴兵參事員、郡所得稅調査員、郡農會副會長、村農會長、村總代人、漁業組合副頭取、學務委員、赤十字社終身社員、尙武會委員、教育會衛生會、帝國水難救濟會、北海道協會、大日本武德會、松前水産獎勵會等の會員又は幹事たり定吉、子なし芳丸氏の弟久義を養ひて嗣とす

## 横濱正藏

正藏は舊盛岡藩士族にして陸奥國上北郡横濱村の人なり父を權四郎といへり母、盛田氏、名は鷹、天保二年一月六日を以て正藏を其家に生めり正藏、人と爲り温厚、安政元年、年二十四にして横濱村取締役を命せらる藩制、取締役は班、庄屋名主の上に在りて町村を監督するものたり正藏、此職に在ること四年にして、安政五年更に條例大豆用

掛を命せられ園種用掛を兼ね蓋、上北地方大豆の産出多く加ふるに當時海陸の交通不便にして民力を以て之を糶賣するに苦めり故に藩、之を買收して海舶を以て之を大阪藩邸に運送す之を名づけて條例大豆といふ其園種とは豐年の時、村民貧富の程度に應じ蓄穀して凶年に備ふるものなり此職、當時、頗、重任たり正藏、此職に在ること五年、文久二年、更に野邊地港船手差配役兼務を命せられて明治元年に至りぬ後、十年、居村用掛と爲り明年、戸長に進み浦役人、學校掛兩職を兼ね二十二年、町村制の實施に當り村長に擧げられ改選毎に前後を通して村務に執掌すること四十餘年なり其間、勤勞一ならず明治八年、假に村内の一寺院を以て費舎に充つと雖、當時人智未、開けず學問反りて事に害ありと爲し入學の子弟僅僅八名に過ぎず正藏、深く學事の振はざるを慨し專、獎勵を事とせり已にして學生十五名に上る益、力を盡して其父兄に説き其子弟を誘き二年を経過し就學の子弟二十七名に達し父兄も亦、稍、學事に向ふの狀あり正藏、少しく愁眉を開くを得たるも生徒漸く進むに隨ひ校舎の新築を必用とするは固より當然の勢なり然れとも當時に在りては此事、尙、頗、難事たり是に於て正藏、或は有志に説きて寄附を募り或は村費の負擔を仰き百方盡力し十三年、遂に新設を見るに至れり尋で亦、通學に便を興ふる爲、支村、有畑に一分校を設立したり是に於て



設備稍、完きを得たり故に益、就學を奨勵したり已にして生徒漸く進むに隨ひ有畑分校を簡易小學と爲し又學校の位置、宜きを得さると生徒の増加とに因り校舍を移轉し且、増築を圖れり適、學令の改正あり故に有畑に尋常科を置き横濱に高等科を併置するに至れり是、皆、正藏か熱心に奨勵したる結果に外ならず已にして校舍、亦、狹隘を告げ新築の必要を生せり而して本村は二十七年中、過半、祝融の災に罹り村民の疲勞、未、癒えす故に荏苒、三十年に至りしも同年、村會其議を決し遂に數千圓を投せむとす今や方に其計畫中に在り不日、將に輪奐の美を見るに至らむ八年、地租改正の時、實查の地籍、田に於て九拾貳町九段七畝餘歩、畑貳百參拾町四段七畝餘歩、山林貳拾壹町九段五畝餘歩なり然れとも當時村民、耕法幼稚にして畦畔整齊ならず加ふるに新稅率或は舊時より重からむとの謬想を懷き敢て開墾に従事するものなし正藏、之を憂ひ先づ田區の改正を計り尋て開墾を勤め自鋤犁して衆を勵ましぬ其勞、蓋、尠からず又、十九年、馬齡薯の播種を奨勵し以て備荒貯蓄の一助と爲せり然れども當時村民、馬齡薯の効を知らず甚、之を喜はず正藏、熱心之を奨勵して倦まず漸く播種を事とするもの多く亦、其効を解するに至る是に於て奨勵の法を有志に謀り二十六年を以て馬齡薯澱粉製造所を設置し盛に其播種を奨勵したり而して其種は之を北海道七重に求

む今や毎戸六七十苞の收穫を見る其間、亦、開墾を奨勵して田に於て二十一町三段二畝五歩、畑二十二町六畝三步、御料地を拜借開墾し、もの田九町一畝三步、畑五段八畝十一歩に及へり又、植林の必要を説くこと數年なり而して部内に官林盜伐罪を犯すもの十數名を出し、其因、薪炭材の缺乏に在ることを知りて雜木を植付看守人を置きて造林を勉め或は未定山を購買し或は脱落地の編入を圖る等、漸次不足を補ひ増殖したるもの山林段別實に三百四町一段三畝餘歩の多きに至れり故に近來盜伐罪を犯すものを見ず是、世運の進歩に由ると雖、亦、正藏か處置、宜きを致すの効大に力あり又、洋牛馬を購入して之を交尾せしめて漸次増殖を見る且、昔日芊芊たる草野も近來漸く荒野と變せしを以て御料地を拜借して牧場を設け飼料の缺乏を防けり其段別二千九十四町七段餘歩なり又、古時鬱蒼たる山林、近時漸く蕭索たり爲に時時洪水の氾濫を免れず正藏、之を憂ひ一面、殖林を奨勵し一面、村會に提議して堤防費を議決せしめ豫め備ふる所ありて未萌に其害を防けり二十六年、福島縣より農業教師を雇聘して本支村に十個所の試験田を設け又、有志をして一般人を誘導せしめ逐年增收を見、且、改良進歩を見る正藏、老いて益、輿望あり宜なり褒章下賜の恩典を荷へると其記に曰く

資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ、町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ、最ニ心ヲ教育ニ用、井テ學校ヲ増築シ、耕耘ノ不便ヲ憂ヘテ田區ヲ更正シ、山林ノ藝植、牛馬種ノ改善、馬齡驛ノ栽培ニ皆、克ク力ヲ竭シ、執筆多年、其職ニ稱ヒ、諸務整理シ、民情安輯ス、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス、是實に三十二年六月とす、嗚、榮なるかな、越えて三十四年十月、此名譽を齎して、黄泉の客となりぬ、悲哉、壽七十一、妻、禮喜は野阪氏、二子を擧ぐ、長を貞吉、次を直視といふ、皆、婦を迎へて孫あり、貞吉、亦、翌年六月、逝く、長孫、博、其後を繼承せり

礎子曰く、吾、智者を畏れず、勇者を怯れず、郷愿を悞れず、將、策士を懼れず、況や輕浮、自喜、ひ區區たる才藝を鼻頭に懸けて、處世し去らむと欲するものをや、然れども、謹慎温厚にして、數十年、一日の如く、須臾も、村利民福の公義を忘れず、空言を以てせず、躬行を以て好例を示すこと、正藏の如きものに至りては、覺えず、畏敬の念を發動せざるを得ず

## 高松喜六

礎子曰く、今を距る二百年、元祿年中、時の政府、徳川氏に金五千六百餘兩を獻して、今の武藏國豊多摩郡内藤新宿を創開し、甲州街道繼立驛とし、偉人あり、姓を高松、名を喜六といふ、而後、世世相承け、其地の里正として、郷望甚重し、本傳喜六は實に其後裔なり、喜六は文久二年七月十八日、武藏國豊多摩郡内藤新宿に生る、父を邦矩といひ、母は森田氏、蝶といふ、明治五年、喜、十一歳の時より、小野睡帆、大久保政齋、南摩綱紀等に就きて、漢文學を講習すること、八年、十五年、東京専門學校に入りて、法律科を修め、十八年、業を卒ふ、幕政の頃、喜、幼にして、父祖の蔭を以て、里正の職を繼けり、明治元年、大政、朝に歸し、制度革新す、是に於て、喜、年、猶、幼なるを以て、祖父雄古、父邦矩、相尋て、戸長又は副戸長に擧られて、力を町治に盡し、喜は、小學校委員、學區取締等に就任せり、後、父邦矩、職を辭し、喜代りて、戸長と爲る時に、十七年なりき、爾來、勤績六年、二十二年、町村制施行に際し、喜、未、法定の齡に達せず、故に、父邦矩、擧られて、町長と爲り、喜は、學務委員と爲り、父を翼けて、町治に當る後、法定の年に滿つるに及ひ、喜、推選せられて、父に代る、此より、改選毎に、膺選し、三十三年に至り、辭職せり、蓋、府縣郡制の施行に會し、府會、郡會の議員候補に推

さるゝを以てなり今、在職中行事の一斑を掲げむに十八九年の交、内藤新宿町、火災あり四隣の町村、亦然り當時、郡部、公立消防の制なく町民の危懼甚し喜之を町會に議り警視廳の允許を得、所管警察監督の下に消防組を設置し以て急に應せむとす當時町費多端にして之か維持費支出を能くするも新に設備すへき器械類の費用は力之を辨する能はず頗窮せり因りて喜、率先して資を投し有志を勧誘し十九年中、金七百七拾五圓を得て諸種の設備を全くし略、警視廳消防組と同一の組織を爲すを得て町民、始て安堵せり是、明治以後、同郡公立消防組の初にして喜、之か發起者たり抑、本町教育の事は明治八年、祖父雄古、率先して資を投し町内有志を勧誘して應分の寄附を爲さしめ寺院内に小學校を假設し之を華園小學と稱す而して亦、有志を勧誘して毎月應分出金せしめて以て維持費に充つ是、小學校の起原なり十一年、自資を投し有志を勧誘して字北裏町、舊警察署の建造物を購入して校舍に充つ後、壊破に至り父邦矩、金五拾圓を抛ち之か倡を爲し喜、又、學務委員たるを以て勧誘大に努め七百餘圓の寄附を募りて十五年、新築の功を告ぐ此より生徒益、増加せり既にして校舍狹隘を告ぐ是に於て一棟の教場を増築せり當時、喜、學務委員として之を監督して工を竣れり後、亦分教場を設置せり二十六年に至り復、狹隘を告ぐ然れとも當時町費多端、支出の途な

し因りて喜、率先して金百圓を投し有志を勧誘獎勵して大に寄附を募り委員を設け推されて委員長と爲り鞠躬盡力、日夜工を督し遂に落成式を舉ぐ是、今の校舍にして工費實に七千餘圓なり爾後、設備完全、生徒益、進む三十一年に至り喜、學校と家庭との連絡を計り時の校長と協議し父兄に説きて内藤新宿町教育懇話會を起し以て教育の完成を希ふ此より前、曾て私立幼稚園ありしも維持に苦み將に廢園せむとす喜、之を慨き園主に談し町會に議し維持の方法を講し華園小學校内に附屬幼稚園を設け保母、及、幼稚生三千餘名を取りて薰陶教授せり是、郡内唯一の公立幼稚園なり而して之か設立は實に喜か周旋の力なり抑、當町に學校の設ありしは祖父雄古に創まり父邦矩、之に次ぎ喜、實に大成せり祖孫三世、教育の指導者たるは世間稀に見る所なり且、町長就職以後、曾て給料若くは報酬等を受けしことなし蓋、深く心を町の經濟に用ゆればなり其他、町條例を定めて警備、衛生、學務に委員制を設け町農會を創設して本郡農事の發達を助け又、二十七八年の戰役に際し軍隊軍夫二千餘人の逗留二月に亘るも宿舍、及、諸種の供給に支障なからしめ且、力を出征兵士家族の扶助に盡し其他、赤十字社社員募集に奔走し特に村社の再建を設計して人人敬神の思想を喚起し遂に之を完成し有志を募りて官林二千餘坪を拂下けて村社の所有に屬し獎兵會を翼賛し

て尙兵の主義を擴張する等、公共の事に竭せる僕指に違わらず多年の功績、終に官の録する所と爲り三十五年五月を以て名譽ある藍綬の章を拜受せり文に曰く  
資性質直、累世德望一郷ニ隆ク夙ニ先緒ヲ承テ里正ト爲リ明治十七年、戸長ニ任シ町村制施行後、町長ニ舉ラレ尋テ府會郡會町會ノ議員若クハ府ノ名譽職、參事會員、及各種ノ委員ニ選マレカヲ土木、衛生、學事ニ竭シ消防組ヲ編成シテ町内ノ安寧ヲ維持シ學校ヲ改築シ幼稚園ヲ復興シ父兄懇和會ヲ設ケテ教育ノ振作ヲ努メ殊ニ多年公職ニ執掌スルモ未嘗テ報酬ヲ受ケス一意盡瘁克ク自治ノ發達ヲ圖リ政整ト衆和ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

今喜か十七年以後、閱歴せる官公職を列記せむ則、聯合戸長、町會議員、常設學務委員、町長、郡參事會員、郡會議長、府會議員、常置委員、府參事會員、所得稅調查委員、衛生組合會議長等に推選せられ又、明教保險株式會社取締役たり其他公私團體より囑託されしものは府教育會評議員、同副會長、東多摩 南豊島郡郷土地誌史談編纂會幹事、赤十字社地方委員、教育懇話會會長、獎兵會理事、町農會長等なり又、公共事業、恤窮等に投資して賞杯、褒狀を受けしこと數あり殊に二十七八年事件の勞として木沓杯を賜はる

喜三十五年の春來、胃癌を病み終に其十月を以て没す享年四十有一、妻は中島氏照といふ三男五女を生む長を豊男といひ家を襲く

## 田邊九郎平

本書 第四輯  
三三 一頁參看

礎子曰く田邊九郎平の出處行藏に於ては曩に之を我明治忠孝節義傳第四輯、附録、黃綬褒章之部に納めしもの其性行の後進子弟の最模楷と爲すべきもの多くして可成的衆人贊美の聲を高からしめむと欲するに在りき而して九也、多年の善行嘉績は遂に天關に達し朝の録する所となりて三十五年二月、名譽ある藍綬褒章を賜ふの光榮を荷ふに至る其平素の志行、及受章の要旨たる赤泊港修築等の事蹟は業既に巨細網羅して之を前輯に載録したるを以て今や屋上、屋を架す底の記事を約し粵に褒記を掲げて其事實を明確にするを以て足れりと爲す曰く

資性温厚、平素公益ノ心深ク屢、金穀ヲ投シテ恤窮興學等ノ事ニ努メ殊ニ居村赤泊港埠堤年年風浪ノ爲、破壊シ海底填塞航路杜絶セントスルヲ慨キ奮然之カ改修ヲ

企畫シ寢食ヲ忘レ東西ニ奔走シ明治二十年官準ヲ得テ工ヲ起シ自設計監督ノ任ニ膺リ苦心經營星霜ヲ閱スル四堤ヲ築クコト五十五間爾來船舶ノ出入貨物ノ輸漕昔ニ數倍シ遠近其澤ヲ享ク爲ニ費ス所六千有餘圓ニ及ブ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス因テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

九也か佐渡の赤泊港修築以來其港民の享受せる利益の實況を擧げむに二十三年十月竣功を告ぐるや船舶の出入日に増し月に進み從ひて貨物の輸出入も亦増加す就中本島の特有物産たる網羽繩竹草鞋及鰯等の如きは多く小木松崎の兩港より輸出しよも赤泊港改築後は渾て本港に聚輯して輸出するに至れり故に本村乃至近郷の村民は勿論佐渡全州民と雖亦其利益を享受せざるものなし抑越佐兩地間の航海は常に春冬の候暴風怒濤の日多く爲に航通を杜絶すること太しきは二週乃至三週に達し概して一個月二三回の航行あるのみ越佐汽船會社數隻の汽船を所有するも專新瀉夷兩港間に航路を取れり然るに該兩港は埠頭不良波浪猛烈毎に危險を極め航程亦長く而して赤泊寺泊兩港間は之に反し航路近く荒天と雖稀に航行を絶つのみ港内殊に安全なり故を以て往年縣令に於て越佐間交通事業に對し保護を興ふるに

決するや九地方を糾合して航海事業總代と爲り其保護資金三千圓を受け有志をして汽船の併航を爲さしめ爾來年年十一十二一二三の五個月を義務航海期として通船を爲すを以て越佐間の交通は之に頼り未多くの杜絶を見ることなく郵便物旅客等は大に至便を感せり九多年の宿望たる築港の業を果さずして三十五年八月終に逝く壽七十二悲哉

礎子曰く天下十年材智の士なからしむべし一日慧直の士なかるべからず吾九也の行事を案するに忠信誠實にして言言盡く肺腑より出づるに服す夫汲黯は慧なり漢廷材智の臣彬彬輩出中に於て一慧愚の臣獨其美を千古に擅にせり材智の得易くして慧愚の得難きこと何ぞ其れ此の如くなるや九也の如きは名を懸ふにあらす利を争ふにあらす其精神の盡く公利公益の四字に出づること敢て疑を容れず今や佐渡に才子在りと雖學者在りと雖策士在りと雖奸雄在りと雖九也の如きは極て稀なる哉

田邊九郎平

○田邊九郎平 ○塚本定次 (藍綬)

## 從七位塚本定次

礎子曰く明治の聖代、藍綬の章を佩するもの何ぞ限らむや而して其特に金杯副賜の光を荷ふ者は前に華胄にして前田利嗣あり今、商估にして塚本定次あるのみ嗚呼、是の二人の如きは決して朝名市利の徒に非ざるなり

塚本定次は近江國神崎郡南五個莊村字川並の人、父定右衛門定悅、母、奥井氏、政女の長男なり、文政九年十二月二日を以て生る、父十九歳にして、定悅、文化四年、將に行商の業を営む、其時、先づ金五兩を資本として、小町紅を買入れ、之を賣り、其の利を以て、尙、家に藏む、脂紅を行估したる故を以て、紅屋を商號とし、後、吳服、太物、を專業とし、同業者間に、紅定の名、遠邇に聞ゆるに至る、定次、幼名を與吉と云ふ、既にして父の名を冒し、定右衛門と稱し、後、老するに及び、其名を嗣子に譲り、今の名に更む、稟性素朴、夙に公共の利益を擧げ、寡孤を賑恤するを以て、自悅ひと爲す、明治二年、舊郡山藩の財政に貢する所あり、藩主より、名木伽羅一剪、香山筆一軸を賞與せられ、翌年、軍資を獻納して、民部省は左の狀を下せり

御一新以來調達金格別出精相勤候ニ付爲其賞金六千疋下賜候也

五年、居村戸長と爲り、翌年、區長と爲る會、小學制度發布の時に際し、弟、正之と謀りて、自村に塾舎を興し、川並學校と稱し、賴母子の方法を設け、由りて生する所の純益を積み、其子を以て校費を補ひ、又、別に若干金を寄附して、教育の資と爲し、其他、一二小學校の興るを聞く毎に、寄附する等、地方風教の開進を裨く、七年、祝祭に、毎戸國旗を掲ぐべきの法に接するや、直に私費を擲ち、國旗若干旒を製して、之を區内に頒つ、十二年、地方議會の始て開設せらるるや、縣會議員に當選し、十六年、聯合戸長と爲り、學務委員を兼ね、勤勞懇に至る是間、學校資に寄附し、を以て、銀杯二個を賞與せらる、十九年、皇居御造營に、獻金し、宮内省より、御紋附銀杯一組を賜はる、其他、公共慈善事業等に、寄附し、を以て、前後數回、木杯を賞與せらる、二十年、海防費を獻じて、黃綬褒章下賜の榮を享く、其狀に云く

愛國ノ衷情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ賛成シ金五千圓ヲ獻納ス依テ明治二十年五月二十三日勅定ノ銀製黃綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ之ヲ表彰ス

是歲、特旨を以て從七位に叙せらる、二十三年、慶應義塾大學部設置の擧を贊し、金圓を寄附し、二十五年、道路費に寄附し、銀杯を賞與せらる、明年、土砂扞止に、竭し、縣會の謝狀を受く、是より先、縣下、到る所、禿山多く、水源涸渴して、潦雨、土砂を流出し、患害鮮からず

十一年以降、毎期國庫費を以て淀川流域に土砂扞止の事業を施行せらるゝに及び縣、亦其工事に摹倣し加ふるに植樹奨勵法を設け大に患害の豫防に努むと雖、財政未可ならざるものあり僅に草津、野洲、家棟、日野、犬上諸川の數流域に止まりて他に及ばずこと能はず定次之を憾みとし弟正之と議する所あり兄弟之に金圓を寄附し縣會に請ひて年度を定め費目を計り逐次其功を竣へむことを披陳す縣會其篤志に感じ直に連年支辨追加議案の下付を要求し寄附金の中若干を土砂扞止費若干を植樹奨勵費に充て尙速に寄附者の志望を達せしむるが爲、特に之と同額の地方税を支出し二十七年以降、四年間に於て縣下各郡の川流に模範工事を竣へしむべき旨を議決したり其謝狀に云く

土砂扞止及民林植樹奨勵ノ事業ハ目下ノ急務ニシテ縣下百年ノ大計タルニモ拘ラス未一般民衆ノ注意ヲ喚起セザルノミナラズ縣會亦職モスレバ經費ノ制限アル有ルヲ以テ充分ニ此至切ナル事業ノ振起ヲ圖ル能ハズ然ルニ貴下等大ニ縣下ノ爲ニ憂慮セラレ金五千圓ヲ寄附シ以テ模範工事を起シ大ニ新事業ノ普及ヲ期セラレントス嗚呼、縣民ノ志ヲ公共ニ致スモノ少シトセス然レモ貴下等ノ斯舉ノ如キハ實ニ稀レナルモノナリ本會亦貴下等ノ厚意ニ感スル所アリ直ニ連年支辨工事を可決シ以テ土砂扞止及民林植樹奨勵ノ事業ヲ舉ゲントス貴下等ノ芳志ハ特リ本會ノ感納スルノミナランヤ縣下人民ノ悉銘肝スル所ナラントス逸次郎本會ヲ代表シテ貴下等ノ芳志ヲ謝ス

明治二十六年十二月十六日

縣本定次殿  
縣本正之殿

縣會議長 岡田逸次郎

三十年、定次兄弟は更に五千圓ノ寄附金を追納し之に地方税二倍の支出を加へて該事業の擴張を請求して亦直に採納せられ又、第三回寄附を三十三年中、縣に出願し縣會の採納する所となる愛知川、宇會川等流域の工事は、是歲に於て成るを告ぐ愛知川は神崎、愛知の郡界に沿ひ中仙道を横斷する著名の大河なり平日は涸渴して斑斑蹄跡の痕を點するに過ぎずと雖、一朝、雨潦に遇へば氾濫横溢、水勢最激し是を以て橋梁を架すること甚難く行旅困弊す十一年、聖上、巡狩の時、宮内省始て一帯の橋梁を架し鳳輦御渡の後、地元村民の請を允し之を拂ひ下げ御幸橋と稱して永く村有と爲さしむ然るに維持の途に窮し加ふるに十四年、洪水に流失せられ村民落膽、行旅復び便を失ふ是に於て有志、胥謀り篤志者の義捐を仰ぎ之を定次等、十二名の資望あるものに託し利殖を計らしめ後、之を縣經濟に移して御幸橋再築の事を擧ぐるを得たり二十七八年の役、首として軍資金を獻納し賞勳局より銀杯一組を賞與せらる其狀に云く  
明治二十七八年戰役ノ際報國ノ旨意ヲ以テ軍資金ノ内へ金二千圓獻納候段奇特ニ候條爲其賞銀杯一組下賜候事

○縣本定次(藍綬)

又、軍事公債募集の舉あるに及び、戸主定右衛門を一族の代表として前後數萬圓の應募を爲さしめたり。二十九年、縣下水難に金圓を惠與す。三十三年、縣立商業學校設立の位置を蒲生郡に定むるや、定次、大に之を賛し、父子共同金圓を寄附す。縣會謝狀を贈りて云く

滋賀縣會ハ神崎郡五個莊村縣本定次、縣本定右衛門兩君ノ本縣商業學校基本金トシテ整理公債一萬圓及同校建築費トシテ金一萬圓寄付ノ義、被願出本月九日縣廳ニ於テ領收済ノ旨、本日通知ニ接シ御奇特ノ段感謝ニ堪ヘズ本年通常會ノ決議ニ依リ議會ヲ代表シテ茲ニ謝辭ヲ呈ス

明治三十三年一月二十日

滋賀縣會議長 谷 澤 瀧 藏

縣本定次 殿

縣本定右衛門 殿

之より先、就學兒童保護の爲、首として村内川並學校の授業料を全廢せしめ、又、三十年、高等科を設くるに及び、校舍を増築するの要あるや、戸主定右衛門を始、親戚知己の間に奔走し、其贖金を以て之を完成せしめ、毫も村税を煩さず。三十二年、更に定右衛門及、親戚同族をして基本金を同校に寄附せしめたり。又、有望の青年子弟に貸費し、各地の學校に遊ばしむるものありといふ。定次の居村、川並村は、獨、校舍の完備なるのみならず、田園豐沃にして、森林繁茂し、道路稜角なくして、橋梁墮屆せず。社寺病院より公園に

至るまで悉皆完備し、勤儉風を越ひ、又、寡孤獨及、絶家の財産を管理し、奴婢或は佃民の貯蓄を圖り、與井某並に弟、正之等と共に其衝に當り、慶應二年より今日に至るまで策勵怠らず、爲に奴婢の獨立して一家を爲すもの約、十數戸、亦、皆、定次等を徳とせざるは、莫し。十二年、地租を減じて二分五厘と爲すや、其減額の一半を積み、凶荒に備へしめ、又、十八年、驛遞貯金の制定より委員の同地に派出あるに會し、前の凶荒に備ふるものを擧げて、咸く之に託し、又、別に個人に就きて、勸誘鮮からず。二十四年、定次は、二百圓、弟、正之は、百圓を一村の貯蓄に投じ、其預金を補助したることあり。凡、定次の善行、數年の久きに涉り、具に其詳を録すること能はず。殊に深く、自、藏めて、名達を嫌ひ、就きて問ふものあるも、謙して、敢て言はず。是故に、次に、記する所は、多く、公事に係り、衆の皆知悉する所に過ぎざるのみ、而も、其公認する巨額の寄附救済金の如き、すら、忌避せり。三十三年三月、聖天子、賜ふに、藍綬褒章を以てし、特に、金杯一組を、副ふ、其冊に云く

資性質直、夙ニ心ヲ慈惠ニ注キ、力ヲ興益ニ致シテ、德望地方ニ隆ク、小學校ヲ増築シ、學資ヲ供給シテ、貧家子弟ノ就學ヲ奨メ、寡孤獨及、絶家ノ財産若クハ、僕婢所得ノ保管貯蓄ノ法ヲ講シテ、風儀ノ矯正ヲ努メ、殊ニ、滋賀縣商業學校ノ位置ヲ蒲生郡ニ定ムルヤ、父子共同通貨及、整理公債證書合額二萬圓ヲ寄附シ、一半ハ、建築費ニ、一半

○ 縣本定次 (續)



ハ基本金ニ充テ以テ實業教育ノ發達ヲ裨ケ且、縣下禿山多ク泥砂ヲ流出シ河川淤塞水源涸渴スルヲ憂ヒ巨資ヲ投シテ土砂扞止及、山林栽植ヲ誘掖シ其他同志ト共ニ愛知川橋梁資金ノ管理ニ勗勉スル等、洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス

仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナルニ因リ藍綬褒章ニ金杯一組副賜候事

定次ノ弟、正之、亦、兄に肖テ令徳あり同年、藍綬褒章を賜ふ父祖の榮、眞に之に過ぎざるなり現戸主定右衛門は定次ノ二男、松居氏ノ女、松を嫗りて生む所、其妻繁、松居氏と共に父母に事へ二男三女を擧ぐ

礎子曰く生命を殺すは一なり活きて生命を殺さざるべからず黄金を殺すは一なり活きて黄金を殺さざるべからず生命は死して事業は死せず黄金は盡きて名譽は盡きず故に男子は身を殺して仁を爲し義を見て死を避けざるなり死且避けず況や黄金をや定次、蓋、此に見る所あるが如し特に江州商人の最、惜む所の黄金を殺して公共の事業を活かし其身、死すと雖、功名長く褒章簿冊の上に生けり匹夫、此榮を蒙る迥に其身、黄金と共に死するの守錢奴と異なれり嘻

又曰く弟、正之の行事、本編、別に傳あり讀者、併せ看むことを要す

## 塚本正之

從七位塚本定次に藍綬褒章を賜ふ歳の十月を以て 朝廷、亦、其弟、正之を旌表し其善行を嘉賞す狀に曰く

資性廉直、夙ニ公益ノ志厚ク曾テ村政ニ從ヒ宿弊ヲ排シテ平和ヲ保テ村衙ヲ造營シ道橋ヲ修治シ最、力ヲ教育ノ普及ニ致シ小學校ヲ増築シ維持ノ法ヲ講ジテ授業料ヲ全廢シ學資ヲ供給シテ貧家子弟ノ就學ヲ勵マシ殊ニ村有ノ山林禿禿ニシテ樹木少ク泥沙流出、川底壅塞スルヲ憂ヒ割山ノ制ヲ設ケテ以テ栽培ヲ獎メ尋テ胞兄從七位塚本定次ト共ニ巨資ヲ投シテ各郡禿山ニ土砂扞止及、樹木ノ栽植、水源ノ涵養ヲ誘掖シ其他川並病院設立ノ舉ヲ資ケテ其完成ヲ告ゲシメ商業學校へ父子共同基本金五千圓ヲ寄附シテ實業教育ノ發達ヲ裨クル等、洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

正之は塚本定右衛門の次男にして舊名糸右衛門、天保三年五月を以て生る兄定次、定右衛門の後を承くるに及び分家するも商業を共にせり天資、頗、定次に類し仁を重む

と義を尙ぶ克く宗家を賛けて一門の支柱たり明治の初年より戸長、副區長、村會議員、縣會議員等の公職に歴任し地方の徳望甚、渾く又深く志を實業の振起に傾け縣農會副會頭と爲り縣農工銀行設立委員と爲り勸業諮問會員と爲り盡瘁尠からず十年より三十三年、褒章拜賜に至るまで縣より銀杯を受くること一回、同木杯三重四組外八個、賞勳局より銀杯を受くること三重一組外二個、皆公共に捐て慈善に施したるを以てなり其戸長在職中、村内の宿弊を洗ひ教育を盛にし殖産を講じ貧を恤み孤を援け徳化著く効あり由來、川並村は戸數三百有餘にして其中、富豪と稱するもの約數十戸、之を九組に分ち毎組、組長なるものあり而して貧富の等差甚しく懸隔し貧弱の組は常に富有の組に壓抑せられ多年村内の平和を看るに稀なり正之、之を患ひ從來の組織を廢し更に地勢に依り東西南北の四組に區畫し貧富相錯はり各、其方面に隨ひ以て一團を作さしむ是に於てか一團の利害は強弱其享くる所を均くし一村の協同始めて鞏きことを得たり又、當時村内公廩の設けなく縣下の戸長なるものは概して事務を自宅に視、公私混亂、其間弊害屢、起るを惡み首として役場を新築し事を執るものをして簿書秩然、肅として其規に従はしむ六年、川並學校を創立するや推されて世話掛と爲り兄、定次と謀り維持資金の礎を立て及、二十五年、小學令實施併に高等科設置に

盡くして大に功あり其詳なること定次の傳の如し又、村内山林凡、百四十餘町歩あり概、皆、禿楮にして潦雨の候、土砂河底に流出し患害少からず幕府の代、毎年領主より浚濼費の支給を得たるも明治に及び補助、忽、絶へ一切村費を以てせざる可からざるに至り一村大に之に苦む正之、謂へらく其禍源を除くに非ざれば百年の弊、永く禦ぐべきに非ず河底の浚濼は抑、末のみ若かず山林の繁殖を圖り以て其地盤を固くし將來土砂をして流出するの虞なからしめむにはと乃、九年中、一村を會し山林伐採の内約を設け明年、共有山林を各戸に分割保護せしむるの案を立て十二年に至り遂に其私有林を除くの地六十一町餘歩を七十五區に岐ち其中、七區を估却し豫備資金に換へ六區を共有保存に供し六十二區を村内各戸に頒ち之に所有權を委し所有權者、若、其持區を賣らむとする時、若くは死亡して後繼なき時は別に一社あり時價を以て之を償ひ又、貧困者中途にして未、伐採期に達せざる立木を賣らむとするものあれば社、又、之を買ひ期に達して他に轉賣し若、利する所あれば其一半を前賣主に與ふ此の如くして大に植樹を奨勵すること數年、一村の山、復、禿楮の痕を印せずして河底稍、土砂の流出を減ずることを得たり今日に至りて川並村の山、鬱茂として國內森林の模範たるもの實に正之、苦心計畫の蔭に由るなり正之、又、道路の狹隘を憾みとし兄、定次と共

に有志を勧誘し數歳の日子を經、延長千六十二間、幅員本線二間半、岐線二間の里道を改築す是の舉や自六百五拾圓を捐て以て他の寄附を促し總費額二千六百二十六圓餘の中、村費を煩したるもの僅に三圓餘に過ぎず村民大に之を徳とす又、地方良醫なきを悲み二十年中、大學醫學別科卒業醫某を聘す尋て某の私立川並病院を創設するや兄と共に資を投じ力を竭し規模縣下の有數と稱せらる二十四年、濃尾震災に際し乃、藥品並に金穀を携へ該地に出張し慰問懇に力む又、日清の役起るに及び軍資一千圓を獻納し又、定次と語り軍事公債の募集に應ずること數萬圓、唯偏へに公事に後るゝを憚る其他、國內川流の土砂扞止及山林植樹の爲に縣會に稟し巨額の私財を捐て以て其業を完くせしめむと勉むること已に定次傳中に記する所の如し凡、正之の公共に義捨したるもの前後鉅萬の額に達し具に計げて數ふ可からず其尤、著きものは縣立商業學校に五千圓、川並學校に前後數千圓、慶應義塾大學部に二百圓、縣下土砂扞止及山林植樹資に五千圓、其他、病院建設、道路改築、慈善救助等なりとす正之、十六年四月を以て老し家を嗣子清三郎に譲り且、其舊名糸右衛門を襲がしむ故に而後の公事に係るもの多く糸右衛門の名を以てす糸右、亦、敦厚にして至孝、矢野氏の女増江を娶り二男一女を産む

礎子曰く昔者、北齊の崔陵、弟仲文と與に同日、相に拜せられ時人稱して兩鳳齊飛と爲す嗚呼、鳳歟、鳳歟、明治の瑞世、茲に昆弟同年の旌表を觀る豈、頌して而して永く千百世に傳へざる可けむや

又曰く俗諺に言ふあり曰く兄弟他人の初と蓋、其和し難きものあるを謂ふなり願ふに方今滔滔たる天下、俗諺の當れるもの多くして終生胞親の誼を全くするもの甚稀なり況や其終始、道を偕にし志を同くし公に盡くし善を擧ぐる塚本兄弟の如きに於てをや詩の小雅に在り曰く鶴鶴在原、兄弟急難と二人、蓋、之に邇し矣

## 内藤三藏

三藏は武藏國南葛飾郡大島村の人、内藤三右衛門の長男にして安政六年正月十七日に生る母を千代といふ大井氏なり三藏、資性温良、明治十年以來、地租改正掛戸長、郡書記に任せられ又、郡長管理聯合町村會事務を擔當し兼ねて收税、出納の掛長たりしが二十二年、遂に本官を辭す而して年の六月、大島村長に當選したり後、再三膺選し今、尙、

其職に在り以て郷望の重きを知るへし此間、所得税調査委員、徴兵參事員等を兼ね又赤十字社正社員たり今其行事の一二を叙せむ十一年、職を大島村外十一村戸長に奉するや常に教育の不振を慨し十六年、大字龜戸、及深川出村に校舎建築の計畫を爲し資金は悉皆村内有志の寄附に依らむとす而して當時村民未、教育の要を解せず爲に激昂して攻撃四出、甚しきに至りては黨を結ひて其居を襲ひ敢て抗議を試むる等、其迹頗、危激に涉る然れとも三藏、聲色を動さず諄諄として教育の瞬時も忽にすへからざるを説きて之を慰撫し遂に寄附金九百餘圓を募りて校舎を建築したり龜戸は年の七月を以て功を竣へ之を沖島小學校と名づけ深川出村は十月を以て功を竣へ之を永平小學校と名づく是に於て教育の基礎始て立つ此間の三藏か苦辛、實に名狀すへからず而後、就學を勸誘して怠らず沖島小學校は校舎狹隘を告げ再、貳百五拾圓の寄附を募り十九年、増築したり二十二年、町村制實施せられ郡市境界變更の結果、人口頗る増加し且、學區の改正あり是に於て兩校合併の必要起る因りて翌年、之を村會に議り滿場の一致を得て可決したり故に亦、寄附金募集の必要を生じ委員を設けて勸誘し着着事に従へり故に幾くならずして三千八百餘圓の寄附を得たり是に於て中央の地を相し校舎の建築に着手し二十四年を以て竣工したり之を大島尋常高等小學

校と稱す爾來孜孜として就學を督勵し生徒逐年増加し再、校舎の狹隘を感じ二十七年、更に數十坪を増築し三十年、又、數十坪を増築し現に生徒六百餘名に及へり三藏、亦以爲らく教員の更迭頻繁なるは教育上、關する所、小からすと因りて努めて之を優待す故に校長以下年功加俸を得しもの前後兩名に及へり二十八年、大島學校同窓會の發起あるや之か會長と爲り又、郡教育會の設立あるや選ばれて評議員幹事と爲り其他試験又は祝日には自費を以て書籍物品を生徒に賞與したること枚舉に遑わらず是、教育に於ける事績の一斑なり若、夫、衛生に在りては十一年、戸長奉職以來、意を用ゐる二十二年、村長となるや別に衛生專務書記、及囑託醫を置き清潔法の持續、定期種痘の厲行、其他衛生上各般の事に従はしむ翌年、虎列刺病流行の時の如き一時、大に害毒を播かむとしたるも豫防周到の結果、僅僅の患者にして熄滅するを得たり三十年、赤痢病の侵入するや一家突如數名の患者を出すありて大に蔓延の兆あり因りて離隔病舎建設の必要を認め臨時村會を招集して建築費四百貳拾圓を可決せしめ直に病舎を建設し囑託醫二名、看護婦三名を雇聘し事務所を設けて主任書記、及委員等と晝夜此に在りて豫防に盡力したり故に一局部の流行にて之を防止するを得たり然れども其費用、殆、一千圓に垂んたり是に因りて傳染病院を一町村立とするは當に町村經

濟上、不得策なるのみならず豫防準備上、亦、不備を免れざるを認め完全の組合病院設立の必要を唱導し同志と共に熱心に郡内有志を勸説し大に賛同を得て二十二箇町村聯合成立し選はれて其議員となり又推されて臨時建築委員に列し鋭意盡瘁して遂に建坪三百餘坪の宏壯なる病舎を設立したり建築費金實に一萬一千餘圓なり是に於て其委員たるの任務を全くしたるも再、推されて常設委員と爲り今、尙、其務に服す是、衛生に於ける事功なり又、土工を擧げは本村は四面河水を以て周らしたる低窪の地にして道路堤防、最意を用ゆへき所なり故に戸長を拜するや意を此點に注ぎ小名木川通、横十間川通、堅川通、除汐堤防を設け從來の道路に改修を加へ又、村長就職以來、地方税支辨道、及、同補助道の請願を爲し二十四年に至り小名木川道、延長千二百四十六間は地方税支辨に編入せらる明年、字羅漢道延長四百七十間を改修し又明年、地先關係者の贖金を以て字十間川通延長四百七十三間の道路、及、護岸板柵に改築施工し二十八年、字八幡道延長四百七十六間、及、字堅川通延長千三百二十間を改修し三十一年、小名木川通汐除堤防を改築したり又、中川堤防は村内水防上、危険の所なるを以て連年相當の工事を施す等、一も其畫策に基かざるなし其他、村衙の建設、議堂の造築、亦、皆然りと且、水利組合を設け自、管理者と爲りて水利の便を計り在來の以樋二十四所に改良を加へ又、新に用水路を開鑿し、こと前後四回に及へり又、勸業に關しては農事、改良の一助として大字毎に農事談話會を設け毎月或は隔月を以て之を開會し各自作付の方法、收穫の多寡等、農事知識の交換を爲さしめ傍、地方に於ける米麥菽菜等の試作を爲さしめ今や好成绩を得しもの一二に止まらず又、本村の形狀は前條に云へるか如く中央窪下の地にして夏期霖雨の時は流潦數日に及ひ爲に穀菜水腐し、農作上、損害多きを憂ひ第三回内國勸業博覽會に埼玉縣川越町の人、桑村某か發明に係る出品、水平の低地より高地に排水するに適當の器なるを認め二車を購求して之を使用し或は東京市内街頭の便所、及、公共家屋の人失は十中八九、本村民の汲取する所なれば其營業人に諸般の注意を與へて失態なからしむる等、用意、頗、綿密なり其他、博覽會、共進會の開設あるや毎會當業者を勸誘して出品せしめ或は率先して村農會を組織し推されて其會長と爲り以て農事を獎勵する等、枚舉に遑あらず又、村長當選以來、村組合規則を制定して之を治務の補助機關に利用し以て村民の福利を増進し自治の發達を計れり彼の日清の戰役起るや大島兵員義會を組織し從軍者の家族扶助より歸郷兵の慰勞を爲し今、猶、持續す又、別に在郷軍人兵員團を組織す其目的は進みて兵役に就くものを獎勵し退きては相互品行を慎み紀律を守り常に軍人たるの責

務を怠らざるに在り又、此より前、備荒貯蓄の必要を認め十三年以來、實施し以て非常の準備に供せり、鳴三藏か村治に於ける亦、至れるかな、官、何ぞ斯人を遺さむ、三十三年六月を以て名譽ある藍綬の章は其家門を輝かしぬ記に曰く

資性温良、會テ戸長ノ職ヲ奉シ町村制施行以來、再三、選マレテ村長ト爲リ、專、地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ、殊ニ心ヲ教育、衛生ノ振興ニ用キテ、學校病院ヲ改築シカテ交通ノ利便、水害ノ豫防ニ致シテ、道路堤塘ヲ修治シ、樋管ヲ更造シ、水利組合ヲ設ケ、農耕ヲ勵マシ、備荒貯蓄ヲ獎ムル等、鞅掌多年、諸務克ク舉リ、部民輯穆ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

三藏亦、職務勉勵の賞として金員を賜與せらるゝこと前後十回、二十七八年戰役の勞により木沓杯を下賜せられ、其他木杯、賞狀等を得しこと數、なり、三藏、與津氏の女、勘を迎へて二男を擧げ先むし没す後、又、兒島氏の女、志賀を娶る

礎子曰く、今、其區區の一家を御する和するあり、況や數百の戸、數千の衆あるをや、局に村政に當るもの其事、實に難し、三藏、少壯、村政に與り、綱舉り目、立ち事、紊亂せず、吾人、其村民を諭して教育を勸むるを見るに、諄諄乎、老成人なり、是、殆、天資なる

か宜なり、赫赫たる佩綬の榮あること

## 從六位鳴瀧幸恭

礎子曰く、現時の通患は世人、僉、自、知らざるに在り、豆人形も尙、大關たらむと欲し、一藝一能の士も亦、尙、未來の立憲大臣を以て自、期す如何に人物に亂高下あるの今日なれば、さて政界に奔走するもの焉、威、騰貴して天下第一流の位地に列することを得むや、神戸の鳴瀧幸恭の如きは善く自、知りて非望を懷かず、其多年熟練せる公同事務に盡瘁して、毫も他あるを知らざるもの、如し幸恭の如き循吏、陸續輩出するにあらず、むば市制も遂に其妙用を全くする能はざるなり、吾人は本傳の幸恭を以て衆市長の模楷となす

幸恭は神戸市元町の人にして、嘉永二年正月十三日を以て山城葛野郡常盤村に生る、幼名を太郎と云へり、父は幸昌、母名は松枝、小野河内守の長女なり、幸恭、元、仁和寺宮家に仕ふ、明治八年、始て兵庫縣に出仕し、爾來、警部、權少屬に任じ、又、警部にして、檢事補を

兼四十七年、一等屬に任し十九年、縣屬判任と爲り明年、神戸區長奏任を拜し八部郡長を兼ね二十二年、市制施行により前官を廢され尋で神戸市長の裁可を得て就職し爾後、再三其選に膺り三十四年に至る

抑、神戸市の飲用水は昔日に在りては清澄なりしも戸口の繁殖に伴ひ漸次悪水の井水に滲透混入するあり爲に腸窒扶斯患者の發生を見るに至り終に風土病と稱せらるゝに至る嘗て幸恭、神戸區長と爲るや力を市内衛生の事に盡し下水溝渠の底張工事を主張し遂に其功を全くせり之に因り發病を減し不潔を除けり然れども自、井水の量を減し潮水の浸入を來せり爲に曇水の用に勝へす是に於て水道布設の必用を生し之を市民に謀ること幾回なるを知らず然れども元來、當市は遠來羈旅の人多く居民土着の念薄く永圖を爲すを好まず況や水道布設事業は頗重大なるをや爲に同情を求むる甚、難し幸恭、苦心慘愴、有志に謀り二十六年に至り市會の賛成を得て國庫の補助を仰ぎ二十九年、其許可を得たり而して設計上、擴張の止むへからざるものありて更に追願許可を得て三十三年に至り工事悉皆落成せり此より市民始て清澄の給水を得たり此事多く幸恭、か力に頼る二十五年、幸恭、自、起ちて有志に説き私立衛生會を創設し之を大日本私立衛生會の神戸支會と爲し時の知事に請ふに會長を以て

し自、之か副と爲る因て衛生に關する諸般の事を調査し從來、衛生に冷淡なりし市民を戒飾勸誘し時に言論に發し或は文章に載せ漸を以て遂に衛生の必要を市民の腦裏に注入せり二十九年、湊川堤防決潰し河水市内に氾濫するに當り率先救助に盡力し飲料水を頒ちて災民の渴を醫し浸水家屋の清潔法を嚴にし警察と相俟ち其宜きを得たり二十七年、征清の役起るや率先して有志を募り兵庫縣報國會を組織し自、專務委員と爲りて恤兵獻金の事を勸誘し軍事公債條例の發布あるや獨、市部のみならず郡部に至るまで勸誘、甚、努め應募好成績を得たり又、獎武會を組織し推されて會長と爲り大に會員を募集し忽、三千餘人を得たり因て會費、及義捐金を收聚し召集せらるゝものに金品を送遺して之を獎勵し出征軍人の家族にして生計貧しきものには金穀を贈與し終に一人の凍餒者を出さず抑、忽、多數の會員を得て能く目的を達するを得たるは實に幸恭、か平生徳望の致す所なり且、本會は之か永續を圖りて會則を改正し今後市長を以て會長に充つる規定とす三十二年、市内に黒死病發生す幸恭、日夜奔走、寢食に遑あらず力を之か撲滅に致し或は路傍演説を爲し以て豫防方法の普及を計り或は金品を募集して之を施與し其交通遮斷の區域には飲料水を給し久きに彌るものは浴槽を運搬して潔浴せしむ其注意懇到久からずして盡滅を致せり又、平

生夏時に至れば豫防方法書を配附し市民を戒飾して豫防を怠らざらしむ其他教育に在りては新築しよもの十三校、増築一校、獨立しよもの七校に及へり道路に於ては新設路八線、此延長二千百五十三間、全改修のもの十六線、此延長三千七百二十七間餘に及び徐徐、全市の體面を改良せり夫、神戸は内外國人の集合する所にして去留常なく聚散頻繁なり故に戸籍の煩雜他都市の比に非ず隨ひて市政の整理、甚難きものあり誠に風俗人情に通し全市の輿望に副ふものにあらざれば創始の市政を全くするは望むへからず幸甚、其選に當り就職以來、孜孜勉勵能く其任務を盡しよこと是を之れ多なりとす宜なり官、乃之を録して賜ふに名譽なる藍綬の章を以てせらるゝこと今其記を掲ぐ

明治二十年、神戸區長ニ任シ市制實施以來、一再擧ラレテ市長ト爲リ克ク内外庶務ノ煩雜ヲ處理シテ自治ノ發育ニ努メ最、心ヲ衛生ニ注キ會テ湊川堤防決潰洪水氾濫スルヤ率先災民ノ救護ニ從事シ尋テ傳染病豫防ニ盡瘁シ措置、皆宜キヲ得殊ニ力ヲ水道ノ布設ニ竭シ辛苦經營遂ニ一大工事ヲ竣成シ全市二十餘萬ノ人口ヲシテ一齊ニ上水ノ供給ヲ享ケシメ其他巖舎ヲ造建シ溝渠ヲ改築シ道途ヲ開鑿スルニ二十四線路、大ニ本市ノ面目ヲ一新シ以テ民物豐盛ノ域ニ至ラシム其勞洵ニ顯著

ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是實に三十五年六月なり年の九月、特旨を以て從六位に叙せらる妻、萬喜は正四位山田爲暄の妹にして三男七女を産む長男幸信、早世し次男秀雄、嗣たり

礎子曰く昔、廉頗、楚に在りて功なし歎して曰く吾趙人を用ゐむことを思ふと蓋、能く其情に通せされは之を成しかたきを歎するなり獨、兵に於て然るのみに非ず我國海外諸國と通商を開けるより所謂、五港の地は外客の來り住するもの多く隨ひて治を爲す甚、難し假令、吳公の治最を以てすと雖、恐くは難からむ今幸甚、神戸に市政を掌ること十餘年、能く全市民をして厭足せしむ是、必、深く人情風俗に得る所あらむ凡、治を爲す幸恭の如くなれば亦、以て已むべきなり

## 名 和 靖

靖は美濃國本巢郡船木村の人にして安政四年十月八日を以て岐阜に生る父、名は正也、母を富といふ河村氏なり靖、幼にして學を好み明治十五年、岐阜縣農學校に入り十



九年、帝國大學に入り、動植物學を研究せり、嘗て以爲らく我國農産物は、年年、諸種の被害多くして、其産額を減少す、特に蟲害を多しとす、然れども、昆蟲學、猶幼稚にして、之か研究に従事するもの、少く、隨ひて、其驅除法の如きも、舊來の慣行に委して、深く留意するものなし、今に於て、之か撲滅驅除の方を講せざるへからずと、故に十二年の頃より、學業公務の傍、昆蟲學の研究に従事し、各地を跋渉して、蟲類を採集し、屢、學術上に有用なる報告を興へ、或は發明する所あり、亦、驅除豫防の方法を研究せり、其昆蟲の採集に當りては、連宵、曉を交へず、或は御嶽山上に露宿すること、二、三日、夜半、双ヶ池、荆棘中に陥りて、殆、死す、凡、常人の忍ぶ能はざる苦を、忍び耐ふ可らざる辛を、嘗め、斯業の爲に、獻身せり、故に、伊吹山の如きは、恰、靖か、研究實習室にして、山中の事、一物の微も、之を知らざるなく、天然と戰ひ、天然を味ひ己か、研究に資せざるなし、此の如くにして、年を経る久しく、其間、昆蟲を採集し、もの、一百三十八萬八千餘頭、標本に製作し、もの、八十四萬四千六百餘頭の多きに至る、抑、稻の早植の秋獲多きは、世人の普く知る所なり、然れども、隨ひて、蟲害、亦、多し、是、農家の尤、苦む所なり、靖、被害の螟蟲に在るを、看取し、因りて、驅除方法を、究め、之を、羽島郡に、施して、模範を示せり、爲に、同地方は大に、其利あるを、認め、進みて、早植法を採用し、其結果、之を、従前に比して、二割強の増収を見るに至れり

若夫、桑樹の害蟲、シムシムシの被害は、由來、劇甚にして、武儀郡上、加茂、益田の諸郡、嘗て、春蠶飼育に、艱めり、三十年、靖、之か、調査に従事し、驅除豫防の方法を、指示實行せしむ、爲に、其利益統計上に、於て、拾數萬圓を増せりと云ふ、亦、ヒメゾウムシも、桑樹の一大害蟲にして、之か、驅除法は、當業の困難とする所なり、靖、二十五年以來、之か、發生經過に、研究を積み、三十二年に至りて、得る所あり、稻葉郡、島村に、於て、模範驅除を行ひ、其結果、桑園段別、五十八町歩にして、桑葉約、壹萬貫、目強の増収を見たり、三十年、全國大に、浮塵子の發生するありて、害毒を、恣にせり、時に、靖、稻葉郡、常磐村に、驅除模範を示し、之か、實行を、奨勵せり、故に、其指導に従ひて、驅除を行へるものは、少數の減収に、止まり、之に、反せるものは、殆、秋獲を見ざるの、惡果を生し、今猶、同地の、談柄と爲れり、特に、岡山縣、赤坂、磐梨兩郡に、於ける、螟蟲驅除の如きは、靖、熱誠なる、指導講話に、由り、採取したる、卵塊、實に、千萬塊に至り、爲に、數萬圓の、損害を、減却せりと云ふ、抑、靖は、其志、昆蟲學の、應用に、在るを、以て、講話並に、講習會を、必要なりとし、十二年の、交より、縣農會、郡農會、或は、農業幻燈會、或は、昆蟲學會、又は、昆蟲講話會等に、於て、講話し、こと、其數、實に、多し、其他、府縣に、於けるは、二十七年、東京、芝公園、彌生館に、開ける、全國農事大會を、首とし、京都に、大阪に、或は一縣一郡、又は、數町村に、之を、概括するに、實に、六百有餘個の、多きに、及へり、靖、又、以爲

らく講話は單に來聽者に止まるを擴充せむと欲せば斯學の講習生を募るに如かずと是に於て三十一年以後、官廳又は各團體の主催開設の外、三十二年以後は自主催と爲りて廣く講習生を全國に募り講習會を開けること六十餘回、全國に散在する修業生の數實に六千名に達せり其結果、斯學研究の思潮は漸く廣く全國到る所之を耳にするに至れり靖、此より前、二十九年、斷然、意を決して職を辭し萬難の間に私立昆蟲研究所を岐阜市京町に創設し所内を研究室、養蟲室、藥品室、標本陳列室、特別標本室、圖書室、標本製作室、事務室に分畫し人をして一見、解し易からしめ又、害蟲、益蟲、學術用、教育用、裝飾用等各種の標本、並、驅除器械、藥品等を蒐集陳列して公衆の縦覽に供し以て斯業に資せり翌年、善薇之株昆蟲世界と題する一編を公にせり此書、小著なりと雖、昆蟲界の大體は之を學ぶに足るのみか生物界の廣大無邊なるをも窺知し得へく初學の爲には實に有益の好著なりき而して靖が終局の目的は斯學の普及を圖り完全に害蟲の驅除豫防を爲さしむるに在るを以て更に昆蟲世界と稱する月刊雜誌、並、害蟲圖解其他、日本昆蟲分科表、通俗益蟲集覽、貝殼蟲圖說等を發行して多く研究の結果を表したり且、害蟲驅除器械は輕便にして廉價なるを主とすれば思索を重ねて殺蟲注射器、船形殺蟲器、苗代用不正三角形捕蟲器、咽喉附六角捕蟲器、咽喉附圓形捕蟲器、咽喉

附半圓形捕蟲器、益蟲保護器等を發明して以て實際に適切ならしめ今や全國到る所、之器を採用するに至れり特に靖か創意發明中、最、誇稱するに足るものあり其昆蟲保存筐に要する、コルクを疊表に代用するものなり抑、コルクは之を外國輸入に仰き疊表は内國産に屬せり而して其價格低廉の故に外人、亦、之に倣ふに至る是、出入損益に關する所、甚、大なり以上の二發明は靖の功勞として世に紹介すべきものなり又、害蟲標本保存筐に於ても工夫を凝らし大に改良を加へたり嗟乎、靖か斯學に於ける亦、勉めたりと謂ふへし宜なり其聖代優渥なる恩典に浴せること茲に三十四年五月、旌表の冊を掲ぐ

資性堅忍、夙ニ農學ヲ修メ尋テ動物學ヲ練修シ專、力ヲ昆蟲學ニ竭シ害蟲驅除、益蟲保護ノ法ヲ究メ之ヲ農業、及、教育上ニ應用普及スルヲ以テ己カ任ト爲シ常ニ山野ヲ跋涉シ艱苦備嘗蟲類ヲ採集スルコト一百三十餘萬頭、標本ニ製作セシモノ凡八十餘萬頭、之ヲ内外國博覽會ニ出陳シ若ハ諸學校各種ノ團體ニ寄附シ或ハ各地ニ巡歴シテ農會其他ノ諸會ニ於テ講演スルコト六百有餘回、數、講習會ヲ開キテ多ク生徒ヲ教養シ私立昆蟲研究所ヲ岐阜市ニ創メテ汎ク衆庶ヲ啓誘シ月刊雜誌、及、害蟲ノ圖ヲ發刊シ殺蟲器、捕蟲器、益蟲保護器ヲ按出シ若ハ害蟲標本保存筐ヲ改良ス

ル等、闡示開導、甚努メ裨益ヲ農家、及教育家ニ與フルコト鮮少ナラス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

靖二十五年中、箕作、飯島兩博士の名を以て中學、師範學校、高等女學校、動物學の教授資格ありと認定され翌年、更に文部大臣は前項學校の外、博物科、動物科、農業科、教員を免許さる亦、其就職の次第を掲ぐれば十五年以來、岐阜縣農學校、華陽學校、中學校、師範學校等に歴任して教鞭を執り此間に在りて學術研究等の爲に屢、地方京都、大阪、兵庫、和歌山、東京、千葉、奈良、其愛知、山梨、茨城、熊本、廣島、岡山等に出張を命ぜらる二十五年、帝國大學の依囑を受けコロンブス世界博覽會中央日本の昆蟲標本分類標本百六十箱を調製し之を大學より出品して優等賞を受くると同時に特に其調製者たる靖に對し名譽證狀を贈與せり嘗て一大昆蟲額面を製作して故森文部大臣に寄贈す大臣は之を、皇后の劉覽に供せられしに叙慮に適し遂に宮中に藏めらる又第三回第四回内國勸業博覽會へ六足蟲害益益蟲等模範昆蟲標本を出品し前には一等有功賞、後には進歩一等賞を得、殊に該標本の一部、天皇の叙慮に叶ひ上買の光榮を荷へり又、我皇太子、及、澳國皇太子日本遊の際に一大昆蟲額を獻納せり三十二年、佛國萬國大博覽會へ昆蟲標本分類標本二十四箱を出品して銀牌賞を受領

又、農商務省農事試驗場出品の日本重要植物の有害蟲標本、並に山林局出品の樹木有害蟲標本の調製を囑託せらる是より先、二十九年大日本農會頭彰仁親王は其功勞を多とし綠白綬有功章を贈與したり次て東海農區聯合共進會を名古屋市に開くや農商務大臣は其功績を偉なりとして授與するに功勞賞證に金圓を副へたり其他、昆蟲學上、實業上、調査慰勞等の爲、金圓賞與を受くること數、たり或は大學總長、縣宰、農商務大臣等より其講話に即きて謝狀を受くること數回、或は岐阜縣師範學校、コロンブス博物館、其他へ備品として各種昆蟲標本を寄贈して木杯、銀杯、感謝狀を受く上來、叙述し、所之を約言すれば靖が所製の標本は本邦絶無なり其事業は國家的なり靖が方針は普及に在り其研究は熱誠なりと謂ふに外ならず惟ふに昆蟲學思想の幼稚なる當代に於て靖の如き專攻者を出したるは國家の福利にして其功績の顯著なるを見るに足る妻、澤は岡崎氏、一男一女あり男は正、女は貴といふ

礎子曰く雷同の二字は俗子婦女の通癖なり一人某劇を観る曰く這般の演技巧なりと衆、皆、往て觀る其巧不巧如何を問はざるなり一人某樓に飲む曰く該樓の割烹美なりと衆、咸、往て飲む其美不美如何を問はざるなり其眞味を嘗め其眞趣を解する能はずして唯、雷同以て相追逐す亦、陋ならずや然れども俗子婦女の陋なる固より其所な

り何ぞ咎むるに足らむ特に怪む學士論客者流にして一定の所見なく往往此陋を免るゝ能はざるものあるを昔精里翁の文を論する語に曰く其取舍毀譽皆出雷同初不由己と以て世儒を懲戒せり本傳の靖は世の流行的科學に雷同せず獨卓然樹立して全力を昆蟲學の研究に竭し遂に一百有餘萬頭を標本に製作して當事者に鴻益を與へたるの殊効は決して藍綬の章に愧ぢざるなり

## 永田與三吉

播磨國明石郡大久保村字大窪の人永田與三吉は與兵衛の次子なり與兵衛實は山崎氏家女袖の智たり家世世農を以て業とす與嘉永五年正月二十日に生る人と爲り温厚幼にして學を好み明石藩儒梁田邦恕の門に入り漢學を修む明治六年以來小學校掛副戶長戶長副區長と爲り警部事務巡查取締を兼ね又縣會議員聯合戶長と爲り學務委員を兼ね二十二年大久保村長に當選し爾後改選毎に膺選し其間又縣會議員郡會議員同議長郡參事會員農事試驗場評議委員等と爲り執掌多年なり十四年與大久

保外六村の戶長たり當時部民固陋にして教育の重むべきを知らず民情甚難きも仍あり與教育の必要校舍新設の急務を説き建築費金七百圓の豫算を立て悉皆寄附醜金を以て辨せむと欲し自進みて其勞に任し辛苦經營豫定額を充たし遂に校舍の落成を見る此より授業便を得たり既にして就學兒童逐年増加し校舍狹隘を告ぐ且從前の構造は改善の必要あり是に於て之を村會に議り三十年を以て改築成功せり是則今の江井島尋常小學校なり其位置高敞大氣疏通海を隔て淡路を南望す實に郡内有數の校舍なり此改築に際し與亦學校基本財産の教育の進否に關すること大なるを説き切に有志を奨勵して金壹千五百圓を得て基本財産と爲し利殖の法を設く今や壹千八百拾七圓餘に上れり此より前曾て大久保小學校の新築を企畫し郷社住吉神社上地官林の下渡を受く然れども異議多きを以て更に如來堂上地官林に變更せり而して當時村民寺小屋教育の舊慣を慕ひて新教育に向はず故に新築の舉遅遲として行はれず既にして漸次發達し就學兒童隨ひて増加せり是に於て假校舍の狹隘なる悉就學生を收容する能はず勢多く教場を分設せざるを得ず之に因り十六年有志を會して大に新築を議せり而して各私意を恣にし情實に牽かれ亦豫定地を顧みず紛議決せずして止めり次て時の學區聯合會は常樂寺下今の鐵道南側の地に

位置の變更を議決せり元來、本校豫定の位置は大久保村舊明善小學校と合併の時に當り學區内の距離と其地の國道に沿ひて稍、高く松林四圍、空氣流通し眺望佳なる等の諸點を商量して之を決定せり故に撰擇に於て亦遺算なし而して聯合會は僅僅二三町の距離の差を以て一二員の異論に同じ輕輕豫定地を變更したり是、已に公平を虧けり次て民有地を購入せむとするに及び議論亦、二端に分れ紛糾解けること數月なり與、深く之を憂ひ百方解諭して纔に前議の豫定地に決するを得たり因て數名の新築委員を設け己、之か委員長と爲り是年十月を期して方に起工せむとす何ぞ料らむ夏より秋に彌り亢陽虐を爲して農作非常の害を被り部民悲境に沈淪せり之に因り或は新築中止論を唱ふるに至る與、姑息の論を排し百方之を獎勵して遂に起工せしむ翌八月、工將に竣らむとするに臨み復、暴風に逢ひ新築教場一棟を吹倒され農作の被害前年に倍せり是より先、工事に着手するに當り村民か一種の迷誤に會へり即、古より此敷地に如來堂あり傳へ云ふ之に觸るるものは殃禍ありと村民之に藉口して來り役せず與、論せども聽かず因りて陰に寺僧と議り式を設けて之を常樂寺に移し以て民心を慰さむ然れども猶、與を譴むるものあり即、云ふ旱害暴風、皆、此工事の爲す所なりと與、之を意に介せず率先して工費を投し遂に再築竣工し十八年に至り

落成の式を舉ぐ工費實に三千七百餘圓、悉、之を寄附に取る嗚呼、此工事や之を始めにして村民の紛議に會ひ中には早魃暴風の害を被り終に村民の迷信に艱む與の衷情奈何をや而して能く之を成功す唯、是を之れ多なりとす與、既に兩度の災に遇ひ深く感ずる所あり思へらく資金を平日に蓄積するに非されは教育の普及は得て望むべからずと是に於て同志を勧誘し本校經費の殘餘は之を貯へて基本財産とし今や一千四百圓餘に及へり與、又、教育の上進を計り高等科を設けむと欲すること久し而して未、志を果さず二十二年、上願して纔に大久保尋常小學校に修業一年の温習科を設く爾來教育の發達に伴ひ二十四年、高等小學校を設置するを得て之に尋常小學卒業生を收容教授せり三十一年、國有林の下與を受け工費金一千六百五十圓、内金六百五十圓は有志の寄附に出づ是を以て高等校舎を建築し三十四年、又一棟を増築し且、運動場を増設せり與、亦、深く意を農事に注ぐ十四年、主唱して西明農事會を起し進みて會頭に任し種子交換、施肥方法を研究す即、毎年四回の開會とし他郡の良種を取りて之を試植し各自をして之を實驗して其効果を談話せしめ或は縣吏の出張講話を請ひ或は植物園主若くは篤志者を聘して其實歴談を聽問し左提右攜して本業の發達に力む十七年、品評會を開設して斯業の新知識を發揚擴充したり現に本村各所に柑

橘園を設けて愈進運に向へるは與の勞を居多なりとす又、明石産米改良組合を創立して大に品質を改良せり元來、本郡は米質善良、産額亦多く曾て兵庫、大阪の市場に好評を博せり然るに八九年以來、農家概米質を問はずして唯收穫の多きを望み隨ひて乾燥悪しく苞裝粗に流れ加ふるに奸商の其間に詐術を用ふるあり頗る市場に指斥され殆、販路を壅塞せむとす十七年、縣布達する所あり是に於て與、之か恢復に勉め産米改良組合を組織し二十三年、推されて其會頭と爲り専ら改良に盡力せり時に與、勸業會長たり故に毎年一回米質品評會を開き優劣を鑑別して之を勸奨し三十一年に至るまで九年の久き勤勉怠らす爲に其効漸く顯れ市場の聲價を回復するを得たり而後、他産に比し著しく價格の上進を見る即、與か本郡勸農上に功あること大なり又、村内、谷八木、八木、江井島等の諸村は沿海の村落にして風潮の衝に在り毎年耕地宅地崩壞の害を免れず殊に谷八木を甚しとす十七年、八段六畝歩の耕地變して海と爲り二十二年、五段八畝歩を崩壞し二十四年の暴風雨に際しては再、三段貳畝餘歩の耕地海面に化し去れり桑海の變、之を眼前に見て村民、居を安んぜず與、深く之を憂ひ縣に請願して九百九十八圓の補助を得、尙、寄附を募集し合して貳千餘圓を得て一は長拾五間、高貳間、一は長貳拾五間、高貳間の波止場を新築し且、堤防石垣、長壹百四拾五間を

築きて風潮を防止せり此より全く風潮の患を免れ村民安堵するを得たり之を與か土木功績の一と爲す又、二十八年中、傳染病隔離舎を建設して衛生に力を盡せり抑、隔離病舎は當時、民俗概して之か建設を厭惡せり然れども設備なくして一旦、惡疫の襲ふ所とならば噬臍の悔あらむ故に、與、群毀の中に立ちて百方之か設備を促し地を大久保町松林の側に卜して病舎を設置し看護婦を聘して患者を收容し懇に之を療養せり久くして部民其必要を悟り與か先見の明あるに服従せり又、曾て十八年、農商務省官吏の巡回して勤儉貯蓄を説示するや與、規約を設けて之か實行を努む然れとも村民驛遞貯金を爲すもの稀なり是に於て與、如何にしても目的を達せむと欲し種種其方法を苦慮し終に二十九年、江井島酒造會社頭取卜部兵吉と議りて大久保村貯金會を組織して實行せり次て村内各大字をして毎年米麥の收穫に際し每一段米麥各、一升を貯藏せしめ監督獎勵怠らす三十五年に至り現貯額實に三萬三千七百七十九圓餘の巨額に上れり而して其人員は九百五十人と爲す是、皆、與か苦思誘掖の力なり且、村内大久保町は元來、水害地たり而して三十年の暴風雨に當りて家屋土地の流潰し、もの多く山陽鐵道に起因せり時、適、該社復線工事中に在り故に其現況を詳悉して將來に於ける水害排除工事設備等を會社に要求し議、協ひて三十一年、會社より工

事代辨水害保證として相當の金額を受領したり因りて此金額中、一千六百圓を同町將來の水害救助基金として貯積し今や利殖して二千百十二圓餘に達せり村長之を管理して永く蓄積せしむ是亦當時與か幹旋盡力する所なり又嘗て十一年、區町村協議獻金して巡查の配置を得、十三年、交番所を大久保町に置き明年、分署とす而して分署の構造狹隘にして執務に便ならず故に十七年に至り與、奔走の勞を取り有志十名を得て其新築を發起し一千二百餘圓の寄附を醸集して遂に新築せり其勞苦亦、鮮少ならざるなり抑、與、身を公務に委すること三十餘年、郷黨舉げて其德望に服せり故を以て其名、遂に官の録する所と爲り三十五年八月を以て名譽ある藍綬の章は其家門を輝かせり文に曰く

資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ郷黨ノ望アリ町村制施行以來、四タヒ村長ノ選ニ膺リ能ク地方自治ノ發達ヲ圖リ力ヲ教育、衛生、殖産、勸業ニ竭シ殊ニ沿海風潮ノ衝ニ波止場及堤防石垣ヲ新築シ土地崩淪ノ憂ヲ除キ以テ居民ヲシテ其堵ニ安ンセシムル等、軼掌多年克ク其職ニ稱ヒ政整ヒ衆和ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス又村會は頌德表に添ふるに銀製鶴形置物を以てし江井島酒造協會は銀杯一組を贈

與して受章を祝したり與は職務勉勵の勞を以て賞を受くること數なり殊に二十七八年戰役の勞により官、木杯一組を賞賜せり與の妻を安といひ山崎氏の長女なり四男三女を擧ぐ長子與一、次子安吉、三四子天す長女、房は石本氏に次女、榮は前川氏に嫁し三女を善枝といふ礎子曰く治を爲すに次序あり教育を本と爲す勸業之に亞く今、永田氏の爲す所を見るに施設、古道に稱へり孔子曰く務民之義、敬鬼神而遠之と斯人、之を得たり

## 中澤治兵衛

治兵衛は出雲國仁多郡横田村の人、中澤勘七の養子なり實は同郡稻原村、安部爲四郎の五男にして母、熊、名越氏、嘉永二年六月二十四日、治を生む幼名を重太郎と呼ぶ十七歳にして中澤氏に養はる養母は西村氏、知加といふ治、明治二三年の交、始て庄屋と爲り爾來、戸長、村議員、郡書記等を歴、町制實施の際、村長に選まれ又、縣會議員、郡參事員、其他各種の委員、名譽職に擧られ二十九年、復、村長に推さる茲に其事蹟を案するに始、

明治六年、横田小學校を設立するに當り寺院を以て假に校舎に充つ然れども寺務の爲、教育上の障害を受くること多きを以て八年、舊米廩下附の官許を得て之を修理増築して校舎と爲す後、十九年、暴風あり之か爲に倒壊する翌年、治、適、横田外三村戸長に任するや銳意、百難を排して其翌年、新築し二十四年、高等小學の分教場を設置したり已にして校舎狹隘を告げ次年、増築を爲し三十年、更に増築せり抑、六年以來、校舎の新増築毎に村民多少苦情を唱ふるものあり故に治、毎に率先して自、金圓を義捐し勸説百端、村會の同意を得て遂に豫期の計畫を實行したり又、學資金の闕くべからざるを説き民産階級、一位に對し米壹升の義捐を爲さしめたり當時、頗、抗議を受けしも斷乎として遂行し二年にして目的を達し米價、換算金千三百餘圓を得、之に加ふるに文部省下附の補助金を以てし三千圓の蓄積をなせり更に基本金蓄積方法を設けて基礎の鞏固を期せり其勸業に在りては二年、藩より桑樹植付養蠶掛を命せらるゝや當時本郡、未、桑園の設あらずしを以て自、各村に就きて勸誘、最、努めたり後、村吏と爲るや桑園の増殖を謀り或は村内を巡行し郡民を招集して桑園の必要を懇切説示したること數十回、二十年、教師を聘して桑苗穂接方法を傳習せしめ三年間の繼續事業として村費支辨を以て桑苗場を設置し遂に五十萬本を養成し無代にて之を各戸に配布

し以て山野の開墾を促しぬ今や桑葉は村内の需用を充たし尙、過剩の價、毎年一千圓を下らす其養蠶に在りても明治の初年、郡内養蠶業に従事するものは各村、僅僅二三戸に過ぎざりき治、私費を以て教師を雇聘し有志に傳習せしめて蠶業發達の端緒を開けり爾後、桑園の増殖と俱に誘導、尤、勗む十二年、養蠶同志組合會を創立するや治、之か組長に擧られ改良方を立て或は養蠶傳習所を設け或は共同蠶繭殺蛹場を設けて殺蛹方法を改めしむる等、注意到らざるなし其製絲業に於ても亦、自費を以て男女工、十三名を聘して製絲業を傳習せしむ之を本郡製絲業の始とす後、私立製絲場を設けて工女五十餘名を養成し或は製絲粗造に流るゝを聞きては當業者に警告して改良せしむ十二年、郡農談會を設置して之か幹事と爲り講師を聘して講話をなさしめたり又、稻作改良教師を聘して其傳習を受け從來稻田に二毛作を爲すもの無かりしに之か誘導に盡力し現に麥作の收穫百八十餘石を得るに至れり三十年、衆に諭して堆積肥料を新造して肥料液分の散逸を防かしめ翌年、苗田實地共進會を開きて改良を促し熱心農事の發達を企圖したり十九年、八川村の牧畜に適するを知り同村民に説き牧場を設置せしめ今や其畜牛數百頭に及へり次て牛馬共進會を開きて之を獎勵したり又、横田村は古來、用材林に富めるに維新後、漸く濫伐の弊、行はれ之か栽培を爲



さす治、之を憂ひ村民を諭し村内に杉檜種苗場二所を設けて之か栽培に従事し苗木百餘萬本を養成し得たり由て之を無代に配附して栽植せしめ或は同村は炭材に富めるも其製法舊慣を墨守するに過ぎざるを以て價低く利少し故に治、木炭改良の必要を感じ村費を以て池田白炭の教師を聘して其製法を傳へ三十餘人を修業せしめ或は産婆教習所を設けて産婆を養成したり土木に在りては大字岩景堰の木造にして且其位置の適當ならざりし爲、毎年多額の修繕費を要するを不利なりとし之を石造に換へたり爲に灌漑數十町歩に及へり由來、本郡は道路險惡にして交通甚不便なり故に仁多、横田、兩道の改修を企つるに當り線路の撰定に異論を生じ事頗、困難なりしも幹旋、宜きを得て遂に其功を畢へ其他二三の改修を企て皆完く竣はれり又横田川は連年、水害ありて堤防、爲に破壊せられ修築工費豫算額貳萬五千圓の多きに上り貳萬圓は地方税の補助を仰くも殘額猶、五千圓を剩せり是、本村の負擔額なるも村會は不同意を唱へ村民、亦、一村の平和を破らむとするの形勢あり治、深く之を憂ふ然れども一度機會を失へは悔、追ふへからざるを知り百折撓まず苦心經營遂に村債を起して改修に着手したるに二十七年、施工中、再、水害に罹りしも着着其歩を進め二十九年に至りて竣工せり其基本財産に於ては嘗て縣より舊水利土功費金凡二千圓を下

附したるを以て之を從來の共有金と俱に蓄積増殖せり十九年、勸業資本として千三百餘圓の寄附金を募集し現に八川村の基本金たり二十二年、各大字の共有金を一村の基本財産と爲して貳千圓を得、爾後、毎年八十圓を蓄積し十五年間、利倍增殖し其子を以て村費三分一を支辨する方を定め現に施行中に在り三十四年十月、下賜の褒章の記を掲ぐ

資性潤達、曾、屢、村政ニ從ヒ尋テ村長ニ選マル、コト兩度、力ヲ學校ノ設備ニ用井  
校舎ヲ増築シテ兒童ノ就學ヲ督勵シ學資ヲ蓄積シテ教育ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ  
或ハ桑園ヲ關テ養蠶製絲ノ業ヲ起シ牧場ヲ設ケテ牛馬ノ改良ヲ圖リ杉檜苗ヲ栽  
培シテ林業ノ發達ヲ獎メ道路ヲ修理シ埭堰ヲ更造シテ交通灌漑ヲ利シ河線ヲ改  
鑿シ堤防ヲ修築シテ水害ヲ防キ其他基本財産ヲ増殖スル等、洵ニ公同ノ事務ニ勤  
勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行  
ヲ表彰ス

又、校舎新築費、學資金、勸業資金、貧民救助等に金圓を寄附して木杯十四回、諸種の賞狀二十三回、慰勞金十回を得たり三十二年、村長退職の際、村民より銀杯一組を贈與して感謝の意を表せり妻、熊は梶田氏、長男を龜太郎といふ

礎子曰く凡事を爲すに當り力殆之に勝へざるものあり立ちて俟たむか更に太甚しきものあらむ是機を見るに敏に事を處するに決あるに非ざれば能はざるなり治兵衛か横田川堤防を修築する如き是なり是の時に當り若一毫遲疑躊躇せば遂に成功を見るの期なからむ敏且決村政を料理するに於て何かあらむ

## 梅木彦三郎

梅木彦三郎は豊前國下毛郡津民村字大野の人梅木泰藏の養子なり實父は上毛郡中村の人前田傳治にして彦は其第二子なり養母名は友實母は吉村氏富といふ彦安政二年正月十五日生る少より品行方正志操高潔にして進取の氣象に富めり明治五年以來公職に在ること三十年なり今其經歷を略擧すれば年甫めて十八にして戸長を拜し爾來制度の更革幾回なるも勤績して學務委員を兼ね二十二年町村制の實施せらるゝや津民村長に當選して今日に至る此間郡會議員衆議院議員投票所管理者郡參事會員縣會議員地方森林會議員等屢指定當選せり而して此間誠實を以て事に當

り其功績甚多し今次第に之を畧舉せむ五年學制を頒布せらるゝや三百年來藩政に拘束せられたる庶民遽然皞皞の澤に浴す幾ぞ小池魚を北溟に放てるか如く民未向ふ所を知らず況や本村は山間の一塞村にして殆教育の何たるを解せず彦獨之を憂ひ百方思考し七年に至り自己所有の家屋を以て校舎に充てゝ報を取らず且自資を投して教員を聘し説くに漸を以てして父兄の蒙を開き徐徐就學を督勵せり越えて九年僅に校舎を新築するを得て將に着着歩武を進めむとす何を圖らむ十年暴徒蜂起し殘虐至らざるなく既成の校舎を燒却せらる嗚呼彦が多年の苦心一朝泡沫に歸し本村の教育爲に大頓挫を來せり是に於て彦再辛苦經營寢食を忘れ翌年再築功を竣れり爾來專勸奨に努め兒童の就學逐年増加し後遂に校舎の狹隘を感ずるに至れり且教育の進歩に伴ひて從來の構造は授業上不便の點多し故に更に新築の議を起し三十一年金壹千五百圓を以て新に完全なる校舎を建築したり其敷地は自家の有地を賣讓して之に充つ蓋時價三百六十餘圓なりしも彦は之か半額を以て讓與せり又一面學校基本財産造成の事に盡力し壹町五段歩の村有地所に樟苗壹千本杉苗二千本の栽植を爲せり而して其苗價雜費等を自辨せり其他村内數所に杉苗壹萬二千本を栽植するの計を立つ是教育事蹟の一斑なり其勸業に於けるは早に養蠶の農

家の副業に適し國利増進の業なるを説き斯業に従事するものを見ては獎勵甚努む二十二年自附近に一大蠶室を築き教師を聘して飼育に従事せり又其志ありて飼育法に講はさるものには其教師を派遣して傳習せしめ一面荒蕪の地を開墾して桑樹の栽培を勤め其結果二十二年以後桑園に於て十餘町歩の増加を見る其餘農事の改良試作森林の繁殖等已先づ實行して他を獎勵誘導し苟開墾すへきの地は豆大の餘地も耕耙栽植せざるなし故に村民之に倣ひ皆能く本業に力む若夫土木に在ては郡の西南に偏し山國川の對岸なる山間の村落にして一朝出水すれば忽交通杜絶するを以て寧福岡縣築上郡友枝村に通するの捷にして且便なるに頼らむと欲し十七年隣村下郷村より本村を経て友枝村に通する道路を開通せり其施工に當りては峻坂を夷け岩角を穿ち荆棘を芟除し頗至難の工事たり然れども終に克く工を竣れり爾を交通運輸の便大に開け木材薪炭等の生産物著しく發達せり故に沿路の村民皆其來に浴す此延長二里工費實に金三千六百七拾六圓なり而して内六百貳拾圓は彦か寄附する所他は協議費地價割を以て支辨せり三十年同路線中津民村字宮川橋洪水の爲墜落し之か換架して苦めり彦直に金百圓を投して他を勸奨し速に架設の功を奏せしむ又村内元大野村字西迫溜池は從來地盤土質の粗惡と堤防毀損の多きを

以て蓄水潤渴灌溉段別五町二段歩餘の耕田累年旱害を受く然れども修繕の議を唱ふるものなし彦之を放置せば全村の利益に關すること大なるを患ひ進みて修繕の議を唱へ二十三年乃至二十五年の三年間溜池の大修繕を施行し換築を爲すこと十中殆八なり其工費金五百四拾圓にして内四百八拾參圓は自負擔支辨せり爾後大に灌漑の便を得著大の增收を見るに至れり三十一年元大野村字楓橋の修繕に際し其用材概算價額百六拾七圓を寄附して其成功を速にせり是土功の大略なり又十年以後村内窮民を賑はしること三回にして米五石八斗金八十六圓なり其他村基本財産の造成に努め現に蓄積金額六百五十餘圓に達し尙後來に向ひて利殖の方法を講ず二十七八年戰役に當りては率先して軍事公債の募集に應ずること五百圓村人を勸誘應募せしめし金額八百五十圓なり其他兵事衛生に於ける常に注意を怠らず村務の如きも亦整然として秩序あり要するに彦は村吏中の村吏と謂ふも詛言に非るなり宜なり三十五年一月を以て名譽なる藍綬の章を下賜せらるること其記に曰く

資性誠實夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來選マレテ村長ト爲ルコト四回、能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ力ヲ學校ノ設備ニ用井校舍ヲ建築シテ教育ヲ勵マシ道路ヲ開鑿シ橋梁ヲ架設シテ運輸交通ヲ利シ溜池堤防ヲ改修

シテ旱害ノ憂ヲ除キ蠶桑ヲ誘ヒ殖林ヲ勸メ其他農事ノ改良ニ衛生ノ組織ニ村有財産ノ増殖ニ皆、克ク力ヲ竭シ執掌多年其職ニ稱ヒ諸務齊整、民情安輯ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

今、公共の事業に投資して賞を得しものを擧ぐれば八年、中津町より豆田町に通する道路修繕費金百圓、酒八斗を寄附して銀杯を受け、明年、學校新築費金五拾圓を寄附して木杯を得、十五年、道路修繕費百貳拾圓寄附の賞として銀杯を得、翌年職務勉勵を以て縣より金若干圓を賞與せられ十八年、貧民に金穀救恤の故を以て木杯の賞を受け二十三年、下毛郡下郷村より福岡縣築上郡友枝村に通する道路修繕費六百貳十圓を寄附して大銀杯を賜はり三十年、二十七八年戰役の勞により木杯一組、同役に際し軍資金五十圓並、軍用品獻納の故を以て木杯を賞賜せらる三十二年、下郷村より友枝村に通する路線中、宮川橋架設費金百圓を寄附して木杯を下賜せられたり妻、幾は養父泰藏の長女なり男、旻、女、重代を生む又、逸見氏の第二子源治を養ひ重代に配せり礎子曰く昔者、子路問政於仲尼、仲尼曰先之勞之請益、曰無倦と彦也の村治に於ける教育に道路に勸業に皆、之に先むし之に勞し而して乾乾として倦むことを知らず政を

## 桑原壽一郎

壽一郎は出雲國八東郡熊野村の人にして父を兵衛といひ母を時といふ川上氏なり嘉永四年六月十日を以て生る資性實直、思慮周匝、明治七年、熊野小學校金穀預人に擧られ、後、用係、戸長、學務委員等と爲り二十二年、町村制の實施に際して其村長に公選せられ爾來十年間、三たび膺選せられたり而して前後、在職二十五年の間、或は元、意宇郡公立繭外三品共進會米審査助手となり或は農談會を起して之を主幹し或は製炭改良の爲、傳習生數人を八東郡海潮村に特派せしめ或は製茶傳習生を同郡大東村に養蠶傳習生を松江市、及、那賀郡淺利村に派遣しとあり或は樹苗園を設けて苗木栽培に従事し之を村民に配布しとあり或は小作獎勵會を設けて米質の改良、土地の愛養等を策しとあり是、農事に於ける一斑にして其間私金を以て及ばざるものは之を地方税の補助に仰ぎ村費の補給を企て苦心經營、到らざるなし而も其効果は續續とし

一四〇

て現はれ製炭に製茶に將、養蠶に今は郡内屈指となり寒村無資の地も漸くに近隣と比肩駢馳するに至れり更に更に經濟に關しては八年の頃世上滔滔として奢侈之れ事とするに慨し村内の有力者と胥議し躬之か師表となり勤儉を獎勵したり今尙其遺風を存せり十六年豫て村民に數萬圓の債務あるを憂ひ節儉會を設けて之か會長となり規約の厲行嚴密にして周到なり僅に三五年にして當に其負債を清還し之のみならず却りて數千圓を生産し之如き又は村内の生業勤勉者數名を選抜して特に之を救助し之か如き二十二年町村制の實施と與に自治の基礎を鞏固ならしめむか爲三十年間を期して拾萬圓を貯蓄し一種の備荒法を督勵實施したる如き翌年には共有山林を處分して巧に異議を避け一朝にして數百年來紛議の原因を杜絶して基本財産の基礎を立てしめ該山林貸與より生ずる料金を以て他の各種積立金と合して來三十八年までには少くとも四千圓の基本財産あるに至らしめむと計れる如き其他一一子細に算し來れば殆枚舉に遑あらざらむとす又單に村政と直接するものを叙せむか明治六年の頃本村は時の戸長某出納其宜きを得ずして財務頗紊亂せり殊に地券調査費に關して信任を問ふもの輩出し殆收拾すへからず時に舊里正某其職を失して居常不滿を懷き暗に村民を煽動して郷社に集らしめ遂に村衙に闖入して公

簿を展し舊戸長を喚ひて之を詰責推問する等不穩を極む是に於て實亦其暴舉を戒め繼に事なきを得たり當時壽一深く此舉を憂ひ處中調停其功甚多きに居れり次で地租改正に會し壽一精力を捧げて夙夜此難關に當り下調人を監督し八年より七年間に厥業を結了し他に免れざる調査費の苦情をして獨本村に厥事なからしめたり其他水利土功に於ても六年の洪水に復舊工事の苦艱を嘗めて殆家を忘れたるか如き十三年意宇川筋に架せる假橋の毎年九月より翌年四月までを限るを不便とし有志を説きて義捐せしめ更に村費を以て之を補助し新に十箇所の橋梁を常設して交通に便ならしめ爾來幾たびか水害に會するも其施設を繼續し之か如き二十六年縣下無比の洪水に次て翌年再水災あり前功未竣らざるに後工更に之に繼ぐも壽一斷乎として屈せず經營慘憺其翌年に至り全部を修復して舊觀を全くし之か如きは其重なるものにして二十三年には村内に蟠れる九年以來の紛擾を調和して平和に歸せしめ十四年には那備荒蓄積義務の東西二部に分屬し之もの内西部に數千圓の消費し之ものあるを發見し遂に壽一を起して其整理に任せしめられたるに辛酸刻苦十八年に至りて厘毫を損せずして其後を善くしたり而して教育に在ては十五年村内の二校を合併して其設備を改善し二十九年熊野尋常小學校を新築して其完成

を告げ其輪奐の美郡内有數なり此他衛生上に於ては十三年村内の一部常に悪疫の胃す所となるを察し飲料水と因縁するかを疑ひ大に調査して井堰變更に着手し病毒を消滅すると與に併て灌漑の便を拓き赤十字社員に列して勸誘を勉めたる等多年獻芹の苦衷は空からずして三十四年十月を以て其名長へに褒章簿冊に勤せられたり

資性實直、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來再三選マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ校舍ヲ新築シテ教育ヲ進メ村廨ヲ營造シテ執務ニ便シ道橋堤堰ヲ修築シテ交通灌漑ヲ利シ殊ニカラ殖産ニ用非テ米作、植樹、製茶、養蠶、及燒炭業ノ振興ヲ誘掖シ其他紛爭ヲ調停シ浮侈ノ弊習ヲ戒飾シ勤儉貯蓄ノ美風ヲ獎メ村有財産ヲ増殖スル等、鞅掌多年諸務整理シ衆民倚信ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

壽一の退職するや村會は頌徳表に銀杯一組を副へ之を贈與して多年の勤勞を感謝せり又、寄附の賞として木杯を受くること三四、二十七八年戰役の勞に依り木杯一組を賜はる妻作は池田氏、嗣を賀一と云ふ

礎子曰く壽一の行、偉にして績あり故に其名を聞くや、恰敏慧雄偉の長者なりと爲す而して就きて其人を見れば朴直にして容貌、愚なるが如し嗚呼、是、壽一なる所以のみ蓋、必、徳望の一郷を渺するものあらむ

### 山内 正明

山内正明は美濃國武儀郡金山町の人にして父を岩三郎といへり母は今井氏の女名を吉といふ正明は安政四年十月二十五日を以て生る幼名を伊三郎といひ後、今の名に更む資性温順、明治元年、年甫めて十二、町醫佐古某に就きて漢學を學ひ更に舊尾州藩士箕形某に從ひ漢學、及、歴史を修め後、堤某に就き歴史、及、普通學を習ふ此より前、七年、戸長となる時に年、十七なり爾來、金山屯所豫備員、學校監事、役場用係、官選戸長等と爲る二十二年、町村制の實施せらるゝや金山坂の東兩村取扱を命せられ尋で町長に當選す而後、兩度の改選に皆、當選勤續せり其間、本郡町村長の互選に因り廣島大本營へ天機を奉伺し郡會議員、郡參事會員に擧らる又、赤十字社終身社員、分區委員等と爲

りたり正明嘗て謂へらく厚生利用を圖るは蠶桑を勸むるより急なるはなしと十三年、縣民に先たち四十二人取の器械製絲場を開き專製絲の改良に従事したり而して業創始に屬し民俗舊慣を固守し敢て改良に努むるものなし加ふるに工女未熟にしてテニールの不同は絲量を減し毎年巨多の損失を來し三年間に遂に過半の資を失へり然れども此間に於て養成したる工女は所在製絲工場の教師、工女長と爲りて隱然斯業に効果を興ふること大なりき翌年、縣命を以て笹洞生絲改方の任を帶ひ盡力する所あり本村の製絲改良進歩したるは一に其効なり十七年、武儀郡製絲改良監事と爲りて專改良に従事し孜孜怠らず郡の改良奏功は多く正明か力なり又教育に在りては二十五年の頃より時の學校長と議りて就學兒童の貯金法を設定し兒童の父兄より受くる所の金銭は之を徒費せしめず極めて少數と雖、登校の際、必校内に設けたる各自の貯金函に投入せしめ毎月末學校職員と相會して之を監査し郵便局に貯金せしむ今や其額六百圓餘に及へり人皆此舉を贊し其結果延きて父兄に及ほし勤儉の風大に見るべきものあり爲に兒童の品行を善良にし其動作周旋、郡内各校に冠たりと云ふ又、教員と謀りて父兄懇話會、及母子懇話會を設け毎月若くは隔月之を各部落に開き家庭教育を講習せしむ其結果、就學兒童の數を増し百分の九十五以上に

及へり是皆正明か熱心盡力の効果なり又、金山町と益田郡下原村との境界を流下する馬瀬川は濃飛兩國の要衝にして人馬の往來頻繁なり而して古來渡船を以て往來す一日大雨水漲れば船を操るに由なく往來爲に斷え其不便名狀し難し正明、大に之を憂ひ兩町村の有志に謀り十一年橋梁架設の企畫を爲し十年割増方法を立て官の許可を得、工費三千圓を投して翌年落成しぬ是より往來の便之を舊時に比すれば霄壤の差あり後、十七年、洪水あり落橋の不幸に遇ふ當時前回架設費の舊債ありしも之を顧みるの違なく東奔西走、私財を抛ち同志を募り翌年に至り工費三千二百圓を投して落成せり後、亦正明、同志と共に謀る所あり縣費支辨を以て鐵橋を架設せむと欲し遂に三十一年を以て壯觀なる鐵橋の架設を見るに至れり又、縣道飛驒街道中、金山町と菅田町に間まる長洞峠は極めて險峻にして行旅車馬の往來困難甚し故に沿道之か改修を欲せざるなし然れども起ちて首唱たるものなし正明、議を縣會に立て身を此事に委する數年、遂に素望を達するを得たり其他、郡の東部、及飛驒より名古屋に達する郡内樞要の郡道は郡費の補助、村費、及有志の寄附等、合計四千餘圓を投して成功し亦、金山町より八幡町に通ずる峻路は官に請ひて改修の功を竣へたり實に正明か道路交通の便を謀れること一再にして足らざるなり又、木曾川の流域に屬する

飛驒、馬瀬の兩川は年年、木材を流下すること夥多にして爲に刈菅人夫の沿岸田畑山野を踏藉すること甚しく兩岸の町村害を被むること多し正明、其所爲を不當なりとし私費を以て奔走し遂に沿岸町村の同意を得て飛驒、馬瀬沿岸保全組合を組織し狩下材木商と論難の末、年年、土地踏藉料若干を納れしめ而して此収入は町基本財産に編入して利殖の道を立つ是、皆、正明か挺身事に當りし効果なり而して沿岸町村も亦、其恵に頼る又、三十一年より町有山林數十町歩を分割して基本財産に編入し十年繼續法を以て毎年杉檜五萬本を移植し永く一村の安全を計る思ふに數十年の後、數十萬圓の町有財産を得へし是、皆、正明か自治獨立を計る親切の致す所なり又、二十七八年の戦役に當り軍人の清國より歸郷する或は傳染病流行の免るへからざるを豫期し町費凡五百圓を以て避病院を建設したり後、果して赤痢患者の發生を見しも豫期し、所の豫防消毒入院治療處置、悉、宜きを得て慘狀を呈せざりき又、正明、自家の一隅を劃して町役場に充つ其居、頗、倭陋なり町民、之か新築を道ふものあり正明曰く吾、之を思はざるに非す然れども爲すへきの事、甚、多し先づ基本財産を確立し而る後、之に及ぶも遅からずと以て其志の遠大に在るを知る嗟乎、正明の若き之を好町吏と謂はざるへけむや官、三十三年二月を以て藍綬の章を下して之を榮する誠に故あるなり

其記に曰く

資性温順、會テ戸長ノ職ヲ奉シ聲望アリ町村制施行以來、再三選マレテ町長ト爲リ地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ校舍ヲ改築シテ教育ヲ奨メ父兄懇談等ノ會ヲ開テ子弟ノ就學ヲ勵マシ兒童ノ貯金法ヲ設テ勤儉ノ氣風ヲ養ヒ馬瀬川ニ橋梁ヲ架設シ長洞峠ノ道路ヲ改修シテ大ニ運輸交通ヲ便ニシ山林ノ藝植ヲ勗メテ本町ノ基本財産ヲ増殖シ及、勸業ニ衛生ニ軌掌スルコト多年、克ク其職ニ稱ヒ諸務整齊、衆民輯和ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

既にして學校増築、町衙新築を企畫せり其他、職務勲勵を以て慰勞金を受くること一回、學校等の寄附を以て木杯を受くること七回、又、赤十字社より木杯、及、銀杯を受くること三回、金山町會より金杯を又、保全組合創立十年に際し金五拾圓を贈與せり妻、滿壽は神尾氏の出なり二男五女を擧ぐ長子を巍と云ふ

礎子曰く近時、世間其外を華にして其内を虚にするもの多し吾、正明か町民の町廡の新築を道ふに對ふる言を見るに曰く吾、町廡の新築を思はざるに非す然れども先づ基本財産を確立して而して後、之に及ぶも遅からざると嗚斯の如くにして事に



従は、百中一敗なけむ世の徒に外觀を競ふもの以て省みるへし

## 山本彌太郎

彌太郎は舊和歌山藩士なり元三州室城主從五位下菅原長俊四世山本彌三郎茂成の苗裔茂成の孫紀州住山本太夫茂房の男昌貞承應二年和歌山藩父を伯盧といふ實苗裔祖徳川頼宣より有田郡北濱里數千畝を賜ひ大番格郷士たりは藪氏九百石を領す幼名入りて山本氏を継ぎ彌太の亡祖父才兵衛か長女千代を配として嘉永二年七月二十日彌太を産む彌太諱は貞一嫡長を以て家を嗣く舊主藩精として嘉永二年七月二十日彌太を産む彌太諱は貞一嫡長を以て家を嗣く奉還に際し平民人と爲り温厚長じて砲術を能くす藩政の頃年少にして砲兵半隊長と爲り洋式砲術教授役を兼ね尋て士官と爲り明治元年大阪京都及東京に在勤し四年職を辭す七年戸長を命せられ十二年以來縣會議員地方衛生會委員常置委員郡農業會員郡所得稅調査委員教科用圖書審査員徴兵參事員等に當選し三十年宮崎村長に當選す又陸軍召集出納官吏たり今彌太が數十年間公共の爲に盡したる事迹の一斑を擧ぐれば熊野街道中海草郡藤白村より有田郡絲我村に至る間は藤白峠燕坂及有田川の

嶮ありて車馬通せず行旅皆肩輿に依り昇夫喘喘十歩に一息して進む其不便名狀すへからず十六年彌太縣會議員たり沿道戸長と議り有志に説くに改修の利を以てし義捐を募れり而して其改修の爲に不利を被むるもの百方之を沮止す然れども誹議を排して遂行し義金八百九拾九圓夫役貳萬七千九百九拾九工を得彌太官民間に周旋すること最努め縣會の決議を経て翌年工を起し十九年に至り竣工せり延袤實に六里六町なり而して地方稅より支出するもの壹萬貳千六百圓餘に及へり此より行旅運輸兩なから便を得たり又有田川は保田村大字星尾及辻堂に於て其幅狹隘洪水毎に堤防決潰して被害少からず村民之を憂ふること久し二十二年偶洪水ありて堤防決潰せり彌太之を機とし主として堤防改築の議を唱へ村民の同意を得て之が改築を成功したり其幅堤敷地は皆村民の寄附する所なり而後洪水ありと雖亦氾濫の患を免るゝを得たり又大宇北湊は西北海に瀕し年年風潮の爲農作物の害を被ること多し彌太私財を抛ち明治二年より十三年に至る十二年間年年松苗壹萬本餘を栽植して患害を防止したり現に土俗の呼ひて北湊風潮除といへる松林是なり又北湊に屬する耕地四十三町餘歩は山本氏曩祖より傳家の所有にして之か佃戸たるもの二百餘名に及ひぬ彌太以爲らく濶大の地を一家に私有せむより衆に頒ちて農耕を

屬ますに如かず。是に於て代價無利息三年賦を以て耕地を擧げて其所有權を佃戸に移し同時に組合會を開設して農事の進歩發達を獎勵したり故に人人進みて桑樹を栽培し其成績頗る善く隨ひて漸次蠶業家を増加し三十年に至り蠶業組合を設くるに至る十六年縣の勸業課より除蟲菊苗を得て郡の保田村大字山田原なる御前某の畑地に移植せしむ。目下年年數萬圓の利益あり是、本郡除蟲菊苗栽培の嚆矢なり。夫、蜜柑は地方唯一の物産なり故に營業者間に於て其栽培及販路運輸等の利害便否を討議論究せり。後、彌太蜜柑栽培販賣者組合議會議長と爲り地方蜜柑方法改正規則を一定したり。抑、栽培及販賣運輸等の方法舊慣を株守して改良を加へず故に時勢の進歩に伴はず。是、本郡の利害休戚に關すること甚大なり故に各地に組合會を組織して販賣上の弊害を矯正し且、運輸上、日本形帆船は航海に日數を費し爲に腐破を生じ大害を來すの恐あるを以て彌太、自、幹旋の勞を取り郵船會社支店長故吉川泰次郎及横濱の貨物扱人淺田又七の二人を請ひ數日、自宅に滞留せしめて柑橘の實況を目撃せしめ遂に會社と汽船の雇入を協定し以て販路を擴張するに至れり。此間、頑冥なる村民を説きて諸般の改良を遂行したる其苦心實に想像に餘りあり時に十七年なり又、教育基本財産に關しては貯金條例を定めて村會の決議を経たり。彌太、之を以て足れり

とせず。大字小豆島の内、宇逢井地先は縣下、無比の魚着場なるも海底一面沈轉石の爲、往古より地曳網を用ふる能はず。空しく海底を望みて歎聲を漏すのみ。彌太、之を憂ひて百方苦心し三十一年、許可を得て海底の沈轉石を除却するを得たり。次て宮崎水産合資會社を起し遂に有望なる地曳網漁場を開きて本年より三十年間該會社より年、金壹百圓を納附せしむるの約を締結して以て基本財産に充つ。其他有志に説きて金圓を寄附せしめて蓄積の方を講し或は村有草山に造林方を設けて増殖を計る等、孜孜として倦まず思ふに後來、必、目的を達するを得む。又、村長就職以來、職務に勉勵するを以て事務能く整頓し村民融和す宜なり。三十三年二月を以て藍綬の章を下賜せらるること今其全文を掲ぐ

資性温厚、夙ニ戸長ノ職ヲ奉シ尋テ縣會議員ニ舉ラレ任滿ル毎ニ膺選シ各種ノ委員ト爲リ孜孜勤勉シ熊野道ノ峻嶮ヲ鑿平シテ行旅ニ利シ有田川ノ隄塘ヲ改築シテ汎濫ヲ防キ地方ノ特産タル柑橘ノ運輸ヲ便ニシテ販路ヲ擴メ嘗テ毎歲私費ヲ投シテ松苗ヲ北湊海濱ニ移植シ以テ風潮ノ害ヲ除キ殊ニ傳家ノ耕地四拾餘町歩ヲ代價無利息年賦ヲ以テ佃戸二百五十七人ニ割與シテ農業ノ進歩ヲ獎勵シ漁場ヲ開キテ村有基本財産ヲ増殖シ其選マレテ村長ト爲ルヤ諸務克ク舉リ衆民悅服

ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍  
 綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

妻龜尾は大谷氏、五男三女を生む長を正夫といふ農科大學生たり  
 礎子曰く吾彌太の傳を草するに當り喟然として歎して曰く公なるかな彌太の心事  
 と夫尺地寸壤も之を争ふは人の常情なり今彌太は則曰く濶大の地を私有するは衆  
 に分ちて農を勵ますに如かすと嗚、何ぞ其心事の公明正大なる彼の莽操懿卓か人の  
 孤兒寡婦を欺き他人の天下を竊取して以て自己に私し、も亦斷礎片瓦の尋ねへき  
 なし何ぞ其心事の陋劣なる而して世、彼徒を稱して英雄豪傑と爲すものあるに至る  
 何ぞ其論據の顛倒するの甚しき世の局促として私利を争ふもの、以て顧みるへきな

## 山本清兵衛

清兵衛は江近國甲賀郡寺庄村大字深川の人なり父を三九郎といふ母は下田氏の女、

名を里といふ清は其長子なり嘉永三年二月二十二日を以て生る其家世世、農を業とし里正たり清、生來、堅忍義氣あり明治十一年爾來、家業を家族に委して専、公共の事に  
 謁し副戸長、戸長、學務委員、聯合戸長等と爲り二十二年、町村制實施の際、寺庄村長に當  
 選し後、兩度の改選に皆當選して勤績す又、徴兵參事員、郡會議員、郡參事會員に擧げら  
 れ又、推されて村農會頭と爲る是、清か官公職閱歷の概括なり抑、寺庄村は由來、旱害の  
 地なり而して十六年、及、二十六年の被害は毎に顯著とす清、當時戸村長たり身、當局者  
 とし又、其義氣を以てして村民窮苦の狀、之を視るに忍ひず爾來、日夜救濟の方を講せ  
 り特に十六年の被害、最甚しく耕田、概、龜裂し之を原形に復せむと欲せは其工費多大  
 にして決して災後民力の堪へざる所とす是に於て清、元、油日村外三十八村の有志、及、  
 各戸長と鳩首して議を凝らし遂に政府に歎訴して之か救濟を仰くに決し清等、推さ  
 れて其委員たり之に因り被害の實況を具狀して實地の調査を受け終に政府の容許  
 を得たり其貸下總額金五萬圓にして之を甲賀郡三十九村に三萬八千九百九十五圓、  
 他は蒲生、高島兩郡の各村に配當せり而して各村は更に地價を標準として之を分借  
 し毎村、亦之を村内の地主に分借せしむ是に於て村民の喜ひ知るへきなり清等、恩典  
 を空しくせさらむことを勉め畦堀床張等の工を施し漸次耕田を原形に復すること

を得たり是、政府特殊の恩典に頼ると雖、亦、清等、斡旋の力を多なりとす、今、其調査を受  
 けし田段別を擧ぐれば三十九村の總段別二千百十九町餘歩にして清か所管、深川村  
 に屬するもの五十八町一段七畝餘歩とす、後、二十五年に至り一時利引計算を以て貸  
 下金を還納したり抑、此事や實に數十年民命の係る所にして清等の功、偉なりとす、  
 し故に後、各村戸長等其總代として清等に贈るに感謝狀を以てせり、又、大字寺庄は本  
 郡南部各村の中央に在りて古來、商業を主と爲せり而して大字深川市場、亦、商賣の地  
 たり故に兩兩對峙して從來反目の狀あり而して町村制の施行に當り共に寺庄に合  
 併す其村衙の所在を深川市場に定むるや屢、物議を生し分村論提起の恐あり清之を  
 知り常に其調和に勉め既にして機を見て急に村衙の新築を決行せり此事や清提疾、  
 事に從ひ異論を挾むの暇なからしむ爾後、自治の基礎立ちて亦、分村の議を唱ふるも  
 のなし又、大字葛木の道路狹隘なるを以て清之か改修を計り遂に二十八年中、竣工せ  
 り二十七年、赤痢病の流行するや縣、各町村に令して傳染病隔離病舎を建設せしむ清、  
 以爲らく各村、之を建てむと欲せば力足らずして設備全からず如かじ近接の村邑相  
 合して完全なる病舎の新設を爲さむには是に於て寺庄、龍池、南杣、北杣、貴生川の五  
 村合して一聚團を設け清、自之か管理者と爲り南杣村大字市原の地を卜して傳染病

院を新築せり而して醫師掛員を定め看護婦を養成し其他、醫療器械の如き悉、之を具  
 備整頓せり爾來、患者あれば此に收容して治療を施せり其成績、頗、佳なり而して清、今、  
 猶、之か管理者たり二十九年、大字葛木より關西鐵道、深川停車場を経て大字深川に至  
 る道路を改修せり延長六町四十二間餘、路幅二間とす是年、亦、大字寺庄地内、字葭池に  
 擴張工事を施せり蓋、池は附近耕地灌漑の爲に設くるもの然れとも瀦水多からず往  
 往害を受く村民之を患ふ清、爲に斡旋して之を擴大にせむと欲するなり既にして地  
 方税の補助を請ひ翌年、成を告ぐ嵩置長四十間五分、排水路二十五間、排水口三間五分  
 にして其溜池面積一町四段二畝餘歩にして灌漑の及ぶ所、實に四十三町餘歩なり而  
 後、亢陽虐を爲すことなく村民之の慶に頼ること至大なり是より前、十八年の創立に  
 係る寺庄村外八村組合公立深川市場病院は當初、縣立大津病院の回診所たり十九年、  
 更に大津病院出張所と改稱し地方税を以て其費用を支辨せり越えて二十二年に至  
 り廢止せらる村民爲に囂囂たり清等、奔走勞を執り遂に寺庄村外十二村組合を組織  
 し其管理を本郡長に託せり已にして町村制實施せらるゝや更に管理を寺庄村長に  
 移し後、二十九年、組合中、長野、雲井、小原、多羅尾の四村は地、隔てるを以て議して團體を  
 脱し而後、寺庄外八村を以て維持したり而して病舎は創立以來、普通民家を貸して之

に充て以て今日に至れり故に患者漸く多きに随ひ狹隘を告ぐ是に於て清地方の有  
 志及病院長等と議して寄附金を募集し組織會の協賛を経て遂に新築に着手し三十  
 一年を以て竣工せり其費金實に四千二百十七圓餘なり而して工費頗る巨多なりしと  
 工事の十箇月に涉れるを以て實費支拂額は當初の豫算に超過し爲に困難を極めし  
 も清率先して有志を督勵し寄附を募集し遂に工事を完成せり其勞思甚多とするに  
 足れり元來、本村は寺庄、葛木、稗谷、深川、深川市場、森尾、室木の七大字より成り寺庄、深川  
 市場兩字は新海道に沿ひ民戸概商賈を業とす故に互に競争の餘、感情を害し各大字  
 亦其與する所に附和雷同し一村の行動頗る一致を欲く清之を憂ひて或は道路を開鑿  
 して彼此の往來に便し或は商工業者を會して各字の氣脈を通せしめ又知名の學士  
 を聘して自治體の講話を開く等多方村内の平和を謀る故に偶、大字間に紛議を生ず  
 るも清に對して各人惡感情を懷くものなし是、平素德望の致す所にして二十餘年、名  
 譽の職に在りて村人皆服する所以なり宜なり其治績高く天に聞えて名譽なる藍綬  
 の章は清か家門を輝かせること茲に其記を掲げて後に傳ふ  
 資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ克ク  
 地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ最心力ヲ早損田圃救治ノ事ニ竭シ以テ

以テ被害民ヲシテ蘇息ヲ得セシメ村衙ヲ新築シテ分村ノ紛議ヲ排シ病院及隔離  
 舎ヲ造營シテ惡疫ヲ防キ道路ヲ修理シ瀦水池ヲ改築シテ行通灌漑ヲ利シ其他勸  
 業ニ教育ニ軼掌多年諸務整飾シ民情安輯ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナ  
 リトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
 是を三十四年四月の事と爲す清亦、寺庄警察分署建築費、伊賀街道、並、新海道改修費、橋  
 梁架設費を寄附して木杯を受くること五回、又、二十七八年戰役の勞に依り木杵杯を  
 下賜せらる其他、褒狀賞金を受くること數回なり清か妻は美奈、山本氏なり男女各、一  
 人を産む

礎子曰く太宰九職の一に曰く三農生九穀と山農、澤農、平地農を曰ふなり古者先王の  
 制農を以て本と爲す至れるかな是に由りて之を觀れば民に主たるものは宜く農を  
 以て本と爲すへし清也か能く龜裂圯壞の田圃を復して民瘼を慰するか如き古意を  
 得たるかな古意を得たるかな

# 八木榮次郎

○山本清兵衛○八木榮次郎(藍綬)

## 八木榮次郎

礎子曰く明治十四年 朝廷褒章條例を欽定せられ後二十三年に至り第一條に又は  
 公同の事務に勤勉し勞効顯著なる者の一項を追加せられし以來、町村長等の受章敢  
 て少からず其褒記を案するに殆同一文例の如く従ひて其事蹟も亦大同小異に出づ  
 而して獨、八木榮次郎は多年、村政に勤勉すと雖、特に一新法を案出して公衆の利益を  
 興し成績著明なる所以を以て天賞に浴せしは實に稀有なり吾人、町村長の傳を立つ  
 る無數、然れども未、本傳の如きを筆したること莫し後の町村長たるもの須く此に見  
 る所あれ

榮次郎は河内國丹南郡大保村の人、森忠左衛門の第三子にして母を石といひ松原氏  
 の女なり榮、嘉永二年十一月三十日を以て生れ長して堺市九間町の人、八木平兵衛に  
 養はれ其長女、知嘉の夫と爲る養母は三杉氏、名を梅といふ明治九年以來、榮か公職の  
 閱歷を按するに副戸長、聯合戸長、徴兵下調取、纏掛、堺區會議員、衛生會學務、所得稅調査、  
 兵事會、獎武會等の委員と爲り又、堺市會議員、徴兵參事員等に當選し二十二年、向井村  
 長に選任せられ收入役を兼掌す爾來、再三當選す此間、又、府會議員、普通水利組合創立

委員等に推さる榮、資性誠實にして事を執る慎重、部民に接する懇切にして彼此偏頗  
 なし故に全村和協し公務整齊す元來、本村は泉北郡の北端に在り西堺市に接し北、大  
 和川に臨み東は五箇庄、金岡等の村に界し南は百舌鳥、船松の兩村に連る地勢東南高  
 く北西低く起伏稍多し故に畑は低處に水田は高處に在り古來、農を主業とす然れど  
 も灌漑に乏しく遠く水源を河内、狹山池の餘水に仰き數十村を経て金岡村に至り貯  
 水池に入る之を南今池と稱す其水量は耕地三分一を潤澤するに過ぎず畑の如きは  
 無數の堀井と雨水に頼るのみ然れども夏天、井水早く竭く爲に田圃、皆旱害を被むる  
 こと累年にして水論絶えず北に大和川ありと雖、河水の多きは冬春の候のみ夏期に  
 至れば水渴れ石出つ故に村民等地形上、之を天と爲し又、奈何ともするなく逐年、業を  
 轉するもの多し是の如くにして已ますむは是、實に一村の興亡に關す榮、多年治民の  
 職に在りて憂慮措かず思考萬端、遂に一の蒸汽力に由る企業を案出せり然れども其  
 事多數の團結、巨多の費金を要するを以て未、遽に揚言せず已にして近隣、連年豐稔を  
 謠ひ居村旱害相續くの時、二十二年を以て始めて多年の蓄志を發議せり是に於て村民と謀  
 議を凝らし全村の合同力を以て企業の完成を期し遂に委員を設け推されて統轄者  
 と爲る因りて技術者の設計を求め費用の方法を講し工事の順序を定む則、大和川の

積砂中に含む水分を收取して耕地に灌くの計畫にして其方法は、大和川の南岸に蒸気機關を裝置し水塔を立て、先づ水を高處に至らしめ、後、壓力に依り之を伏設せる鐵管若くは土管の幹支線に送り、耕地の各要所に引きて灌漑に供するものなり、而して準備全く成り、二十九年四月、工を起し、翌年九月に至り、竣工す、工費實に貳萬五千圓なり、抑、此工を起すに當り、榮身を賂して、以て群議を決め、委員等を統へて東西に奔走し、鞠躬盡瘁、工事を督し、遂に稀有の事業を完成するを得たり、其功實に偉なり、三十年、降雨少く、各村、用水に缺乏せり、故に流潦、猶、争ふの窮狀あり、獨、本村は之に異り、畑を變して田と爲すの實況を呈せり、惟、竣工九月に在りしを以て、秋獲の調査充分なるを得ず、翌年に至り、始めて之を詳にするを得たり、同年は夏日、雨なく、大和川の如き水涸れ、底出つ、而して本村は機械の作用に因り、積砂中の水、混混として、幹支線の伏管中に流注し、以て各耕地に及ぶ給水充足して、眞に壯觀なり、其結果、秋獲を増すこと、米七百六拾四石餘、此換算金七千六百拾四圓餘、畑作に於ける甘薯、其他の收金貳千四百拾參圓餘、合計壹萬六拾七圓餘なり、且、從來水利費金四千五百圓を投し、もの今や減して七百餘圓にして、足れり、即、從來の水利費三千七百餘圓を殺減せり、其翌年は、插秧の季節、絶えて降雨なく、農家、皆、病み、多少の被害あり、獨、本村は些の沮碍なく、插秧を完了せ

り、次で灌漑充足、前年に異らず、田畑の增收九千四百八拾餘圓を得たり、抑、本工事成功以來、本村積年の苦患、其跡を絶ち、永世の富源を開き、和氣、村間に盈ち、老幼、家に抃舞せり、遂に村民相謀り、一大碑石を機關水塔の下に建設し、文を刻して、以て榮か、高德を不朽にせり、嗟乎、人心の歸する所、亦、盛ならずや、是より先、二十二年、嘗て地主を誘導し、南今池溜池を増築し、貯水の量を増せり、抑、大和川は平時流水多からざるも、猛雨一たび至れば、俄然漲溢す、則、堤防の強弱は、本村安危の岐るゝ所にして、爲に居民安むせず、榮之、か修築を計り、隣村五箇庄村と協同し、長七百間、幅平均貳間半の腹付工事、村受負の官許を得て、費金一千八百圓を下附せらる、因りて之に勞力を加へ、頗、堅牢に修築したり、此より崩鶯の患なく、村民大に安堵せり、又、本村は早害甚しきを以て、已むを得ず、從來、御陵墮水の幾分の分釐を拜せり、然るに二十六年に至り、御陵の水量を定めらる、是に於て、村民大に困難せり、榮、隣村、舩松村と協議し、上京して、窮苦の狀を上陳、歎願せり、官の下民に大惠なる願意を聽許し、遂に二重濠を三重濠に増築せらる、嗚呼、覆載の恩、村民感泣せり、而して、榮か、勞、亦、寡しとせず、要するに、榮か、半生の事業、固より少からず、と雖、上來陳ふる所は、功績の著しきものなり、特に蒸汽力に頼る引水事業の如きは、遠近傳聞して、來り觀るもの甚多し、近隣神石村は、本村に倣ひて、引水事業を成功し、次で

柏原村内河郡墨江村東成郡等之に働ふもの續出せり鳴榮一たひ稀有の事業を案出して灌漑に至大の利益を興へしより延きて近村他郡に及ばし後來則を乗るもの遠く他縣に續出するを見むとす其功績豈偉ならずや宜なり三十五年五月を以て榮譽ある藍綬褒章下賜の恩典に浴すること

資性誠實夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來再三選マレテ村長ト爲リ地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ能ク力ヲ土木ニ用非殊ニ居村ハ地勢亢燥水利ニ乏シク旱害荐リニ臻リ民力凋弊スルヲ憂ヒ蒸汽機關ヲ大和川ノ南岸ニ裝置シ陶管ヲ田畦ノ間ニ伏設シ以テ河底砂礫中ノ水ヲ吸收スルノ一新法ヲ案出シ刻苦經營遂ニ厥功ヲ就シ爾來灌漑浹洽畑地變シテ水田ト爲リ收穫倍蓰村民悅服シ復望霓ノ嘆ナカラシム洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス榮能く職務に勉む故に賞詞を受くること六回又學校費窮民救助罹災者救助等を以て數褒詞を受く嘗て皇城の炎上に際し獻金して賞詞を拜し又二十七八年戰役の勞により木沓杯を受く榮の長子平次郎森氏の女古能を娶り榮の後を襲ひ村長と爲る礎子曰く溝洫の事民命の繫る所なり故に史記に河渠あり漢書に溝洫あり其水利を

論する備に意を致せり若一たひ方を過らば民手足を措くに所なけむ是孟子の白圭を戒むる所以なり今榮の事地勢水を得へからざる所に於て泰西の新器を利用して能く其功を完くす其民に功ある大なり朝の之を録する固より其所を得たり

## 保井丈喜知

近江國甲賀郡佐山村大字嵯峨の人保井丈喜知は弘化二年三月三日を以て生る父を城七といひ母惠都は家女なり丈早く父を喪ひ直に祖父八十右衛門の後を承く八十、地代官たり家世世農を業とす而して丈弱冠學に志し倫理を講ずるを樂と爲す事遂に領主堀田氏の聞く所と爲り舉られて郷中八村納米司計と爲る時に明治元年なり五年年寄役と爲る時に朝廷銳意諸政を革新し地券を發行す因りて村民丈等を擧げて地券掛と爲す地券の事たる農間未曾有の業にして各村頗困難せり而して丈等の事に當るや勵精刻苦燭を秉て晷に繼ぎ孜孜として成功せり故に其成績之を他村に比して頗良好なりしと云ふ八年地租改正の擧あるや丈亦土地掛となり實地を踏査



し非常なる盡力を以て之を結了せり故に縣、之を賞せり抑、今の大字嵯峨は元來、嵯峨上田、嵯峨中の兩村合併しよものなり故に嵯峨上田の屬地は兩村耕地灌溉に供する溜池あり其創設は蓋、慶長年間に在りと云ふ而して一旦、亢陽虐を爲すに當りては互に分水の多からむことを欲し或は暗夜、竊に樋を放ち堰を壞る是、農民慣行の惡弊なりと雖、兩村民爲に感情を害し漸次、猜疑を積み互に反目疾視するに至り其餘弊、溜池の破損を顧ざるに至る蓋、互に他をして費用の衝に當らしめむと欲するなり之を放置して其軋轢に委せむか歲月の久しき兩村の耕田をして終に荒廢せしむるに至らむ丈、憂慮措く能はず八年、有志に謀りて兩村合併の議を立て屢、兩村民を招聚して諭すに此事を以てす然れども村民頑然、此議に應せず却りて動搖の狀あり而して丈、志を執る堅確、百方慰諭、倦むことなし越えて十年、兩村民の應諾を得たり嵯峨中村戸長に相議し宇長池の修繕計畫を爲し尋て兩村の組頭を溜池の堤上に招聚し丈等之に説きて曰く舊記に徴するに慶長前に在ては今の兩村は元、一村たり後、分離して互に胡越の狀あり是、原、水利の論争、之か因を爲す今此池塘を見るに淤泥堆積し周圍、亦、圯壞窄狹せり是、多年修繕を加へざるに因る此の如くにして灌溉の充足、焉を望むへけむや合併の議、略、協へり時を以て溜池修繕の工を施さは後來、大に瀦水の量を増さむ

苟も灌溉充足せは何の争ふことか之あらむ徒に固陋を守らば世の嗤笑を奈何むと語諄諄乎たり是に於て組頭等、大に覺る所あり皆、此議を賛し遂に修繕の計畫を立て十二年、竣工せり次て官准を得て兩村合併の實を擧ぐ此間、丈か苦心經營、常情を以て窺知すへからす而して其灌溉段別五十六町餘歩なり是年、又、宇山屋敷小池宮、谷、尾中、四箇所の溜池に嵩置、並、擴張工事を施すの計畫を立て明年、竣工せり而して灌溉段別七十四町餘なり從來、樋門開放に當り皆、自、私念に驅られ唯、自己の供水是、謀る故に徒に紛擾を極む丈、之を憂ひ衆をして水世話なるもの數名を選擧せしめ之をして供水の公平を保たしむ故に爾後、紛擾を來さず且、修繕後の灌溉成績は之を前に比すれば開樋の數に於て一と三の率にして後者却りて灌溉潤澤なりと云ふ今や本郡各所溜池を開鑿するもの多し然れども縣稅の補助あり町村會の機關あり之を丈か苦心經營し、當時に比すれば難易固より同日の談に非ず又、學制頒布以來、丈、普通教育の急須を説き先つ假校舍を設けて就學を奨勵し漸次、向學心を誘發し十二年に至り嵯峨、和野二村共用の學校新設を企つ然れとも村民工費の負擔を恐れ新設の位置を争ひ議、協はず丈、懇諭百端、其位置を定め工費は寄附を募りて之に充て遂に開校の式を擧ぐるを得たり今の嵯峨尋常小學校是なり二十二年、就學奨勵の爲、授業料を全廢し寄

附金を以て之に充つるの議を立て先づ之法を嵯峨小學校に施し延きて神保、岩室の二校に及ぼせり又、學事獎勵會を設けて此團體より醜集する金員は之を村衙に蓄積せり爾來貧民就學の獎勵上、其効頗大なり嘗て二十年特別地價修正の公布あるや丈、以爲らく斯の如きの恩典、徒に費消すへからすと遂に和野、嵯峨、岩室、大澤等の村會議員に謀り之を備荒貯蓄金として三百十圓を大藏省預金局に託し今や嵯峨、和野、岩室三大字共有として維持す大字嵯峨所屬野洲川流域に宇岩上橋あり是、嵯峨、及、近村より東海道に出るの要衝なり然れども從來唯一扁板を架せり爲に交通甚便を欲けり丈、有志を獎勵して寄附を募り遂に新に架するに長四十二間二尺幅一間五分の板橋を以てせり元來、本村の地は概粘土質なり故に降雨雪天動もすれば道路泥滑、頗交通に難む丈、其改修を企て漸次功を奏せり二十八年、隔離病舎建築の議を決し尋て竣工せり其結構、及、設備の如きは郡内有數の病舎なり已にして縣、農會準則を發布す丈、其設立に盡力し後、擧られて其會頭と爲り拮据、執掌せり事、遂に 上聞に達し三十四年四月、藍綬褒章を下賜せらる

資性温和、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行ノ際、助役ニ擧ラレ尋テ村長ニ選マレ任滿テ再三膺選シ常ニ地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ會テ嵯峨二村、

一池分水ノ宿紛ヲ解テ之ヲ併合融和セシメ五箇所ノ溜池ヲ改築シテ耕地百二十餘町歩ノ灌漑ヲ便ニシ殊ニ心ヲ教育ニ用井三小學校ヲ經營維持シ學事獎勵會ヲ興シ資金醜出ノ法ヲ講シテ授業料ヲ全廢シ以テ貧家子弟ノ就學ヲ誘キ其他道橋ヲ修メ惡疫ヲ防キ、貯蓄ヲ勸ムル等、執掌多年、克ク其職ニ稱ヒ諸務整治ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

尙、茲に十九年以後の公職を畧記せむか戸長、學務、勸業等の委員、助役、村長等に擧らる爾來、再三膺選す此間、赤十字社分區委員、近江婦人慈善會甲賀支會幹事等と爲る又、賞杯二回、褒狀四回、謝狀五回、特に二十七八年戰役の勞として木杯一組を賜はる又、寺院の再建を企て之を成就せり後、淨土門主より居士號を與へ清照といへり丈の妻は木村氏、名を美輪といふ

礎子曰く吾丈喜知の村治に於けるを見るに一に家事を營むか如し是、豈、造意して爲すを得へけむや弱冠、倫理を講して得る所のものあるか何ぞ其道に近きや記に曰く自天子以至於庶人、壹是皆以修身爲本と殆、是なり

## 藤原宇之吉

藤原宇之吉は羽後國雄勝郡仙道村の人、父は運動、母は虎、藤原氏、天保十三年一月を以て生る資性敦厚にして舉止寛裕、頗士君子の風あり、萬延元年、始て村筆役に擧げられ、慶應三年、據人見習、明治二年、肝煎と爲る三年、戊辰の役、勤勞あるを以て三代苗字を免許せられ、據人本役に進み、二人俸を給與し、纏役を命せらる五年以來、戸長に任じ、尋て調方を命せられ、學務委員を攝す二十二年、町村制實施に際し、選ばれて村長と爲り、而來、毎選、皆之に當り、又、村會議員に擧げられ、今現に其職に在り、宇、志を教育に存し、多年、策勵怠らず、現在、就學生徒の數、學齡兒童、百に對し、九十五人強に例するの好績を視めし、山間の僻邑たるに拘らず、學事の隆昌なること、郡中の範と稱せらる三十二年、新に校舍を造築し、高等科を併置し、盛に書籍器械を具備し、益々面目を振ふ而して、其造築費の如き到底、一寒村の堪ふる所に非ざるを以て、百方苦慮、有志を勸誘し、特に五百九十餘圓を募りて、其費を裨補す、又、熱心救荒、豫備貯蓄米の積立を圖り、各部に貯藏所を置き、毎年積立石數三分の一以内を貸して、利殖する所あらしめ、今や六百八十八石餘に達せり、曾て杉木の栽培、地味に和適し、其利甚大なるを考へ、二十六年以降、各部を獎勵

し、年年栽植せしめたるもの約二萬六千三百本の多きに上り、其成長の狀況は初年度に在りては平均高さ三尺、廻り二寸を算したるが、三十三年度に及びては平均高さ一丈五尺、廻り一尺二寸を計するに至れり、又、村内中仙道、下仙道の二部落は、郡の石澤川に沿ひ古來、其水害を被むること、尠からず、宇、之を憂ひ、堤防三所を修築し、其二は十九年中、其一は二十年中、並に工を興して、永く被害の虞なからしめ、且、本村より縣道に達する道路の峻嶮にして、交通困難なるを憾み、新に下仙道内松倉澤を開鑿し、二十五年より二十七年に涉り、拮据經營、遂に其功を竣成す、其他基本財産の維持増殖を謀り、衛生の道を講ずる等、凡、一村公共の事に竭すこと、火に趁くが如く、萬延年間より以て今日に至るまで、四十三年の久き終始、敢て渝らず、三十五年二月、朝廷賜ふに、藍綬褒章を以てす、冊に曰く

資性篤實、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ、町村制施行以來、再三選マレテ村長トナリ、能ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ、石澤川洲浚、及、堤塘ヲ修築シテ、沿岸耕地ノ水患ヲ除キ、米穀ヲ蓄積シテ凶歉ニ備ヘ、杉苗ヲ栽植シテ、殖林ヲ勵マシ、新道ヲ開鑿シテ、運輸來往ニ便ナラシメ、校舍ヲ建築シテ、教育施設ノ完整ヲ努メ、其他力ヲ濟貧、恤窮、防疫ニ竭ス等、鞅掌多年、克ク其職ニ稱ヒ、諸務整齊、民情安輯、ス洵ニ公同ノ事

○藤原宇之吉 ○藤本繁(藍綬)

務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是より先宇郡衙警察分署新築に捐助し木杯一個、二十七八年戰役に勞し木杯一組、三十一年中居村貧民を賑恤し同上を賞賜せられ其他賞金褒詞計ぐるに違わらず妻末、伊藤氏、四男を生む長安吉、同姓壽美を娶り孫を擧ぐ礎子曰く聞く仙道の邑民、克く儉に克く勤め忠愛の志、尤、堅く維新以降、數十年間、嘗て一人の納稅期を愆るものあること無く又、嘗て一回の紛議派争を里閭の間に生じたること無しと嗚呼、何ぞ其れ太古の民、虞舜の治に澤するものに似るの甚しきや是に於てか、滋、字之吉の徳化、善く其風を誘ふに感せずむば、あらざるなり詩の大雅に在り曰く民之秉夷、好是懿徳と信に然る哉

### 藤本 繁

藤本繁は攝津國東成郡南百濟村大字鷹合の人にして父を繁といふ繁、幼名太郎、父、死

して其名を襲けるなり母は藤田氏の女名を捨といへり繁、嘉永五年八月十五日を以て生る少にして學を好み大阪の人、中合了瑞に就き漢學を修むること十年、頗、造詣する所あり明治四年、初て村年寄見習を命せられ明年、地主總代に當選し七年、小學世話掛と爲る時に村民、未、嚮學の念あらず繁、教育の須臾も離るへからざるを説き俗論を排して假教場を設置し子弟就學の途を開けり爾來、誘導怠らず父兄漸く向ふ所を知れり已にして地租改正丈量委員、用掛、戸長等と爲る由來、住吉、鷹合の兩村は用水不便の地なり繁、之を歎き河内、丹北郡住道村附屬大和川堤防樋管組合に新加盟を提議し村會の決議を経住道村の承諾を得て之に加盟し十四年、樋管擴張の共同工事、並、用水路開通の工を起し爾來、用水缺乏の患なく水利大に便を得たり明年、繁、大に教化を振はむと欲し校舍新築の議を立て直に工を起し尋て落成せり已にして就學の子弟大に増加し校費亦隨ひて多く幾と貴けられざるに至る時に郡の湯谷島小學亦、之と事情を同くせり故に兩村協議し十六年、遂に湯谷島小學校に合併して其規模を擴張せり從來、鷹合村用水溜池の堀村字下、池に在るもの其所有權に關し該村と紛議を生じ用水上、困難を感すること多し繁、之を憂ひ村會の決議を経て堀村と交渉熟議し遂に該村をして鷹合村の所有權を確認せしむ爾來、紛議の跡を絶てり十九年、鷹合村用水

○藤本繁(藍綬)

樋管の丹北郡富田新田に在るもの從來木造にして破損を生し易く疏通上、大に不便なるを感じ、村費を以て之を石造に改築せり。二十二年、町村制の實施せらるゝや、南百濟村長に當選せり時に、本村尋常小學校舎狹隘を告ぐるに會へり、因りて村會の議決を経て増築の工を起し、其五月、落成せり。又、道路交通の便否は殖産興業に至大なる影響を及ぼすを知り、頗、此點に留意し、改築工費の村會の議決を須つものゝ如き巧に操縦して、毎に其同意を得たり、故に二十三年を以て、南百濟村を貫通して、奈良、平野兩街道に連絡する南百濟に屬する狹隘なる道路に、大修繕を加へ、橋梁を改築し、大に交通運輸に便したるか如き、其提議に當り、村會速に之に議決を與へたり、其延長千二百三十五間、幅九尺とす。抑、本村は農を以て主要とす、故に其福祉を進むるは農事の改良、牧畜の保護に在り、而して近來、牛疫の發生、頻にして爲に斃牛を出すこと多し、是、牧畜上の一大患なり、繁、細心之か豫防法を講し、牛羊所有主を招集して、消毒法を説示し、規約を設け、其牛疫の發生するに當りては、總て牛羊の出入を禁し、若、背規者あれば、違約金を徴し、一面、牛車專業者に與ふるに、他の生業を以てする等、用意極めて綿密なり、故に撲滅の功を奏すること速かなり、則、二十六年の牛疫流行に際しては、四隣、皆、侵入を受けしも、獨、本村は疫牛一頭を出さず、時の府尹、其勞を大なりとして之を賞せり、以て

平生を推知すへし、二十七年、南百濟村に農會を起し、自、會長と爲りて改良を圖り、殊に近來、米質の不良に赴くを歎し、其十月を以て、本村に玄米品評會を開きて、廣く出品を求め、審査の結果に、因り、賞品を授與する等、獎勵至らざるなし、爲に改良の功を收むること多し、故に翌年、郡衙の生産物品評會を開くに、當り、本村の出品は、優に他町村を凌駕せり、隨ひて賞を得るもの、他村に倍し、爾後、毎に優品を出せり、二十八年、本村用水路の丹北郡矢田村に在るもの、其所有權に關して、該村と爭論す、繁、村會の議決を以て起訴し、大に權利の在る所を主張し、三十年に至り、終審判決に於て、本村の勝訴に歸し、大に用水上の便を得たり、是年、亦、字鷹合に係る大和川掛り用水路狹窄、及、北百濟村字今在家に係る今川筋水路狹窄、共、村會の議決を経て、疏通の工を起し、皆、竣工せり、繁、平素衛生に注意し、組合規約を設けて、之を厲行し、傳染病豫防法を嚴にせり、是年、住吉郡平野郷町外四村組合、避病院建築の議を決するや、自、建築委員の任に當り、五月を以て竣工せり、爾後、常に主任醫を置き、一旦、流行に際しては、懇切治療せしむ、故に部民の信用を得、其便、甚、大なり、二十九年、鷹合村の用水溜池、字今池、逐年淤泥の爲に埋没して、水量を減するを歎し、關係地主の總會を開きて、浚渫の議を決し、其八月竣工せり、其費用は、悉、鷹合地主の寄附に係る、爾來、用水、甚、便を得たり、又、北百濟村字今在家より、平野街

道に通ずる道路の屈曲して交通上不便少からざるを慨し改修の議を立て年の十月を以て竣功せり三十年玉造街道に通ずる道路の屈曲を改修し又北百濟村小學校舎の狹隘を告ぐるを以て増築の工を起し學齡兒童の就學に不便なからしむ已にして南百濟村に害蟲發生し頗蔓延の兆あり繁自地主及小作人を指揮して驅除に盡力し一週間晝夜睫を交へす能く其効果を收めたり繁又村務中會計の尤紊亂し易く隨ひて信用に關すること大なるを知り之か整理に努め毎月三日検査を行ひ其顛末を郡長に報告し現金員數は之を村會議員に報道す故に議員は坐ら村經濟を知悉するを得殊に毎年一回必議員の會臨検査を執行す故に會計事務整然として亂れず大に村民の信用を得たり又壯丁教育の目的を以て夜學會を設立し父兄は必其子弟を入學せしむるの規約を立て學生には専軍人に適當なる學科を授く故に毎年徴兵検査の際其成績良好なりといふ又、仁徳帝に由緒ある鏡淵並鷹甘部塚の兩所大に廢頽せるを憂ひ之が再興を企圖し三十三年中其工事を終へたり爾來毎年十二月闔村休業を爲し鄭重に祭典の儀式を執行せり

今繁の閱歴を略舉せば村長の改選毎に膺選し此間郡參事員、名譽稅務顧問、徵兵參事員、郡會議員、品評會事務委員長、高等小學組合議員、日本農事大會委員、避病舍組合議員、府農會議員等に推され又赤十字社正社員たり皆能く其職責を盡せり多年の行事遂に官の錄する所と爲り三十四年六月を以て藍綬褒章拜賜の榮を荷ふに至る一門の名譽、何物か之に比せむ其記に曰く

資性直實、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來再三選マレテ村長ト爲リ克ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ力ヲ治水ニ致シ樋管ヲ石造ニ改メ水路ヲ疏鑿シ溜池ヲ浚渫シテ以テ灌溉ヲ便ニシ且心ヲ教育ニ用非テ校舎ノ設備ニ努メ夜學會ヲ開キテ無學ノ子弟ヲ督勵シ以テ風俗ヲ敦クシ其他會計ノ整理、道橋ノ修治ニ人畜傳染病若ハ蟲害ノ豫防ニ村有財産ノ増殖、舊跡ノ保存ニ執掌多年諸務整飾シ衆民安倚ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十月二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

繁の旌表あるや本村會は祝賀式を舉行して金一百圓を贈與せり其他繁か受賞を略叙すれば二十四年、南百濟村公民より特別慰勞金二百圓を始とし北百濟村、及同村會より數、慰勞金を贈與し又繁病氣中、本村會より入院料として金一百圓を贈與せり學校寄附を以て木杯、二十七八年事件の勞に依り木杯一組、赤十字社より木杯二回、銀杯一個を受け尙、職務勉勵の故を以て慰勞金を受くること五回、感謝狀、認定書數回、各種

寄附等に因り賞状を得ること八回に及へり、繁始、西田氏を娶る早く死す後、亦赤松氏の女、知豆を娶れり、六男五女あり、長次子早世し、三男信之嗣たり。礎子曰く精神の修養は諸學の淵源なり、吾人繁の村治を見て無學の子弟を獎勵して向ふ所を知らしめ、一村の風俗を敦くすと曰ふに至りて深く治の大體に通するを知る十年の修學、此に至りて其功、空しからざるを見る、嗚呼、學、其れ廢すへけむや。

## 小林省吾

小林省吾は上野國多野郡吉井町大字矢田村の人にして、弘化元年十二月三日を以て生る父は舊吉井藩番頭役小林新次郎にして、省吾は其長子なり、母は飯塚氏、名を佐登といふ、省吾、資性篤實、少くして學を好み、藩制の頃、擧られて教授たり、廢藩置縣の後、吉井教學館の教授と爲り、育英を以て自任す故に其薰陶を受くるもの數百の多きに及へり、明治五年、官學制を頒布して、新に小學を設立せしむ、爾後、省吾、教鞭を執らずと雖、教育の普及を以て自任す是の時に當り、衆民、未、學校の重すへきを知らず、省吾、日夜奔走し、或は地方の有志に説き、或は毎戸に諭す、其熱誠人の及はざる所とす、遂に吉井、福島、の兩町、多胡、入野、新屋、小幡の各村をして皆、學あらしむ、後、亦、各村を巡回して、就學を獎勵し、又、校舎の新築を勸誘す、遂に餘裕なきの家資を以て、金六十五圓を投して、他管内管外の各地方を巡視して、取長補短の益を收め、或は教育大家に就きて親しく其説を聞きて、之を衆教員に傳告し、或は教師を聘して、改良方法の講習會を開く等、鞠躬盡力すること一にして、足らず、遂に其面目を更新したり、二十年、群馬縣會の中學費を否決し、中學校を廢止せむとするや、省吾、深く中等教育の杜絶せむことを慨して、石坂孫一、小暮秀太郎等と謀りて、寄附金を募集し、四年間、繼續維持したり、故に再、縣費支辨を受くるの運に復したるは實に縣下斯道の爲、其功偉なりと謂ふへきなり、又、吉井高等小學校の新築に當り、其工事監督の懇切周到なりしは人の及ぶ能はざる所なり、其他郡吏と爲り、各種の委員と爲る皆、教育の爲に非ざるなし、二十四年、郷黨に於ける多胡明義會は、贈るに金牌を以てし、功狀を副へて、多年の勞を慰めたり、蓋、明義會は其地方に在りて、教育研究を事とするものなり、尋て大日本教育會は、總裁宮の裁可を得て、銀製會章を贈與したり、而して殊に名譽ある藍綬の章は實に三十四年一月を以て下

賜せらる其文に曰く

資性篤實、夙ニ吉井藩教授ニ舉ラレ、撤藩後、尙職ヲ教學館ニ奉シ、指導懇篤、克ク其任務ヲ盡ス。明治五年、學制頒布、學館廢止以來、自、教鞭ヲ執ラサルモ、專、教育ヲ獎勵スルヲ以テ己カ任ト爲シ、屢、各種ノ委員ニ選マレ、東馳西走、町村ヲ勸誘シ、小學校ヲ創立セシムルコト十數個所ノ多キニ及ヒ、尋テ兒童ノ就學ニ學舎ノ増築ニ學資ノ蓄積ニ教授法ノ改善ニ皆、能ク力ヲ致シ、其施設スル所、附近各村師法スルニ至ル。其他學事上ノ紛議ヲ調停シ、中學校維持ノ方ヲ講シテ、遂ニ之ヲ繼續セシムル等、教育上ノ勞効尙ニ顯著ナリトス。依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。

省吾の妻は舊沼田藩士加藤雲平の三女にして名を藤と云ふ。二男一女を生む。長子武一、辻氏の女、愛を迎へて妻とす。次男英治、長野氏に養はれ、現に判事たり。礎子曰く、文情、沸くか如く、才筆、花の如き世、其人に乏しからず。該博、石渠を空くし、高識一世を壓する世、亦其人無しとせず。惟好學、倦まず、諄諄、人を導くものは、實に得かたしとす。るなり。省吾の教育を以て己か任と爲し、終始、變らざる如き、眞に篤行の君子と謂ふべきなり。

## 澤 重次郎

伊賀國阿山郡壬生野村大字川東の人、澤重次郎は父を彦六といひ、母を須米といふ。福川氏の女なり。重嘉永五年二月十日を以て生る。明治九年以來、用掛、戸長と爲り、學區取締を兼ね、爾來、制度の變更ことに任免、幾回して二十二年、町村制の實施に際し、助役に舉られ、翌年、村長に當選し、今日に至るまで、歴選數回、皆、其職に膺り、此間、徴兵參事員、郡會議員、普通水利組合管理者、壬生野村農會長、郡農會評議員等に當選せり。今、遂次其功績の一二を挙げむ。十四年、元、阿拜郡山畑村、及川東村より、元、山田郡千戸村に至りて、縣道に接續する里道の狹路にして、車馬の通行に艱むを患ひて、之か改修を圖り、延長四百餘間の新道を開鑿せり。工費壹千四百拾餘圓にして、其大半は村民の寄附金に賴る。降りて十七八年の交、川東村地内一等里道中、車馬の行通に便ならざる狹路四百五十餘間を廣めて、便宜を與ふ。二十七年、川東村地内の里道、嘗て十七八年の交、擴築し、部分を除き、金谷道千五百四十間、字山畑地内に於て三百四十間を擴築せり。是、道路改修の事蹟なり。又、川東地内瀧川は、嘗て九年の洪水後、降雨毎に土砂を流出し、爲に河口を填塞し、隨ひて害を堤防に及ぼすこと多し。然れども、久しく修補を加へず、頗、危險なり。

○澤重次郎（藍綬）



重之を憂慮し地方税の補助を仰ぎ他は村費と寄附金とを以て延長三百五十間を修築せり工費合計壹千五百參拾圓なり村民因て安きを得たり又本村内川東川西山畑の三大字は地勢高く古來灌漑に乏し且九年の大水以來瀧川出水毎に土砂を流出して漸次河流を埋め給水益難し故に近時得る所の墾田の如き頻年旱害を被らざるなし是に於て重、三大字の有志と議りて大に水利事業を興さむと欲し三大字共有の山林原野若干を割き之を村民に平分估却して三千餘圓を得更に之を山畑に壹千五百圓、川東に八百三拾餘圓、川西に六百六拾餘圓を補助して起工を促し一面森林の蕃殖、水源涵養の方を講したり故に各字着着起工し今や成功したるもの川西に於ては鶴喰新池の堤塘置土延長三百四拾九間、川東に於ては小字宮の東に面積壹千歩の溜池を新設し又既設溜池を修築すること延長五十五間にして更に小字木行寺に河底を掘鑿して暗渠を新設したり其延長百九十間餘、内徑二尺五寸四方にして之に屬する用水路百六十餘間其工費壹千九百六拾餘圓とす其山畑に於ける工事は實に大業なり即、同字地内小字田代向坂に新設したるものにして其面積凡二萬五千歩、工費貳萬參千餘圓を要したり抑、此溜池新設工事は世間稀有の大工事にして早に普通水利組合の設立を申請し其認可を受け二十八年一月、工を起し翌年八月、殆將に竣工せむと

す偶、暴風雨あり九月、堤塘遂に潰決せり嗚、多年苦心經營しよもの一朝水泡に屬し民心沮喪し亦、奈何ともし難し且、村民等此災害を以て責を當事者の疎慢に歸し攻撃甚、銳し重、百方慰藉、鼓舞作興して再、工を起し地方税別途經濟より特別恩貸を得て三十年五月、復舊の工を起し翌年、竣工せり抑、本工事は多年に亘り巨額の工費を要し且、中間一たび風雨の災害を被り民情、將に沮喪せむとするに遇ひ苦心、慘愴、宇山畑の人、普通水利組合委員長森田作右衛門森田作右衛門の傳參看等と熟議凝謀、遂に此大工事を竣成し灌漑の及ぶ所六十餘町歩、永く村民の苦を除けり是、尤、重か功績中の大なるものなり後、村民等、紀功碑を建設して重等の功業を後昆に遺す其他教育に於ては十年に川東小學校を新築して從來寺院若くは民屋を假用し、不便を除き教育の發達を助け二十五年、壬生野村尋常小學校の狹隘を告ぐるや一棟を増築して生徒の收容、授業の施行に停滯なからしめ又、嘗て大字山畑、川東に各、二校ありしも二十九年の暴風雨に際し山畑學校は流失し川東學校、亦、大破損を生せり故に機に投して地を全村の中央に卜し將に一大校舎を建築し以て教育を發展せむとす今や工を鳩め終始、頗、努む不日、將に落成せむとす其村務に於ける亦、整然秩序あり二十八年、村廨新築の工を起し翌年、竣工せり而後執務一層敏活を加へ威嚴を保つに於て亦、宜きを得たり蓋、重が公同事

務に従事すること二十餘年、村吏、皆職を慎み、村民怨嗟の聲を聞かす是、庸流の企及し能はざる所なり、宜なり官の之を録すること、今、下賜の藍綬褒章の記を掲ぐ

資性善良、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ、町村制施行ノ際、助役ト爲リ、尋テ村長ニ舉ラル、コト一再能ク自治ノ發達ヲ圖リ、道路ヲ改鑿シ、學校ヲ増設シ、村廨ヲ築キ、堤防ヲ修メ、殊ニ本村ハ土地高燥ニシテ水利ニ乏シク、旱害荐リニ臻ルヲ憂ヒ、森田作右衛門等ト力ヲ戮セ、里民ヲ曉諭シ、巨資ヲ投シ、田代谿ヲ塞テ、大溜池ヲ築カント欲シ、中道ニシテ、災厄ニ遭フモ、毫モ屈撓セス、群議ヲ排シ、衆議ヲ解キ、拮据、黽勉、處理宜キヲ得、遂ニ其功ヲ成シ、全村ノ田、大半灌漑ノ澤ヲ享クルニ至ル等、鞅掌多年、克ク其職ニ稱ヒ、諸務整齊、民情輯穆、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス

是實に三十二年十月なり、又、嘗テ學校新築費、道路新設費等を寄附して、各、木杯を受ク、又、本村より多年村務に鞅掌したる慰勞として、銀杯を贈與せられ、二十七八年事件の勞により、木沓杯を拜賜せり、妻、能幣は、城氏の女なり、長男を重之助といふ

礎子曰く、凡事を爲す能く、終始を計らざれば、成功を見ること難し、重也の田代溜池に於ける、其始固より遺算なし、然れども中間、不虞の天災あり、事殆、將に敗れむとす、此時に當り、常人をして之に處せしめ、は一敗地に塗れむ、重也は、則、然らず、群毀の中に立ち、て、毫も辭色を動さず、着着事を處し、遂に稀有の大工事を成就す、老子曰く、慎終如始、則無敗事と、斯人之を得たるかな

## 佐野數二

讚岐國綾歌郡府中村の人、佐野數二は、同郡宇多津町、豊島茂八郎の次男にして、弘化三年正月三日を以て、其家に生る、後、明治五年、佐野氏を繼けり、養父を泰伸といへり、數二、資性温厚、養家を繼けるより、四年にして、副戸長と爲り、尋て、戸長に任し、二十二年、町村制實施の後、村長に選はれ、滿期再選せられて、三十一年に至り、退職せり、今、在職中の事蹟を略舉せむ、居村は、二百七十餘町歩の村有山林、并に、二百七十餘町歩の共有山林あり、然れども、從來、之を刈草場と稱し、雜草は、之を刈取し、或は牛馬を放牧し、樹木の如きは、萌蘖の時に於て、之を斬伐して、燃料に供し、敢て、植林の利を知らず、慣行、年を歴る久し、故に、漸く、荒蕪に歸せむとす、數二、早に之に注目し、植樹以て、村利を求めむことを欲

せり然れども村民目前の小利に奔りて遠計に疎く數二の説に耳を傾くるもの少し  
 數二、百方之に説き十八年、始て育樹林と爲し看守を置きて監督を嚴にし大に保護を  
 加へ數年ならずして收利の見るべきものありき是に於て二十九年、共有山林に關聯  
 する各村を勸誘して其二百七十餘町歩を造林とせり今や村有山林に屬する收益を  
 算せば二十八年より五年間に於て貳千八百餘圓あり思ふに今後、新舊造林より得る  
 所、巨額ならむ且、初、村有、共有合段別五百餘町歩の價格僅に三百圓に過ぎざりしもの  
 今や五千餘圓に上りぬ抑、蠶桑の農業に於ける其利、固より言説を待たず而して本村  
 一人の之を講ずるものなし數二、率先して所有の山林三町餘歩を開墾して桑園と爲  
 し大に養蠶を奨励せり村民其利を知り漸く斯業に従事するもの多く是、亦、將來有望  
 の産業なり又、夙に麥稈眞田紐製造の有益なるを認め二十八年、私費を投して杖を岡  
 山縣に曳き親しく其事業を視察し歸りて各町村を勸誘し遂に共同麥稈眞田紐製造  
 傳習所を設立し居村民を勸誘して三名の傳習生を入所せしめ其業を卒るを俟ちて  
 之をして村内の子女四十餘名に傳習せしむ其結果斯業は本村の一事業として三十  
 二年以後、毎年五百圓の收入を見、亦、細民の本業に頼りて衣食するもの六十餘人に及  
 へり元來、本村は山間の村落にして道路險惡、加ふるに綾川、村内を貫流し交通の不便

甚し數二、辛苦經營して村協議費、并、寄附金を募り二十三年、中筋、佛坂二道の開鑿工事  
 を起し其困難なる或は阪路を拓き山脚を鋤き或は橋梁を架し四年に涉りて竣工せ  
 り而來、車馬の往來始て安きを得、此時に當り村費多端、募金、頗、困難なりき然れども數  
 二、率先、衆を誘ひ終に功を成すを得たり其勞、實に大なり本村、亦、水利に乏し故に比年、  
 旱害を免れざりき數二、早に之を憂ひ就職後、盛に溜池の新築、及、修繕に従事して灌漑  
 に便し近年、害を被ること稀なり其新築しむもの十二所、修繕を加へしもの二十六所、  
 灌漑段別五十三町餘歩、而して之に要したる工費は參千六百圓に上りぬ又、教育に在  
 りては元來、交通不便の山村なるより小學四校を設く然れども其設備、皆、完全ならず  
 教育上、不便多く隨ひて多くの費用を要せり故に數二の就職後、道路を改修し橋梁を  
 架設して兒童の通學に便し四校を合併して完全の一校舎を建築して就學を奨励せ  
 り是に於て生徒大に増加し而して其經費を減したり又、村衙、巡查駐在所、及、傳染病院  
 を建築して執務に便し惡疫を避け不良を警しむ十二年、數二か就職の始に於ては村  
 民の負債實に五萬圓の巨額なりしも多年産業を授け勤勉を勵まし鼓舞怠らざりし  
 を以て今や舊債を償還して新貯反て五萬圓に滿てり要するに二十年間、數二か村政  
 に鞅掌勉勵したるの効果空しからず村民、皆、其業を樂むを得たり嗚、斯民に功あるも

の天、豈其報無からさらむや茲に三十四年五月、聖明、藍綬の章を下して門閭に旌表せらる其文に曰く、  
資性温厚、夙ニ村政ニ從ヒ一郷ノ望アリ、町村制施行以來、一再選マレテ村長ト爲リ能ク地方制度ノ旨ヲ體シ、專、自治ノ發達ヲ圖リ、カヲ土木勸業ニ用、井、中筋、佛坂、二道ヲ改鑿シ、橋梁ヲ架設シテ、車馬行、通ヲ便ニシ、三拾六箇所ノ溜池ヲ新築、若クハ修治シテ、耕地五十餘町歩ノ灌漑ヲ利シ、山林ノ藝植ヲ獎メ、桑園ヲ關キ、蠶業ヲ誘キ、麥稈眞田紐製造傳習所ヲ設ケテ、細民ノ生業ニ資シ、教育ヲ勵マシ、貯蓄ヲ勸ムル等、鞅掌多年、克ク其職ニ稱ヒ、諸務整治ス、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス、  
數二、亦、村會、地方森林會、郡會、學校組合會等の議員、學務、及、赤十字社委員、鹽産株式會社取締役、鴨川合資會社業務擔當社員、國分製蕨合資會社長等、公私の數職を帶ふ、又、學校新築費、新道開鑿費、罹災民救助費を寄附して、縣より木杯を二十七八年戰役の勞により賞勳局より木杯一組を賜はる、其他賞狀等を受くること少からず、實母名は道、豊島氏、養母は佐野氏、名を喜佐といへり、妻波江は赤澤氏なり、  
礎子曰く、古來、入會山と稱し、數十百千町の地を芻蕘に委し、放牧に任して、顧ざるもの

## 佐野與兵衛

佐野與兵衛は大阪市西區新町南通の人なり、天保十四年九月四日を以て生れ、父、與兵衛の後を襲けり、人と爲り、篤實、明治六年、始て戸長に擧られ、在職四年にして之を辭し、十二年、聯合町會議員に當選し、次て西區會議員を兼ね、十五年、府會議員に當選し、次て市會議員、市參事會會員を兼ね、然れども大に名譽職兼務の非なるを主張し、自、他職を辭して、單に市參事會會員たり、特に市會議員、市參事會會員の實費辨償金は一切之を受けず、水道布設委員報酬金の如きも悉、之を水道布設費に寄附したり、蓋、名譽職にして實費償金、報酬金を受くるは其本體を失するものと爲せはなり、其他、衛生會議員、教育會會員、兵事會會員、大坂博物塲、及、大坂商業學校商議員等と爲りて、公共の事業に盡力したるを

と枚擧に遑わらず其在職年數通して二十五年なり今其事蹟を略擧すれば勸業に於ては時の趨向を鑑みて西六銀行を組織し或は工業會社を起して裨益を社會に與ふること尠からず然れども多く妻子の名を以て投資し自裏面に於て操縦す故に其名世間に表白せざれども勸業の實を擧ぐることに頗多し是名を貪らざるよりするものにして名を銜ふの徒と自撰を異にする所以なり又教育に於ては自己の住居の遊廓免許地區域に在りて自風俗を傷るものあり故に教育普及の最急なるを感し戸長奉職の時に當り銳意率先校舍建築の議を唱へ大に勸誘に努め遂に市内屈指の校舍を建設したり後其職を去りしと雖裏面校議に與かり校務を督すること數年一日の如く校務の整頓市内に冠たりといふ又道路橋梁の改修を完全にし交通の便を計るは開明進歩の裨益に大關係を有するを以て其調査を慎重にし専門技師に就きて推叩し偶外出して施行の場所に到れば土工の良否を注視し其事實を擧げて當局の注意を牽き又毎年市費豫算を立つる前必自諸種工事の實地を踏査し以て提議の材料と爲す夫の水道敷設當時の如き自技師に就きて審査熟議設計の當否を明かにしたる如き亦其一端なり故に名譽職員中最勤勉家を以て稱せらる又衛生に在りては夙に地方税に依りて避病院を建設する必要を唱へ府會議案として會議に附せらるゝや

率先原案を贊して同意者を得るに勉め且衛生は私立の團體を組織して官公立の施設と表裏相須ちて始て其完全を得へしと爲し醫家と謀りて西六衛生會を起し公共に關する衛生事務を掌り各人自衛に至る要旨を説示する爲日夜奔走し或は資を投し或は同志を募り遂に一區域四千餘戸の鞏固なる團結を爲し談話幻燈其他種種の考案を立て設備を成し屢會員を一堂に會し款待懇説至らざるなく能く其實功を奏するを得たり現に市内幾多の衛生組合あるは與か擧實に之か濫觴たり又二十七八年の戦役に當り大坂市民の設けたる軍人家族保護會に關しては晝夜奔走して其勞を執り公債募集金品寄附の如き大に之か勸誘に努めたり之を要するに二十五年間の久しき孜孜として公利公益を計るに倦まざりしは他の及はざる所なり故に三十二年四月を以て名譽ある藍綬の章を下賜せらる蓋偶然にあらざるなり今其褒記を左に掲ぐ

資性篤實夙ニ戸長ノ職ヲ奉シ爾來町會區會府會ノ議員ニ擧ラレ尋テ市會議員市參事會員及各種ノ委員ト爲リ任滿ツルモ再膺選シ能ク自治ノ發達ヲ圖リ力ヲ勸業教育土木衛生ニ竭シ殊ニ實費ノ辨償ハ一切之ヲ受ケス委員ノ報酬金ハ擧テ之ヲ公費ニ寄附スル等公同ノ事務ニ誠實勤勉スルコト多年一日ノ如シ其勞效顯著

ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
 是與カ素行の反影したるものと謂ふへし與、亦、六年、築港費一百圓を寄附し其他九年  
 乃至二十三年に學校建築、女紅場、幼稚園、火災類焼者、巡查派出所、及、二十年度地方税中  
 へ外窮民救助等の爲、金圓を寄附して賞杯を受くること七回、二十五年、水道布設費中  
 へ金五拾圓を二十八年には幼稚園新築費中へ金五十圓、小學校基本財産中へ百三十  
 圓を明年、貧民治療費中へ百四十餘圓を又明年、從軍者家族扶助費を寄附したり故に  
 此間には木杯三回、木杵杯を受くること二回なり以て其公益慈惠の心に富むを知る  
 へし母、名は政、玉島氏なり妻、絲は井澤氏、二子を擧ぐ長子寅藏に配するに高木氏の女、  
 新を以てし次子啓次郎、分家す

礎子曰く今や縦横計を運らして一時を彌縫するもの其人に乏しきを憂へず只、誠心  
 實意、以て國家に事ふるものに乏しきを憂ふ此時に方り身を忘れ家を忘れて夙夜、志  
 を自治體に存するものあり空言を以てせず躬行を以て美例を示すものあり炎陽赫  
 赫の功なしと雖、春風温和の徳を布くものあり吾人、其人を景慕せざるを得むや與兵  
 衛、商業の中心たる浪華に生れ身を營利場中に役して名利の末に走らざるの一事を  
 以て其人と爲りをトすべきなり

### 三枝七内

七内は甲斐國中巨摩郡御影村、三枝遠右衛門の長子にして母は大木氏、岩といふ七内、  
 天保八年六月誕生し三井氏の女、菊を娶りて男、治郎、登乃雄を生む七内、明治二年、郡中  
 總代となり明年、河掛總代となり尋で戸長、地券取調掛、收税掛、地價評議掛を経て十一  
 年、中巨摩郡長に任じ檢疫委員を兼ね十四年、職を辭す翌年、郡會議員、縣會議員に當選  
 し地方衛生委員、私立勸業試験所主管、所得税調査委員、村會議員、區會議員等に推され  
 二十二年、縣會議長の選に當り二十四年、郡參事會員、徵兵參事員となる夙に治水、殖産、  
 農耕等の改良に竭力し効績の見るべきもの尠からず  
 七内が主として治水の業に従事せるは笛吹川、御救使川、釜無川、荒川等の改修にして  
 就中、釜無の一川は中巨摩郡の中部を横流する大川にして維新の前後より水災瀕年  
 に臻りて沿岸の地を浸害し殊に川の東岸、小井河村の如きは流域、曲折の方位に衝れ  
 るを以て洪水數、堤防を破壊し蕩蕩として下流の諸村を流亡し其悽慘、實に名狀すべ  
 からず這禍害を防遏せむとせば須く河身を矯めて流域を更め堤塘を築かざるべか  
 らず然りと雖、時は明治の初年に當りて土俗、舊慣を墨守し在來の土木を廢めて新工

事を起すを欲せず而して徒に水害に苦みたり是時に際し七内は郡中總代にして又、河掛總代たりしが姑息の治水工事の遂に回復の望なきを察知し斷然たる大工事を行ふの止むを得ざるを陳じて之を上廳に建言し奮て力を該事に竭し彼を決し此を疏し永く部落をして洪水の虞なからしめたり又、七内が殖産事業の振作を圖るや植樹、耕耘、種苗、農具の改良せざるべからざるを認知し之を諸村の民人に説き十五年郡の有志を誘導して資金を醸出し本郡龍王村に私立勸業試験所を設置し自之を管理す之が試作に供すべき百禾の種子は汎く之を諸國に求めて一定の郡民に分與し以て種子撰擇の實益あるを覺知せしむ就中、稻、綿、煙草の如きは最佳良の成績を收めて其施與したる種子の量、綿種は南海山陽勢州のもの千百五十二貫に達し稻種は西海北陸のもの五石六斗の多分に及べり亦、蠶種を奥羽上信の地方に購ひ之を飼育せしめ大に産業を開發し年年に産額を増加し頗、長足の進歩を致せり又、民林の繁殖を圖り苗圃を宮本村に置き其培養し得たる苗樹を施與したり然れども當時郡民未、栽植の法に暗く往往、之を枯殺し殆、其跡を絶たむとせり是に於てか七内、造林の模範を示して挽回を謀らむと欲し漸次、御料、民有の山野を借入れて植付を爲すこと凡二百町歩、栽植の樹木十三萬本餘、成木したるものは五丈餘に達し松柏、年を逐ひて益、繁茂せ

り今其施與し、苗木を算するに前後無慮十八萬五千有餘本の多きに及べり郡民、之を見て翕然として皆、樹木栽植の忽にすべからざるを覺り舉げて殖林に従事するに至れり七内は管に種子の撰擇、苗樹の培植に眼めたるのみならず農具の改良、農業の講習は最意を用ひし所にして即、犁、耨、脱、籽器、蠶具等の輕便にして實益ある數種の器具を搜めて之を實業者に頒與し或は購買せしめ又、資費を與へて東山、東海、畿内、山陽、南海の諸國に實業者を分遣し馬耕の練習、草綿、煙草の栽培製造等を講習せしめたること前後十一回に及び得る所、鮮少ならず而して篤農者の精勵を彰して褒賞を與ふるの規定をも畫し賞與を得たるもの總て七人あり二十四年、私立勸業試験所の企圖せる事業を郡に移すを以て得策なりとし有志の協賛を経て乃、試験所に屬する一切の資産を擧げて之を郡に寄附し爾來、郡の管理に歸せり現存の段別百九十五町餘歩、殖樹十五萬五千餘本、苗木八萬千九百本、田畑五段七畝歩、資金三千二十圓は一に七内が經營に出づ吁、七内が汎く愛林の思想を啓發し大に農耘を誘進したるの功は夫の苗木の春秋益、森森たる如く洵に萬代不磨のものと言ふへし事、天聽に達し三十二年十一月を以て名譽ある藍綬の褒章は天の一方より下れり其記に曰く

資性廉直、夙ニカヲ治水ニ致シ心ヲ殖産ニ注ク本郡益無川ノ汎溢シテ水害荐リニ

臻リ沿岸諸村ノ慘狀見ルニ忍ヒス奮テ救濟ノ法ヲ畫シ官ニ稟議シテ土木ノ工ヲ  
 興シ河身ヲ矯メ流域ヲ變更シ堤塘ヲ改築シ苦辛經營、遂ニ復、水滂ノ患ナカラシム  
 且、勸業試験場ヲ設ケ農具ヲ改良シ馬耕ヲ練習シ遠ク蠶繭穀種ヲ各地ニ徴シ有志  
 ニ頒與シ試作飼育セシメテ之ヲ獎勵シ官民有ノ山野ヲ借入レ苗木ヲ栽植スルコ  
 ト十餘萬株以テ森林ノ繁殖ヲ圖リ其他施與シタル苗木モ亦、尠トセス洵ニ公衆ノ  
 利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ  
 其善行ヲ表彰ス

又職務の勉勵、獻金、寄附、慈善等に依り木杯、及、金品を享けたること一再に止らず  
 礎子曰く孟軻曰く禹疏九河、濬濟漯、而注諸海、決汝漢、排淮泗、而注之江、然後中國可得而  
 食也と夫、黄河の水は洋洋たり揚子江の流は江江たり七内が中巨摩郡諸川の治水、較、  
 小なりと雖、齊しく洪水の害を除きて民命を拯濟せるや一なり其五穀桑柏を樹藝し  
 て實業稼穡を教へたるや民人、恒の産ありて仰で以て父母に事へ俯して以て妻子を  
 畜ふを得たり於戲、七内も亦、得難きの人なる哉

### 平林九兵衛

平林氏は郡の著姓にして舊幕時代、苗字佩刀を允さる養父、名は九兵衛、養母を美代と  
 云ふ實父は品川町烏山又七、實母は長谷川氏、加代と名づく九十餘歳、九兵衛、天保八年  
 九月八日を以て生る後、平林氏を繼ぐ人と爲り質直、温厚にして德望一郷に重し明治  
 八年以來、村總代、區總代、學校世話掛、區書記、戸長、府會議員、學務委員、村會議員、徴兵參事  
 員、水利組合會議員等に歴選し終に衆議院議員に當選す九、居恒心を公益に傾け慈善  
 の志深し大井村地内字鈴ヶ森は舊記に據るに一大池沼たり後、滄桑の變、漸く水田と爲  
 る文久、元治の交、猶、數町歩の遺地あり九、其荒廢に委するを惜み費金壹千餘圓を投し  
 て之を墾治し悉、良田と爲す其得る所、壹町餘歩なり文久年間、官筆を得て私費參千餘  
 圓を投し同地海岸約二町歩を埋築して人家五十餘戸を置く宛然市街の觀あり人呼  
 びて丸屋新田といふ蓋、丸屋は九か家號なり後、慶應年間、不幸風浪の破壊する所と爲  
 る然れども其跡を存するもの猶、數段歩あり故に今や此に據りて人家を建設し入新  
 井村大字不入斗に連接して漸く市街の形を成せり又、大字倉田と關原に跨る地に古  
 來廣袤十數町の池沼あり公爵島津家據りて以て鴨場を開く蓋、鴨鷺を羅する所たり



而して其大半、荆棘叢生して狐兔の棲息する所と爲り多く年所を経たり慶應年間、九、概然として以爲らく是の如きの地、之を荒蕪に委す是所謂、天物を暴殄するものなり吾之を墾闢して村民に資せむと是に於て島津家と交渉して之か讓與を得、遂に私資二千餘圓を投して經營せり則、荆棘を芟除し池沼を填埋し地味の適否を察して植うるに檜、樺、三叉樹等を以てし萱子を播し明治二三年の頃に至りて成功す其得る所、田に於て貳町歩、畑七町歩、山林壹町五段歩、原野五段歩とす此地、今や京濱鐵路中央を貫通し北方一半、宅地と爲り毛布製造會社、製革會社等、巍然、半空に聳ゆるを見る又、村內篠谷と稱する耕地あり從來、雨水に由りて耕耘し原泉ある水流の灌溉に供するなし十年、旱虐甚しく稻禾、將に枯死せむとす農民之を悲む九、率先して村內有志と議し百二十餘間の水路を鑿ち品川用水を分釀して秋獲を保たしむ農民頼りて以て蘇息の思あり爾後、灌溉疏通し二十七年の旱魃の如き猶、乏絶を告げす蓋、工事は十年七月に着手し翌月竣工せり而して水路内六十間を隧道とし地下十五尺乃至二十尺、底敷幅四尺、上端三尺、高五尺五寸なり故に其工を施すに當り中間二所に窓穴を穿ちて明を取り左右兩端、燈火を絶たす晝夜役夫を督して従事せり其一半六十間は幅六尺の溝渠にして其地は自己の所有に屬せり然れとも地價を徵せず却りて開鑿費百圓を寄

附したり以て其公益心に富めるを見るへし抑、東京灣は武相兩總の四國を以て包まれたる内灣にして灣内の漁業家動もすれば紛議を生し爲に斯業の衰頹を招く恐れあり九、十二年以來、大に之か利害得失を唱道して遂に四國の聯合を組成したり則、今の東京灣漁業組合なり爾來益、斯業の進歩擴張を計り裨益する所、尠からす十二年、虎列刺病の流行するに當りては村內窮民多くして豫防取締上、甚、困難を極む因りて金九百五十餘圓を投して自己の所有地内に木造建家、三十三坪の假病舎を設置し以て貧民の病に罹れるものを收容して治療に便し赤貧者は藥餌を與へて之を救助せり其金額實に一百餘圓に上れり而して病舎開設の日子は百二十四日なり此間、或は自、藥餌を饋り或は自、看護の勞を執る故に當初病舎の義を解せざりし村民、皆、其惻愍に感して恩を謝するに至る因りて豫防の一日も忽、諸に附すへからざるを諭示せり故に其流行太甚しきに至らずして止めり十四年中、鮫濱尋常小學校舎破損し、を以て金一百圓を寄附して之か新築を促し其着手後、費用缺乏して支出に苦むや半途挫折の患あらむを恐れ更に金五百圓を出して工事を完成せしめ以て兒童の就學に妨礙なからしむ十四五年の交、頻年人口の増加に伴ひ耕地、自、缺乏を告ぐ且、物價の騰貴に際會せり故に漸く村民の歎聲を聞くに至る時に村內字林附に約十町歩の荒蕪地あり

りて華族間部家の所有たり九金四千餘圓を投して此地を購ひ村民をして之を墾成せしめ終に分割譲與して一時を補給せり其地今や平坦なる一大良圃と爲る二十一年の頃水産傳習所の創設せらるゝや村田保等と謀りて東西に奔走し或は誘導して會員を募り或は獎勵して子弟を入學せしめ自資を捐て、維持に充て彰仁親王を總裁に戴くことを得て以て幾多の子弟を教育せり後來、此等子弟の卒業して所在水産事業に従事し地方の益を爲すこと甚多し廣島縣に於ける海苔採取の如き是なり而して本所創立以來三十一年、之を政府の所管に歸するまで十年間、九か奔走盡力して斯業の隆運に裨益する所多きは衆人の耳目に存する所なり要するに九か平生の高行を詳述せむと欲すれば撲を更ふるも盡きざるなり故に今、褒章の記を掲げて其大綱を摘す

資性温厚、徳望一郷ニ隆ク初、戸長ト爲リ尋テ府會、村會議員ニ膺選シ能ク民情ヲ輯和シ常ニ公益ヲ規畫ス會テ惡疫流行ニ際シテ力ヲ豫防ニ致シ自費ヲ以テ避病舎ヲ所有地内ニ設ケ貧困患者ニ藥餌ヲ與ヘテ之ヲ優遇シ水路ヲ鑿テ灌漑ヲ利シ小學校ノ改築ヲ誘ヒテ教育ヲ獎メ東京灣漁業ノ進歩ヲ謀リ四個國聯合ヲ組織シテ斯業ニ裨益ヲ與ヘ水産傳習所ノ創立ヲ贊ケテ子弟ノ教養ニ努メ廢沼荒地ヲ購

ヒテ村民ニ開墾分與シ若クハ海濱ヲ填メテ市廛ト爲シ其他窮民ヲ惠恤スル等、洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是、三十三年十二月の事と爲す嘗て職務勉勵の故を以て賞金を得ること九回、學校衛生、勸業、道路、恤窮等に寄附して銀杯一回、木杯五回、褒狀を得ること四回なり又、大日本水産會は其功勞を頌して銀杯を贈與せり

礎子曰く古來、殊政治最を以て稱せらるゝもの多し然れども皆、與奪の權を有するものなり今の自治體、古の權あるに非ず況や散職に在るものをや故に治を爲す誠に難し而して是、偶、以て其徳望を證するに足る孔子曰く道之以徳、齊之以禮、有恥且格と九也の大井村民に於ける頗、近きものあり

### 平尾學治郎

○平尾九兵衛 ○平尾學治郎 (藍綬)

ひ村民之を徳とし碑を建て、其功を紀す古の郷に祭るといふもの其れ斯人の如きをいふか

平尾氏名は學治郎、但馬國出石郡神美村の人、父源四郎源四郎實は平尾源太夫厚康の四郎、老いて源四郎と稱すの次子、母名は花、國村民なり、父源四、天保八年、藩主仙石氏の命を承けて三宅村に移る村は穴見川、其域内を横斷す故を以て漲溢毎に堤防を圯壞し沃土變して瘠地と爲り實に出石藩封内無比の貧村なり故に農を營むもの漸く減し僅僅二十七戸に過ぎず毎年貢米を缺く爲に天保四年、莊官父子、領外に放たれ全村飢、疲弊し將に亡散せむとす藩主、撫循の術に困しみ其父源太夫に命し源四に託するに頽勢挽回の事を以てす源四、居を本村に移してより勤儉以て村民を率ひ稼穡に従事せしむ而して天、年を假さず中道にして逝けり是に於て學治、遺命を奉して其緒を繼ぐ夫、全村衰弊の餘を承けて之を挽回するは實に至難の大業なり故に學治、先づ規模を立てむとす則、河川の改修、山林の保護、排水工事、溜池修築、恤救方法等とす困りて亡父か遺産、堤防、並、凶荒豫備金、及、學治か明治三年以後、二十年に至る雜收入金等を合せて基金とし更に寄附募金の方に由りて得し所を合せて原資とし始て三宅功積社を起せり是、後來本村衰勢挽回の業を成功したる基なり今、項を分ちて之を叙せむ抑、本村衰弊の

原因は遠く天明六年の大洪水に在り當時、穴見川、沼川、漲流激甚、山岳崩壞し山林禿し田圃荒廢す爾後、毎年砂礫を流出し漸を以て河床を高め春水秋霖毎に被害を免れず遂に其極に達せり故に之を救治せむと欲せば先づ河川改修の工を施さざるべからず明治二年、堤防、受持區域を定め橋梁堰、亦、之に據る明年、障木伐採法を定めて流水の妨碍を除き又明年、穴見川流域、宇高屋川、河心變換の工を施し又明年、穴見川、宇高屋川より宇水上に連る堤防、添附工事を施せり越えて十三年に至り禁伐林の法を定む學治か斯議を唱ふるに當り村民異議を立つるもの多し蓋、山林寡少の地なるを以て眼前小利に眩すればなり學治、山林の雨水に大關係あるを説き遂に此法を施行するに至れり十七年、杓子木栽植を爲し且、柴工堰堤を施せり其効、根底より流砂を防止するを得たり故に後、二十一年、出石勸業會委員の巡回するや學治、杓子木栽植の利を説き遂に各町村組合會に於て金百圓の贈出を議定し各町村に補助して其苗木を栽植せしむるに至れり是、其利の及ぶ所甚、大なり翌年、始て堅固なる木材工事を施せり蓋、同地の堤防は從來、杭柵工事を用ゐたり故に毎年破壞を免れず學治、堤防を堅牢にし河幅を廣むるにあらざれば被害を免れざるを知り遂に主務官に具狀し官、又、其説を容れ從來二間毎の有部杭を一間毎の杓控を置き千本杭の設計と爲し本村に於ては前

代未曾有の大施工を爲したるも斯年復、大洪水に罹り堤防、約八分以上を破壊し第二の天明度を現出し村民一同、寢食を忘れ唯、餓を待つ悲境に陥り其慘實に名状すべからず嗚呼、學治父子か多年の千辛萬苦も亦、遂に水泡に歸せり然れとも學治は堅忍不拔の思想を以て謂へらく百年の長計を立つるは此時に在り斃て後、止むの精神を起さざるべからずと十歳以上の男子を悉、召集し諭して曰く小事に驚き大事に驚く勿れ予、財を擲ち斃て後、止むの覺悟せり村民の決心は如何と是に於て鳩首凝議すること三晝夜、村民、同意を表し衆議此に一決す元來、本川は夏時水涸れ冬期水多く木材の燥溼常なく且、木材工事は河幅を縮め流水に便ならざるを以て昨年の如き堅固なる加工も遂に破壊に委したり在來の工事にては平水の豫防のみ如かず永遠の企畫を立つるには河幅、及、堤敷を擴張し石工を施さむにはと官允を申請し銳意熱心、工事に着手し三間幅を六間に更め堤敷を増し堤身を高くし數年の星霜を閱し遂に延長二千三十七間餘の石垣を築造し好結果を見るに至れり亦、上流の各村に説きて皆之に倣はしむ學治が斯舉は實に近郡石隄工事の嚆矢なり三十一年、宇水原より、シリクサレに至る延長三百八十間の改修を爲せり是に至りて河川隄防の改修、略、目的を達するを得たり此より前、父源四、未、没せざりし時、毎に曰く一村一家を維持せむとせば

蓄積なかるへからずと少許の金と雖、必、貯蓄利殖せしめて村勢の挽回を期せり故に學治亦、其志を繼ぎ明治初年以來、村民に勤儉貯蓄せしめ漸く若干の額に上れり是に於て金融機關の必要を説き二十年、三宅村維持資産會を設立し自會頭と爲り專、便益を謀り今や其額、殆、一萬圓餘に達せり又、二十四年、水旱防禦藏を堤防の中央に建築して備ふるに諸種の器具を以てせり蓋、本村は二千八百九十間餘の堤防を維持するを以て出水毎に困難を極め其早魃に際しては耕地十中の四分、害を受く故に豫め之に要する器具を備へて急遽の需に應せしむ又、嘗て村民等、父源四の功績を追念し二十年を以て紀功碑を建設したり然るに其敷地狹隘にして樹木の風致を添ふるなきを遺憾とし翌年春、有志胥議して敷地購入の金を蓄積せり其金三十三年に至り積みて四百圓に上りぬ因て之を學治に致せり學治、其厚意を謝し且、云く敷地購入の事、之を數十年の後にする敢て不可あるなし寧、之を轉用して細民救濟の策を立てむと是に於て其方法を説くこと甚、惻愍なり而して遂に之を村議に附せり村民之を聞き皆、感喜す因て之を維持資産會に託し更に復、銀行に託し數十年後、積みて數萬圓に至るの計を立つ嗟、學治、村勢回復の他、亦、一點の名譽心あるなし其勸業に於けるに古來、小鍛を用ゐ來れり學治、之を大鍛に更めむと欲し大鍛購入代價總額の内、自己其半額を負

擔し他は村老等をして負擔せしめ先づ數十の大銀を購入し之を細民各戸に貸與し三年間無利子にて勤儉より得たる金員の内より返濟せしむ獨學治は之を施與せり此より深耕法を執りて土地、顔、面目を改む或は各戸飯米の不足を検して夫食米を貸與し賃金を以て返納せしめ亦貯米を一定の地に置き需用者の必要に應じて至廉に賣與し或は溜池管理法を定めて毎田公平に灌漑せしめ或は作場路を縦横に築造し又米作米苞を改良し山林の境界を定むるに毎三間に鑿穴して之を改め其他耨耨を栽培し小作米を一定して小作人に安堵せしめ十八年及二十二年には字大生谷溜池の新築、排水溝の新鑿、試驗田の設備、農談會、稻穗品評會、種苗交換所、穀菜品評會、繭絲品評會、桑苗栽培、教師の雇聘、肥料貸與等の方法を設定し之を實施す又土桶及揚桶無盡講を起し專肥料を製造せしむ其他實業獎勵の爲各種の授業者に金圓を給して村内の男子に傳習せしめ或は製絲改良器具を購入する等甚努む亦教育に於ても偉功あり五年學制の頒布するや寺院を校舍に充てり兒童を就學せしめ貧民の子弟には書籍器具を貸與せり當時郡中出石町の外は獨此校あるのみ後生徒増加し校舍狹隘を告ぐ八年新築功成る已にして學資乏しきを憂ひ村民を説くこと數十回財あるものは財を致し貧民は共有山林に採薪せしめて宗家源太夫と共に之を買收して其價を

釀せしめ亡源四より寄附したる金員、並文部省、及地方税の補助金を加へて之を利殖し進みて貳千圓の寄附を募り之を前額に加へ此等の利子を以て校費を支辨せり既にして校費貴けられず資金を減却するの不幸に遇へり學治深く之を憂ひ百六十金を投して有志を鼓舞し更に貳千六百五拾圓の寄附を得たり既にして校舍亦狹隘を告ぐ是に於て更に寄附を募りて貳千餘圓を得、二十五年落成せり而して遠隔の兒童か雪中往來の艱を救はむか爲別に寄宿舎一棟を建つ二十七年高等科を併置し更に寄附を募ること參千百五拾圓、今や總額約六千圓に達し其子に因て殆校費を支辨するに至る亦其恤救に於ける若之を列舉せば撲を更ゆるも足らずと雖、茲に一二の美舉を掲げて其一斑を示さむ抑、明治二年の凶荒は稀有の慘況にして米價暴騰し細民餓に號き殆亡村の姿に陥れり是に於て各村組合を設けて救濟の途を講ずと雖、到底一時を彌縫するに過ぎず學治、熟慮の末、小郷長に情を訴へて本村、獨其組合を離れ宗家源太夫等に協議して糶米せしめ低價を以て貧民に賣與し又後患を慮り上司に請ひて救助普請を起し老少をして之に従事せしめ以て糊口の途を得せしむ是に於て細民、皆飢を免る九年以來、毎年四方拜に毎戸其分限に應じ氏神に初穂米を供し元始祭の式を畢りて之を賣却し其代價を貯蓄し之を凶荒の豫備とせり十一年、虎列刺病

の流行するや自家を以て事務所に充て豫防法を厳行し盡力奔走晝夜を分たす遂に撲滅の功を奏せり元來本村は市街を距る三里細民の醫師を聘せむとするもの其費用費けられす空く天壽を剋す是に於て豊岡病院加入の議を立て院費負擔額の一半は學治、一半は他五名に於て之を分擔し二十三年を以て加入の約成り爾後細民、惠を蒙ること大なり本村は其所屬耕地に比すれば人戸甚寡し學治、之を憂ひて絶家再興若くは分家を徳惠策勵せり亦、本村の東方、宇御所の遠く人家を離れ田圃、概不毛なるを以て之に一部落を設置せむと欲し勸誘甚、昂む然れども殆應するものなし學治、比論例證、諄諄倦むを知らず五年以後、漸次移住し今や十一戸の小部落を成すに至る是に於て道路を開き山林を殖し水路を通し不毛の土、變して沃土となり人人安堵し業を樂むを得たり其開拓に際し發掘したる往古の甲冑太刀等、保存の爲、御所靈神社を建設したり亦、園村の風俗に心を用る從來、一種の集合團體ありしを改めて組合を設け之を國恩講と稱し學治、講長と爲り人人信仰の諸種神號を一幅に合紀して之を祭り毎會勉めて有益の談を爲さしむ是、徒に團樂飲酒する等の惡弊を矯正せむか爲なり又、國恩會を設く是、小學卒業後、未結婚の少年を會し自、會長講師と爲り國典を講し或は有益の談話を爲して智徳を研磨し平生國恩に報ゆるの志操を養ふに在り又、女

子部を置き次て中年組を設けて益、會務を擴張せり此より前、明治四年、衆議、自身番を置き之を大已貴講と稱し田野の監守、博奕、竊盜、夜警、及、男女の品行を監せしめ之に監督を置き總會を開き學治、等村老臨みて本講の改良發達を謀る十二年、消防組合を定め二十歳以上の男子を以て組織し之を甲乙二組に分ち近火に當りては皆、出てゝ消防に従事せしむ後、之を擴張したり其他婚儀、喪祭に關する規定、及、村規定等を立て罹災合方法を設け或は隣保相救ふの法を定む是、皆、學治、か銳意熱心の致す所なり學治、亦、敬神の志、厚し抑、氏神中島神社は式内の舊社にして明治二年は其千八百年祭に相當せり是に於て祭典の器具類を新調し寶藏一棟を新築し承應年度の古例に倣ひ社領上地後、中絶したる祭典を舉行し後、其昇格を上願し遂に郷社に列せらるゝを得たり又、式内大生部兵主神社の衰頹したるを慨し境内を擴張し社殿を再建する等、其莊嚴を極め崇敬の誠意を表せり二十二年、尙武義會を起して尙武の風を振作せり要するに學治、か村民の爲に盡せる事蹟、之を詳述せむと欲せは數十葉を重ねるにあらざれば竭す能はざるなり宜なり其篤行の高く、天關に聞ゆること今、其褒記を掲げて要を摘む冊に曰く

資性孝友、夙ニ公益ノ心厚ク徳望一郷ニ洽シ天保八年、父源四郎、出石藩主ノ命ヲ承

ケテ三宅村ニ移リ拮据經營、本村衰弊ノ挽回ヲ圖リタルモ中道ニシテ病沒セシヲ以テ其遺緒ヲ繼テカヲ茲ニ竭シ私賞ヲ投シテ人戸ヲ招徠シ三宅功績社、及維持資産會ヲ創メ農業工藝備荒蓄貯ヲ勵マシ田習ヲ矯メ勤儉ヲ獎メテ風俗ヲ敦フシ校舎ヲ建テ學資ヲ集メテ教育ヲ導キ殊ニ河川ヲ治メ堤防ヲ築キ溜池ヲ鑿チ山林ヲ殖シ以テ水旱ノ患ヲ除キ其他凶歉ヲ賑ハシ惡疫ヲ防ク等誘掖懇到、是ヲ以テ土地沃饒ニ復シ人心安輯ニ歸ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是を三十四年三月と爲す尙、茲に學治か從事したる公共の職務を羅列せむ明治元年以來、出石藩用達、庄屋、小郷長、戸長、用掛、學校事務掛、地券、道路、橋梁、堤防、學校等の世話掛、山岳丈量組合委員、小學校委員、郡會議員、郡民總代、聯合會議員、郡農會議員、郡勸業會員、學區聯合村會議員、三宅小學校資産世話掛、村會議員、村長、學務委員、郡參事會員、所得稅調査委員、郡農會名譽會員等に推選せられたり學治の妻、直は宗家、平尾氏の女なり學治、三十四年六月、退隱し名を在脩と改め長子、學太郎、父の名を襲ふ尋で還曆に際し村民等、金杯に賀章を副へて贈與し多年の功勞を感謝したり其銘辭を以て本傳の終結とすへし

溥哉平翁、功德並光、興我亡村、戶殷口昌、定我群法、百年計成、澤及後世、子孫長榮、善禱有兆、神降百祥、六襄斯開、體氣康強、華封三祝、鍾在一堂、稱觴以歌、萬壽無疆

### 森田作右衛門

礎子曰く苟、生穀の地は墾て農に歸せざるべからず若、山澤の利も能者之が治に任せざれば災害絶へず五穀實らず民の福祉は至らざるべし吾、這能者を以て森田作右衛門を推す

作右衛門は伊賀國阿山郡壬生野村字山畑の人、父、伊兵衛配、古志磨、川原出氏なり嘉永元年正月を以て作右を生む作右、享るや篤厚、夙に公益心に富み且、頗、事宜に明あり由來、本村は川東、川西、西之澤、山畑の四大字より成り地勢、同郡柘植村の東南、靈山の西麓に沿ひて西北に展開し山林原野に富むと雖、土地、概、高燥にして灌漑の利に乏しく田代、一綫の水、僅に閭里を貫く瀧川の源泉をなすのみ故に一旦、旱魃に遇へば田面、忽、龜裂を生し里民、田時に當りて徒に雲霓を望み昊天に號叫するのみ其窮慘、實に名狀

○森田作右衛門（藍綬）

の外に出でたり之が救済の道を講じ水利の業を起さむとするには巨大の費額を要し且堅忍不撓の者ありて之に當るにあらざるは容易に着手すること難し是時に當り作右の如き名望ありて公益を以て一生の任となす者あらば豈袖手して此慘狀を傍觀せむや慨然起ちて之が拯済を謀らむと欲し恰田代縣は三方山を遠らし一方頗る逼迫し其間僅に四十間なるを以て堤防を築きて之を瀦溜する時は旱天非常の急に應じ得るを以て乃村長澤重次郎澤重次郎傳參看等と力を戮せ該縣築工の一日も忽諸に附すべからざるの故を以て里人に説き自委員長として工事を督勵し梅風沐雨一日も渝らず凡四星霜を経て二十九年に至り工事大に進捗して將に竣成を告げむとするに際し會九月暴風豪雨の災厄に遭ひ池水俄然として漲溢し堤塘一時に崩潰して數年の企圖空しく痕迹を止むることなし況や池水の奔流するや飛濤千里電馳雷擊田圃を荒廢し校舎人家を壊倒し悽慘更に見るに堪へざるものあるをや蓋此事のある作右に於て豫め慮なきにあらざりしかば村長其他二三の委員と共に晝夜警戒に力を竭しとかと土功未新にして根底甚牢固ならず雨水深く堤身に浸潤して亦奈何ともする能はざりき是に於てか紛議忽起りて當事者の措置を批難し疎漫を鳴らし攻撃百出衆怨正に作右の一身に鍾り殆再圖を畫するの餘地を失はむとせり而も作右

の此間に持するや所信益堅固にして愈不拔の精神を發揮し百方慰諭に努めて衆疑を解き更に復工の終に止むべからざるを以てし三十年再土工を起し苦心經營規畫適宜を得て翌年其功を完成し舉村の田園概灌漑の澤を享くるに臻れり後村民胥議り一大碑石を建て其功績を不朽に傳へしむ今其功程實績を略叙するに作右が畢生の盡力を以て設計したる田代池なる溜池は其面積無慮二萬五千餘歩にして其溜水は方八寸の樋管を以て流出するも尚能く六週餘日の間涸竭の虞なし直接灌漑の段別六十六町餘歩にして間接に給養を俟つもの亦百三十餘町歩の多きに達し全村の田畝大半此池水の潤澤を被らざる莫し抑本村の耕地は概灌漑の水を以て纔に灌漑に供せられしと雖續で數十町歩の新田の開かるゝに及び給水之に伴はざるを以て旱天連日に亘る毎に泉源常に涸竭を來し十六年已來歲として多少の害を被らざるなく大に苗稿を枯死せしむること前後三回遂に作右をして溜池の新設せざるべからざるを主張し衆論を促さしむるに至れり後普通水利組合の成るや乃議員に舉げられ尋て委員となり又委員長に推さる作右夙起夜寢工事を監視し數百の役夫を董督し中道大に災厄に遭ふも毫も屈せず村長及有志の協賛に依りて再舉を畫策し既にして地方税別途經濟より恩貸の方法を與へられ三十年に及び復築の工事全



く竣へて落成の盛式を行ふに至れり新設の費額、總計貳萬千餘圓、内千五百圓は川東、川西山畑の三大字より補助し餘は組合費を以て支辨し而して寄附金は山畑なる谷口某の七十五圓の外、作右の寄附に係るもの、み百六十一圓ありと云ふ其設計を爲すや屢、専門家の鑑定を受け堤防の長四十間、敷四十間、馬踏四間、高八間半にして土坪は約七千四百八十坪とす當初費額を算するに際し七千九百五十圓の豫定なりしも二十九年、災害の結果、勢、超過を來すの止むを得ざるに及べり是より先、十六年、西之澤を除く三大字は非常の旱害を被りしかば當時、泉源堰止の議、起りしも遂に斷行の機會を得ざりしもの、二大原由あり則、巨費支へ難きこと、瀧川の流源、減少して得失相償ふ能はざること、是なり然るに爾來、瀨年の旱魃は遂に默視する能はず二十七年に至り有志を會して三大字共有の山林原野の幾分を賣却し其内千五百圓の補助金を受け餘は水利組合の創設を申請して水掛の負擔に歸するものとなし以て費の不支に供へ又、川東、川西に水利工事を起して別に灌漑を取るの方を講し而して其所謂、二大困難を排除するを得たりしなり、吁、作右にして斯業を遂行することなからむには一村三百八十町歩の耕地は不毛となり闔村二千四百の農民は永く獲收を待つの期なく若、夫、俗論に横遮せられて挫折したらむには巨多の時日と費用を投じて徒に

失敗の歴史を遺しとなるべし作右をして此壯圖を成さしめしもの該組合管理者なる村長等が補導扶翼の力、與りて大なりと雖、畢竟、作右の堅忍不撓にして公益を謀るに孜孜たるに職由せずむばならず、朝廷、其功を嘉し賜ふに藍綬の褒章を以てし十二年十月、作右の善行は永く褒章簿冊に錄せらるゝの光榮を得るに至れり資性善良、夙ニ公益ノ志厚ク殊ニ居村ハ土地高燥ニシテ水利ニ乏シク旱害若リニ臻ルヲ憂ヒ村長澤重次郎等ト力ヲ戮ハセ里民ヲ啓誘シ巨費ヲ投シ田代齋ヲ塞テ一大溜池ヲ築カント欲シ躬親ラ委員長ト爲リ夙夜工事ヲ監董シ中道ニシテ災厄ニ遭フモ毫モ屈撓セズ群議ヲ排シ衆紛ヲ解キ經營慘憺、規畫宜キヲ得テ遂ニ其功ヲ成シ全村ノ田大半其灌漑ノ澤ヲ享ケ復、望霓ノ歎ナカラシム洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

更に作右が公職の閱歷を擧ぐれば地租改正公量人、地主總代、衛生、勸業、學校建築、學務の委員、聯合會員、山畑區長、聯合町村會議員等にして又、伊賀街道中之瀬、及、金谷道の改修に際し發起人となり工事を擔當し伊山銀行の創設に盡力し武徳會支部委員を囑託せられ三重授産院名譽會員に推薦せらる木杯等の賞を受くること四回、其他金品

の寄附、社寺の建築等、公私の事業に貢献したること悉、枚擧するに遑あらず。作右の妻は藤森氏、都野子なし。清水氏の三男捨次郎を養ひて嗣とし、藤森氏の女壽恵を以て之に娶す。

礎子曰く、作右、嘗て大旱魃に當り、水利の恵なきに苦み、天の時に因り、地の利に就き、溜池を築造して、以て民生に利す大なるかな。

## 森口徳左衛門

徳左衛門は若狭國遠敷郡奥名田村の人なり。父を又次郎といひ、母を和佐といふ。粟谷氏なり。徳左は其長子にして、嘉永六年九月一日を以て生る。幼名を岩吉と呼び、後壽治郎と改名す。五歳にして父を亡ひ、母に鞠育せられ、年二十にして家を繼ぎ、祖名を襲ふ。時に明治五年なり。長じて温厚、十一年、始て戸長を命せられ、二十二年に至る。斯年、奥名田村長に當選し、後、滿期毎に重任して、今に至る。其間、徴兵參事員、村、郡、縣會の議員、郡會議長、郡、及、縣の參事會員、地方森林會議員、郡農會副會長、縣農會評議員、圖書審審委員等

に推され、又、縣農工銀行設立委員と爲り、續て取締役の選に膺り、赤十字社委員、神宮奉齋會委員を囑託せらるゝ等、凡、地方に於ける名譽職、及、名譽ある委員に擧げられ、二十餘年間、一日の如く公事に盡瘁せり。抑、本村は納田終、奥坂本、口坂本、井上、西谷、中、下の七村より成立し、連山蜿蜒として、四境を圍み、各郡中、最僻の地なり。故に公私の事、之を處辨する小濱町に待たざるを得ず、而して本郡の小濱町を距る四里乃至七里を出入し、加ふるに道路の險惡を以て、是の如くなれば、村民の生計に産業の發達に妨害ある鮮少にあらず。徳左、夙に之を憂ふ故に、先づ福谷、坂本の兩道を改修せむと欲し、自、率先して工費を義捐し、村民を勸誘して、寄附金を募り、亦、一面、村會の議決を得て、遂に二十一年度より二十八年度に彌れる二十四所、其延長四千九百十餘間の改修工事を施し、大に交通の便を開けり。然るに翌年八月、若狭全國に亘りて未曾有の洪水あり、家屋流失、人畜死傷し、山岳崩壞、田畑荒廢し、道路堤塘破壊甚しく、實に慘狀を極む。是に於て、徳左、積年辛苦經營し、道路も一旦破壊せられて不便、亦、舊時の如し、急に復舊工事を施さむとするも、村民、水害に困憊して、其負擔に勝へず。徳左、憂慮百端、遂に現狀を具申して、縣費の補助を得、村費の不足を補填し、拮据經營、三十年、工を起し、十有九所、延長千二百二十九間餘の復舊工事を施し、翌年、竣工したり。今や同村轍跡あらざるなきは、徳

左か方に頼る多しとす徳左亦、本村の地勢と人情習慣より農事の發達、遲緩なるを憂ひ試作、及種子の交換、耕地の整理に意を注ぎ十六年乃至二十九年の十數年間、私費を投して村内毎大字に一個所の試作場を設けて専ら改良方法を講し冬期に於て深く耕土を犁きて寒氣を土中に延き害蟲の凍死を促し隨ひて春耕の勞力一半を殺さ亦肥料の適否、經濟の得失を考へ多量の草葉を牛馬糞に混和して之を施用し乾田は秋冬期に紫雲英を播種して耕地の肥沃を計り爲に從來他方より購入したる肥料金額は殆ど其全部を減却しぬ又種子は各地のものを交換精撰して之を實驗し能く其地質に適應するものを用ひ耕地は高低凸凹を均平し堆積したる土砂を排除し或は水田を乾田と爲し或は不毛の濕地は溝渠を周圍に鑿ち排水して之を拓き其乾田は地下二尺五寸乃至三尺の土を掘起して下底に竹木或は小石を並布し之に土砂を置きて地盤を乾燥せしめ以て二毛作に適せしむ十八年より二十九年に至る十餘年間の實驗より良好の成績を得て之を模範と爲し普く村民に勸誘獎勵せり故に秋獲額は前年に比し毎一段歩、四斗八升の增收を見る是徳左か鞠躬盡力の功に頼らざるなし又蠶業の改良發達を圖り自主唱して其利害得失を説き遂に村内有志と共同して資金貳百圓を投し養蠶傳習所を開設し教師を聘して生徒十名に傳習し二十六年更に村費

と有志との補助金を與へて一人の傳習生を群馬縣高山社に學はしめて同社の改良飼育法を受け歸村の後、之を本村書記に任用して村内の養蠶事業を擔當せしめ或は自費を投して坂井郡三國町高山某の養蠶傳習所に三名の生徒を入れて業を卒へしむる等、斯業の爲に鼓舞作興、努めたりと謂ふへし故に本村の蠶業は漸く隆盛の運に向ひ前途、頗多望なり其生絲に於けるも從來舊法に拘り改良を企つるものなかりしに徳左製絲場設置の事を勧め製絲器械の設備を促し十六年、始て器械を装置したる一製絲場を出せり爾來、蠶業と相須ちて漸次、發達し遂に數十の製絲場を出し三十三年に至り既成製絲場の一を株式組織の會社に改め奥名田村製絲株式會社と稱せり三十三年の製絲全額を擧れば生絲八百七十貫目、價額四萬七千四百圓に上り之を十六年の産額に比すれば實に霄壤の差あり又、本村は古來、山林に之しからさりしも明治の初年、濫伐行はれ若放棄して願すむは漸く將に瀆濯たらむとす徳左、之を憂ひ九年、始て植林事業に着手し杉檜苗を樹植し今や其數五十萬本に達したり試に二十年間を通算せば枯損木、五分二を除くも尙、三十萬本を得へく價格毎本二圓と假定し六十萬圓を得へし豈、巨利ならずや故に村民、競ひて植樹を爲すに至れり二十六年、更に協同植樹規約を設け又、模範林を造らむと欲し村人、細川某と謀りて自己の所有地四

拾町歩に杉檜十二萬本の植樹を起業して現に従事しつゝ在り又、教育に在ては從來、就學兒童の少數なるを慨きて之か普及を謀り父兄に説きて特に子弟學資の爲に其父兄の勞働時間を増さしめ此より生ずる利益を以て教育費を辨せしめ其成績大に見るべきものあり二十五年、工費一千二百餘圓の寄附を募りて尋常小學校舎を建築し後、亦、狹隘を告ぐるに至り三十四年度に於て建築施工することを議決し目下、設計中に在りと云ふ夙に基本財産の増殖に注意し瑣末の金額をも之を蓄積し三十二年度以來、内務大臣の許可を得て歳計決算殘餘金、其他收入手数料、不用品賣却代等の收入を以て増殖の資に充て尙、地租壹圓に平均十五錢を出さしめ二十年間、毎年度、全村にて十二圓乃至百八十餘圓を蓄積することとせり其學校基本財産は生徒授業料の全部を蓄積し三十四年二月に於て現在金八百三十四圓餘に達したり又、二十九年の洪水に際し田圃、殆、秋獲無し加ふるに道路、橋梁を破壊し爲に交通の不便を來し食料の缺乏を訴ふるもの村内、半に居り自活し能はざるもの六十戸、口數二百二十人に及べり是に於て徳左、日夜救済に苦慮し各區長及同志者と謀りて寄附金を募り自率先して米麥金圓を義捐し以て他を誘導し亦、村會に提議して救助費を支出せしめ所轄郡長の助力を請ひて米穀を廉價に糶し細民に供給するの途を開き遂に一人の餓者

を出さず餘澤延きて全郡、米價の低昂を制するを得たり亦、一面は縣に向ひて土木復舊工事の急施を請ひて交通の便を計り併せて窮民に生活の路を與へぬ二十七年、征清の役、起るや正義會を組織して會員四百餘名を募り醜金して陸海軍兩省に軍資を獻納し又、軍人の待遇を厚くして尙武の氣象を振起せしむる等、斡旋盡力至らざるなし官、其行事を嘉し三十四年十二月を以て藍綬褒章を賜はる其文に曰く  
 性資温厚、夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來、再三選マレテ村長ト爲リ克ク地方制度ノ旨ヲ體シテ自治ノ發達ヲ圖リ且、心ヲ農事ノ改良ニ注キ試作場ヲ設ケ種子ヲ交換シ肥料ノ適否ヲ攻究シ耕地ヲ整理シテ收穫ヲ増加セシメ養蠶傳習所、器械製絲場ヲ起シテ産業ノ振作ヲ努メ植樹規約ヲ結ヒテ林業ヲ誘掖シ父兄ヲ勸諭シテ兒童ノ就學ヲ勵マシ覺舎ヲ建築シテ教育ノ普及ヲ圖リ最、力ヲ福谷、坂本二道ノ改修ニ盡シ尋テ水害復舊土功、及、罹災窮民救助ノ事ニ最勉スル等、鞅掌多年諸務整飭シ部民輯和ス洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
 其他、堤防、道路費寄附の賞として銀杯を賜り賞状を受くること三回、又、職務勉勵の賞金を得ること數回、殊に二十七八年事件の勞として木杯一組を下せり妻、松は細川氏

の女なり長男正徳、二男滋を生めり  
礎子曰く吾徳左か傳を草するに當り筆を投して歎して曰く聞く古人王事を以て家  
事と爲すものありと然れども其徒皆列國の卿大夫なり卿大夫は國と休戚を同くす  
るものなり其斯事ある固より異しむに足らず今徳左の若きは斯責あるに非ず而し  
て部民の爲に盡す太甚至れり孟子曰く強恕而行求仁莫近焉と徳左蓋庶幾かな

## 須賀仙之助

仙之助は武藏國南葛飾郡瑞穂村下鎌田の人にして其父を平左衛門といへり母は町  
野氏名を菊といふ仙文久二年六月八日に生る資性温厚にして少より學を好み明  
治十二年歳甫て十八郷の同志と謀り村寺の一室を假り校舎に充てて夜學を開けり  
後故あり期年ならずして空く之を閉つ十四年役場書記となるや戸長代理として村  
政を料理す然れども未手腕を振ふを得ず間規畫する所あるに過ぎす十八年官村民  
の輿望を容れて仙を戸長に選任す是に於て平生蓋著する所之を發揮するの機會に

接せり翌年官土地賦課の村費を地租七分一に制限す爲に財源匱乏す仙因りて説て  
曰く各般の設備完からざる數校を存置するよりは寧規模大に設備完き一校と爲し  
教育上に便し且費用を減するの勝れるに如かずと村民其理あるに服し遂に三校合  
一の議を決す然れども其初猶位置を争ひ紛議囂然たり是に於て聯合村の中央下鎌  
田村長壽院の本堂に増築するに一棟を以てし之を鎌田小學校と名づけて開校した  
り是に於て三校合併の實舉り村民亦異議を生せざり蓋仙か處置宜きを得たれば  
なり二十二年村會議員に當選し翌年瑞穂村長に選舉せらる當時村内二江今井鎌田  
の三校あり而して皆構造粗惡規模局小にして設備完からず是に於て再合併の議を  
立て高等科を併置せむとするものなり村民異論百出履行頗難きの狀あり仙豫しめ  
奔走して民心の收攬に努め而して案を具して村會に附す仙か苦衷空しからず村會  
は一致して其建築を可決したり仙欣喜措かず一面寄附を募り一面市郡に於ける好  
評ある小學を巡視して規撫折衷して圖案を調製し文部の訂正を得て確定し初て工  
を起せり當時身村長の職を帯ひ忙裏工を督して毎日必現場に臨視し或は燭を秉り  
て事に従ふに至る其輪奐の美府下小學中稀に見る所なりといふ是仙か熱誠盡力の  
効果なり而後生徒逐年増加し教場狹隘を告ぐるに至る故に三十年亦其増築を畫策

數月にして功を竣れり二十四年、衛生組合を設立す其法、昔時の五人組或は十人組といへるものを改善したるなり此法、元衛生の爲に設くと雖、時あり自治體の補助と爲り村治上、便益多しと云、又、傳染病豫防法の實施さるゝや病院若くは離隔病舎の設備を要するに當りて其豫防、經濟の二點より組合設立を可として同志と共に大に郡村民を勧誘し二十二町村の同意を得て建築の議、決し仙、之か議員と爲り次て其建築委員と爲り拮据黽勉、完全なる建築を竣工せり又、大字當代島、下鎌田の地端に當りて千葉縣東葛飾郡南行徳村大字欠真間の飛地ありて其地に屬する堤防、本村の爲に危険の虞あり故に縣に交渉すること數回なり而して縣は其自縣の利害少なく且、長堤の修築は工費多くして出入、價はさるか爲に依違して修治せず爲に二村民は人心安からず仙、是に於て方案を變へ當路に向ひて所管の變更を出願せり幸に其聽許を得て逐次加工し今や亦、氾濫の患なし此に至り兩村民、始て愁眉を開けり其他、中川の末流、番所渡船場より船堀村を経て行徳街道に連絡する道路の如き甚、險隘にして交通、頗、艱めり仙、之か改修を當路に申請し遂に其意を達し今や往來、便を得たり又、居村は郡中、窪下の地にして動もすれば溢流、瀦を爲し易く常に農作に害あり爲に悪水用路に加工しゝもの少からず特に三十年中、下鎌田宿川關棹と稱する閘門、其他を改築し

て大に疏通を計り又、農事の改良發達に注意し村民を勧誘して或は諸種の肥料を試験し或は種子の交換、異種の試作を爲さしめ或は率先して村農會を設立し自、之か會長の任に當りて益する所、甚、多し此より前、町村制施行に際し大字上、下今井の舊兩村は其有志の寄附に成れる學資金五百五拾七圓を有せり是、新村有として當然繼承すへきものなり然れども該村民、之を肯せず爲に紛議、絶へざりき仙、就職以來、利害を指陳し解諭丁寧終に承繼を了せしめ且、之を増額するの要を認め前兩村との權衡を保たしめむと欲し大字二之江、下鎌田、前野、當代島の舊四村より同額を醸せしめ合金壹千百拾四圓を蓄積し後、益、村費を節し其剩餘は之に加へて蓄積に勉めたり仙、亦、遠く教育の前途を慮り無盡講法に據りて金八千八百圓を醸し現在基金を合して壹萬圓と爲して之を教育基本財産と爲し之より生ずる利子と授業料とを以て教育費を維持するの十年計畫を立て已に其發會式を擧ぐ且、仙や獨學資金のみならず村基本財産蓄積の法を講し嘗て下附の衛生資金、及、窮民救助資金を増額して以て増殖法を立て又、東京府農工銀行創立に際して先づ村會の方向を一にし基本財産として其四十二株、額面金八百四拾圓、應募の議を決せり其他或は村衙を建築して事務に便し或は兵事義會を起して自、之か會長と爲り以て壯丁に義勇奉公の旨を訓へ傍、醸金して

就役兵を優待獎勵し或は赤十字社分區委員として其事に盡力する等、枚舉に遑わらず三十三年六月、藍綬の章を拜受するの榮譽を得たり其文に曰く

資性温厚、曾テ戸長ノ職ヲ奉シ町村制施行ノ後、再三選マレテ村長ト爲リ、専、地方制度ノ旨ヲ體シ自治ノ發達ヲ圖リ、殊ニカヲ學校ノ設備、衛生ノ組織、道路堤防ノ修築、樋管開門ノ更造、農事ノ改良、村廨ノ營建、基本財産ノ増殖等ニ竭シ、鞅掌多年、諸務克ク舉リ、部民輯睦ス、洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ、勞効顯著ナリトス、依テ明治十四年十月七日、勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

仙、又、二十七八年戰役の勞により木杯一組を賜ひ赤十字社の事業に盡し、を以て木杯を贈與せり仙、繼母あり川井氏、名を登里といふ妻、富は田中氏の女なり、四男一女を生む、長男を英一といふ

礎子曰く村治の事、極めて多端とす、然れども教育、之か淵源たり、今、仙の爲す所を見るに、能く治教の本を識る、吾、天下の村政を料理するものをして、皆、斯人の如くならしめむと欲するなり



## 伊藤壯兵衛

伊藤壯兵衛は豊後國日田郡豆田町の農民松助の長男なり天保十二年一月十二日を以て其家に生る母名は光櫻木氏壯安政二年年十五にして居町草野忠右衛門に仕へて家僕たり稟性篤實にして剛毅身を委してより三世に歴事し實に四十餘年を経たり故に一意主家の爲に謀りて忠勤怠らす家主と雖苟家風に違ひ不利の事業に着手せむとすれば切諫憚らす是の故に深く家主の信任を得たり先代忠右衛門死に臨み其子に遺言して曰く吾死せば汝壯兵衛を見る猶我を見るごとくせよと故に當主堅く遺言を守り壯を呼びて祖父と爲し尤之を尊敬せり既にして主家人世浮沈の數を免れず近年火災に罹れること二回倉庫貸屋悉烏有に歸し爲に數萬金の損害を被り



舉家落膽す壯家主を勵まして曰く皇天災を下して我を試むるなり宜く奮勵家道の回復を圖るへし焉ぞ遽に沮喪するを須ひむと忠右其言に感激して直に建築に着手し遂に舊觀に復するを得たり是盛衰の氣運を詳にして處措宜きを得たりと謂ふへきなり抑壯幼年初仕の時より年を累ね勞を積み遂に主管の地位に上り日夜主家の爲忠勤怠らす故に深く其信任を得金錢出納より家主の印章に至るまで皆自己の掌握に在り故に爲さむと欲して得ざるなし而も一毫私曲の念なく自己の給金の如き決して其多少に介意せず且己長子に生れて弟幾次郎に自家を相續せしめ終身主家に在りて盡瘁せり草野氏の家道漸次繁榮し今や三拾萬圓内外の産を有し其家聲遠邇に發揚しは壯の力實に與りて多きに居る多年の行事遂に魏關に達し三十四年十二月を以て餘榮ある綠綬褒章を下賜せらる其冊に曰く

資性忠孝年甫メテ十五居町草野忠右衛門ニ仕へ歷事三世廉直自守リ切諫忌マズ質儉以テ家政ヲ整理シ精勵以テ業務ヲ擴張シ毫モ自己ノ計ヲ樹テ殊ニ父母生存中主家ヨリ物品ヲ受クル毎ニ必之ヲ携持シテ父母ニ奉シ以テ承歡ス曾テ主家兩度ノ火災ニ罹リテ巨額ノ損害ヲ被リ一家沮喪スルヤ主ヲ勵マシテ挽回ヲ圖リ經營宜キヲ得遂ニ其資産ヲ増殖シ家聲ヲ遠邇ニ發揚スルニ至ラシム誠實敦順四

十餘年一日ノ如シ洵ニ奇特トス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

壯又至性あり父母生存中主家より得し物品は必之を持して父母に捧げ其悦ぶを見て樂みとなせり故に其大故に當り悲哀に禁へず殆寢食を廢するに至る妻常は紙谷氏なり亦主家の婢たりしもの其順良なるを以て主家特に命じて壯に配せしむ琴瑟和合一女駒を擧ぐ駒亦能く父母に孝事す長するに及び佐藤氏の三男甚藏を養ひて之に配し一男三女を擧ぐ甚藏征清の役從軍して旅順口に病沒せり爾來駒貞操を守り專兒女の教育に盡力し一家和融せり  
礎子曰く壯兵衛身三世の主に歷事し能く家道の頹勢を挽回す眞個草野氏柱石の臣たり曾子曰く可以託六尺之孤可以寄百里之命臨大節而不可奪也君子人與君子人也  
と壯の若きは亦庶幾きかな

## 井上淺次郎

大阪市南區順慶町の人、井上淺次郎は天保十四年九月二十八日を以て河内國河内郡日下村に生る父を利助といひ母大倉氏、家世世農を業とし木綿商を副業とす安政二年、父没して家を承く時に十八歳なり偶、神田孝平所著田稅新法を讀みて大に感ずる所あり心私に海外貿易に従事せむことを發意し一日、野崎觀世音に賽し微雨に遇ふ群衆、皆衣を浸す中に會、洋傘を携ふるものあり以て雨濕を禦くを得たり淺、其輕便なるを見て深く感ずる所あり初て洋傘製造業を起すの念を懷けり然れども當時内國工業未、發達せず其製法を知り難し是に於て輸入の洋傘、一を取り之を解き始て製作の端を得たり爾來、百方工夫を累ね飾職に命して轆轤を製せしめ指物師をして木柄を作らしめ纒に摸造するを得たり是實に明治六年にして當市洋傘製作の嚆矢なり然れども業、草創に屬し製方未、缺點あるを免れず爾來、益、資を投し研究を累ね十年に至り販路内地に充盈し遂に外品輸入の途を絶つに至れり因りて進みて販路を海外に開かむと欲し彼の嗜好を探り意匠を製作に凝らし十三年、始て標本を神戸及、川口在留の外商館に送致して試賣を爲せり是、本邦洋傘輸出の濫觴なり爾來、銳意輸出に

努め十六年に至り清國、及、朝鮮の販路漸く隆運に向へり亦數年にして二十三年の頃、我製品は遂に西洋品を凌駕して清國市場に聲譽を博し精良廉價を以て稱せらるゝに至る尋て販路を南洋諸島に擴張し周年、輸送を絶たす今、其輸送地を擧ぐれば香港、上海、廣東、牛莊、福州、芝罘、天津、新嘉坡、浦鹽、斯德、孟買、麻尼拉、朝鮮等す米國の如きは保護貿易を主として重稅を製作品に課するも原料品は之に反せり因て三十年の頃、多く洋傘用の握、及、金棒を輸出し次て竹木の彫刻漆塗、及、蒔繪を施せるものを輸出し是、亦漸次其數を増加せり是より先貿易商組合あり然れども斯業の發達を見ず是、斯業組合員の熱心ならざるに因る淺、之を慨し百方奔走し二十七年を以て鞏固なる團體を組織し選まれて之か組長と爲る爾來、逐次販路を擴張し同業、亦隨ひて増加せり因て取締法、及、規約を制定して粗濫の弊を未萌に防くの必要あり二十九年、遂に舶來物品摸造品商を分離して更に大阪蝙蝠傘商工組合を組織し弊害を禦きて發達を圖り推されて之か組長と爲る此より前、冬期は綿フランネル業を營めり而して清國は被服地の需用甚、多し故に内地從來の定尺を改めて之を製出し以て彼の需用に適せしむ故に今や頗、多額の輸出を爲すに至れり尙、各國商館に向ひて標本を送致し販路の擴張に勉め又、大阪太物商部内に綿ナル部を置き之を大阪綿ナル部と稱し推されて部

長と爲る今や當地の製造工貳萬有餘の多きに及へり抑、本業の發達此盛況を呈し、は亦淺か多年經營の結果なり今、共進會、品評會、博覽會等に出品して受領し、褒賞を掲げて功績を實にせむ則、十九年、十品共進會に於て四等賞、二十五年、工產物品評會に於て一等賞金牌、二十七年、富山縣博覽會にて一等褒狀、明年、第四回内國勸業博覽會に於て有功三等賞銅牌、又明年、大阪市南區製產物品評會より有功二等賞銀牌、又明年、第二回全國五二會品評會より一等賞褒狀、三十二年、紀念博覽會、第三回全國五二會品評會、全國意匠工藝博覽會より各、有功賞銅牌、大阪工藝品評會より有功二等銀牌、翌年、全國貿易品博覽會より有功二等銀牌、其翌年、佛國大博覽會に出品し、洋傘、及、洋傘に對し皆、銅牌を得たり是、以て製品の精巧なるを證するに餘りあり又、更に三十五年五月を以て下賜せられたる餘榮ある綠綬褒章の全文を掲げて不朽の譽とす

夙ニ洋傘ノ輕便、且、必須ノ具タルヲ認メ之カ製造ヲ創起シ百方研究改良ヲ努メ販路ヲ擴メテ幾ト斯品ノ輸入ヲ杜絶シ更ニ進ミテ外人ノ嗜好ヲ探リ意匠ヲ凝ラシテ良品ヲ製シ遂ニ清韓米露ノ各國、及、南洋諸島ニ輸出シ同業者ノ増加スルニ及フヤ組合ヲ結ヒ規約ヲ嚴ニシテ粗製濫造ノ弊ヲ防キ銳意、斯業ノ振作ヲ圖リ産額ヲ増進シ裨益ヲ地方ニ與フルコト抄カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者ト

ス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

斯年の同月同日に綠綬褒章を拜受し、大阪市の實業精勵者十一名を網羅し、淺、自主任と爲り、三十六年を以て本市に開設せらるゝ第五回内國勸業博覽會を期して豊公の銅像を中之島公園、舊噴水器の遺址に建設せむことを企畫せり其意蓋、永く天恩を紀し且、海外人をして我國武將中、磊磊轟轟、震天動地の雄略を懐ける豊公其人の若きものあるを知らしめ以て本市は實に其遺跡にして亦、其遺風の存するを顯揚するに在り淺、又、淀川架橋同盟期成會を發起し其委員長と爲り公衆往來の便宜を設計したり

又、其歴任したる公共の職務を略舉すれば府會、市會、區會の議員、府會常置委員、學務委員長、水道委員、日本美術協會大阪支會專務幹事、大阪協贊會評議員、副議長、築港期成會委員、所得稅調查委員、同會頭、四等郵便取扱役、郵便爲替貯金取扱人、大阪博物場、及、大阪五二會本部評議員、舶來品摸造品商取締、大阪鹽炭取引所監查役、大阪貿易曳船會社長等とす其他二十有餘種の法人團體の委員、理事、評議員、主任、會頭、組長等、囑託せられたるもの屢指に違あらず亦、以て名望の如何を知るに足らむ淺、又、公共の事業に投資したること頗、多く屢、賞を受く特に三十一年、食を大轟下に賜ふ之を無上の榮と爲す淺

の妻は梅溪氏、名を幸といふ井上氏の男、淺を養ひて嗣とし二女、貞を配す  
礎子曰く萬卷を讀破して一事を成さざるものあり、殘編零冊に由りて猶、感憤興起す  
るものあり、人の性の異なる殆、天邪、孟軻曰く若夫、豪傑之士、雖無文王、猶興と淺の如き  
を謂ふか

## 井上貞次郎

但馬國養父郡八鹿村人、井上貞次郎は父を純亮といふ、嘉永六年十一月十二日を以て  
其家に生る母、山根氏、名を孝といふ、貞幼にして敏捷、長じて膽識あり、明治六年、居を東  
京に移し下谷竹町に住し、舶來雜貨仲買を營み、京濱間に往來す、陰に他日商界に飛躍  
する志あり、時に二十一歳なり、當時外國製、燐寸の輸入夥しく、且、後來倍、多望の状ある  
を見て思へらく、吾、斯品を製造して以て家業と爲し、輸入を防遏せむと、此より意を燐  
寸製造に專にせり、然れども當時、未、分業の法、開けず、故に此業を營まむと欲せば、軸木  
小箱の製造より之に要する機械器具藥品に至るまで、悉、自、考、案、製、作、せ、さ、る、へ、か、ら、す

之に因り先づ木挽機械、ムキ機械、軸刻機械の製作に従事せり、即、ムキ機械は木片を軸  
木或は木地の厚に削り取るものなり、特にドツキ機械は全然自己の發明に係り、丸ム  
キ機械は他製に更に加工したるものなり、兩者、効用の差は丸ムキ機械は木節を削取  
し得ざるも、ドツキ機械は適宜に木節を抜削し得るものなり、軸刻機械は從來の煙草  
刻器を變改して、製軸に應用し、るものなり、特に玉藥、即、軸木の一端に附着せる發火劑  
及、箱藥、即、小箱の横面に塗抹するもの、主要成分たる鹽酸加里と赤燐とをして實用  
に適合せしむる爲に混和すべきものに撰擇と其調合分量の加減并に凝固法、乾燥法、  
耐濕法等研究の爲には實に數十百回の危險なる試験を経て、纔に一定の製造法を發  
見するを得たり、是に於て七年の夏、創めて製造場を設けて安全燐寸製造を開始す、然  
れども當時職工未熟にして其製造する所、猶、試驗的たるを免れず、隨ひて製出額、未、甚  
多からず、故に其販路は東京市内、及、其附近に過ぎず、既にして逐次、製出額を増加し、十  
三年の頃、數年の經驗に因り、斯業の前途、益、多望なるを確知し、居を大阪市西區本田三  
番町に移して大に事業を擴張し、其製品は之を三府、山陽、山陰、四國、九州の各地に販賣  
せり、此時に當り同業者大阪、神戸、東京、名古屋等の各地に續出し、逐日、盛況に赴き、數年  
ならずして遂に輸入防遏の功を奏するを得たり、十四五年の交、進みて海外輸出を計

り朝鮮、支那、香港、印度、南洋諸島に向ひ我販路を擴張せり十九年、斷然内地の販賣を廢して全力を海外輸出に注けり而して支那北部、及印度地方は黃磷製燐寸を嗜好せり然れども當時、我法之を禁す故に之か製造を希望すと雖、志を果さず二十三年に至り始て解禁の令出つ因りて直に製造を開始せり而して黃磷製燐寸の中に丸箱五色燐寸と稱するあり是、最北清、及朝鮮地方人の嗜好所にして且、澳國某大製造家か專賣地たるの狀況あり、眞銳意此地に向ひて商勢を擴大し數年ならずして遂に同地方の販賣權を掌握せり然れども丸箱五色燐寸は裝飾に過ぎ携帯便ならず價格廉ならざるの缺點ある故に之に代ふるに佳良のものを以てせむと欲し講究百端、遂に小ボス並に硫黃小ボスと稱する二種の黃磷製燐寸を創製したり抑、此二種の從來の製品に異なる所以は安全燐寸は玉藥箱藥と摩擦する場合に限り發火するも小ボス、硫黃小ボスは如何なる物體に摩擦するも發火するに在り而して硫黃小ボスの小ボスに異なるは玉藥と軸木との間に硫黃を附着し傳火を容易ならしめ且、屋外に在て使用するも風力の爲に發火を妨げらるゝの患なきにあり特に二者、皆普通安全、及丸箱五色に比すれば軸木細短、隨ひて小箱小形にして携帯に便に價格亦、比較的低廉なり故に忽ち需用者の歡迎を得たり爾來、逐年販路を擴張し同業亦、争ひて之か製造に従事し遂に

天津、牛莊、芝罘、孟買等の各地に輸出するに至る三十年、軸木小箱、及外箱に要する原材料を節約し兼て運賃並に需用地海關稅の負擔を輕からしむる爲に創めて細軸安全燐寸を製造せり而して之を香港、新嘉坡、厦門、福州、廣東、ベナン、ジャワ等の各地に試賣して亦、需用者の嗜好に適し漸次輸出額を増し今や細軸製は全製の十分八に居る抑、七年初て製造所を開きしより一意輸入を防遏するに努め其功を奏するに及び遂に進みて販路を海外に擴大して能く他、外國製品を壓倒して自己の商權を伸張したるは實に庸流の企及し能はざる所なり宜なり官の斯業に勞ありと爲して賜ふに餘榮ある緣綬の章を以てせらるゝこと茲に其全文を掲ぐ

夙ニ外國製燐寸ノ舶載日ニ増加スルヲ視テ之カ輸入ヲ防遏センコトヲ圖リ苦心研究幾多ノ試験ヲ經テ遂ニ安全燐寸ノ製法ヲ按出シ初、工場ヲ東京ニ設ケ漸次製額ヲ増シ販路ヲ擴メ後居テ大阪ニ移シ更ニ黃磷製燐寸ヲ創メ專力ヲ海外輸出ニ竭シ清國、及孟買等ニ販賣シテ大ニ好評ヲ博シ今ヤ大阪、及神戸ニ於テ數箇所ノ工場ヲ有シ一歲ノ産額五拾萬圓ニ上リ裨益ヲ地方ニ與フルコト尠ナカラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是實に三十五年五月なり又工場の所在地を詳記せば大阪に於ては西區本田三番町南區難波稻荷町惠美須町北區福島町北三丁目の五個所にして神戸に在ては雲井通二丁目旭通宇治野町の三個所とす貞亦公共の職に任すること多し則大阪摺附木製造業組合議員副組長大阪兵庫摺附木製造業組合聯合會議員第五回内國勸業博覽會協贊會商議員等にして其囑託せられしものは全國各實業團體協議會特別會員日本燐寸義會中央本部幹事商議員大阪支部長大阪府東成郡住吉郡製產品評會燐寸部審査員大阪市製產品評會審査員等なり又二十三年以後諸種の公共事業に投資して木杯四回平安遷都千百年紀念祭に寄附して白銅牌を受く其他品評會等より賞を得しこと數回殊に第四回内國勸業博覽會に出品しては進歩一等賞を得たり又大阪燐寸同業組合員は貞か多年組長として斯業の爲に盡瘁したるを多とし感謝狀に添ふるに金杯を以てしたり妻常は瀨能氏男重藏を生む

礎子曰く西洋各國に在りては工業早に發達せり然れども其新機器を發明するに當りては皆非常の勞苦を嘗め他人の嫉惡を受く客耶の飛梭に於ける阿克來の紡綿機に於ける是なり況や我邦に於てをや貞也の燐寸業に於ける同業を鼓吹して斯業の盛大を致し遂に外品の輸入を防遏して國利を増進する之を二氏に比して決して遜色なし貞也も亦斯界の偉人なるかな

## 石川理紀之助

礎子曰く有爲の才を懷きて卑官に沈み策用ひられず志伸ひず決然去りて山壑の間に逍遙するもの古來其人に乏しからず是韓愈か所謂理亂不知黜陟不聞大丈夫不遇於時者之所爲也か若夫有望の官を退き富裕の家資を黜け山村溪谷の間に孤棲して農植是事とし奢侈の俗を矯め淳朴の風を誦へ專斯民の爲にするものは蓋少し而して吾石川理紀之助に於て之を見る請ふ下條に陳ふる所を視て其高潔の行を知れ理紀之助は羽後國南秋田郡豐川村字山田の人石川長十郎の養子なり實は奈良周喜治の三男なり弘化二年二月十六日を以て生る後出て石川氏を繼げるなり人と爲り篤實明治五年秋田縣に出仕す當時封建の餘風未熄ます民間より起ちて吏と爲るものは超羣有爲の才を以てするも閥族の徒抑へて揚けす空く缺を彈して歌ふもの多し理紀亦其數を免れさりしなり已にして職を辭す時に十五年なりき蓋此より前

數年米價は他物に比して常に高位に在りしを以て農家は勞少くして報多きの傾きあり其極遂に奢侈に流れ負債の淵に沈むもの多し居村の如きは尤甚しきものなりき理紀適此狀を目撃して之か挽回を以て自任し是に於て決然冠を挂くるに至りしなり

抑秋田地方は古來杉樹の産地を以て名あり數十年前に在りて杖を彼地に曳けるものは足一たひ山村に入れば鬱鬱天を摩するの林樾ありしを見む然るに人情漸く末利を逐ひ偏へに目前の利に眩して濫伐是事とし禿山の多きを見る理紀之を慨し八九年の交より毎年杉檜の苗木十萬本を育成し其價格を低廉にして衆人の需用に應じ植林の忽にすへからざるを説きて愛林思想を喚起し終に縣下一般をして苗木育成の法を知らしめ各自競ひて移植するに至る尋て苹果梨子類の苗木を購入して其風土氣候の適否を検し接木栽培の方法を考へ年を閱する數年遂に各地雪國には苹果の最適するを知り之か栽培を奨励し或は品評會を設立して良否を判別し或は公衆の縦觀に供し或は苹果品定の一書を著して之を衆に頒ち發達を促せり夫暖地に在りては周年二三作の收穫あるを以て一朝年穀登らざるも雪國の甚しき如くならず若夫穹窿塞向の期間長き寒地に在りては一年一作に過ぎず故に不幸凶饑に逢へ

は餓孳途に塞るの慘あり是蓄積の利を講ずる平生に缺くへからざる所以なり理紀慶應年間より同志と謀りて調理會なる一社を組織し草根木皮苟食資と爲すに足るものは會員互に之を調理し毎月一回其方法の良否を比較して遂に五十餘品の調理法を發明し凶歲穀食の缺乏に當り之を補ふの料とせり次て備荒儲蓄組合を組織し各自雜穀を蓄積して検査人に示し一覽表を製して組合員に頒ち甲乙の優劣を比較して會員各自の食房に貼附せしめ常に儲蓄の念を想起せしむ聞く最近調査に因れば二郡一市に亘り儲穀千百三十餘石に及び之に要する倉庫九十棟を建設するに至れりと亦自仙北平鹿雄勝由利の四郡を巡回して凶饑救濟の道を説示し八日稗馬齡薯の栽培を奨励するや縣下を通して數萬石の收穫を見るに至れり凡稻禾は氣候風土に適合するの種子を播種せざるへからず故に穀類の種別を判明するを先務とす理紀多年之か利害得失を審定して五百餘種を得稻種得失辨といふ一書を編輯し稻種の形狀栽培の方法を詳記したり若之を公にせば其利蓋大ならむ又農家に在りては小作法宜きを得されは地主佃戸均く不利を免れず故に古來二者の間往往敵視するものあり理紀一方を案出し豊凶を問はす毎年一段歩の實収を検し之を時價に換算し公課金其他諸經費を控除し純益を折半し各一半を所得と爲すに在り之に因り

佃戸も勢、自收獲の多きを勤むるに至りぬ。抑、理紀か農事に於ける取長補短の切なるより其足跡廣く諸州に至り北は北海道の諸島、西は九州に抵る三回、或は五六回に及へる地あり著名の物産地に至りては深く山間僻地に入りて地味培養の得失を察し之を自國に施して改善を圖れり蓋、是の如きこと數十回、年を経る久しきを以て之に要し、費用は貳千數百圓に及へりと云、二十七年より三年間、九州、四國に農談を爲すこと百十九餘所、聽者貳萬以上に及へり夫、地租改正以來、租額の負擔幾分を減し加ふるに十二年の交、米價常に昂騰したり此に因て一般農民の奢侈に流るゝの風を馴致し居村の如きは二十餘戸の所有耕地、僅に七町餘に對し五千餘圓の債を負ふに至りぬ、理紀以爲らく是勸業と經濟と併行救済するに非れば此衰頹を挽回すること能はずと是に於て農家經濟會を組織し經營慘憺之か挽回救済に盡瘁せり次て貯金を奨勵す其方、兒童には索陶或は山野の副産物を採收せしめ婦女には織席せしめ其戸主は之を自家に雇ひて各、其得る所の金は貯金管理所に託し其通帳は理紀、自之を保管するものとす或は婦人經濟會を設けて毎月六回、集會せしめ自、臨みて裁縫調理勤儉貯蓄の必要、道德の重むすへきを説き薰陶誘掖至らざるなし或は青年輩下僕等の耕耘上、粗漏放漫に流るゝの弊を止めむか爲に勞働競争會を設けて臨時業務の勤惰

を審査し優者には自費を以て賞品を與へて之を策勵し又、貧家に於ける兵役入營者の家族には全村毎戸交互壯丁を出して農事を助くる約百人を定度とし以て秋收を全くせしむ而して理紀か半生の志業に於て最、稱揚すへきもの二事あり抑、理紀の家は資財家を以て聞え生計頗、富裕なり然るに輓近、農家の人情、漸く輕浮に赴き末利を逐ふの風あるを慨き二十二年、地を居村の山中、草木谷の溪間に相して單身居を移せり是、農家生活の模範を示さむか爲なり理紀、常に揚言すらく農は收利少きも勤勉貯蓄して艱難を凌ぎ長へに永遠の利を收むるに在り是を以て自、進みて車を艱楚の中に投し世間滔滔末利を追ふの徒をして顧る所あらしめ以て國本を培養せむとす其志、偉なりとすへし而して知らざるもの或は矯激とし或は好奇としたり既にして久しきに及び人、皆其篤行に服せり理紀、亦以爲らく農民をして土着の念、薄からしむるは民業の秩序を紊すものなり人の其郷を去るを輕むするは追思の念、薄きに起ると是を以て祖靈講なる一社を創設して己、先づ春秋二季に祭事を修めて模範を示し各自をして其先を祭らしむ是に於て風俗、漸く淳厚なり嗚、斯二事や世の滔滔者流の企及し能はざる所とす宜なり其名、高く賞勳局の上に錄せられ旌表の典、永く一門の光輝を放てること今、褒章の記を掲ぐ



資性篤實、夙ニ心ヲ農事經濟ニ用ヒ曾テ本縣在官中、農家一般奢侈ニ流レ遊惰風ヲ爲シ居村地方漸ク衰頹スルヲ憂ヒ決然、官ヲ辭シテ力ヲ之カ挽正ニ盡シ農事經濟會等ヲ設ケ種樹殖林、勤儉貯蓄ヲ勵マシ更ニ地ヲ草木谷ニトシテ茅舍ヲ結ヒ單棲匹馬、身射、荆棘ヲ鋤キ墾闢ヲ努メ以テ農業經理ノ模範ヲ示シ或ハ郡村ヲ勸誘シ農會ヲ設立シ推サレテ之カ長ト爲リ適切ナル演說講話ヲ爲シテ當業者ヲ感奮セシメ或ハ南轅北楫、諸國島嶼ヲ巡歴シテ地味農況ヲ查察シ以テ之ヲ公衆ニ傳ヘ其他有益ナル書冊十餘種ヲ著シ提撕誘掖到ラサルナク是ヲ以テ遊惰奢侈ノ俗漸ク敦厚ノ風ニ歸シ一鄉富足シ德化遠邇ニ覃フ洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

理紀亦郡農會、縣農會等の會長に推され大日本農會よりは有功章を贈與せられ第三回全國農事大會より感謝狀を受領せり亦其著述十餘種に及へりといふ理紀の實母名は德伊藤氏、養母は藤田氏、名を村といふ妻、壽和は家女なり二子老之助家を嗣ぐ礎子曰く世人動もすれば輒ち曰く英國は工業國なり由て以て富を致せり我國亦之に倣はざるへからすと而して滔滔奔競之に赴き唯、前進之務めて立脚を忘る是を以て未、彼岸に達せずして半途に蹶き而して立脚地も亦、既に失へり嗚、亦、愚ならずや夫

英國の富を致せる實に商工に頼れる論者の説の如し然れども彼、之を致せるは原因あり宗教以て其志を定め社會の風規ありて以て其行を率す是を以て本、固くして末、盛むなり決して徒に末利を追ふに非ざるなり然るに輕躁の徒、外觀の美に眩して其原を探らず偏に末を争ふ是、孟子の所謂其本を揣らすして其末を齊くせむとするものなり理紀、蓋此に見るあるか今、其爲す所を見るに絶して輕浮にあらず殊に祖靈祭を設け草木谷に卜居して農民生活の模範を垂るゝに至りては何ぞ斯民を誘掖提撕するに篤き嗚呼、理紀の若きは眞に務むる所を知れりこ謂ふへきなり

## 八田謹二郎

礎子曰く晏嬰、齊に相たり而して脱粟米を食ふ蓋、儉を教ふるなり今、八田氏の傳を讀むに身素封の家に生れて奢侈に心なしといふに至り竊に感ずる所あり司馬遷曰く居之一歲、種之以穀十歲樹之以木と抑、利を永遠に期するものは假すに歲月を以てせざるへからす固より末利を追ひ眼前を争ふ徒の及はざる所なり八田氏祖孫、相承け

森林の栽培に竭し今や其所有段別一萬町歩、二郡十四村に亘り千百有箇所に點在せり嗚、是其家世世、儉徳を守るの致す所か

安藝國佐伯郡玖島村の豪農、八田謹二郎は父を新七といへり母名は土、三宅氏なり謹二、嘉永六年九月九日を以て生る資性、温良孝順、長して能く父祖の業を承く五世の祖を和三郎といふ嘗て其居宅の後阜字城の岡に檜樹を栽培す是、森林栽培の濫觴なり次て字泉水山に日向松の種苗を移植す爾後漸次各所の山林を買得し隨ひて買へば隨ひて栽培し大に力を保護に盡し終に臨み遺言して嚴に森林の伐採を警む是より世世、相承け力を森林の愛護、栽培に竭すを以て傳家の遺範と爲せり抑、森林の繁茂は陰晴雨陽を變和し水旱を防き水源を養ひ土砂の崩壊を捍止する等、土壤の保安と國家の經濟とに大關係を有す是、八田氏家範の由て起る所なり故に當主謹二に至り益、其目的を擴張す且、近來土工類興し材用隨ひて増加す故に所有者たるもの眼前の利に眩し樹木成育の度を俟たずして濫伐す到る所皆、然り何ぞ亦繁殖を圖るに遑あらむ所謂、蜀山、兀として阿房出つるの感あり其結果降雨毎に土砂を流出し河底耕地より高く動もすれば氾濫害を爲し爲に水源涸竭して旱魃虐を恣にす謹二、流弊の此に至るを憤慨し率先、之か繁殖愛護を計り更に衆に唱へて亦繁殖を計らしむ其志、國家

万分の一に益せむと欲するに在り今、其栽培保護の方法を略叙せむ抑、殖林の事たる其成果、百年の後を期するを以て種苗の撰擇に注意を要するは言を俟たず因りて古來、有名の殖林地たる大和吉野産杉種、及尾州産檜種を購入し自家の苗圃に移して囑畝を爲すこと易の象の如く四面溝渠を掘り水を注ぎて土龍を制し之に杉檜を播種し上に架を作り菰を蓋ひ暴雨をして種子を漂流せしめす一段歩、數百萬を作り其成長に従ひて之を山村に移すもの毎歲約百萬株に及べり而して其移植の期に至れば謹二、親ら其苗木、及貯藏所に到り植繩等の備品を閲し次て日を卜し人夫を率ゐて深く造林地に入り自、之を指揮す人、之を森林取締人、及主管等に委せむことを勸むれば輒ち曰く造林は累世の重事なり我世に至りて改むへからすと故に移植の後と雖、毎に各區域を巡回して指揮監督し決して之を下僕雇人に委せず以て其熱心を見るべし若、夫、薪炭用の樹木は一定の年限を以て輪伐を行ふと雖、其他の用材は寧、年限に達するも猶、努めて年を延ぶ故に樹齡正に盡き枯損するに非されは伐採せず人、其成育の度を過ぐるは輪伐を行ふの益あるに如かさるを告ぐれば輒ち曰く吾、營林家たらむより寧、營林家たらむと蓋、森林經濟より論すれば樹木の伐採期を過ぐるは却りて價値を低くし決して利ありと謂ふ可らず今、謹二の知て之を爲す所以のものは蓋、深

意の在る有り世の名を營林に藉りて濫伐の弊に流るゝものを諷刺猛省せしめむと欲すればなり嘗て曰く我家幸に祖先の遺澤に頼りて家道約ならず山林の収益は其れ唯公益恤窮に充てむ故に二十七八年戦役に當りては人未軍資恤兵を口にせざるに先づ軍資金五百圓を獻し次て軍事公債の募集あるや前後七千圓の應募を爲せり嗚、何そ其言實の確たるや又森林繁殖の爲、水源を涵養し水流を疏通し旱害多き地を良田たらしめたる實蹟を擧ぐれば郡の砂谷村字赤土地は農戸三十、耕田五十餘町あり然れども水利乏く毎年旱害を被り收穫を見ること稀なり往年、謹二、其水源小丸山の山林を買收して多く杉樹を栽植せり今や鬱鬱密林、水源混混として灌慨に利す故に赤土地一帯五十餘町歩の耕田永く旱害の苦を忘れ村民豊穰を樂むを得たり本村字檜原の内、泉水字一丁田の内、岡田原の耕地二十町歩は元來、用水に乏く動もすれば村民水論を生し紛議絶へず十七年、謹二、其水源泉水山に植うるに杉苗十數萬本を以てせり爾來、其樹の長するに従ひ一年、一年、水源を涵養し五六年來、絶て水論を耳にせざるに至れり二十六年夏、本郡の島地、及沿海各村旱害に罹り甘藷等の作物、殆獲る所なし獨、山部の各村驟雨時時至り毫も被害なし是到る所、鬱蒼たる山林の在る有ればなり而して之か主者を問へば概、謹二か所有に屬せり郡の上水内字多田の如き曾て

殖林に注意するものなし此より前、二十五年、謹二、其地に到りて山林栽培の忽諸に附すべからざるを懇諭せり所有者大に感悟し而後、毎年共約して杉苗六七萬本を購入し之を分配して各自山林に移植す延きて原村、宮内村、砂谷村等に及び其所有者漸く栽培に注目し毎歲多少の杉苗を移植するに至れり是、皆、謹二か人に遇ふ毎に山林栽培の國家經濟上、重大なる關係を有するを諄諄懇諭したるの結果なり且、其所有山林の夥多にして所在に散點するを以て毎年其下枝藤葛を芟刈するに使用する貧民、甚多く頼りて以て生活の便を得せしむ其備賃に代ふる米麥毎年二百石に上ると云ふ亦、以て所有山林の莫大なるを徴すへし而して累世公益に竭せる餘澤は今や其子孫に至りて大に發揚し遂に三十三年十二月、餘榮ある綠綬の章は當主、謹二か身上に加はるに至る文に曰く

資性温良、父母ニ事ヘテ孝順、家ヲ治ムル慈儉、夙ニ世業ヲ繼テ力ヲ森林ノ栽培ニ竭ス其所有段別一萬餘町歩、二郡十四村ニ亘リ千數百箇所ノ多キニ及ヒ毎歲杉檜松栗ノ諸苗ヲ増植スルコト數萬株備夫ヲ指揮シ所在ヲ巡檢スル等、未嘗テ之ヲ人ニ委ネス勉メテ栽培ヲ慎重シ嚴ニ濫伐ヲ戒メ以テ鬱然暢茂ヲ致シ爲ニ水源ヲ涵養シ灌漑ノ利ヲ増シ餘澤隣近ニ被ル遠邇之ニ倣ヒテ殖林ニ從事スル者アルノミナ

ラス貧民頼テ以テ生活ヲ資スル者少トセス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
 嗟是偶然に非ざるなり思ふ其祖在天の靈亦以て笑を含みて天恩の辱きを拜すへし茲に謹二か家庭に於ける行事の一斑を挙げむか其父母に事ふる孝順なり母没して父、後妻を娶る謹二、之に事ふること生母に異ならず二十餘年未嘗て其意に悖らす父の没するに當りては痛悼悲歎情に禁へす多く米穀を出して窮民を賑せり且身、門地に生れて奢侈の心なく而も亦吝ならず己を持する恭謙人に傲らす人と交はるに貧富を別たす接するに丁寧親切なり若村内死者あれば自往きて吊し猶且率先して諸事を斡旋し其赤貧者は米金を與へて後日の計を成さしむ平素沈黙人の是非を言はず明に政治を論せず家の奴婢より田圃の耕作森林の栽培の爲隨時雇使するものに至るまで愛憐して毫も呵責を加へず村人中霖雨降雪の爲業を執る能はずして糊口に苦むものあれば米錢薪炭を給して生を資く而して其自持する儉素と雖公共事業救恤費等には財を惜まず金員を投して銀木杯賞狀を得しこと前後五十餘回其金額一萬圓以上に及び第三回及第四回内國勸業博覽會にては二等有功賞を受領す二十四年露國皇太子の大津遭難あるや神戸に到りて菓子を獻す時に我皇上的西京

に行幸するに會し天機を奉伺し且備後の名産保命酒を奉獻せり後征清の役起り鳳輦廣島に駐まるや嚴島圖繪を傳獻して乙夜の覽に供し又皇太子の廣島に行啓あるや亦嚴島圖繪を傳獻せり其圖を製するに當り特に職工を僱ひ神社内に於て齋戒沐浴事に従はしめしと云ふ抑嚴島は日本三景の一にして社殿堂宇の美觀あるも近年之か保存維持の途なし謹二、之を慨き嚴島神社保存會を起し縣下資産家の贊助を得て募金に盡力せり事聖明に達し金一千圓を下賜せらる而して其募金奔走の費用は皆自費を以て之を辨す謹二、嘗て衆議院議員に當選せり

父新七は八田氏中興の祖にして其功績は遐邇の稱揚する所なり謹二の天賞は蓋先代の遺績に胚胎せるものといふも可なり二十七年野津伯爵等の貴紳及有志者胥議り數畝の地を開き樹石を移し花竹を栽し池注を鑿ち名つくるに新七の號を以てし勁操園と稱す園中に豐碑を建て其善行嘉績を不朽にす碑面は淺野侯、之を書し文は巖谷一六、之を撰す今其撰文を掲げて八田氏父子の事功を頌せむ

翁諱信敏通稱新七父諱信篤安藝國佐伯郡玖島村人世爲里正翁爲人穎敏明決頗長理財舊藩主擧爲郡吏明治維新續奉其職關原野填江海勸農桑尤竭力山林每年培植木苗十有餘萬常雇役小民小民賴之生活者幾百戶蒼蒼之峯鬱鬱之谷亘數十里老杉

古槍不知幾百萬本翁培植之法得宜可以知也若夫賑凶荒救凍餒開學校勵教育修道  
路架橋梁等凡興公益圖民利孜孜汲汲唯恐不及官屢賜褒賞旌功績不暇枚舉翁家以  
素封聞至翁資產益殖富冠一縣嗚乎如翁可謂忘私奉公興產業於永遠貽餘慶於子孫  
者也翁以文化十年三月生以明治二十二年七月歿享年七十七人識與不識無不痛惜  
焉願者有志者相謀爲建豐碑永傳功績請正二位勳一等淺野侯題其面屬修記概略蓋  
出追慕之誠云

### 林田守隆

礎子曰く虎の制し難きは罎を負ふが爲なり龍の捕へ難きは淵に沈めるが故なり武  
士が族祿を離れて實業界の客將となりしは虎の山を出て龍の淵を離れたるご何の  
異なることかあらむ恰多年耕耘の田を棄てて一朝荒蕪の野を開拓するの状なき能は  
ず世俗の所謂士族の商賈是なり而して其目的を遂行し衰章簿冊の上に其名長へに  
天門に録せられしもの舊米藩士林田守隆なり抑吾近世士氣日に優柔輕浮に流れ復

此種特偉の人物を生せざるを歎するや久し今本傳を草し會素懷を述ぶ  
林田氏舊久留米藩士なり其先集田隼人大阪城陥むとするの際弟勝春をして兵を西  
海に募らしむ城遂に陥る勝春筑前上坐郡林田村に住す因て氏とす後其子孫筑後竹  
野郡今浮羽郡田主丸村に移住す父守秋大小性と爲り又神事局大屬たり母名は貞子石野  
氏嘉永元年十一月十七日を以て守隆を久留米城下櫛原に産む天資篤實富豪に生れ  
て富豪の素あり而も儉素自奉し平生榮利の念なし家人を率ゆる親切に人に接する  
に慎重なり殊に慈俠の心に富むを以て小作人を愛撫し豊凶を料りて減收する等蓋  
地方風俗に感化を及ぼすこと鮮少なからすといふ明治六年士の族祿共に奉還して歸  
農せり維新の後士咸職を失ひ糊口に苦むもの多し守隆之を憂ふ是に於て蠶業の家  
國に益あるを以て八年自桑園を拓きて蠶業を營み居村小瀬川の南岸に蠶室を建て  
群馬縣より教師を聘し率先して斯業を策勵し次て十年獨力多額の資を抛ちて製絲  
場を起し水車器械二十五釜を据へ年年横濱に生絲の輸を爲せり是皆公私の利益を  
増進せむことを務めしなり其後人人其利あるを知りて蠶業自發達し製絲の業亦各  
地に興起せり是に於て守隆利を争ふことを好まず二十年遂に蠶絲業を他に譲り自  
家之を休止したり又十七八年の交年穀熟せず饑饉將に臻らむとするの徴ある守隆

之を憂ひ大に副産物を興して之を救はむと欲し二十年浮羽郡水繩村大字石垣に於て開墾の業を起し樞實製茶の産出を謀りぬ數年にして十餘町歩の畑地を開きて樞茶樹を栽培蕃殖し巨額の收入あり以て人人をして樞茶樹の收益多大なるを知らしむ本郡の若き人口に比して耕地乏しき地に在りては眞箇適當の産業といふべきなり二十二年大分縣直入郡久住村に於て牧畜場を起し家事は家族に一任して自牧畜業に従事し遂に十餘戸を移住せしめて其目的を達したり抑久住村原野は壹百餘町歩あり内三町歩餘を開墾し他は皆牧場とす牛は初洋種短角牝牛壹頭牝牛五拾頭を購入して内外種の交尾を試み三年にして犢牛大に繁殖して百數十頭に及へり之に投じたる資本の若き實に毎年巨多の額に上りしと云ふ蓋社會の進歩に従ひ肉食の漸次盛ならむと察してなり又嘗て久留米藩士族授産の目的を以て設立したる久留米赤松社といへるありき其業務紛亂して社中物議囂囂殆瓦解に至らむとせり二十六年守隆社長と爲り社則を改正す時に士族間貧に迫るものあり社の資産分配論起らむとす守隆奮然起ちて衆議を排し論じて曰く授産金は太政府の士族授産の途なきを憐みて下賜しるもの之に加ふるに舊主の慈惠金縣下慈善有志の寄附金とより成立したるものなり今之を分割配當せむとするは大恩義を忘却して當初

本社設立の主旨に戻るものなりと由りて業務を釐革して合資會社となし三千有餘の士族をして會社を組織するに同意せしめ遂に物議を鎮定し社員の資格を鞏固にし會社永遠の基礎を確定したり數千戸の久留米藩士族と數十萬段の久留米耕とをして今日あるに至らしめしは實に守隆か熱誠盡力の効に頼らずむばあらざるなり又公衆の爲に投資したるものを擧ぐれば十三年居村の勤勉貯蓄獎勵の爲金一千圓を投し今や利殖して數千圓の巨額に上りたり十五年久留米士族授産の爲金一千圓を寄附して赤松社を創立したり其公共の事に於ては三十年縣農工銀行設立委員となり翌年久留米豊後日田間の鐵道創立委員となりて其事に鞅掌せり而して三十四年二月を以て官褒章を下して其行事を旌表せらるる文に曰く

資性篤實夙ニ家祿ヲ還シ士籍ヲ納メテ志ヲ農蠶ノ業ニ勵マシ桑園ヲ開キ製絲場ヲ創メ荒蕪ヲ鋤キ樞茶ヲ栽培シテ士民ノ生業ヲ裨ケ大分縣直入郡久住村ノ原野ヲ購得シ移民ヲ誘テ耕作ヲ奨メ牧場ヲ設テ内外牛種ノ蕃殖ヲ圖リ殊ニ明治二十六年久留米藩士族ノ授産場赤松社ノ紛議ノ起リシヲ憂ヒ自奮テ社長トナリ百方畫策衆心ヲ調和シ社務ヲ整理シテ之カ基礎ヲ確立セシメ其他資ヲ投シテ貯蓄ヲ勸メ小農ヲ恤ミ窮困ヲ賑ハス等尙ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス仍テ

明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
 守隆の妻名は浪子、長谷川氏、二男四女を擧ぐ、長男岩太郎、二男峰次、長女は天す光、秋、徳の三女、健なり

礎子曰く王政復古の時に當り議勤王、佐幕の二途に岐れ互に黨を植て、疾視反目する諸藩皆然り、勤王は大義に基き佐幕は人情より來る其正否固より較然たり然りと雖、封建の制度、因襲の久き數百年に涉る其情義亦、一概論すへからざるものあり誠に胸中義理の明かなるあるにあらざれば其方嚮を一定して迷はざること能はざるなり聞説、久留米藩士二十七名、皆謀りて佐幕黨の執政不破某を斃せりと守隆與焉、事頗る過激に似たりと雖、士道より之を論すれば固より其所を得たるものなり況や一旦、聖世に遭遇して翻然力を實業公益に盡すあるをや守隆、蓋時務を知るに敏なるものか

## 新田長次郎

大阪市南區難波久保吉町の人、新田長次郎は父を喜惣次といひ伊豫國温泉郡山西村

の農夫なり長は其次子にして安政四年五月二十九日を以て其郷に生る母名は歌關谷氏の女なり長、温厚寡言、凡事、壯大堅實を主とし華美を好まず又蓄積を重むし心算に善し幼にして父を喪ひ母に養はる一日、母、長に謂て曰く聞く我家は義宗公の苗裔にして世世里正たりと汝、努力して家聲を墜す勿れ若夫、職業と住居とは汝か擇むに委すと長、感憤し明治十年、大阪に出て其十一月、始て製革業に従事せり當時工師に「ハイトーケンベル」ル「ムスケ」の二洋客あり説きて曰く日本、未、斯業の大需用を見すと雖、後來、必、盛況に至らむこと炬を觀るか如し日本の現時は斯業を蔑視すれども泰西諸國に在りては名譽ある實業家の從事する所なりと長、此語を聞き益、志を勵まし思へらく工業は寸屨も徒費すべからすと此より毎朝六時に就業し夜は十二時に至る其繁劇なるに當りては往往、睫を交へさること三晝夜に至る且、周年の休日、僅に歲旦一日のみ其製造と發明とに過勞する是の如きを以て爲に身神疲勞し十九年春腸室扶斯の大患に罹れり病むこと三週日にして熱度、稍、減す看護者の言に曰く其最高熱に當り往往、譫語す而して言ふ所、製革の事に非るなしと以て其熱心を見るへし當時、適、西洋靴流行の初期にして製靴用諸革の輸入夥し而して内地の製革業、猶、未、發達せず其製品靴底用に供するに過きず靴甲に用ふる油革に至りては貴重なる犢牛皮を黒

色に染めたる小黒皮と稱するものを以て僅に用に充するのみ是より先長、研磨功を積み純粹の油革を製出して舶來品を凌駕す是、本邦斯業の嚆矢にして新田製油革の名聲は已に遠邇に喧傳せらる然れども當時、工人を使用する其數未、多からず故に自、製造に従事せり笹川某なる靴工あり常に新田製革を使用して顧客の愛を得たり偶、長か疾患の爲に製革の供給を缺き毎に來りて之を歎す長、之を聞くに忍ひず人をして病軀を抱擁せしめて製革に従事し以て供給の途を續けり其業に勉むる常に是の如し既にして同業者間、油革製造業漸く發達せり時に諸工業、又、發達の機に向ひ諸種の工場勃然として起り隨ひて機械傳力用帶革の需用夥し然れども多く之を舶載に仰く是に於て長、扼腕一番、製革の方嚮を一轉し專、帶革製造に従事せり爾後、帶革ピツカルバンキング其他諸革の改良に盡瘁せり抑、長か製革原料取引に於けるは假令資金裕なるも着實ならざるものを排し寧、資金乏しきも精實なるものを選択故に概、現金購買なり之に反して製品も多くは貸付販賣なるを以て大に資金に苦めり故に生活費を節し苦心慘憺して斯業に従事せり是の如きこと數年、漸く資を殖し進みて輸入を防遏せむと欲し職工を教導して益、改善に勉め其結果世人をして難波に新田製革所あるを知らざるものなきに至らしめたり遂に支店を東京銀座區現今京橋加賀町に設け

其他各地に賣品代理店を置き其販路遠く臺灣朝鮮に及へり長、尙、販路を擴張して之を歐米諸國に及ぼさむと欲し已に上海、孟買等に販路を開けり抑、長か志す所、是の如く遠大なるを以て親しく歐米製革の實況を知らむと欲し二十六年、布哇、桑港を経て市俄高に達す時に同市に世界博覽會の開設あり長、晝は會場に入りて陳列品を閱覽し夜は市街を歩いて其商況を視察し遂に進みて紐育に往き又、去りて海に浮ひ英國「リバプール」に着港せり長、元來、英語を解せず毎に手眞似して纔に意を通するを得たり已にして倫敦なる我公使館に到り告ぐるに此事を以てす河瀬公使、笑、且、慰めて曰く同胞の渡航するもの多しと雖、未、一語を解せずして來るものあらず其之あるは子を以て始とす又、壯とすへしと懇に便宜を與へらる長、一語を解せずと雖、製革上の事に關しては多年の經驗を以て一見能く其理を了解す獨、物名の若き之を記するに苦む故に通事を雇ひて倫敦、及「マンチスター」の商事情を視察し遂に帶革、並「ピツカル」等の製作に要する機械數個を購ひ轉じて佛國に到る歸途、地中海沿岸開港場に於ける互市の景況を観察して歸朝せり抑、歐米の商賈は自國製品の自國に於ける賣買價格より輸出價格の廉なるに努む是、其國の工賃を以て外國の通貨を吸收する共同循環の公利に注目すればなり我國の商賈は之に反す則、外國に對しては只管、時價より



高からむことを欲し若豫期に違へば粗製濫造、至らざるなし其識見の陋なる歎すへし長此等の事情を觀察して深く感ずる所あり歸朝後先づ從來の座業を立業に更へ尙進みて素質たる牛皮の裁判法より灰汁澁液牛脂各種製造品の使用方法、並船來機械の幾分を改修し海外見聞に係る機械を製作し帶革縫綴に銅線を用ふること及藥品と油脂とを用ひ水中にて使用し得へき帶革を製し且機械の使用にて「ピツカル」バツキングを堅牢に製成し或は箱車に牛皮を容れ回轉して之を鞣け又は澁浸染、並吸水排水澁皮粉碎機械其他改良するもの枚擧に遑あらず而して從來使用の原料は專内地産の牛皮を用ひ上品を一等品と稱し、洋行中調査し、素質即泰西各地の牛皮を用ひ最上品を製出し之を地球印とし優等品を金色地球印とし尙各種の帶革を製造し而して取引上確實を旨とし勉めて需用者の信を堅む故に販路大に擴まれり抑、長か業の是の如く駭駭として盛運に向へる所以のものは其志堅確にして能く百難に勝へ眼前の小利を追はず原料の供給者を寛待して製品を善良にし而して其價格比較上低廉なるに因る三十三年、再渡航して巴里萬國博覽會を觀、遂に支那、印度、佛米、英、獨等の各國を巡歴し原料產地及製品輸出の販路を調査し更に購買と賣込とを開始し最新式機械數個を購入して歸朝し今や之を裝置し且我工場にて其見聞せる

機械製作中に在り茲に其工場等を掲ぐれば敷地面積二千七百坪、工場七棟一千坪、汽鐘實馬力二十七、電氣機點燈用一臺、職工一百五十人なり又從來製革を出品して褒賞を得しこと十四回、金銀銅の三種とす而して尤名譽なるは市俄高世界博覽會より受けし賞牌及賞狀に在り長は實に該會に於て外人の視線を一身に集めたり蓋、外人の多くは日本、未製革業者あらずと思考したればなり鳴、長の出品は獨、一身の榮に止まらず則國家の光輝を發揚し、ものなり三十三年、巴里萬國博覽會に出品し已に優等なる賞牌授與の決定あり亦、以て譽とすへし多年、斯業に盡瘁し、功績、遂に魏闕に達し三十五年五月を以て餘榮ある綠綬の章を拜賜せり其文に曰く

夙ニ製靴用諸革ノ輸入ヲ外國ニ仰クヲ慨シ奮然之カ製造ヲ起業シ刻苦研鑽遂ニ純粹ナル油革ヲ製出シ品質優良、舶齋品ヲ凌駕シ新田油革ノ名聲ヲ遠邇ニ發揚シ尋テ諸工業ノ熾ナルニ隨ヒ機械帶革ノ需用益、増加スルヲ見テ其製作ト改良トニ苦心シ尙進テ斯品ノ輸入ヲ杜絶セント欲シ慘憺經營、日夜職工ヲ督勵シ支店ヲ各地ニ設ケテ以テ供給ヲ便ニシ歐米各國ニ渡航シテ商況ヲ視察シ益業務ヲ擴張シ販路ヲ海外ニ開クニ至ル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

長の其業に従事する朝には職工に先ちて場に入り夜は後れて場を出て監督獎勵、間斷なし其寄宿者の如き出入堅く時間を守らしむ若、賭博するものあれば直に解雇す然れども未嘗て手藝遲鈍の故を以て解雇せず病者に對する醫療、遺族扶助、及貯蓄等の方法を設け多少蓄財あらざるなく間、千金を有するものあり又、毎年兩度等差を立てゝ慰勞金を與へ其半額を蓄積して養老若くは不慮の災厄に備へしむる等、注意甚密なり又、公共事業、及罹災民等の爲に投資し、こと少からず就中、藤島神社造營費中へ多額の金員を寄附して追遠の意を寓す今や事業益、盛にして原料貯庫、及工場を増築し煉瓦構造の事務室、汽罐室を改造し尙、汽罐一百五馬力を増加し工場豫備地、約一千坪を購入し其他附屬工事を修築し第五回内國勸業博覽會の開期前に全部完成の豫定を以て着手中に在りといふ且、後來、改築増大の設計ある以て自費を投し十三間川に架橋し之を新工橋と名づけ豫め之が地を成せり又、山陰、南海の地方に於て山林を購ひ製革用澁木の需用に備ふる等、規模の擴張に努む長の妻は井上氏、名を鶴といふ長子を利一と呼ぶ

礎子曰く凡、人の立志に助けある祖先の績を聞かしむるより善きはなし長か幼時、其母の家系を説くを聽きて感憤興起する所ありしか如きは是なり且、其氣宇宏大幼時より然り是、幾ど天なり聞く亞米利加、加奈太地方に工場を設くるの意ありと斯人をして志す所を果さしめは眞に名家の裔たるに耻ぢずと謂ふへし

### 正六位 西村勝三

礎子曰く今、夫、數十の資を齎し交通不便の僻地を去りて通邑大都に來るものは孰か富商大賈たるを欲せざるものあらむ而して之を得るもの寥寥晨星の如し豈、其智力足らざる所あるか抑、耐忍勤勉の至らざるか而して儻、之ある吾西村勝三に於て見る西村氏、其名を勝三といふ舊、佐倉藩士にして西村平右衛門の第三子なり天保七年十二月九日を以て江戸大名小路藩邸に生る天質、人に勝れ幼時、已に吞牛の氣あり長するに及び英氣益、發し深く心を内外各種の事業に注ぐ此時に當り朝廷、新に政權を收めて百般の事、歐米の制に則る之を大にしては文教武備、之を小にしては服裝器具、故に工藝の徒、隨ひて業を更へ亦、舊法に拘束せず勝三、慧眼、豈機を逸せむや早に着想する所あり軍靴製造所を東京築地入船町に開設す實に明治三年なり而して造靴工を

和蘭國より聘し士族の子弟を募り又、救育所の少年を取養して業に就かしむ是實に我國造靴業の濫觴なり故に後來造靴の業盛に開くと雖靴工多くは此流派に屬す已にして亦養育院の少年を延招取養して業に就かしむ夫靴工已に其技を修得すと雖、材料の供給を饒ならしめされば之を完全の業と謂ふへからず是に於て地を向島にトして製革所を創設したり是軍靴材料、皮革製造の爲にして是を四年の事と爲す是年、兵部省武庫司勝三に軍靴の用途を命ず是年、又洋服裁縫師を獨逸國より雇聘して東京銀座第一街に開肆したり後來我國裁縫工中、先進を以て居る者は此獨人に就きたるものを多しとす既に洋服裁縫業を開肆す其服裝中、必要缺くへからざるものは亦之に伴はしめざるへからず是に於て翌年、兵士用莫大小製造女工部を築地第一街に創設す是斯業に在りては猶車輪の發軔のことし且洋式革具製造場を同所に創設するも亦是年に在り夫百聞の一見に如かざるは理の誣ゆへからざる所なり故に實弟勝郎を歐米に渡航せしめて遍く各國の工場を歴巡して其工業を親視查察せしむ六年、東京府より命せられて東京營繕會議所議員と爲り瓦斯局並養育院創設及修路の事務を管理す次て瓦斯局副長及養育院副長を囑託せらる是年、弟勝郎製革用機械器具を購ひ英國人簿記者を雇ひて歸國したり八年、佛國技師ヘレゲレンの教示に従

ひ瓦斯局附籍地に耐火煉瓦製造所を創設す蓋專、瓦斯電用耐火煉瓦製造を目的とす是、本邦斯業の嚆矢なり抑、製革の事頗困難の業たり故に十二年、勸業寮金五萬圓を貸下して斯業を保護す蓋金は十年賦返納五朱利なりとす尋て技手山崎某を濠洲シドニー製革所に遣はして研究せしむ翌年、調査を畢へて歸朝す因て彼製革業の方規に準據し新に蒸汽機械を裝置し生徒を募りて新式製革法を傳習す此より本邦の製革業、大に面目を改めたり既にして年を経る三年、製革の業漸く發達す是に於て十五年、陸軍砲兵工廠は從來使用し、船載製革に代ふるに我製革を以てす實に斯業の一大進歩と謂ふべきなり十六年、元工部省工作分局深川區清住町白煉瓦工場拂下を受け在來の工場を此に合して伊勢勝白煉瓦製造所と稱す十九年、技師芦葉某を伴ひて渡歐し更に技師中島某をして内地の原料を携へて獨逸に赴かしめ以てシーメンス式、瓦斯窯築造を實地に練習せしむ翌年、工場を品川町に移し品川白煉瓦製造所と改稱す其翌年中島技師の歸朝するや他の技師等と偕に刻苦勉勵遂に半瓦斯窯を新築すること五基に及び後二十三年、合資組織に變更し品川白煉瓦合資會社と改稱し分工場を磐城小名濱に設く明年、更にシーメンス式、瓦斯窯八基を築造し益、斯業に盡瘁し製品も亦一層精緻を加へ今や輸入品殆跡を絶たむとす又、工部省の旨を受けて華族稻葉

正邦と共に其所轄に係る品川硝子製造所を假用して該業を經營したり十九年、勝三自歐洲に航して各國の工業を視察し殊に獨佛の軍靴及武具製造を精査し又獨國に於て製革技師を雇聘し且製革製造用の機械器具を購入して歸航したり但十三年以來製革方法多く濠洲式に依りたりしか此行大に悟る所あり即濠洲式は米國の如き原料豊富なる地にては其製法粗大にして專機械力を使用するも到底我國に應用するの不可なるを知り本邦牛皮産出の狀況工銀の比較及内地産藥種の性質等を研究し獨逸式に依るの必要を認めたるを以て獨國技手<sup>ワグネル</sup>を備ひ歸朝後更に職工生徒を募り製革方法を全然獨逸式に更めたり二十年事業取調の爲養子謙吉を填獨佛國に派遣せり嘗て假用し品川硝子製造所拂下を受けて其營業を繼續し明年新に獨國より硝子製造技師を僱ひ品川硝子會社を組織し創めて麥酒瓶を製造したり是本邦に於ける麥酒瓶製造の創始なり次て日本熟皮會社を組織し之を神戸に設立す是年創めて我製革を獨國に輸出したり而して其牝牛製革は原料騰貴の爲二十三年に至りて止めたりしか之と同時に陸軍省にて我製革を軍靴底に使用するに於て些の缺點なきを認め遂に從來の舶載革の使用を廢し悉我製革を用ふることとなり亞て中底革も亦我製革を用ふるに至り軍靴製造の材料皮革は一切外國の供給を受く

る必要なきに至れり嗚是勝三が多年刻苦經營の結果にして當初偏に彼か供給を受けしもの今や却りて我より輸出するに至る誰か時運の此に至るを豫見せむ蓋勝三か衆に異なる所以なり二十二年靴の需用逐年減少し職工の就業頗難む勝三機敏職工の出稼に着想し翌年六十八人の職工を米國桑港に出稼せしむ後此徒四十餘人留り同盟して團體を組織し他の勞力と混するを避け以て本邦の體面を保つを期し現今に至りては漸次其數を増加し既に二百名に垂むとし職工同盟會支部として桑港に儼乎たる一團體を成せり二十三年内國勸業博覽會審査官を拜し又名譽金牌を受く二十八年謙吉を米墨諸國に派遣し製革原料の取調をなさしむ翌年從來の製靴法を改良し分業製靴法を採用する爲技師を米國に派遣し其翌年造靴工場を北品川に起して改良靴と稱する分業器械製新靴を發賣せり三十一年東洋諸國牛皮産出事項調査の爲謙吉を南清暹羅新嘉坡等各地に派遣し歸朝後更に獨逸索遜製革學校に留學せしめ三十三年製革職工三名を携へて歸朝するや留學中研鑽し設計を基礎として現今北千住に新工場の建築中なり又三十二年技手大澤某を農商務省實業練習生として製革研究の爲獨逸索遜に留學し後歸朝して製革に従事せり是年職工同盟會を組織し自其會長と爲り支部を神戸及桑港に置けり是より前二十年製鐵事業調査

委員の囑を受けて耐火煉瓦製造試験を爲し次て製鐵所技監、技師等歐洲に巡回す因りて之に品川白煉瓦製造所技師海老名某を隨行せしめ耐火煉瓦製造の事を調査せしむ此より斯業、又隆盛に赴き本品の輸入は漸く將に其跡を絶たむとす此に至り勝三か素志略達するを得たりと謂ふへし思ふに中間幾顛蹶に堪へ以て今日あるを致す決して庸流の企及し能はざる所なり事遂に天聰に達し三十三年一月を以て綠綬褒章を下して之を閭門に旌表せらる其記に曰く

夙ニ志ヲ興業ニ勵マシ明治三年軍靴製造所ヲ創メ和蘭工師ヲ雇テ士族ノ子弟及養育院ノ少年ニ傳習セシメ尋テ製革所ヲ設テ材料ヲ精選シ人ヲ歐米濠洲ニ派シ或ハ自渡歐シテ製法ヲ研覈シ新ニ機械ヲ購ヒ技師ヲ聘シ多ク職工ヲ養ヒ規模ヲ張リ分業法ヲ採リテ作造ヲ敏ニシ費額ヲ減シテ品質ヲ優ニシ多方經營中道困難ニ嬰ルモ屈撓セズ遂ニ改良靴ノ名聲世ニ播キ販路ヲ廣メ斯業ノ面目ヲ發揚スルニ至ル其他莫大小及硝子ノ工業ニ從事シ最力ヲ耐火煉瓦ノ製造ニ用キ今ヤ供給内地ニ足リ舶載殆其跡ヲ絶テリ洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

越えて三十五年二月特旨を以て正六位に叙せらる

礎子曰く吾勝三の傳を讀みて深く感ずるものあり何ぞや人未知らざるに吾獨之を識れば知言の名を成さざれば空言の謗を受く事業に於て亦然り人未知らざるに吾先業を窺む其業真に善なりと雖人之を知りて利用せされば吾獨窮す抑其發達の時運に委せむか限りある財本は悠悠の歲月を待つ能はざるなり是に於て資力竭きて空く倒る而して聞きて起るものは庸流凡才なり而も却りて世間皆知るの時に投合す是僥倖にして成るものなり而して滔滔者流此を捨て彼を取る是奇才の多く窮巷に沈淪する所以なり而して奇才たるもの亦過あり何ぞや堅忍不拔時養堙晦以て時運を待つ能はされはなり是則奇才の特質なり所謂人に於て一を闕くものなり聞説勝三失敗に遇ふ毎に自以て熱心と勉強との足らざるに由ると爲す嗚何ぞ其堅忍不拔なる而して其資力の已に盡るに當り幸に舊藩主の厚意幫助する所あり是天斯人を不朽にする所以なり

勝三亦恤窮慈惠の念深く兼て公共心に富み明治二年以降各種の公共事業或は慈善施興或は社寺團體等へ義捐寄附したる金品無慮一萬數千圓に上りぬ故に銀杯木杯其他賞品褒狀等を受けたること實に枚擧に遑あらず凡勝三の善行三十餘年の久きに亘り就きて問ふものあるも謙して敢て言はず母は荒井氏樂こいふ妻は小泉氏の

養女名を信といふ子なし後妻谷口氏の出男女数人あり嗣を直といふ又櫻組は合資  
會社の組織に改め盛に其業務を經營す今や五十萬圓の資財ありと云ふ

## 西野彌平次

彌平次は越前國今立郡岡本村宇定友の人、弘化二年六月十日を以て生る幼名源三、父  
彌平次の後を承くるに及び其名を襲ぐ母は小林氏與津と云ふ岡本村古より不老、大  
瀧岩本、新在家、並に定友の五部落ありて抄紙の業、頗、盛なり其品質極めて佳良なるを  
以て世に之を五箇紙と稱す所謂越前奉書なるものは是なり幕政の當時正式の公文、諸  
侯諸士の往復書東、慶吊の贈答、其他百般禮節の式、皆、必、此奉書を以てし、が故に五箇  
の部落、家富み人足り二百餘年の久き産業の饒多なる他に其比を賂す然るに維新の  
大故、世局、倏變じ諸侯、藩を撤し諸士、秩を辭し昔日、太平の豪奢、復、夢視すること能はざ  
るに至り奉書紙を用ふるもの俄然其頭を減じ五箇の業、頓に衰ふ彌平の家、歴世斯業  
に従ひ彌平に至りて方に此否塞に會し困苦、亦、名狀すべからず然れども毅然として

父祖の業を恢復するの節を持し一日も敢て怠らず明治元年、太政官金札の用紙を製  
し六年、亦、御用透御紋鳥の子紙を製して嘉納せられ踵ひで諸省の辭令用紙、及、勳賞用  
生涯大判透御紋鳥の子紙の製造を命せられ皆、旨に協ふ竊に念へらく斯業、豈、再興の  
望なからむやと然るに十年、印刷局抄紙部を王子に設置せられ諸官衙の用紙、大抵同  
部に於て製造するに至り彌平の志望、復び水泡に歸し五箇製紙の販路、幾ど梗塞し同  
業者の破産する者、頗、多し偶、十四年、第二回勸業博覽會開設の事あり同業者眞柄某、該  
會賞狀の用紙を囑命せられ之を彌平に謀る彌平、大に喜び某に告げて曰く此一舉、眞  
に是、好機なり慎重以て事に當り精、更に精を加へ我製紙をして面目を汚損せしむる  
こと勿れ將來の販路を啓達せむこと今日に決せむのみと某、深く此旨を領し且、製造  
の事を舉げて彌平に一任す彌平、是に於て先づ從來の漉器械を改良し原料を精撰し  
日夜、工を督して成る會の當事者其純美なるに驚嘆し公衆、亦、爲に漸く歡迎するに至  
り販路較、擴充し積年の不幸、將に挽回せられむとするの狀を呈し五箇の同業者愁眉  
始て開く翌年、文部省の爲に文部省三字透入、鳥の子を製し十六年、太政官の爲に薄用  
雁皮紙を製し其他遠邇の需求頻に加はる是歲、大阪に府縣聯合共進會あり彌平、二三  
同志と謀り一の製紙會社を興し強製社と名づけ生涯大判鳥の子に菊花蝴蝶の模様、

及、贊を漉き込みたるものを製し以て該會に出品す一英人あり一見垂涎、直に之を購ひ去る其巧緻推して知るべし是時第四等の褒賞を得たり明年、眞柄某に託せられ鳥取、愛媛外數縣の辭令褒狀用紙を製し令名更に遠し又明年、復、太政官の爲に勳賞用透御紋鳥の子を製す是より先、當國の蠶種製造家の用ふる臺紙は悉、料を他縣に仰ぐものなるを聞き慨然、其習を掃はむことを念ひ潜工夫する所あり自、臺紙を製し試に當業者に託して適否を檢せしむるに成績、太善良にして反て他の臺紙に愈るものあり事、忽、多人の間に傳播し製種家争ひて之を需求して止まざるに至る今や五箇の同業者多く臺紙を製し優に生産の一助たるもの實に彌平、發明の力にして製造の秘訣は一に皆、彌平の傳ふる所に依る其他雲掛、水玉等、古來特産の紙にして製造久く蹟を絶つものを復興し及、新に大小數十種を製し斯業大に興る十九年、有志と偕に信洋社を組織し專、輸出抄紙の製法を講究し遂に一種の製紙を抄出することを得たり紙質軟滑にして光澤、他紙に優るものあるが故に名けて光澤紙と爲す同年十一月廣島に府縣聯合共進會あり乃、之を出品し三等褒賞を得たり翌年、彌平、及、眞柄某、信洋社重役の資格を以て光澤紙販路擴張の爲、相携へて横濱に來り先づ英商九十番館に商議す英商、其製造の狀を聽き規模微小にして與みするに足らずと爲し之を謝絶す乃、轉じ

て東京に至り遍く内外各商の間に奔走し辛苦具に努むと雖、敢て應ずる者なく二人已むを得ず歸國して具に語るに是事を以てす社員、皆失望、策の出づる所を知らず彌平、大に決する所あり色を端し語りて曰く商機は猶、兵の如し一敗反りて大勝を博するの因を爲すことあり念ふに今回失敗の由る所は製造の未、完全ならざるに在り即、藥品の精ならざると器械の良ならざると是なり此二者を完全せしめ以て第二の大勝を制せむこと豈、現下の急務に非ずや諸君、尙、果して銳進するに意あらば僕等、亦請ふ死力を奮て今日會稽の耻を雪がむと然るに社員、皆沮喪敢て應ずるの色なし彌平、乃、單身大阪に至り數種の藥品を購入し其抄紙製造の研究に従事し潜慮數十日、大に得る所あり試に其製紙を以て前の光澤紙に比するに霄壤、霄ならず是に於て復、社員を會し更に器械購入の事を議す社員等、痛く前敗に懲り且、將來、尙、多額の資を要するを聽き彌平の議に同せず加ふるに種種の狐疑を懷き悉、皆、退社を告げて歸る彌平、獨屈せずして曰く陋なる哉、小輩、退くも亦、可なりと此より光澤紙の業、全く彌平、一人の勞に歸す是年、南條、今立兩町品評會を武生に開く彌平、乃、其製する所、光澤紙を出品して一等賞を受けたり翌年、京都開設府縣聯合共進會に出品し三等褒賞を受く二十二年、印刷局長、地方を巡視し彌平、製紙の狀を觀、其紙質の緻にして且、牢なる幾ぞ群を絶

すと雖、但其「ロール」器を用ゐざるか爲、光澤に於て微く缺くる所あり、反りて紙名に辜負するの嫌なきに非ざるを惜み、彌平に勸むるに器械設備の事を以てす、彌平、其好意を謝し、且語りて曰く、前年、大山工務局次長、大阪に至り、特に奴を該地に招き懇切教諭を垂れらる、亦、實に尊命の如し、然れども器械の設備は容易の資之れを辨すべきに非ず、微力の堪へ難きを奈何せむと困りて、具に信洋社組織の當初より社員離畔、獨力刻苦僅に保ちて今日に至るの狀を申し、言言涙と俱に下り、至誠面に溢る局長大に感動し、歸京の後、縣廳を介して印刷局用の「ロール」一臺を貸與す、茲に於てか彌平、積年の熱望頓に足り、是より光澤紙の聲價、日に天下に昂く、未、期歲ならずして、「ロール」一臺の器械、到底江湖巨額の要求に應ずること能はざるに至りしを以て翌年、更に一臺を増置したり、吁、其進歩の速なる成効の著き實に天助に蔭すと謂ふべし、是年、第三回勸業博覽會に光澤紙を出品し、一等有功賞牌を受け、二十五年、奈良開設、府縣聯合共進會に於て一等褒賞を受け、明年、閣龍世界博覽會に於て名譽の優等褒賞を受く、是歲、製紙の原料三極及雁皮等、價格奔騰し、同業者多く其痛に勝へず、間、或は業を休止するものあり、彌平、之を憂ひ、自、國內の山野を跋涉し、普く原料に代用すべきものを探求し、遂に一の茅艸<sup>チヌ</sup>を發見し、之を抄漉に試むるに紙質軟和にして滑澤あり、能く三極を補ふの功を

奏せり、加ふるに郡の池田郷沃野漠漠として茅艸盡くる所を知らず、彌平、悦び謂へらく、此、豈、天然無價の一大寶藏に非ずやと、乃、廣く同業者に勸め教ふるに製法を以てし、以て原料の資に供せしむ、此に於て同業者、舉げて皆、其利を蒙り、永く彌平の徳を記し、五箇、一郷の敬畏、加、渥し、又、明年、富山市に博覽會開設の事あり、光澤紙、及、稀白書院紙を出品し、金牌章を受く、此時に當り、業務益、昌むにして工場從來の規模を擴張するの要あり、巨額の需求に酬ゆるが爲には、蒸汽機關を設置せざるべからず、彌平、策を按して念へらく、獨力以て今日に至る、豈、復、他人の資助を藉らむや、斯業にして、苟、隆盛の域に達せば、以て父祖を慰するに足るのみ、小節を顧るの秋に非ざるなりと、乃、歷世傳ふる所の土地、及、家財を竭くして、成く之を沽却し、以て蒸汽機關を購入し、業務一層の面目を新にす、二十八年、第四回内國勸業博覽會の京都に開かるゝや、彌平の製紙大に稱讚を博し、進歩一等賞牌を受けたり、是歲、光澤紙の海外に輸出するもの頗、多く、外商争ひて之を歡迎し、全く昔年の屈辱を伸ぶるを得たり、三十一年、縣の重要物産共進會あり、彌平の出品したるもの悉、皆、農商務省、買上の榮を得、且、知事より銀牌に添ふるに、賞狀を以てす、三十三年、四月、彌平の歴史、天關に聞し、裁して、綠綬褒章を賜ふ、其詞に云く、



資性温厚、夙ニ祖業ヲ紹デカヲ抄紙ニ竭ス。明治ノ初、楮幣料紙ノ抄造盛ナリシモ、已ニシテ官抄紙所ヲ設ケ、且世運ノ變遷ニ因テ奉書紙ノ需用頓ニ減ジ、抄戸凋弊スルヲ慨シ、奮然之カ改善ヲ圖リ、有志ト共ニ信洋社ヲ創メ、一種ノ光澤紙ヲ抄出シテ輸出セントスルモ、售ラレス。社員失望、中道解散。舊法ヲ墨守スルニ如カストナスニ至ル然レモ、毫モ屈折セス。銳意研鑽、家産ヲ賣テ洋式器械ヲ購ヒ、工力ヲ省キ、産額ヲ増シ抄法精良、紙質強韌、中外ノ賞讚ヲ得、遂ニ縣下ノ主要物産ト爲リ、貧民頼リテ以テ衣食スル者尠カラズ。或ハ山野ヲ探討シテ新ニ製紙原料ヲ發見シ、裨益ヲ同業ニ與フル等、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範タル者トス。仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。

彌平、妻、増は中條氏、亦、貞操の名あり、男、千代松の爲に岩野氏、久を娶る。礎子曰く、蔡侯の後、鎌簡の道、殊に本邦を逸とし、就中、越前の五箇、之が魁首たり而して、其奉書は、縑の貴きに失し、其雁皮は、簡の薄きに偏す。彌平次、の光澤紙一たび興るに及び、千歲、斯道をして復、遺憾なからしむることを得たり。況や、樹膚、麻頭の外、新に茅艸の天利を加へ、弊布、魚網の他、別に藥料の人工を益す、其功の完き蓋、古今一人のみ、嗚呼、聖天子、嘉賞し給ふ亦、旨ある哉。

## 沈 壽 官

壽官は薩摩國日置郡下伊集院村苗代川の人なり。家世世、陶器製造を業とす。慶長年間、島津義弘、征韓の役に従ひ、其歸るに及び、韓人、朴平意等數十人を俘とし、白土、粘薬を携ふ歸りて之を大隅國始良郡帖佐に置く。既にして平意に命し、陶窯を築きて茶器を製造せしむ。頗、良器を得たり。義弘、大に之を賞し、其器を稱して火計といふ。蓋、原料、皆之を韓に取り、獨、炭火のみ本邦品なるを意味し、となり。後、平意、同志の工人、沈當吉と謀り、製陶用の原料、悉、之を義弘の封内に取らむと欲し、國人を郷導として、普く國內を探檢し、白砂を川邊郡加世田郷小湊村に、粘薬石を同郡津貫村に、白土を揖宿郡十二町村に、白粘土を同郡山川郷成川村に、猶木を川邊郡南方卿鹿籠に、發見して之を發掘採取し、以て茶器を製造せしに、堅硬玲瓏、純白の良器を得たり。朴、沈、雀躍措く能はず。直に具狀して義弘に告ぐ。義弘、之を見て賞譽贊歎し、以爲らく朝鮮國熊川の名器に優れりと由て大に朴、沈等を賞し、遂に告して種種の器物を製造せしむ。即、古帖佐燒是なり。慶長十八年、更に地を日置郡伊集院郷苗代川にトし、歸降韓人を悉、此に移し、平意、當吉をして更に窯を建設せしめ、此二人を主宰と爲し、他韓人をして皆、二人の徒弟たらしむ。後、義弘

り是他日を待ち更に大に張らむと欲するなり抑、壽官が諸種の改良に苦心しは一日にあらす元來、原料の白土は其質脆弱なるを以て製品動もすれば破碎の患あり況や大器物の製造に於てをや故に昔時に在りては二尺餘の製品は其完成實に困難なりき壽官此患を除かむと欲し或は六七里若くは三十餘里の地より數種の白土を探取收集して粉煉調合の方法を講し又燒窯の構造火度の適否を考究し工夫百方試驗を積み經驗を重ね遂に十三年に至りて始て大器物完成の技熟達するを得たり又描畫の巧拙は製品の品位に關係を有する甚大なるを以て畫工の養成を必要なりとし二十一年より陶器畫研究所を自家内に設け男女の幼年生三十餘名を募り教師を聘して四年間其技を修養せしめ技頗長し本業を以て職とするもの數名を出し大に斯業に益しぬ又大器物畫彩上燒付に際し燒破れ冷し破れ等の爲殆成功せむとする製品に損害を被ること多く當業者之を一大災厄と爲せり壽官此害の從前畫彩窯の不完全より來るを看破して多年之を驗し十三年畫彩窯の構造に改良を加へ且燒揚げに際して炭火の度を量り泥土を以て其火口を閉塞するの一方を案出し遂に禍害を免るを得たり由りて之を同業者に傳へて皆其恵に依らしめしは實に斯業の進歩と謂ふべきなり壽官之を以て足れりとせす進みて燒付の改良を企畫せり抑、本燒窯は

火度甚強盛なる爲和洋五色其他總ての繪具は其本色を失ひ或は褪色するを以て畫彩窯を用ひて僅の火度にて之を燒付くるに止れり壽官之を憂ひ多年工夫の末繪具の配合火度の加減に注意し遂に火度強盛なる本燒窯を以て極めて密畫と雖能く之を燒付くるを得るに至り手數と費用とを省き當事者の便益甚大なり夫人の嗜好は時と共に變せざるを得ず是に於て更に彫刻改良の必要を感じ意匠を凝すこと數年十二年を以て透彫を發明したり此新意匠の彫刻を施せる製品は十四年以來各所の品評共進博覽の諸會に出品して其賞讃を得名聲大に發揚し隨ひて内外販鬻の數を増せり次て二十五年に至り浮彫を發明せり而して是亦世人の賞讃を博せり就中紀念博覽會及九州沖繩八縣聯合共進會の出品は宮内省用品として上買の榮を蒙れり蓋脆弱なる陶器に施すに至密なる彫刻を以てするに至りては實に本邦斯業の一大進歩と謂ふを憚らざるなり抑、壽官は多年本業に従事しを以て其間或は世上商業の進否或は物價の昂落等の爲非常の影響を被り時に資本の缺乏を來し本業の浮沈に關しは誠に偉なりとするに足る茲に三十四年十一月餘榮ある綠綬褒章は遂に其家門を輝すに至れり今其全文を掲ぐ

夙ニ祖業ヲ襲テカヲ埒埴ノ工ニ竭シ始薩摩陶器製造場ノ工長ヲ命セラレ撤藩後製陶會社ノ主宰ト爲リ高雅優美ナル一大花瓶ヲ製シテ外人ノ賞讃ヲ博シ輸出ノ途漸ク開ケントスルニ方リ一朝會社瓦解シ衆工活路ヲ失ヒ先業廢絶セントスルヲ憂ヒ自製造所ヲ建設シテ百方挽回ヲ圖リ數挫折スルモ屈セス覃精銳思、窯術ヲ研鑽シ火度ノ加減、顔料ノ配合ニ其蘊奧ヲ極メ製品ノ形狀、描畫ノ意匠ニ新生面ヲ開キ更ニ進ミテ透彫、浮彫ノ妙技ヲ發明シ大ニ薩摩陶器ノ名聲ヲ中外ニ發揚シ販路ヲ擴張スルニ至ル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス仍テ明治十四年十月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

品評共進及内外國の博覽會に出品して銀銅の賞牌、名譽牌、妙技賞、及銀杯等を受領したること前後數十回、殊に十八年時の農商務卿は功勞賞金貳拾圓を下す其冊に云く嘗テ薩摩陶器ノ衰微スルニ當リ許多ノ工人離散シテ生計ヲ失フノミナラス其陶法ノ滅絶センコトヲ惜ミ資財ヲ擲テ工場ヲ設ケ衆工ヲシテ再、其業ニ就カシメ辛苦經營、特産ノ名譽ヲ回復シ以テ今日ノ良結果ヲ觀ル其功勞著シ因テ之ヲ賞ス其他、官公衙學校建築費、道路開鑿費等を寄附して木杯、賞狀等を得しこと亦少からず妻は安藤氏、名を桑といふ一男五女を生む男を正彦とす

礎子曰く嗟乎壽官は獨、陶業界に於ける偉物のみならず其祖に孝なるものなり何を以て之を言ふ壽官が事を執るに當り世上商業の沈滞より其影響を被り殆維持に苦むや毎に祖業を失墜して家聲を羞しめむことを思ひ猛然反省して終に先業を全くするを得たりと詩に云く夙興夜寐、亡辱爾所生と壽官蓋斯道に由れるか宜なり能く祖業を保ちて家聲を發揚したること

## 若尾逸平

礎子曰く外艦の浦賀に來る將家、猶疑懼の念を懷く況や凡民をや尋て互市を開くや商賈、概向ふ所を知らず此時に當り彼と互市場裏に輸贏を争はむと欲す虎尾を履み龍領を探るの志なくむは能はざるなり而して當時蠶業界に於て之か倡を爲したるものは誰ぞ甲府の豪商、若尾逸平の如き蓋其尤なり

逸平は甲斐國中巨摩郡在家塚村の人、若尾林右衛門の次男なり文政三年生る父林右、曾て居村の里正たる時、偶、近郷二十餘村の共用灌漑水に關し紛議を生ず林右、之か總

代に推され奔走すること前後十四年家産爲に落つ故に逸平兄弟皆貧困中に生長せり逸平幼にして氣宇凡ならず天保八年歳甫て十八武辨に志あり奔りて江戸に出て旗士某に仕ふ既にして翻然悟る所あり去りて郷に歸り専農を事とす十二年歳二十二始て商業を營まむと欲す因て當時の通貨金三分に値する自製煙草を父に請ひ之行商販賣し其得し所を以て資本に充つ爾來世路に浮沈すること十餘年時に盈縮あり備に艱を嘗む而して商機未熟せず安政二年に至り失敗相尋き終に資金を耗盡せり然れとも堅忍敢て初志を渝へず此年甲府に移り舊知某の家に僑居し用を節し業を勵み三年にして些か贏す所あり因て別に家居して業を營めり是に於て獨立自營の途漸く立てり此より益業務の擴張に努め弟幾造を生家より招きて協力せしむ六年横濱港を開く時に内商未貿易に習はず皆疑懼逡巡す逸平奮て蠶絲其他雜品を持して貿易を試み頗る利益を得且後來必貿易の盛なるへく又貿易品は蠶絲に若くもなきを察し是より專蠶絲業に従事せり文久二年生絲製造器械を案出せり此より前本邦生絲の細大不齊にして市價揚らざるを患ひ常に之か改良に志あり而して其弊竇を尋ぬるに毎戸竈を置き個個繰絲抽出するに在り故に之弊を救はむと欲せば多數の工女を一室に聚め一定の規率を設けて繰出せしむるに如かす是に於て一器

械を案出し多く工女を備ひて繰絲に従事せしめ幸に好果を收む因て之を市場に上せ始て聲價を得たり此より甲州絲の名聲漸く世間に喧傳せらる抑此器械の構造は今より之を見れば固より完全備具するものと謂ふを得す然れども當時に在りては亦珍とするに足る故に世人之を若尾器械と稱し斯業に従事するもの競ひて使用し以て其緒を整齊し完全の生絲を製するを得たり此より面目一新し外商我生絲を嗜好するに至る爾後此器の行はるゝ十四五年間なり逸平以爲らく我國の富強を圖るは蠶絲業を勸むるに若くはなしと而して當時山梨縣の状況たる蠶業遲運として振はす僅に東南部に於て飼養するを見る其他寥寥晨星の如し特に西部に至りては殆絶無といふへし是に於て桑樹培養及養蠶の利益を説き勸誘啓發甚努む然れども應するものなし因て以爲らく之を實地に施して其利益を示すに如かすと乃家兄をして十餘町歩の園圃に桑苗を植ゑ蠶室を建築して養蠶業に従事せしむ事創起に屬し始收支相償はさりしも元來其意勸誘模範に在りしを以て敢て之を意に介せず繼續連年終に利を收むるに至れり爾後西部の産業逐年發達し今や其生産東部と駢馳並行するに至れり逸平又以爲らく養蠶業の進歩に伴ひ製絲業の發達を圖らざるへからす而して能く之を發達せしむるは金融機關を敏活ならしむるに在りと因て十年

の頃より銀行業務を創始して力を貸付、及爲替に盡し製絲家の原料購入に際しては資金を供給し輸出に當りては荷爲替を組み以て便益を與ふ後、銀行條例の施行せらるゝや男、民造をして業を繼かしめ若尾銀行と改稱して益、行務を擴張せり抑、斯業の初に當り製絲業の微微たりしもの今や非常に進歩して産額、數倍の多きに至れり養蠶、製絲の是の如き盛況に至れるは固より世運の然らしむる所と雖、又逸平か商機を制するの宜きを得たる大に與りて力ありと謂ふへし慶應元年、物價騰貴して民生を聊せず白米二百苞を出して之を賑はせり明治元年、朝廷、幕府の罪を問ふ關東諸州騷然たり尋て鎮撫使をして軍を率ゐ甲府に入りて庶民を撫循せしむ人情、始て定まる逸平、金一千三百五十兩を獻して皇德に報ゆ因て命せられて名主格と爲る時に甲府市内に商家の寡婦あり曾て亡夫か商業の失敗より貧苦に迫れり寡婦、屈せず勤勉、債務を果さむと欲す其篤行、稱すへきものあり逸平、之を感し金百兩の證券を折す市尹、其義舉を嘉し金若干を賞與せり二年、家屋を山田町に購ひて此に移る即、今の居宅なり而して金三百兩を出し居町街路三百間の修築を爲せり是、本縣、道路修築の嚆矢なり四年、縣立病院建築費金三百圓を寄附す是年、往年、鎮撫使入府の際の獻金を追録して金壹萬三千疋、并、賞狀を賜ふ翌年、大藏省より蠶種大總代を命せらる是より先、蠶種

の輸出、夥し無智の徒、一時の利を貪り粗惡品を販鬻す爲に信用を墜し貿易の發達を害し輸出の前途に累あり逸平、常にか防止策を講せり今、此命を拜するに及び益、銳意盡力し大に功效あり尋て藏書若干本を縣立學校徵典館に寄附す六年、縣、逸平に甲府學校建築費金徵集方法を諮問す因て各戸資産の等級を査定し賦課の意見を具狀し且、率先して學校用地として宅地二百六十餘坪、土藏建家三棟、時價一千五百圓のもの及、大日本史を寄附す翌年、皇城、火あり逸平、野芹の誠を致し金若干を獻す又、甲府新水道開鑿の議起るや其費途として金五百圓を寄附せり從來、甲府は清淨の飲用水に乏く市民、之を苦めり故に數、水道疏鑿の議あり遠く荒川の水を引かむとす而して常に水路沿道の各村に碍けられて果さす此に至りて始て清流を通することを得たり七年、生絲改良會社長と爲る是に於て検査を嚴密にして粗製濫造の弊を矯して改良方法を講し漸次、其効を見る次て青梅街道開築費金三百圓を寄附す青梅街道は本縣より武州青梅驛を経て東京に達する道路なり逸平、常に道路、險惡にして四方の交通、梗塞するを慨し久く修築の念を懷けり是に於て有志と共に開築の議を唱へ縣吏に隨ひて親しく實地を踏査し路線の適否を考へ有志を募りて遂に成功を得たり十年、區長と爲り又、國立銀行設置の必要を認め同志と謀りて第十國立銀行、創立の許可を

得、取締役に選まる十三年 聖駕、本縣に巡幸す逸平、選まれて縣民總代と爲り國境に奉迎し又富士川産の鯉魚を行在に奉獻せり十五年、縣會議員に當選す十八年、甲州街道の要衝、武相兩國の國界、小佛嶺の險路、及其前後の道路改築費として金一千五百圓を寄附す甲州街道は東京より甲府に達する官道にして路線兩縣に跨る而して從來、山梨縣は意を道路に用ふれとも神奈川縣は之を顧みず逸平、之を憂ひ屢、當局に意見を具陳せり故に今、斯舉あるを聞き喜ひて出金したり二十年、縣下に鐵道布設の急を感し同志と謀りて東京、及長野地方の有志と協議し甲信鐵道の布設を發企し選まれて其創立委員と爲る翌年、遂に本會社を創立し常議員を委囑せられ又横濱正金銀行取締役と爲る二十二年、市制施行に際し選まれて市會議員と爲り又推されて市長と爲る明年、帝國議會の開設せらるゝや多額納稅者を以て貴族院議員に勅任せらる又明年、東京馬車鐵道會社の取締役と爲るや前任者の弊を受け會社の經濟大に紊亂し殆、衰運に屬せり逸平、就任後、銳意改良を謀り遂に今日あるを致せり後、株主總會の決議を以て改善の功勞を頌し銀沓杯を寄贈せり

礎子曰く嘗て東京馬鐵に入り尋で東京電燈會社に指を染むるや甲州の商人を中樞とせる所謂若尾派其根底を深くし恰、鶯鳥の雀雛を搏つの勢ありしと云然れども前

者は其目的を達し後者は全然齟齬しぬ蓋、二者同質のものに非ざるを悟らざるに基因するか非か夫、逸平、弱冠にして三分の代價を携へ飄然、鄉關を辭し而して貿易場裡に一大手腕を振ひ忽にして鉅萬の富を作爲し竟に貴族院議員と爲る抑、逸平か半世の事業中、其後半は幾ど功を涇池に收むるの概あり亦、以て實業界の一偉人とすべし

二十五年、鐵道會議員を命せらる是に於て平生懷抱せる意見を主張し議、容れらる三十二年九月 聖天子、逸平の行事を嘉して綠綬褒章を賜はる其冊に曰く

資性剛毅、初、横濱港ノ開クルヤ内地ノ商賈、遂巡趨起ノ際、率先蠶絲ノ貿易ニ從事シ國家ノ富源、茲ニ在ルヲ察シ製絲ノ改良セサルヘカラサルヲ悟リ刻苦淬礪、一種ノ機械ヲ案出シ工女ヲ廣募シ絲品ヲ均齊シ市價ヲ發揚ス同業者靡然風從スルノミナラス斯業ヲ西郡地方ニ擴充シ且、銀行ヲ設テ資本ノ流通ヲ便ニセリ是ニ於テ産額、頓ニ増シ販路、大ニ廣マリ遂ニ本縣ノ特有物産ト爲ルニ至ル其他、濟貧、興學等ノ爲、捐貲スルコト鮮カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルモノトス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

逸平か公共事業の爲に義捐投資しゝもの實に枚擧に遑あらず其金額、累みて一萬數千圓に達せり故に銀杯、木杯等を賞賜せられしこと亦、夥し其熱誠を見るに餘あり

礎子曰く横濱開港以來空拳を提げて慨然該地に赴けるもの多し此阜頭に立ちて失敗したるもの多し失敗せずして本願を成就したるものも亦少からず逸平の如きは成就者中の翹翹たるものなり他の攫利家は唯私利あるを知りて公利あるを知らざるに逸平は物に本末あり利に公私あることを解するに似たり故に私利を經營すると共に亦公利をも經營し一家の榮樂を圖ると共に亦援弱抑強の俠骨を發露す是吾人が渠を見ること聊他の開港紳士に異なる所以なり聞説逸平晩年字を習ひ大に得る所ありと眞に善哉

## 川田谷五郎

谷五郎は武藏國荏原郡六鄉村字雜色の人川田永吉の長子なり母澤は川田氏谷五天保八年三月十五日を以て生る資性温厚にして巧思あり明治五年の頃父永吉に従ひて横濱港に出入したり當時父永吉は横濱町會所建築工事を督したればなり一日谷五、交易の實況を觀むと欲して海岸に至る途上五六の外人に遇へり一行戴く所の帽

子其色淡黄其狀輕快なり谷五歩を止めて之を諦視す然れとも其品質の何なるを知らず只思ふ一種の草莖を以て製作しむならむと時に輕部某といふ人あり父と同僚たり故に谷五父に縁りて亦某を識りぬ一日谷五工事に關し父に代りて某と横濱に會す話次偶曩日目撃しむ帽子の事に及ぶ某尤外國の事情に精通せり因て諄諄外人服裝の事を説く頗詳悉なり且云ふ戴帽は外國の風四時缺くへからざるものなりと谷五之を聽き心頻に動けり歸來己か見聞したる帽子の形狀を圖し麥稈細工を善くするものをして試に之を製作せしむ成らす是に於て復横濱に到るの日一外人に即き其廢棄せる故帽を請ひ之を標本として更に製作せしむ然れとも適切なる材料を得ず谷五思索萬端せり偶庭前の池邊に生せる備後草の形質帽子の材料に似たるを見て試に取りて之を用ふ然れども製帽の事大に舊來の大森細工と手術を異にし且帽子組製の巧妙なるに眩惑して摸造する能はずして止む谷五二回の蹶躓に會ひて轉感慨し一日翻然として謂へらく凡一事一物を成さむとする豈容易ならむや必幾多の辛苦を経巨多の資斧を費し始て得へし今之を一工人に委して其効果を收めむとしは余の過ちなりと是より自製作に従事し日夜思を焦して遂に固有の麥稈細工を應用して一帽を調製したり又外帽を解きて一條條を得たり谷五曩に某に依て

外國に於ける戴帽盛行の事を聴取し今又眼前に其形質を了得せり因りて思ふ既に彼國に於て製帽の事あり勢此種の條條を要するや必せり若我農者が廢物視せる麥稈を以て作出せしめなは供給の道易易たらむ乎と是に於て該條條を標準として七本手打五本手打其他二三の帽子原料を編出したり時に本品の名稱を附するに苦みたるが其形の木綿真田紐に酷似せるが故に假りに麥稈真田と命じぬ之れ即本邦に於ける麥稈真田紐製作の濫觴なりとす然れども此標本を何人に頼りて外國に輸送すへきかを苦慮したるが當時谷五の知人にして横濱亞米一番館の主管たりし榎本某のあるあり乃訪ひて其實を告げ遂に某に託して米國に送致したり而して一年を経て海外の情報を得ず七年石川某と商議し會て精製したる五平打外二品を携へて横濱に到り八十九番館を訪ひて其取引地米國に試送せむことを請へり主管ジョンモリス、谷五等の希望を容れ大に麥稈事業に同情を表し標本に附言して曰く日本産麥稈真田紐は輕量にして光澤あり殊に柔靱の性透明の質は最夏季帽子の材料に適すと此贊辭や實に本品の特性を闡發したり而して之を試送したるに忽三千本の注文に接せり然れども當時谷五等の製造規模狭少にして即時需求の數を滿たす能はず之を完結するに殆一年を費せり而して此時麥稈の晒白法は從來大森細工に慣用

せる米泔汁晒を用ゐたり八九の兩年間は初期同額の注文ありぬ抑谷五は本品の創始者なれば其利潤は頗夥多なり故に隨ひて好奇心を生じ木綿真田に倣ひて更に染色法を創意し更紗打交及茶無地打等を製出し之を同業間に交附して製作せしむ是斯業染色法の始源なり十年我上海總領事より麥稈編織は芝罘地方の産物にして歐米諸州へ輸出するもの其數實に夥多なり若本邦にて之を産出するに至らば亦一國益なり故に斯業の奨勵を乞ふと乃旨を我勸農勸商兩局に致告ありき初谷五か本業の廢物利用にして婦女幼童にも爲し得へく農家の副産として有利なることを唱道するや從來燃料若くは葺屋に用ふるの外利用を知らざりし人人皆其業の新奇なるを異み就業するもの僅僅二三名に過ぎす他は概本業を蔑視し甚きは谷五等を目するに投機者流を以てし或は蜚語を放ちて中傷するものあるに至る故を以て農家は多く其感情を害し麥稈採收の期を過こして顧みず爲に斯業の進行上多大の阻害を被れり時に適總領事の報告を得て引據的確恰大旱の雲霓に於けるが如く谷五等の誘導と官府の奨勵と相須ちて本業の普及に至大なる効力を與へたり翌年本業に使用する米泔汁晒方を改良したり抑從來使用したる晒方は浸水法にして之を乾燥するは日光を假るものなり此法は多くの時間と手數とを要し且色澤消磨して灰白色



を呈す谷五、千思萬考の末、化學作用に由り硫黃を沸蒸して晒白を試み遂に透明艶美なること別様の思あるに至れり十三年、六本平打を創製し十五年、八本菱打及片菱打の兩種を製造し又真田用として白麥及半芒二種の麥種を撰定したり且本業の發達に隨ひ消費する所の麥稈漸く多く近郡の供給のみにては不足なり是に於て麥稈採取方法を記述し府廳を経て近縣の産出を乞へり明年麥稈真田の組方を一定するには規律ある工場にて研究せしむるの必要を認め自費を以て郡の羽田、矢口等の各村、及神奈川縣下川崎地方に模範工場を設け入場の兒女工を積むに及ひて盡く家に歸して其家、又は四隣に傳播せしむ此法、簡にして能く普及の實を擧ぐるを得たり又明年農商務省、麥稈業諮問會を設け特に谷五をして説明の任に當らしむ是より漸次、諸縣に斯業の發達を見る嗟乎、谷五たるもの本業の創始者として榮譽ありと謂ふへし是年、又九本山形打を製出したり又明年、農商務省の命に因り芝罘、外、各國行標本を呈出す其數實に五十九號に至る又、谷五、一個の産額三萬有餘圓に上り使用する男女の職工二百有餘人に及び本品の輸出歲額實に四百餘萬圓の巨額に達しぬ抑、今日斯業の發達を見るに至れるは素より谷五か創始の功に歸すと雖、獨、焦心苦慮しよのみならず爲に投資したるもの亦、多し五年、本業の創始費を始とし麥稈真田組方の研究

或は晒白法の改善、或は真田用麥種の改良、或は麥稈採收法の策勵、又は採取不良品を燒棄して其弊を矯正し又は模範職工六百餘名を養成し更に晒白法に即て工夫を凝し重蒸法を案出し或は地方より傳習の爲、來學する者の食費並傳習用器具、材料の供給、或は麥稈採取上、説明の爲、人を各府縣へ派遣せしめ或は麥稈染色法を研鑽して黒鼠の二色を自得し時に商勢振はざるを憂ひ之を挽回するは海外の情況を調査するに在ることを看取し或は在外の知友に託して製作品の批評を爲さしめ或は農商務、及、外務の兩省に標本を納附して海外領事へ送致し又は麥稈真田改良上、其代用品經本發見の搜索、又は製造用器械の考案獎勵、又は麥稈真田同業組合の創立、或は麥稈撰擇、及、麥稈採取方勸誘、又、其製造方法書等を寄贈の爲、消失し、其額三千有餘圓に上りぬ谷五は眞に本業の篤志者と謂ふべきなり宜なり朝の録する所となり三十二年五月、褒章下賜の榮を荷へること其記に曰く

資性温厚、夙ニ心ヲ殖産ニ傾ケ意ヲ貿易ニ注キ地方固有ノ麥稈細工ヲ應用シテ草莖帽子地ニ供センコトヲ企圖シ刻苦研精初テ麥稈真田組ヲ案出シ標本ヲ海外ニ試送シテ賞讚ヲ得、製造ヲ委託セラレシヲ以テ爾來、工場ヲ各地ニ設テ多ク徒弟ヲ訓練シ廣ク衆工ニ傳授シ人ヲ所在ニ派シテ麥稈ノ撰擇採收ヲ獎勵シ更ニ進テ晒

白法染色方ヲ改新シ製品愈優ニ販路益擴マル今ヤ輸出重要品ノ一ニ算セラル、ニ至リ細民子女ノ生業ニ裨益ヲ與フル少カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

谷五、明治四年以來、居村總代、副戶長、學校世話掛、學區取締、地租改正掛、府會議員、所得稅調査委員等と爲りて克く公共の事務に勤勉して賞狀を得、又、寄附、恤窮等の故を以て木杯を賜はること五回、本業獎勵に對し賞狀及、銀牌を受く十二年、上野公園に臨幸に際し特に拜謁の榮を辱くせり是、最名譽の事たり又、其村民に於ける能く親睦せり妻、力は谷岡氏、男、廣太郎を生む

礎子曰く吾、實業家の傳を草する多し然れども業、多く改良に屬す獨、谷五、帽子の業、創成發明たり改良の事功、固より創成と軒輊なし然れども谷五の業や其創始甚、奇なり抑、偶然途上に相逢ひ忽、戴帽作爲の念を想起し再考して帽子原料の製作に及ぶこと甚、奇なり而して其事や廢物を轉じて利用と爲す是、亦、奇なり既にして其業の成るや輸出額三四百萬圓以上に達するの盛大を致せり是、尤、奇中の奇と謂ふへし凡、世間の事、偶然に出づるもの却りて功を收むること多し谷五は抑、奇を弄するものか將、斯界の奇才なるか

## 曾根庄兵衛

庄兵衛は美濃國惠那郡猿爪村の人なり文政八年九月九日を以て生る父を政助といひ母は根崎氏、名を幸といふ幼名、仙松、長して庄兵衛と改め又、兼隆と稱し磁叟と號す惠那郡は昔、天正六年の頃、陶器製造の業を興したるものあり天正六年、加藤景貞といふ慶長七年、瀬戸の人、加藤吉兵衛といふもの、一旦、中絶の後、數百年間、之を繼ぐものなし、庄、以水、上、村、に、來、り、て、創、業、し、今、尙、古、跡、を、存、す、一旦、中絶の後、數百年間、之を繼ぐものなし、庄、以爲らく陶器は薄利にして功勞を償はず村民永遠の福利を計らむとせば磁器製造の業を起すに如かず而して之を爲すは自、率先せざるへからすと遂に獨力、磁器製造の業を居村に於て開始せり是、實に文久元年なり之を本郡、磁器製造の起源とす是に於て土岐郡多治見村の人、加藤某を聘し製造室の位置撰定、陶窯の築立、土塙の製造、器械原料の購入等、順次着手せり然るに原料中の最重要品、蛙目粉は之を土岐郡妻木村、下石村等遠隔の地より運搬するものにして莫大の運賃を要し爲に費用、意料外に出て出入償はす維持、頗、困難を極む然れども苦辛經營の末、初期に於て草繪中反茶漬茶碗、山水繪小反茶漬茶碗の二品、其數四千五百個を焼出せり而して中反は百個壹貫五百文、小反壹貫文、價格合計參兩貳分に過ぎす得失相償はすして參拾餘兩の損失を招け

り庄、以爲らく此損失は蛙目粉に在り、苟、之を傍近の地に得は斯業の發達難からすと  
 是に於て山野を跋渉して原料の發見に従事し月を累ね勞を積み遂に之を原村地内  
 に得たり然れども當時、未之を粉碎するの水車あらず故に自、之を掘り確を用ひて粉  
 碎し僅に使用に供したり翌年、偶、水上村に於て蛙目石の礦脈を發見し大に力を得、該  
 村の小木曾某に説きて蛙目石粉碎用の水車を建設せしめ次て自己、亦、八臼立の水車  
 場を設く是、本郡陶土水車の始なり後來、本郡田代、大川原、大田村等の陶土水車を業と  
 するもの百餘戸に及へるは皆、庄の賜なり已にして該村の永井某某等、水上村小木某、  
 原村春日井某等に説きて皆、製磁業を開かしむ是に於て庄、稍、素志を報ゆるを得たり  
 然れども當時、土岐郡は竈株の制ありて一株を得るに大抵二三百兩を要し容易に開  
 業するを得ず故に庄等の無株開業なるを以て既得の株主等は頻に營業停止を迫る  
 當時の制度、之を拒絶するを得ず大に困却せり庄、奮て此難局に當り地頭遠山安藝守  
 に歎訴し其用竈の名稱を假り僅に廢業の厄を免れたり此間、庄か苦心名狀し難く爲  
 に産を倒さむとすること再三なりしといふ明治五年、竈株の制、全く廢せられ吉良見、  
 大栗明知、馬場、山田、大船等の諸村、續續開業し十年以後は岩村、田代、大川、釜屋、上手向、下  
 手向、苗木等の各村競ひて業を起せり製造品は初、内國向茶漬茶碗、小皿類の二三種に

止りしも漸く種類を増し十八年始て支那向白磁井を製出したり爾後、改良の業益進  
 み今や歐州向の皿鉢、珈琲茶碗、麥喰、牛酪入、灰拂、煙草差等、殆、數百種の多きに及ひ内國  
 勸業博覽會、米國博覽會等に出品して皆、品質堅牢、價格低廉を賞せられ普通日常品と  
 として需用頓に増加せり今、實際に就き本郡、陶磁業に關する總計を掲ぐれば製造家  
 五十餘戸、職工八百五十餘人、圖案家、型紙切、銅版師、荷作、水車、運搬業等、直接に斯業の爲  
 に衣食するもの無慮一萬以上に及ひ周年の産額、凡、二千七百五十萬、價格三拾五萬餘  
 圓なり是、皆、庄か數十年の久き専心、斯業に勉勵し又、他を鼓舞作興したる結果に外な  
 らざるあり又、更に庄か公職を掲記すれば弘化元年以來、庄屋、組頭、庄屋後見役に舉げ  
 られ明治十二年、戸長と爲り又、地租改正掛長、學務委員等と爲る曾て永井某、伊藤某等  
 と協議し濃壤商社といふものを組織し專、陶磁器賣買、及、資金貸與を業とし、も當時、  
 物價の昂落、非常なりし爲、遂に破産したり是、皆、斯業の爲、熱心の極、此損失を招きて毫  
 も悔ひさりしなり多年の功績、遂に賞勳局の錄する所と爲り三十四年三月を以て餘  
 榮ある綠綬褒章を下賜せられき其文に曰く

資性篤實夙ニ心ヲ殖産ニ傾ケ率先磁器製造ノ業ヲ創メテ窻ヲ本村ニ開キ拮据研  
 究、其原料ノ供給ヲ遠地ニ仰クノ不利ナルヲ覺リ傍近山野ヲ探討シテ蛙目石ヲ發

見シ百方有志ヲ勸誘シテ斯業ノ振張ヲ圖リ障碍ヲ排シ折耗ニ屈セス更ニ意匠ヲ凝ラシテ輸出ニ適スル良品ヲ製シ廣ク内外ノ需用ニ供ス是ニ於テ産額頓ニ増シ販路大ニ擴マリ今ヤ郡中著名ノ一物産ト爲リ頼テ以テ衣食スル者數千人ノ多キニ及フ洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

庄の妻は土屋氏、名は元、三男を生む長を熊次郎といふ家を嗣けり  
礎子曰く晨起盥漱の後、平坐して先づ一碗の茗を啜れば心氣頓に爽然たり是茶の氣の然らしむる所、而して之を盛るものは何ぞ陶磁器にあらずや若之なくは掬水杯飲の初に復らざるを得ず然らば則之を製するもの、徳豈没すへけむや聞く安貞の頃加藤景正渡宋して初て此法を傳ふと然れども繼く者無くむは業遂に廢絶せむ庄兵衛の若きもの能く其業を衰頽の時に起して一地方に惠ありと謂ふへし其徳亦豈没すへけむや

## 中村吉之丞

吉之丞は越中國下新川郡石田村の人なり父を吉次といひ母光濱松氏なり吉天保十三年十二月十五日を以て生る人となり温順謹慎能く父母に事へ醜に在りて争はず父母命することあれば事を執ること雖必唯して起ち膝下に坐し氣を下し聲を怡はし未嘗て其意に背かす又父母の面前には疾言遽色せず寤寐衣の燠寒を問ひ温良定省備に至る明治十二年父齡六十七にして肺患に罹りぬ吉晝夜側を去らす看護他念なし亦醫師の治療を乞ひ其投薬を得むとするや必己自往きて之を乞ひ自煎して之を進め肯て家人に委せず然れども疾遲遲癒えざるを以て己か嗜好せる喫烟飲酒を禁し近村の神社寺院に參詣して祈ること晝夜を別たす一百日に及へり其誠精の至れるにや一旦疾愈えたりしも十四年に至り終に病死せり吉哀働悲歎措く所を知らざりしも亦奈何ともするを得ず而後食事ことに必靈位に供し生前に異なることなし忌日に逢ふごとに追慕悲歎其情切至祭祀の禮を闕くことなし其後二十五年母光の疾めるや餘事を棄て晝夜衣を解かず看護備に至る是を以て母の疾愈えたれども病後衰老の身を憂ひ自負ひて混堂に赴き入浴せしめ身體を洗ひ垢膩を除けり或は

親戚に到りて談話を聞かしめ或は近村の寺院に詣りて説法を聴かしむ母、又特に説法を聴かむことを欲すれば僧侶を自家に延きて親戚朋友及近隣の人を招きて聴聞せしむ亦、己家屋新築の棟梁として自家を隔てる四五里の所に到りて職に従ふこと數十日、晝日業を執りて身體疲勞するも毎夜、必家に歸りて母の安否を問ふこと風雨降雪にも怠らす其家を出づるや懇に家人を警めて母に注意せしむ亦、母八十餘にして老耄の年なり故に坐作進退の自由ならざるを以て或は顛躓せむことを恐れ常に腰を抱きて歩行を扶け亦、偶暇ありて側に侍すれば其歡心を得むことを勉め戲言百出、殆、傍人をして笑に堪へざらしむ又、時候に嗜める魚肉野菜を供し或は他より物を受くれば必先つ母に進む曾て日清戰爭の際、母、其事を聴かむことを好めり然れども己文字なきを以て役場員、其他新聞購讀者に就きて之を聞き歸來、母に語け或は戰爭の圖書を購ひて其目を喜はしむ若、他より物品を受くることあれば先つ母に呈して其指揮を受く妻智以は能登氏の出なり亦、孝貞を以て聞ゆ婚嫁以來四十年常に夫を扶けて意を孝養に用ゐる寺院の參詣、入浴の途次、夫と共に交、母を負ひ奉待するを樂とす亦、平生食時には先つ母に供し母の嗜好は進みて之を求め只管、其喜色あるを樂みとす殊に孝養の傍稼業を勵み夙夜、匪勉怠らす曾て夫命に背きしこと無し故に家族

皆、之に化し老母の寺院に詣て或は浴舎に赴かむとするや皆、進みて之を負ひ其家に在るや交、坐側に侍して無聊を慰む現に家族九人の多きあるも未、風波を生しることなし吉亦、己の徳を推して人に及ぼすこと多し即、村民の事を以て集合するあるや必、説くに孝道の重きを以てす又、村民中、父母兄弟間、些事を争ふことあれば必、往きて孝悌を説き親睦せしむ又、其親戚に於ける平生親密、吉凶禍福、必訪問し不時の災厄、必相扶け金錢衣食、有無を通し恰、一家の如し故に近隣、皆、其徳行を稱す宜なり其名の高く九重に聞ゆること三十三年六月、官褒章を下して其家門を旌表す記に曰く

資性温良、父母ニ孝道ヲ竭シ質儉、身ヲ守リ精勵業ヲ務メ出入、必、告ケ晨昏、必省シ清温和愉、備ニ至ル曾テ父ノ病ニ臥スヤ自、喫煙飲酒ヲ禁シテ神ニ祈リ醫藥扶持ニ誠ヲ效シ一旦、愈ルモ幾クモナクシテ遂ニ起タス哀慟追慕、祭祀供養、敢テ怠タルコトナシ其後母モ亦、老衰シテ中風ヲ患ヒ進退自由ヲ失フヤ夫妻戮力、坐臥眠食ニ意ヲ用キ婉容笑談、克ク其耳目ヲ娛マシメ或ハ負ヒテ寺院ニ賽シ或ハ携ヘテ湯浴ニ從ヒ一意承歡四十年、至性純孝、闔家輯睦、洵ニ衆民ノ龜鑑ト爲スニ足ル仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

吉、貧家に生れ十一歳より父に従ひて工匠を専修せり故に自他村落を別たす其履備

に應し孜孜として怠たらず家道終に乏しからざるを致せり今や地租金八圓餘を納む十七年村會議員と爲り又衛生組長たり礎子曰く孝子の親を愛するや頂より踵に及び至らざる所なし吉が寒中父母の足を抱き父母の履を温めたるが如き其行小なりと雖以て孝子の至情を證するに足る而して其父母の爲に嗜好せる喫煙飲酒を禁しゝが如き人生の最爲し難き所のものにして吉斷然之を行ふものは天倫の樂は重くして自己の樂の輕きを知ればなり是を孝の大なるものと謂ふ

### 武藤 幸逸

武藤氏の先は越前朝倉家の世臣にして同國阪井郡堀江及本莊の兩所に住す堀江七郎中務丞景忠に出つ景忠は朝倉義景の叔父にして威權の他に超越するを奸臣朝倉景鏡に妬まれ謀反の誣告に陥り永祿十年朝倉と兵を交へしも舅武田元信等の扱に依り義景と和睦し一旦能州に退去し後義景は信長に敗られ終に景鏡の詐く故あり所と爲り自盡す景忠越前平定の功に依り信長に擧られ加州大聖寺の城代と爲る故あり武藤勝三郎と變名し天正十年關東に下向し瀧川一益に屬す時に本能寺の事變に乘り北條氏政來攻するや一益兵を出して神流川に戦ひ敗れ登京の後景忠

は新田金山城主由良播磨守國繁に従ふ後上野國山田郡龍舞郷村現今休泊に住し越前守と稱す其九世の苗孫を幸助雄容といふ即達逸の養父なり養母は鳥羽氏美喜といふ幸逸本姓新居氏喜左衛門繁考の長子なり實母名は伊加武藤氏天保九年三月二十八日を以て幸逸を桐生町に生む幼名幸助諱勝應字子善雲村と號す後幸逸と改む人と爲り温厚幼時林大學頭の門人環節堂を自宅に聘して漢籍を學ひ後長谷川昆溪高崎藩儒寺門靜軒の門に入り又大沼枕山小野湖山に従ひ詩文を研鑽す弱冠郷關に重望あり明治五年官創めて地券を發行するや頗る民の耳目を聳動したり居村の如きは正保三年の檢地後年を経る久く地籍自錯亂し今新制を施すに當り之を整理する甚難事たり故に村民疑惑を生じ甲乙呼應して各所に集合し事態甚危し是時に當り重望あるもの之を鎮壓するに非されは殆竹槍席旗の慘狀を呈するに至らむ而して幸逸素望を負ひて之に臨み諄諄利害を説きて頑冥を破り遂に村民をして安堵業を守らしむ是其人の夙に重望あるの致す所なり夫教育は民俗素養の淵源なり而して幕末政綱振はす風教立たす民俗卑野に流れ滔滔として返るを忘る此時に當り突如學制を頒布する恰暗夜璧を投するの感あり民皆舌を吐く是則五年學制頒布當時の現狀なり故に村民校費を辨せず就學を肯せず幸逸深く之を憂ひ誨諭百端提耳之を告げ寺院を假用して校舍に

○武藤幸逸(綠綬)

充て纔に教育の基を開くを得たり故に之を嘉して金幣を與ふ七年、亦、金若干を賞賜して幸逸か學事獎勵の功を慰めたり明年、地方官會議を開くや警察土木民會の下問に對し意見書を携帶傍聽として出京を命せられ全國の傍聽諸士と謀り遂に熊谷縣の竹井澹如鶴岡縣の森衛門福島縣の影山正博河野廣中高知縣の西山澄志等と純然たる民會を開設し民權を伸張せむことを元老院に建白す又明年、地租改正の舉あるや郡の東金井村民、不服を唱へ或は村費を辨納せず頗、紛擾し遂に縣廳、及、裁判所を累はし其極村民収檻せらるゝもの有るに至りて猶、屈せず官をして再、丈量の煩あらしむ幸逸、大に之を憂ひ戸に説き人に諭し終に數年間の紛紜を解き諸般の費用を收集して計算を遂げ闔村をして復、平和に歸せしめたり十一年、村内の荒蕪地二町餘歩と熟地十四町歩とを購入し荒蕪は之を墾成して試験場を設け共農舍と稱し會員を集め農事の改良を圖り資金を投して水陸種子七十有餘種其他桑苗を栽培し其善良の結果を得たるものは或は配與し或は他物と交換す故に人、其澤を被るもの多し爾來、幾と二十年なり此間、狹隘の道路を廣めて耕耘の通路を便にし溝渠を鑿ちて排水に利する等、拮据經營、一にして足らず而して排水の効は能く一毛作の田圃をして二毛作の利ありしめ又良種の希望者には無代、之を分與す而して創立以來、分與しゝもの數十石に

上るといふ其他葡萄、桑、柳、栗等を試植し亦苗木を無代分與し尙、且、内外の農書雜誌を蒐集すること七十餘種、以て人人の縦覽に供す爲に農事思想を注入し大に間接の裨益を與へぬ而して此間に於て幸逸か隨時、投資したるもの實に三千數百圓餘に及べり以て幸逸か斯業の爲に熱誠なるを見るへし幸逸、夙に耕地區畫の小なるの不利を覺りて或は土地を購入し或は交換を行ひ一耕地の區畫を廣めて勞苦を減し元費を省き衆に示すに田區改正の利あるを以てしたり又、村内養蠶に従事するもの少きを憂ひ率先して桑園を開き蠶業の實益あることを知らしめて之を策勵したり是より漸次、蠶業發達の端を開けり二十八年、養水に關し村民、互に爭論し其結果、法衙に出訴するに至る幸逸、之を慨し當事者を説き訴訟費用を自辨し遂に之を和解せり幸逸、又、招聘に應し農事實驗談を爲すこと數なり則、十四年、政府、始て全國の老農を召集して農談會を本願寺東京淺草に開設するに際り會員として出京を命せられ閱歷の實況を論談し亦、勸農局の諮問に對し力農者を勸奨するには賞牌佩用を可とするの獻策を爲せり翌年、農商務省、全國の老農を召集するに應して實驗談を述へ次て宮城、巖手、兩縣令の聘を受けて講演せり二十二年、大日本農會主催の農談會に出席を命せられ耕地區畫改正、及、排水の方法を講演しゝに諸相、傍聽席に在り殊に時の外相青木子は幸逸

の實驗に係る一毛作の濕地を改良して二毛作地と爲したるを自筆記し後華族會館に臨み武藤幸逸が實施し、如く濕地に排水し區畫改正を實行せば全國に於ける一毛作地を二毛作と爲すに於て數百萬石の米麥增收を見むこと期して待つべきなりと其効果を演説したり時に大日本農會頭北白川宮、傍聽せられて尊感斜ならざりき要するに幸逸か數十年の盡瘁は焉と埋没せむ遂に三十三年二月を以て其名は永く表彰せらるる文に曰く

資性温厚、夙ニ志ヲ農殖ニ勵シ、熟地ヲ購ヒ荒蕪ヲ墾シテ試驗場ヲ設ケ組合ヲ結ビ共農舎ヲ起シ水陸稻種及果樹ヲ試植シテ其良種ヲ衆ニ分與シ若クハ交換シテ其利アルヲ知ラシメ農書ヲ蒐集シ品評會ヲ開キテ當業者ヲ啓誘シ或ハ各地ノ招聘ニ應ジテ實驗說ヲ講演シ田區ヲ更正シテ耕耘ニ利シ排水渠ヲ鑿チテ二毛作ニ適セシメ桑園ヲ關テ蠶業ヲ勸メ其他紛爭ヲ調停シ教育ヲ獎勵スル等裨益ヲ農家ニ與フルコト淺少ナラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

其公職の閱歷を略舉せば嘗て名主と爲り明治以還、郷中取締役、戸長、區長、聯合戸長、督農委員、縣會議員、郡勸農委員頭取、村農會長、郡農會副會長、縣農會常設評議員、全國農事

會關東區幹事等に推され又其進會の審査員を囑託せらるること數なり更に主要なる受賞を摘記せむに巴里萬國博覽會より褒狀及紀念證を佛國立農商工社より任許狀及賞狀を贈與せられ又帝國農家一致協會の名譽章を受領し大日本農會頭宮より綠白綬有功章を辱くす幸逸の妻は同姓、名は利惠、三男七女を生む長子を幸介といふ正八位陸軍歩兵少尉にして西原肥料分折所技手たり

礎子曰く醉を青樓に買ひ一擲千金、快は則、快なり退きて中夜、靜に回思せば胸裏果して何如、猶、尙、快味を感じるか將、痛苦を感じるか強て猶、尙、快なりと云は、強顏のみ然らずむは其人、既に良心を失へるなり若、夫、一錢半資と雖、之を賑恤慈惠に報せむか其胸中の感果して何如況や數千金を投して生民衣食の本原を培養するをや幸逸の如きは眞個、仁者に恥ぢざるなり

## 上杉喜武

礎子曰く華族は皇室の藩屏にして而も亦國民の儀表たり然るに明治十四年、朝廷、褒

○上杉喜武（綠綬）



章の大典を制してより茲に二十餘年未嘗て一人の孝子節婦を其間に現はさざるもの洵に何ぞや曾て毎に之を念ひ悵然として久く禁すること能はず會、上杉家、後室、喜武子を獲るに及び覺へず快を稱す

上杉喜武は子爵上杉勝賢の繼室なり本姓城戸氏、父を高博といふ喜武は其第五女なり萬延元年二月六日を以て生る資性貞順明治十二年、歳二十にして入りて勝賢の後妻たり是より先、九年、勝賢、米國留學中、肺患に罹り歸朝して大學病院に入り治療、方を盡し、も此時、既に結核症となれるを以て全治に至らざりき然れども喜武の嫁し、際は稍、快方に赴き當時、内務省に出仕し、も四時氣候の變移ことに必、發病す喜武、病に侍して服食動作に注意し霎時も怠らす故に重患の病夫、數年間小康を得て嘗て米國に於て學得し、農事に關し勉勵したり十五年、宿病、再發し遂に病床に就けり喜武、夙夜、看護療養に心を盡し、も痼疾癒えず越えて十九年に至り病勢、頓に加はり衆醫、概匙を投す獨、檜村清徳、尙、棄てず之に投藥し且、急に轉地療養するの可なるを説き自、周旋の勞を取りぬ是に於て地を荏原郡大森村に卜して此に寓居せり然れども是、所謂九死中、一生を希ふに過ぎず故に疾の激變、不時の發作、豫め圖り難し是を以て醫師、喜武に告ぐるに片時も側を離るへからざるを以てせり而して當時、老父母勝道夫妻、

本邸に在るを以て家扶等、皆之に服事し寓居に在りては獨、喜武、病夫に侍して男子の助けを得るに由なく家事、一切を負擔し心を勵まし日夜、看護に怠らす而して其病、發するに際しては咳嗽頻發、熱度四十度に上り數日、低下せず且、時時、熱の爲に苦悶、時を移す故に喜武、夜間安眠を得ず加ふるに其病勢、進み體衰ふるに隨ひ神經銳敏に感情動き易く喜憂、度を超え爲に疲勞を來すこと多し喜武、夏時炎熱の候は團扇、以て涼を納れ氷囊、以て頭を冷し其心氣、爽かならざるを見ては畫を展へ花を挿み鬱を慰め或は眠の成らざるを見ては靜に談話を試み或は體を摩して病苦を滅殺し若、夫、冬期寒冷の夜は終宵、床頭に湯を煮沸し之を蒸發せしめて以て室内、適度の温を取る概、六、十度とす爲に窓戸の開閉、幾十回なるを知らず其間、藥餌を進め或は驗温器を取りて熱度を測る皆、喜武か一身に出つ或は轉地療養を試むれば須臾も側を去らす瀛車の發着、必、病夫を擁して昇降を助け停車場に到れば動靜を問ひて藥を進め寒風、來れば上風に立ちて病體を掩ひ日光、照せば背を以て日を蔽ふ一舉一動、用意周到ならざるなし以て貞女の至情を證するに足る然れども病勢、逐年、増進し三十一年以來、病蓐に臥して復、起つ能はず是に於て喜武、病夫平時の嗜好を思ひ時節の花弁を採り床頭に並列して其憂鬱を慰め或は咳嗽の頻發、熱の昇騰を防ぎ其衰弱を裝ふか爲枕頭、常に三

四の藥品を備へ且牛乳三食曾て分量と時間とを愆らす然れども其七月以後病勢愈革り病苦疲勞し起臥自由ならず二便亦他の助けを俟つに至れり喜武單身之に任して些の倦色なく氣候の變には被衾を加脱して涼温體に適はしめ晝夜看護實に十月に亘れり傍人其非常なる看護の爲に身を傷はむことを恐れ人を雇ひて代らしめむと欲するも喜武之を肯かす夫の瞑目に至るまで身を以て看護を完くせり蓋喜武多年病に侍するを以て看護に熟し病者の口を開かざるに先ちて痛痒意に飽かしむ故に若他人之に代らば其心に満たざるを恐るればなり故は勝賢亦常に謂らく吾纔に殘喘を保てるは喜武の力に頼れりと嗚呼喜武芳紀二十にして嫁し所天か不治の大患に侍すること二十年苦心慘憺中に歲月を過ぎ未曾て快樂を知らず偶生家親族を訪ふも惶忙歸邸頃刻も意を安むせず寤寐病蔭に侍して只所天の命一日を延むことを希ふの外他念なし抑天病羸の夫に配して其貞節を試むるか果して貞操の名を成さしめむと欲するか恐らくは偶然に非るへし而して勝賢是年十月を以て至誠貞順なる良妻か看護の下に瞑目せり喜武か痛心悲慟の情察すへし數日の後髪を薙きて本邸に移る

礎子曰く其子に歸ぐや維鵠維鳩以て巢し以て居し牢を共にして而して食ひ卷を合せて而して齋べ一旦其後るゝや介石の操を執り髪を薙り容を損し以て同穴の誓に酬ゆ此より紅膩永く匳に別れて庭前の花空く艶に黛眉獨闔を守りて簾外の月徒に明なり嗒婦人一縷の髪は武人千金の刀より重く其力亦以て百象を繫ぐに喩ふ矧や握餘の綠鬢其髻を盡くして而して敢て惜まざるに於てをや喜武や蓋古烈女の風あるものと謂ふ可し

是より後養母美代六十餘歳にして痼疾に苦み起臥自由ならず故に喜武亦其病に侍し看護怠らすと云ふ同族皆其篤行貞操を感して休ます事遂に天聽に達し三十二年四月を以て綠綬章を下して旌表せらる文に曰く

資性貞順歸嫁以來病夫ニ事へ能ク婦道ヲ竭シ夫疾患沈滯荏苒癒エス衆醫概治術ナキヲ告クルヤ居ヲ閑靜ノ地ニ移シ誠惻輔養日常病室ヲ開閉シテ寒温其度ヲ均クシ或ハ徹宵身體ヲ撫摩シテ痛痒其望ニ飽カシメ排泄物ノ處分モ亦曾テ他人ノ手ヲ借ラス時ニ轉地游浴ニ從フコトアレハ起臥行止須臾モ左右ヲ離レス專心獨力看護ニ盡スコト二十年一日ノ如シ夫没スルノ後髪ヲ薙リ室ヲ守リ姑ノ病ニ侍スル等德行卓絶洵ニ奇特トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

礎子曰く詩の邶風に在り曰く死生契濶、與子成說、執子之手、與子偕老、是、古の夫婦なり、易の小畜に在り曰く九三與說輻、夫妻反目、是、今の夫婦なり、古の夫婦は禮、以て和し、今の夫婦は慾、以て淫、す、古の夫婦は義、以て適し、今の夫婦は利、以て濫、す、其れ唯利、是を以て節なく、其れ唯慾、是を以て貞なし、貴紳侯伯の家、殊に其弊の甚しきを觀る、蓋、婦道の善く舉がらざるは、夫道、久く廢すればなり、嗚呼、喜武の若きは、豈、但當代婦女の鑑のみならむや

## 草山貞胤

貞胤は相模國中郡南秦野村字平澤の人、父は和泉母は草山氏、歌、文政六年五月を以て生る、天質温厚にして深く神を敬し、夙に神官と爲り、殊に二宮尊徳を仰ぎ、其道訓を守り、勤儉徳を重じ、濟生を以て志と爲す、初、秦野の地、舊しく、荳葉を産して、名あり、然るに其業に従ふもの栽培の法、各、相秘して、他に傳へず、故に甲乙、製する所の品質優劣、差を殊にし、間、或は秦野の名を瀆すものありて、信用漸く天下に薄し、貞胤之を憂ひ、嘉永、安

政の交より、竊に之が改善を圖り、自、數段歩の地を耕耘し、専心栽培の研究に、勤め、大に得る所あり、其發明する所を以て、汎く衆人に傳へ、普く製作の一準を期す、衆人、亦、其舊法に愈さるの利を悟り、數年ならずして、靡然、之に嚮ひ、多く品質佳良なるものを製し、産額頓に増し、販路、大に張るを得たり、貞胤發明する所の栽培新法は、主として、正則的、密植の一事に在り、從來、一段歩、三千株内外なるを改めて、四千五六百株と爲すに、畦幅と株間を一定し、植附に尺棒を造り、以て耕作者の便を取らしめ、而して善く、蠹蝕を避け、朽濕を防ぎ、葉膚薄くして、且、軟に香味、淡くして、且、輕からしむ、又、密植に依り、自、成熟の期を速にし、風災霖雨の害を免れ、乾燥も梅雨以前に終了することを得るの便あり、て、斯業を裨益すること實に大なりとす、後、大藏省は、斯法を採用して、耕作者に其實行を令せり、明治四年以降、郡内、及、愛甲、足柄より、埼玉、栃木の各郡縣を巡遊し、其耕耘栽培、肥料、貯藏等の方法を説示し、又、水力を以てし、刻製するの法を按し、唱導甚努む、現に秦野に在りて、石塚某の發明と稱する、烟草水車、切なる器械は、其實、貞胤の按出に基くなり、九年、勸業掛と爲り、十五年、大日本農談會員と爲る、是歲、東京に農産物共進會あり、秦野より、荳葉十三點を出品し、其十點、皆、褒に與り、秦野荳の名、益、世上に喧傳せらる、蓋、亦、貞胤勸誘啓發の力なり、十八年、一府六縣聯合共進會審査委員と爲り、而後、屢、此任に當

二十三年、第三回内國勸業博覽會、及二十八年、第四回同會の開かるや、俱に優待せらる。是時、秦野より出品し、製糞は皆一等賞を受け、貞胤の名望、功績俱に益、舉がれり。二十九年、栃木縣の囑託に應じ、該縣改良糞品評會審査員と爲る。翌年、大藏省より糞業に關する臨時調査を囑託せられ、尋で秦野專賣所より亦、同事を囑託せらる。凡糞業に關し、會員若くは委員に推選せられたること一、再にして止まらず、毎に其誠を盡くして、事に従ひ、機を守り、微を慎み、識る者をして老成の徳に服せしむ。二十七年、知事賞するに、木杯一組を以て、す。次て大日本農會頭、北白川宮より杯、扇を賜はる。三十二年、又同會頭、小松宮より、緑白綬有功章を辱くす。其狀に云く、

夙ニカヲ秦野烟草ノ改良ニ盡シ、多年ノ研究、大ニ産額ヲ増殖シ、且、烟草業生徒ヲ養成シ、地方ニ派出スル等、勸業ノ功勞、尠カラズ。仍テ茲ニ大日本農會ノ有功章ヲ贈與シ、以テ其名譽ヲ表彰ス。

三十三年六月、天皇、其勞を嘉し、有司に詔して、簿に上せ、且、閭に旌せしむ。記に云く、資性篤實、夙ニ本地ノ特産、葉烟草ノ改良、振張ヲ圖リ、刻苦碎礪、自驗シテ、衆ヲ導キ、銳意、弊風ヲ矯正シ、多方民心ヲ鼓勵シ、農談、品評ノ會ニ臨ミ、若クハ遠遊ニ歴遊シテ、作業ノ得失ヲ講授シ、密植法ヲ創メ、收穫ノ期ヲ早メテ、風災、雨害ヲ免レシメ、水車ヲ用

ヒテ、剪刻ノ勞力ヲ省キ、品質ヲ精良ニシ、産額ヲ増進シテ、秦野烟草ノ聲價ヲ市場ニ發揚シ、利澤ヲ地方ニ被ラシム。其他、桑樹ヲ移植シテ、蠶業ヲ啓誘スル等、齡古稀ヲ踰ユルモ、孜孜トシテ、倦マズ、洵ニ實業ニ精勵シ、衆民ノ模範トス。仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。

秦野の地、曾て久く、養蠶の利を知らず。貞胤、桑苗を移植し、試に蠶兒を飼育するに及び、始て土地氣候の其業に適和するを信じ、今や其啓誘に従ひて、蠶業を修むる者、甚多く、該地一帯、到る所、桑樹を見ざる無きに至れり。記の末節、蓋之を揚ぐるなり。嗚呼、其榮や亦極まれりと謂ふべし。貞胤、二十九年を以て老し、長男文之助、家を繼ぐ。妻、濱、同姓たり。二男孫を生む。

礎子曰く、聞く貞胤、二宮尊徳に素ありと、尊徳は近代の眞儒なり、其神を敬し、國を愛するの說、一に實務に率由し、苟、放言高論、道を亡みし徳を遺すれず。曰く、其身を修むるは、其天に事ふ所以なり。曰く、其産を營むは、其君に報ゆる所以なり。曰く、一村相濟ひ、一國相資くるは、倫常の極なり。天地の理なりと、貞胤、亦是心を以て意と爲す。宜なる哉。常人に異なることや。

## 山邊丈夫

○草山貞胤 ○山邊丈夫 (綠綬)

## 山邊丈夫

三一六

礎子曰く偉人と偉行者は彼れ忍耐の結果なり其秩を叙し序を重ねて整整亂れざるの行路は他の擾擾たる薄弱者の遅遅たるに凌駕して其人類事業の先登者となり茲に初て優然雄視し幾多の彷徨者を誘導するに至る權勢快樂の其手に吻する所以なり紡織界に其主動者となり牛耳を執る山邊丈夫は世道人心の活ける好個の典型なりといふも敢て過辭にあらざるべし

大阪市西區三軒家上之町の人、山邊丈夫は舊津和野藩士清水格亮の第二子にして嘉永四年十二月八日を以て生れ、後山邊正義に養れて其家を繼げるなり幼時藩主の命を受け藩校に入りて漢籍を學ぶ、明治元年年甫めて十八、親兵に列して江戸に于役し翌年、東北戡定して後、歸休を命せらるる三年、藩より文學修業の爲、東京遊學を命せられ笈を負ひて京に入る、爾來中村敬宇、西周、福澤諭吉等の家塾に往來して洋書を學べり當時、王政維新事、草創に屬し社會の秩序、未緒に就かず、學生、多く方嚮に迷ふ而して大要、二に過ぎず、一は官設大學に入りて一定の學理を講究するに在り、一は名家に就學して海外の事情に通し前途の方針を定むるに在り、而して丈夫は其後者を取れり、八

九年の交、英國發達史を讀みて、同國今日の富強を致せるは其原因、全く既往半百年間製造工業の發達に在りて、特に綿物製造工業は其富厚に偉大の奏効あるを知りて大に感ずる所あり、時に本邦に於ては諸種の工業、振はず僅に官設製造局あるのみ、而して維新後、人文の發達に伴ひ、百般の需用を増し、殊に日用必需品たる綿物の如きは逐年、其需用を増加せり、當時の統計表に因れば、綿類諸品は周年の平均輸入額、壹千拾壹萬餘圓にして、則輸入總額の十分の六五を占め、綿絲は亦、綿類諸品の十分の四、六に居る、其額四百七拾貳萬九千圓餘なり、故に當時輸出入の平衡を失するは綿物輸入の増加、實に其一因たり、丈夫以爲らく夫、英國は一斤の棉花も自國に産せず尙、且、國家經濟上、偉大の功あり、本邦は假令、綿産國たらずと雖、從來、多少の産綿あり、苟、起業の計畫、器械の運用、營業の措置、其機宜に適せば、將來、輸入綿物を防遏し、進みて支那地方の供給者と爲り、國家經濟の裨補を爲す難からずと、而して維新前後に於て、洋式紡績事業の起るものあるも、其業の微微振はざるは用意周到ならざるに因るを知り、親ら實地に就きて業務を實習するの必要を感せり、是、後來海外に渡航して、斯業の研究に従事せる所以なり、十年、舊藩主龜井伯、英國遊學の事あり、丈夫、宿志を懐けるを以て、切に隨行を乞ひ、三千五百圓の惠與を得て、倫敦に留學せり、即、キンクス、コルレージ、ロントン、大

學等に就き器械工學、經濟學を學習し傍紡績業に關する諸般の調査研究を爲せり十二年、本邦の官民漸く斯業振興の要を感じ官設又は勸誘保護に係る紡績所の創設を見る然れども規模皆狭小發達を計るに足らず是に於て澁澤榮一、藤田傳三郎等、胥議し一大紡績工場設置の方案を發表せり丈夫、英國に在りて之を傳聞し友人を介して素望を陳へ其扶助を得て一層斯業の研究に従事せむことを乞ひ遂に同人等より一千五百圓の貸與を得たり因てマンチエスター、及、ブラツクバルン等の工場に従事し親しく實地研究を爲すを得たり翌年、研究功成り歸朝するや澁澤、藤田等の監督の下に資本金貳拾五萬圓を募集して會社の性格を確定し始、水利に藉りて工場を設立せむことを欲し即、三州、矢矧、川、紀州、紀ノ川、城州、宇治、川等の水量を實測せり然れども皆之に適せず故に水工の望を絶ち十四年、更に増資して瀛工に代へ工場設置の地を大阪三軒家村に卜定し十六年に至り漸く落成せり是を大阪紡績株式會社とす其器械は精工にして配置運轉、間然する所なし故に幾何ならずして聲價を博し營業、日淺きも早く已に江湖の望を繋けり隨ひて顧客の需用を充す能はざるに至る是に於て擴張の必要を來し十七年、資本金額を倍加して六十萬圓と爲し更に二萬八百圓の工場を増設し合計三萬三千三百圓と爲す此時に當り社運の隆盛、旭日昇天の勢あり世間亦、斯

業は後來本邦有利の一大工業なるを認め競ひて資を投し工場を設立するに至る斯業の發達、稍、見るべき是の如きに至ると雖、前途、尙、識者の憂慮を免れざるものあり則原料棉花の供給、是なり元來、本社創設の時に在りては專、内國產棉花を原料に充つる方針なりしも工業の發達に隨ひ供給缺乏し内國產棉價頓に騰貴せり丈夫等、之を憂ひて會社に提議し二十年、人を清國に遣して楊子江沿岸等、主たる産棉地を調査せしめて支那棉輸入の端を開けり明年、再、人を西貢、東蒲塞、暹羅等に派遣して安南棉花輸入の途を開けり又明年、紡績業、大に勃興し原料の需用、益、多し因りて人を印度に派遣して其紡績の實況調査を兼ね棉花の輸入を計畫せしむ是、實に印度棉輸入の先驅なり次て米國產棉花も亦、輸入するに至り遂に本邦紡績業者をして原料に顧慮する所なきに至らしむ是、丈夫等の與りて大に力ある所なり是年、紡績業、著大の發達を爲し規模完全の大工場、各所に設立せられ舊設會社、亦、競ひて規模を擴張す故に本社も亦社業の隆運に赴くと共に業務の擴張を計り再、資本金を倍加して百貳拾萬圓と爲し次て丈夫、自、英國に渡航して新式紡績機を撰擇購入し鍾數三萬本を増加して合計六萬千餘鍾と爲し二十三年を以て竣工せり是年、大阪織布會社を買収して之を分工場と爲し汽織機三百三拾三臺を裝置して綿布製織事業に従事せり是、本邦に於ける完備

せる汽織機工業の濫觴なり後、二十七年に至り更に業務を擴張して七百臺の汽織機を運轉するに至る降りて三十三年、再、織布部工場の擴張を計りて新に資本金四拾萬圓を増募し自、米國に渡航して新發明の自働汽織機五百臺を購入して今や之か裝置に従事せり此に至り從來の汽織機七百臺を合して一千二百臺に至る抑、大阪織布會社は二十一年の創設にして松本重太郎及、丈夫等か主唱する所なり其意、紡績業の前途已に見るべきあれば更に製織業を起して本邦工業の一大進歩を計るに在り且、陸海軍被服品中、綿布の需用、少く而も多くは輸入品なるを以て先づ之か需用を充たし又、以て一般に供給せは公私の便益、大なるを信すればなり後、果して豫想に違はず好成绩を得、而も韓國、北清等に對する重要輸出品たるに至れり二十三年、米價暴騰、金融逼迫、全國の商業、沈勢不振、製絲の販路閉塞し且、輸入印度絲、未、全く其跡を絶たざるに内地同業、急激の増加より産額甚、多く爲に需給平衡を得ず絲價非常の低落を爲せり當時、大阪紡績は始て印度原棉を使用して印度絲同質のものを紡出し多年、孟買絲輸入防遏の先驅たり果して數年の後、從來輸入綿絲の大分を占めたる孟買絲は終に輸入を杜絶するに至れり然るに本邦紡績業、長足の進歩は幾何ならずして亦、内地需給の平衡を失する虞あり大阪紡績は早に茲に見るあり故に率先して支那地方へ輸出

を試み今や其輸出額は同社製産額の十分四を占むるに至りぬ爾來、社業益、隆盛に赴けり然るに二十五年末、誤ちて火を失し工場第一、第二號、鐘數三萬餘を燒失するの一大不幸に遭遇せり爲に社業上、非常の痛傷を受く時に本邦、未、火災保險の設なきを以て損失金、實に四拾萬圓に上りぬ翌年、更に社債貳拾五萬圓を起して復舊工事に着手し輓近改良の紡機二萬四千餘鍾を購入し合計鍾數五萬三千本、織機千二百臺を運轉し汲汲として社運の挽回を計り今や一村の産額參百萬圓に達せり亦、盛なりと謂ふへし抑、丈夫、少年、志を立て、終始、渝らず其斯業に貢獻する所、甚、大なり官、其功績を録して特に餘榮ある綠綬褒章を給ふに至る是、實に三十五年五月なりとす其記に曰く  
 夙ニ我邦洋式紡績業ノ振ハサルヲ慨シ明治十年、英國ニ渡航シテ斯業ヲ研究シ歸朝後紡績株式會社ヲ大阪ニ創立シ推サレテ取締役、及、社長ト爲リ銳意業務ノ旺盛ヲ圖リ屢、海外ニ巡遊シテ工業ヲ視察シ新式紡機ヲ撰擇シテ鍾數ヲ増加シ汽織機ヲ運轉シテ綿布ヲ製造シ殊ニ人ヲ清國印度等ノ地方ニ遣ハシテ原料棉花ノ供給ヲ豊裕ナラシメ今ヤ一歳ノ製額、二百八十餘圓ヲ超ニ絲質良好聲價、大ニ騰リ以テ海外ニ輸出スルニ至リタルハ其率先盡瘁ノ効多キニ居ル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表

彰ス

更に丈夫が執掌せる職務を擧ぐれば大阪紡績株式會社工務長、取締役社長、大阪撚絲株式會社及紡績用品株式會社の監査役、大阪生命保險株式會社取締役、大日本綿絲紡績同業聯合委員長、大阪高等工業學校商議員、村會議員、第五回内國勸業博覽會期成同盟會委員、第四回同會の審査官等と爲り、又公共事業、並救恤費等に資財を投して賞杯、褒狀を得しこと數なり、殊に三十一年、曩に長子龍一、在學中、死去し、紀念として寄附し、教室保存費、並貧家兒童貸與書籍購入費として、毎歲、金百圓の寄附を約せり、嗟是篤學と謂はざるべけむや、妻定は相澤氏、一男あり、天す清水氏の三男、清亮を養ひて子と爲す

礎子曰く、凡事を爲して半途挫折するものは皆、志の立たざるに由る、孔子曰く、譬如爲山、未成一篋、止吾止也、と獎勵の言、抑、至れり、竊に丈夫の行事を見るに、少小、志を立て、金石渝らず、以て斯大業を成す、深く聖人立志の旨を得たり、嗟乎、丈夫亦偉丈夫なる哉

## 矢島榮助

礎子曰く、僻隅小農の孤兒にして、凡庸一般の者ならしめむか、如何に出精に力を盡すも、其年齒の中等に達する頃には、漸く中農の班に過ぎざりしならむ、然るに矢島榮助の雋秀なる天性は、夙に寒村僻地に、區區農を事と爲すを屑しとせず、某商家に身を委ねたるも、亦以て勞苦するに足らざるを看取し、竊に思へらく、家名を起さむと欲せば、須く其業を轉ずるに如くはなしと、蓋、榮助が貿易商を以て立身を企てたるは、其起因する所なきにあらず、嗚呼、匹夫にして、遂に其名を天門に錄するの至榮を荷ふに至る是、明治立志編中、好個の一人なり矣

甲斐國甲府市大字綠町の人、矢島榮助は、幼名を兼三郎といひ、故、同國東山梨郡勝沼村の人、萩原平兵衛の第二子なり、母は萩原氏、絲、天保七年十月二十日生る、十一歳の時、甲府綠町荒物商某の丁稚と爲り、勤績七年、稍、商業取引上の習慣を知得せり、而して以爲らく、荒物商は身を立つるに足らずと、一たび江戸に出でて、大都の形勢を知らむと欲し、意を決して、主家を辭す、主家、多年の勤勞に報ゆるに、金壹兩を以てす、乃、之を路資に充て、江戸に出つ、是に於て、始て、人文の淵藪、百貨の輻輳を觀る、以爲らく、是、我立脚の



地なりと然れども一知人の身を寄すへきなし故に東海道神奈川驛の人手塚某に寄食すること一年、零丁志を得ず空しく郷に歸るること一年、歳十九なり歎して曰く日月流るゝ如く齡徒に長す而して未立脚の地を得ず是男兒恥つへきの事なりと乃再、甲府に出て緑町綿商某の傭人と爲り專綿の賣買に従事せり已にして同府連雀町繰綿器械轆轤業、鳥屋榮助の養子と爲る時に二十一歳なり爾來、養家の業に従事せり而して榮、生來、手藝に巧ならず故に業を轉して木綿行商と爲り星を戴きて出て月を踏みて歸り黽勉怠らず晝日買取し、木綿は夜間繰りて綿と爲し明日篠卷營業者に沽却し或は信州地方に送りて多少の利を收む安政四年始て繰繭商を試むと欲す而して資を得るに由なし故に衣を典して金に換へ繰に繭を買取し之を地方使用の太絲に製して同業間に賣却し或は京阪地方に輸送し少利益を得たり是に於て心竊に借期する所あり翌年新繭の産出を俟ち近郷を奔走し面識の養蠶家に就きて新繭を借得し之を太絲に製して十四貫目を得て之を外商に販賣せむと欲す偶、曩に寄食し、手塚某絲問屋を横濱に營めり故に之に託せむと欲し横濱に到る時に互市、未、公開せられす且、太絲は外人の嗜好に適せず爲に二箇月を経て尙、賣却するを得ず偶、同家の手代某の術中に陥り其製絲を騙取せらる榮、進退谷り策の出つる所を知らず既にし

て翻然として以爲らく良將は一敗の爲に弓を弛めず良買は折閱の爲に市せずむはあらずと意を決して國に歸り家に入らずして直に債主を歴訪し誠を表し哀を請ふ皆、之を諾す是に於て精を勵まし勇を鼓し再、木綿行商を爲し期年ならずして債務を果せり其翌年、上信二州提絲の盛行するを傳聞し往きて其實況を視察し大に斯業に従事せむと欲す而して資なきに苦み再、衣類器具を典して少許の資金を得、各地に奔走して提絲を購求し之を横濱に輸送せり而して此行、前敗に鑑み大に警戒を加ふ已にして之を外商に賣却するを得たり歸途、金中唐絲を購買し之を地方に販賣し以て資金を運轉せり是、榮か二十四歳の時なり是の如くにして年を経ると雖、薄資にして未、大に驥足を展すを得ず此間、親戚知人、多く榮を指斥して行險者と爲し狂癡子と爲す榮、以て意と爲さす心竊に期する所あり文久二年に至り數年辛苦の効、顯れ頗利益を得て稍、愁眉を開けり延きて元治元年、内地の木綿、秀實せず供給不足を告ぐ榮、機に乗して唐綿を購入し時を察て之を賣却し大に利益を收む此より資金の運轉、稍、自由を得て益、商業の擴張を圖る已にして數年の間、時に輸贏ありと雖、慶應二年、及、明治二年は胸算、機に中り大に贏餘を得たり是の時に當り世態、一變し互市、既に横濱に開け邦人、稍、貿易に注目するものあり榮、専心、貿易に従事し九年に至る是年、親しく横濱の

商況を視察せむと欲し手塚某を介して外商館を歴訪せり而して外商館皆新絲の產出を俟てり榮之を看取し某か斡旋を得て本年產出の新絲賣買を約して若干金の預借を爲し歸國して大に新繭を購入して提絲を製し或は之か預買を爲し且人を長野縣に遣して提絲若くは器械絲の購買に従事せしめ買集し其所の製絲悉之を横濱に輸送し數萬圓の利を獲たり榮是に於て深く感ずる所あり地を甲府太田町に卜し十年を以て製絲工場の新築に着手し明年竣工せり次て工女貳百餘名を備使し始て蒸汽器械を以て製絲に従事せり是年横濱に於て日本全國生絲共進會を開設するに當り榮製絲を出品して三等賞を得たり十三年車駕山梨縣に巡幸す伏見宮工場に下臨し三條太政大臣親しく金幣を與へ且微力能く工場を新設し我國製絲の進歩を促したる其功偉なりとの賞詞を受く明年静岡三重愛知山梨四縣聯合共進會に出品して一等賞を受く又明年製絲工場を増築し工女五十餘名を増員せり後榮又思ふ木綿は元來本縣物産の一なり然るに之を他方に轉出し反りて高價なる綿絲の供給を他方に仰く是經濟上の不利なりと因りて有志を糾合して紡績工場を西山梨郡千代田村に新築し二十二年落成せり已にして販路逐年廣まり今や隣縣に至るまで甲府紡績の好評を博するに至れり榮又思ふ甲州製絲と信州製絲と横濱市場の價格に差

等あるは彼は共同團結して絲質を一定し我は個個獨立して業を營むに因るは乃同業に説くに利害を以てす初應ずるものなし榮自創業一切の費用を負擔し策勵甚努む是に於て皆其俠心に感して遂に之に應ず因りて矢島組共同揚梓場共同販賣を組織せり榮の計畫果然的中し販路大に開け價格亦信州絲に超越す今や組員九人製絲釜數千參百貳拾八個周年の製産額千五百捆に上る爾後倣ひて團結を計るもの稍多し抑榮身を貧困に起して終に巨萬の富を爲し獨家門を榮するのみならず國家の經濟に於て益する所少からず宜なり官の之を録すること茲に三十二年七月下賜の綠綬褒章の記を掲ぐ

資性謹厚初横濱港ノ開クルヤ率先蠶絲ノ貿易ニ從事セントシ牙僧ノ欺騙スル所トナリ折閱困屯スルモ毫モ屈撓セス艱苦經營益奮テ販鬻ニ勤メ遂ニ贏利ヲ獲自製絲場ヲ築キ工女ヲ募リ蒸汽器械ヲ裝置シテ盛ニ良品ヲ製出シ更ニ共同販賣ヲ首唱シ同業者ヲ團結シ矢島組ヲ創設シ規畫圖ニ中リ産額月ニ加リ售路歲ニ擴ル且木綿ハ地方ノ産物ナルモ却テ綿絲ノ供給ヲ他縣ニ仰クヲ慨シ有志ヲ糾合シテ紡績會社ヲ組織シ孜孜トシテ斯品輸入ノ捍防ヲ圖ル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰

榮亦常に意を公共の事に用る道路、橋梁、學校、病院の建築、貧困、罹災の救恤等、毎に金品を義捐して吝まらず故に數官の賞賜を受く、妻菊は齋藤氏なり男、富吉を生む、富吉、山田氏國を娶り孫を擧ぐ

礎子曰く猛虎は能く野獸を搏てとも鼠を捕るは小猫に如かす是、能なきに非ず其材の大なればなり吾、榮助の小技に拙なるを見て其材の大なるを知る嘗て姦商の術中に陥り挫折困頓、奈何ともするなきに及ぶ若、常人をして之に處せしめは縮首蔽面、必將に債主を逃れむとす而して榮助は則、不らず決然、郷に歸り家門に入らずして誠を債主の前に致す是、常人の能はざる所なり孔子曰く民無信不立と榮助の成業を見れば亦、聖人の言の貴ふべきを知るなり

### 松下彦兵衛

彦兵衛は大阪市西區江戸堀第二街の人、父を彦兵衛といふ母名は貞松下氏、彦、天保十

二年八月二十日を以て生る幼名芳太郎、少より貿易業に従事し安政年間、長崎港に於て寒天、乾鮑、煎海鼠、瀬戸貝、乾烏賊、乾海老、切昆布等の海産を主とし其他、藥種、椎茸等、凡、阪地製出の貿易品は悉、之を掌握して業を營めり後、明治初年に至り、阪府に於て専、寒天を營業とせり寒天は本邦の特有物産にして此時に當り清國の需用、漸く熾なり彦、以爲らく之か輸出販路を擴張するは國利を益すものなりと是に於て意を決して斯業に従事せり當時、山城、攝津、丹波三國に於ける同業者間の製出するもの僅に六十四株に過ぎず後、漸く増して清國に輸出するもの其額二十四萬七千二百餘斤に達せり抑、明治以還、自由營業の制を布かる之に因り寒天營業者、亦、續續、増殖し製造業二百三十四名、六百三十二釜の多きに及び爲に粗製濫造の弊、相續發し或は良否を混し水分を含め或は砂石貝殻を混して斤量を増し又は兩端の結束、葉を加ふる等、種種の悪手段を施し終に海外需用者の信用を傷け聲價を失墜するに至れり故に之の弊を矯めて海外の信用を回復するは、最、焦眉の急と爲す是に於て彦、東西に奔走し十七年、寒天共進會を大阪府三島郡茨木町に開き同業者の反省を促したり然れども宿弊一朝に改まらず包装の粗濫の若き倍、甚し彦、各所に遊説すること數旬、同業の贊同を得、十九年、大阪、京都、兵庫、二府一縣聯合凍瓊脂製造業組合を組織し選まれて取締と爲る爾來、

力を悪弊矯正に盡し荷袋を一定し正品には證票を附し稍其面目を改め漸く信用を回復せり且標本として自製の純良品を歐米に輸送し英佛獨露米等の諸國より需求を受く是に於て販路漸く開け輸出の増加するを見る已にして組合員中六十餘名異論を唱へて組合を分離せり是に於て取締法行はれす終に解散の不幸を見る故に弊害舊に倍し紛糾治むへからず彦獨苦心し凝思考案遂に綿絲を以て組紐を製し之を以て東葉に代ふることを發意せり外觀美好運搬輕便斤量減殺の三重あり從來自製品には一切東葉を用ゐず且寶珠松竹梅五種の商標を附し正確の撰品を輸出せり然れども他營業者は依然粗濫の弊を改めず故に清國商人等低價に非れば購入せず隨ひて此價格を以て他精良品を類推す彦亦影響を被むり損害少からず然れども爲に挫折せず強忍八星霜を経たり自重の効茲に顯れ需用國の商人等漸く東葉の粗品なるを覺り相率ゐて組合紐束に非れば購入せざるに至る是に於て玉石始て判明し多年の苦心を慰するを得たり從來彦か製品は現品の検査を用ゐず單に商標に因て取引注文を爲すに至れり此に至り其宿志を果すを得たり然れども彦元來私利に汲汲たらず故に衆をして己に倣はしめむと欲し今尙之か爲に心慮を勞せり二十六年我國水産物の清國に輸出する量價逐年増加しつゝあり然れども各品通じて粗製濫造

に流れ就中水産物を甚しと彦有志と謀り自發起して關西水産共進會を大阪に開設し以て其改善進歩の方を促したり二十九年日本藻草寒天株式会社を設立せり蓋寒天の弊害を矯正するは獨力の能くする所に非ざるを知り有志に謀りて設立しゝ所なり而して推されて社長と爲る爾來拮据黽勉稍改善の緒に就かむとするに當り種種の障害を受け遂に解散するの不幸に遇へり同年中阪神間に居住せる清商等か兩地間を運搬する貨物に對し我運漕業者は戰勝の餘威を藉り濫に不當の運賃を貪り且運搬の粗畧放慢より貨物に故障を生じ延きて我貿易商の取引上にも不利を來せり因りて彦有志と謀り浪花曳船合資會社を起し阪神間往復貨物の漕運に従事し其業務擔當社員に推され大に輸出入貨物の便益を謀れり當時業務盛なりしも故あり解散せり此より前二十六年以來朝鮮貿易商組合に加盟し朝鮮物産委託販賣業を開始し農水産物仕入及販賣を爲し傍韓國駐屯憲兵隊の用達たりしも三十二年に至りて廢業し而後海産物中寒天草布海苔草等の貿易を主とし毎年凡五十萬斤乃至六十萬斤價格二萬圓乃至三萬圓に止まれり彦斯業の爲に盡せる功勞に因り公共團體より受領し、賞典を約述せばコロンブス世界博覽會より銅牌關西聯合水産共進會にて五等賞大日本水産會第五回水産品評會にて二等賞第六回及第七回の同會にて

一等賞、諾威萬國勸業博覽會に於て金牌、大日本水産會聯合品評會より五等賞、巴里萬國博覽會に於て最優等金牌を受け、又宮内省上買の榮を得しこと數なり、又、共進品評博覽諸會の審査官と爲り事務勉勵の賞金、銀牌、及銀杯等を給はりしこと亦、數なり、特に三十年、大日本水産會頭彰仁親王より藍色有功章を贈與せられ、又、三十三年、時の農商務大臣は金三十圓を下して其功績を賞せり、多年の勞は終に朝の録する所と爲り、二十五年五月を以て餘榮ある綠綬の章は其家門を輝かせり、文に曰く、  
 夙ニ心ヲ清韓貿易ニ傾ケ殊ニ我國ノ特産凍瓊脂ノ需用漸ク熾ナルヲ視テ製造販賣ヲ起業シ明治維新後同業者各地ニ續出シ尋テ製造及荷裝ノ粗雜ニ流レ弊價ヲ失墜スルヲ憂ヒ共進會組合等ヲ設ケ銳意矯弊ニ努メ標本ヲ歐米市場ニ輸送シテ賞讚ヲ得、販路、漸ク擴張スルニ方リ不幸組合解散シ弊害再出セシヲ歎シ苦心百端、遂ニ綿絲組紐ヲ以テ從來ノ棗束ニ換ヘ五種ノ商標ヲ附シ清國輸出ヲ試ミテ大ニ信用ヲ挽回シ同業者、概之ニ倣ヒ弊風頓ニ革マリ産額、舊ニ倍シ斯業ノ發達ヲ資スル勲カラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス、  
 其職務を略叙すれば、大阪商業會議所會員、大日本水産會報告委員、大阪築港期成會委

員、水産諮問會員、聯合區會議員、所得稅調查委員、五二會本部評議員、大日本鹽業會、天明會、日本體育會、市及區教育會、日本武德會、第四師團吊魂會等の會員、幹事、商議員と爲り、又、共進品評及博覽會の審査官に推選せられ、三十餘年間、一意専心、斯業に盡瘁したり、今や寒天の輸出歲額約一百四十餘萬斤、價格一百萬圓餘に上り、商勢益、有望なり、妻、歌佐藤氏、子なし、弟、丑之助の長子、彦三郎を養ひて嗣と爲す、  
 礎子曰く、永遠の利を收むることを知らず、眼前の小利に眩するは我國商界の通弊なり、彦也の凍瓊脂に於ける獨卓然として此に見るあり、先づ外商の信を收めむと欲す、而して同業多くは小利を逐ふの徒にして之を以て反りて己に不利なりと爲す、詩に曰く、氓之蚩蚩、抱布貿絲、以て彦也の苦衷を察す、へし、噫、彦も亦、商界の達識なるかな、

### 前田靈瑞

靈瑞は僧なり、石見國美濃郡北仙道村大字乙子、農、豐田友藏の第二子、天保九年十二月十五日生る、幼名直吉、弘化三年、年甫九歲、同郡安田村、眞宗大谷派、專龍寺住職、前田覺念

○松下彦兵衛 ○前田靈瑞(綠綬)

に投じて剃度、名を靈瑞と改む。明治七年、覺念の弟、一念の義子と爲り、其姓を冒す。靈瑞、資性温雅にして、慈讓、師長に仕へて、節あり、給養多年、未嘗て一たびも其譴怒に觸れず。較、長するに及び六時禮讚の餘暇、自、奄耜を取り、田園を耕耨し、檀襪濫私せずして、頭陀多く蓄ふ所あり、以て法要に資し、庫厨を禱く。安政二年、地、大に震ふ時に、覺念の妻、波津江、病、蓐に在り、人人、皆、倉皇、病者を省するに、遑あらず。靈瑞、單身、内に入り、之を負ひて、危難を外に避けしめ、又、動踊劇甚なるを、願す。幾回、本堂、及、庫裡に、出入し、佛像、法具、其他、重要の物品を、擔ひ出だし、以て、毀損の害なからしむ。其舉止、安祥として、而して、機に處する、頗、敏達、人、皆、之に、服す。明治二年、地方凶饑、檀襪、頓に、減じ、寺門十口の生計、甚、艱む。靈瑞、經理の衝に、當り、法喜禪悅、二食共に、欲くる所なからしむ。七年、靈瑞、四大調はず、幾ど滅に、瀕す。覺念、枕を、擁し、其欲する所を、問ふ。靈瑞、謝して、曰く、弟子、未、佛祖の、鴻恩に、酬ゆること、能はずして、此、重患に、遭ふ。罪業の、深き、懺する所を、知らず。他、豈、求むること、あらむや。と、覺念、感泣して、曰く、眞に、是、僧伽なり。道念、此の、如くにして、菩提、到るべし。安意して、佛名を、念せよ。と、已にして、感應あり。歳を、踰えて、平癒、故の、如し。十一年、覺念、老して、病む。靈瑞、側に、侍して、日夕、帶を、解かず。藥餌、飲食、供養、懇に、到り、看護、其精を、盡くす。斯年、遂に、寂す。遺命して、一念、靈瑞、及、檀徒、澄川某三人、戮力、以て、本堂、再建の、事を、就さしむ。是より

先、一念、已に、覺念の後輩に、上りて、專龍寺、住職たり。是に、於て、三人、相謀り、翌年、直に、工を、興す。靈瑞、謂へらく、先師の、誼に、報ゆる、正に、是時に、在りと。而來、清課、勤修の、他、日、日、數十人に、給するの、炊事を、親らし、夫を、監し、工を、督し、其間、檀信に、趁せ、金穀を、勸募し、奔走、晝夜を、擇ばず。十四年に、至りて、功を、竣ふ。費す所、金二千五百餘圓、米穀七十六石餘。蓋、寒村、希有の、工事なり。而して、全く、清淨の、喜捨を、以て、成る。靈瑞、周旋の、勞や、推して、知るべし。幾許ならず、故、覺念の、妻、復び、疾み、尋て、一念、中風症に、罹り、神經を、併發し、一念の、妻、百江、亦、病に、臥す。一念、五男一女あり。長、得念、末、寺門の、事を、督する、能はず。他、皆、幼弱。靈瑞、是間、に、立ち、病者を、省し、兒女を、育し、外、檀信の、佛事に、當り、内、庫厨の、財務を、計り、苦心、慘憺の、狀、筆舌の、盡くす。べきに、非ず。十七年、百江、先づ、没し。二十年、一念、亦、寂し。而して、波津江、病勢、益、進み、急躁、暴怒の、癡、日、日に、加はる。靈瑞、一意、其旨に、忤はず。看護、愈、切なり。不淨の、排泄は、自、任じて、之を、淨拭し、決して、他人を、煩はさず。此の、如くすること、十年、幾ど、一日の、如く、毫も、倦怠の色を、視さず。二十四年、波津江、遂に、没す。靈瑞、慟哭、實母を、失ふが、如し。是より、得念を、輔けて、一念の後を、嗣がしめ、其二男二女を、視ること、己が、愛孫の、如く。薰陶、感化、頗、力を、致し、德行の、聲、加、四方に、高し。初、專龍寺は、貧素にして、本山、本願寺に、對して、は、歷世、飛緣席の、格たり。一念に至り、世襲、餘間席に、進み、一代、内陣席と、爲り、得念に、及び

更に世襲内陣席に進み一代院家席を允さる寺格の昇進此の如く速なるは宗中無比の異例なり而して其能く之を爲さしめたるもの實に靈瑞の蔭に由ること衆の齊く知る所なりとす三十三年二月靈瑞の名鳳闕に達し旌して章を賜ふ其記に曰く資性温順年甫メテ九歳眞宗專龍寺住職前田覺念ニ從テ得度シ歷事三代克ク弟子ノ道ヲ竭シ艱難避ケズ忍耐撓マズ住職覺念一念夫妻ノ相尋デ病ニ臥スヤ看護懇篤兒女ヲ保有シ寺務ヲ攝行シ傍耕作薪樵ノ勞ヲ執リテ生計ヲ補ヒ曾テ歲歉ニ食乏ク師家十口殆支フベカラザルニ際シ豫備ノ粟稗ヲ出シ自粗食ニ甘シテ百方扶持ノ法ヲ講ジ以テ飢餓ヲ免カレシメ殊ニ先師ノ遺命ヲ奉シテ堂宇ノ再築ニ盡力シ住職ノ補佐財政ノ整理寺格ノ昇進等拮据黽勉スルコト五十四年郷閭其德行ヲ稱ス洵ニ奇特トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

專龍寺内凡六坪可りの一小庵あり是檀信の徒靈瑞の德行に感じ十九年中特に築て靈瑞に寄附し其安居靜養に供するものたり而して當時住職一念夫妻竝老母臥病並枕の時に際し之に起臥するに違あらず今や寺務小康を得庵中に端座し禮讚念誦徐に將世を期し時に先師遺愛の兒孫を膝下に團欒嘻笑せしむるの他復一點塵事を胸

介せず眞宗の制古來肉食妻帯毫も優婆塞と異らず然れども靈瑞誓ひて婦女に狎親せずして六十餘年堅く佛制に遵ふ曾て寺門整理の爲自耕耘を事とするや具に酸苦の勞を嘗む但糞料の一事のみ必人を雇ひて之が役を執らしむ曰く吾辱く天龍恭敬袈裟を着くるの躬たり自以て汚瀆すべからざるなりと其志操の高尙にして道念の堅固なる古名僧に愧ぢざるの概あり實母豊田氏栗夙に亡し兄國藏出でて大谷氏を繼ぎ弟友藏父の名を襲ぎ家を承く父子兄弟輯睦亦頗渥くして里閭の範と稱せらる礎子曰く予本書を著し編を累ぬること茲に五回昭代旌表の人を録すること數百人而して今適めて前田靈瑞を獲たり嗚呼靈瑞は僧なり僧にして德行ある何ぞ奇とするに足らむや但現時の僧末法の通弊に忸み法を亡みし戒を遺すれ復佛祖梵修の紹を繼がす甚しきは三衣の蔭に他人の妻を覆ひ淨鉢の底に不義の財を積み無愧無慚恬として顧ることを知らず滔滔十萬の禿人咸く皆波羅夷突吉羅の罪人に非ざるは莫し靈瑞是泥濁に處して特り旌表の榮典を享く眞に是火中の一蓮たり豈亦奇ならすとせむや然りと雖其奇とするものは其奇とすべからざるものを奇とするのみ寧能仁氏の爲に大に悲む所なくむば非ざるなり

又曰く能仁氏の末正覺を成せざるや其師阿私仙に事へて至孝なり法華經に其狀を

記して云く即隨仙人供給所須採果汲水拾薪設食乃至以身而爲牀座身心無倦精勤給侍令無所乏今靈瑞の師に盡すものを視るに眞に之に近し當世師道久く廢し弟子たるもの亦其禮節を失ふの時に際し遇靈瑞の如きものあるは決して獨佛教界の龜鑑たるに止まらざるなり

## 眞下邑三

眞下邑三は上野國碓氷郡原市町の人父は利七母は新小暮氏兄を珂十郎と云ふ嘉永三年三月を以て生る明治六年分家獨立農商を兼營し又推されて副戸長と爲る八年より二十一年に至るまで郵便局を管し九年地祖改正地主惣代人と爲り十二年より十七年に至るまで聯合村會議員及原市村會議員と爲り議長の職に當る郡の囑託に應じ碓氷繭絲競優會審査委員と爲り前後皆勞あり又郡衛生會會長に當選す二十年及三十二年縣の囑託に應じ八王子町に開く一府九縣聯合共進會審査委員と爲る是間職務勉勵又は審査の慰勞として賞與を受くること數回聲望甚隆し邑三人と爲り

敦厚にして誼を尙び且商機に富む原市の地たる安中松井田の間に介し所謂間の宿と稱する一小部落に過ぎずして農商の業久く振はず加ふるに維新の大故時局一變し隨ひて地方經濟益紊亂するに至り資産を蕩盡し兄弟妻子離散の悲境に陥るもの比比踵を接す邑三之を憂ひ勤儉貯蓄の圖を畫し同志を糾合し名けて勤儉社と稱し凡冠婚喪祭等の式禮は一切綿服を用ひ一汁一菜荷餓を凌げば則足ると爲し朝夕一時間起臥の例を延べ繩索を結び鞋履を作り以て之を貯蓄の資に供す少時にして四隣風に倣ひ一郷の炊烟漸く濃かなり七年の頃資金二萬圓を醴集し原市生産會社を組織し農商業資本の缺乏を裨補し一は貯蓄を策勵し一日一錢の些も亦増殖の利を得せしむ十二年期滿ち將に解散せられむとす邑三此金融機關を閉鎖するの甚不利なるを慨し懇諭再四遂に繼續の事に決し更に増資して三萬九千圓と爲し原市資本會社と改稱す而して碓氷社の創立亦此時に在り從來本郡の生活は過半蠶業に屬し當業者の數頗多く將來有望の特産たり然るに多年粗製濫造の弊ありて一時の僥倖を企圖するもの尠からず爲に漸く信を天下に薄くし業務大に振はざるの兆を呈するに至り有志之が挽回を講じて未成らず邑三竊に念へらく今日の際他策なし唯蠶業者の一團體を設け戮力協心各自相警告し財資互に援助し以て從來の惡弊を一洗



するの一事あるのみと乃志を萩原某某等に告げて共に謀る所あり揚返場を磯部村に設立し助くるに會社の資を以てす其製する所甚佳良にして聲價普通座繰に數倍し需求最多し由りて郡内各地を遊説し同業者を誘ひて各町村に製絲揚返場及製絲器械場を設立し改善の途に嚮はしめ十二年遂に之を統一し碓氷社と稱し原市を本社と爲し各町村を支部とし各支部製する所は一切之を本社に集め検査を嚴にし品位等級を定め本社之が保證の責に任じ以て内外に販賣するの制を立て萩原茂十郎を推して社長と爲し而して邑三之が取締役と爲り製絲の検査機械の監督賣買の機略悉皆其衝に當り且其管する所資本會社の資を注ぎて益社運の發達を促し盡瘁到らざるは莫く以て稍多年の宿弊を洗ひ斯業をして復恢弘の域に達することを得せしめたり今日碓氷社の名内外を傾くる所以なり後茂十郎故あり職を退き其弟鐸太郎代りて社長と爲る邑三副社長たり鐸太郎亦夙に志を邑三に同くし創立の當初より參畫尤多し是に於て二人兩輪相輔け社運益張り今や毎年の輸出平均百餘萬圓に達するに至る嗚呼亦務めたりと謂ふ可し邑三原市資本會社を創し重役たり後組織を更めて銀行と爲し増資六萬九千圓に到らしめ二十八年兄珂十郎其頭取と爲るに及びて重役を辭し專碓氷社に盡くす社創立以來茲に二十有餘年初より重役に任じ

每期改選皆當り公正廉潔衆の畏敬する所と爲る曾て座繰揚返は一時應急の方法にして永遠の利は機械製絲に在りと爲し同業を獎勵し各地に多く機械場を設立せしめ隣縣の音郡の内外に響き産業の隆むなる他府縣人の來り觀るもの皆之を羨まざるは莫し三十三年三月 朝廷賜ふに綠綬褒章を以てす其狀に曰く

資性謹厚夙ニ製絲ノ改善ヲ圖リ萩原鐸太郎等ト共ニ有志ヲ糾合シテ製絲揚返場、機械製絲場、及碓氷社ヲ設ケ後組織ヲ改メテ協同販賣ノ法ヲ定メ推サレテ副社長ト爲リ專檢査、及發售ノ任ニ膺リ五十七支部ノ製造スル所ノ生絲ヲ本社ニ集メテ品位ヲ鑑別シ保證ヲ附シテ内外ニ販賣シ大ニ聲價ヲ發揚シ今ヤ一歲ノ産額三萬貫餘ニ上リ裨益ヲ斯業ニ與フルコト鮮少ナラス其他勤儉貯蓄ヲ獎メ銀行ヲ創メテ資本ノ流通ヲ便ニシ農商業ノ振興ヲ圖ル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキモノトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス邑三現時郡會議員郡參事會員たり其妻を米と名つく織間氏なり一男二女を擧ぐ礎子曰く凡事を成すは才に非ずして徳に在り邑三敦厚の資を以て地方の富裕を圖り産業の發達を望み其勤儉を唱ふるや四隣皆從ひ製絲の改善を促すや四郡五十七部咸く靡く夫子の所謂徳之流行速於置郵傳命なるもの眞に是歟邑三曾て命を驛鈴

に拜す吁、亦安ぞ天の木鐸を斯人に寄するに非ざるを知らむや其商機に富む所以のものは蓋、智略然るに非ず唯、至誠事に當り信義、他を欺かざるを以てのみ世の朝三暮四稱して術數と爲すもの固より與に較するに足らざるなり

## 藤本善右衛門

信濃國小縣郡鹽尻村の人、藤本善右衛門は家世世蠶絲を業とす善右嘉永三年二月十九日を以て生れ幼名を産三といへり其父善右衛門明治の初年嘗て横濱蠶絲交易の盛なるに際し蠶業團體の必要を感じ同志を糾合して妙妙連と稱し其主宰と爲り蠶種を海外に輸出して外人の信用を博し其他斯業に裨益する所尠からざりき後明治十年家を産三に譲り隱居して繩葛といふ産三父の名を襲し父祖の業を繼ぎて益其業を勵み家聲を墜さす是より前明治六年父繩葛嘗て鹽尻均業會社を創設するや父子力を協せて傳習生の養成に努め修業生取扱規則を設く蓋會社の囑託を受けて養成するか爲なり故に傳習生逐年増加し各府縣の囑託をも受くるに至れり又從來全

國各蠶業地より其家に來り學ぶ者に對しては家則に據りて家人と俱に桑樹栽培より採桑蠶兒飼育法蠶種製造法に至るまで實地に就きて修業せしめ衣食を給して授業料を徴さす前後養成する所數百名に及へり故に翹翹たるもの亦少からず特に岡山縣人内田饒穂の如きは三十年綠綬褒章を拜賜するに至れり十七年蠶種微粒子病驅除法に關し農商務省に原種の検査を請ひ又實弟樞次郎尾之七及有志と協力して一千倍の顯微鏡を購ひ且縣廳準備の鏡をも假用し長野縣博物場に入り縣屬等と蠶種微粒子病驅除法を講習したり時に費用頗多く獨自資を投するのみならず又均業會社に謀りて其力に頼りぬ當時蠶業家概顯微鏡検査を願さりしも此より人人競ひて顯微鏡を備へ二十二年の交に至りては縣下を通して數百臺に及ひ特に鹽尻村の如きは四十臺を有するに至れり是皆善右の首唱誘導の力なり是年群馬縣勸業報告に長野縣製造の蠶種原紙は硝酸混入し蠶卵に害毒ありと記載するあるを見て其正否の試験を當局に請ひ且其報告の取消を乞へり十九年他府縣に蠶種再検査の事あるや極力之に該りて當業者の安全を計り二十一年舊蠶絲業上田組合長たりし頃地方座繰製絲改良を案し器械製造場の設置を奨励して座繰製絲を改めむとしたり然れども舊慣一洗し易からず是に於て徐徐改良を遂げむと欲し組合の經濟に留意

し數年の後に至り其剩餘金を以て製絲踏器械三千臺を製し之を衆會員に頒ちて改良を實施せしむ而して其價は三年賦を以て辨償せしむ此より地方改良上に著功を奏し製絲業の一革新を見たり當時善右群毀を願すして數年後の改良を期したる其苦心經營眞に想ふべきなり翌年大日本農會農藝委員を囑託せらるゝや能く會員の蠶桑業質問に應答して皆其要領を得せしむ二十五年蠶卵紙鐵道輸送費の低減を請ひ上京陳情すること前後四回遂に素志を貫徹し裨益を同業者に與ふること大なり要するに數世相繼ぎ地方蠶業の爲に力を盡す世間多く其類を見す宜なり三十三年

二月を以て官褒章の典を行はるゝこと其記に曰く  
資性温厚夙ニ先緒ヲ繼テ心ヲ蠶業ニ注キ力ヲ傳習生ノ養成ニ竭シ其教フルヤ誠實其待ツヤ懇篤是ヲ以テ名聲藉甚遠近贊ヲ執リ業ヲ受ケタル者數百人爲ニ地方蠶業ノ發達ニ裨補スル所尠カラス又製絲ノ改圖ヲ畫シ踏器械ヲ製シテ同業ニ頒チ以テ從來ノ面目ナ一新シ蠶病驅除ノ方ヲ講究シ顯微鏡検査ヲ行ヒテ衆ヲ誘導シ其他會社組合ノ長ト爲リテ孜孜勉勵スル等洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
更に善右か明治五年以降官公職の閥歴を略擧すれば蠶種大惣代鹽尻學校事務掛戸、

長學務委員浦役人聯合戸長縣會議員蠶種改良千隈會社副社長備荒貯蓄係村會議長鹽尻銀行取締役鹽尻均業會社長勸業及所得稅調査の委員蠶絲業諮問會員信濃蠶種組合長合同蠶種検査所長徵兵參事會員郡參事會員蠶業學校名譽會員縣勸業諮問會員大日本蠶絲會技藝委員赤十字社支部委員第三回及第四回内國勸業博覽會審査員聯合共進會勸審査員帝國農家一致協會名譽會員縣農工銀行取締役十九銀行監査役等に膺選せり又公共事業に金品を寄附して數木杯賞狀を受け又事務勉勵の賞として名譽銀牌賞金及銀杯等を得しこと亦數回殊に共進品評及博覽諸會に出品して毎に優等の賞あり就中十年の内國勸業博覽會に蠶卵紙を出品して鳳紋賞牌を第四回の同會に蠶種を出品して有功二等賞を授與し又三十二年武州八王子に開きし東京府外九縣聯合共進會に於て時の農商務大臣より積年蠶業上に貢獻しゝを賞して特別金幣を下せり今や周年蠶種の製造高三千八百餘枚に達し販路廣く信用益加はるといふ善右の母は倉澤氏名を登宇といふ妻島亦倉澤氏四男三女あり長子斐夫木内氏清を迎へて孫女友子を儲く

礎子曰く吾本傳を草し善右が蠶兒の發生に當りては飼育に缺くる所あらむを恐れ自蠶室に起臥して僕婢と勞を俱にし製種に至るまで數十日間寢食を安むせさるも

の如しと云に至り歎して曰く苟是小心と勤勉とを以てせば何事かならざらむと  
又千隈會社長と爲るや常に社中の平和を保ち親睦を計ると云に至り其衆を御する  
の術に巧なるを知る鳴斯の如き人豈得易からむや  
又曰く彼の繭を瞻るに絮絮として絶えざるものは絹なり彼の蠅を視るに羽羽とし  
て飄るものは蝶なり蝶か絹か厥徳轄く厥業長し嗚呼父は蠶業の率先者と爲り子は  
改良の指導者と爲る恰蠶化して蛹と爲り蛹化して蛾と爲るに似たる乎洵に郷黨の  
儀表たるものなり

## 小泉清左衛門

礎子曰く世界の商勢は滔滔として其高潮を漲らし我商戰場裡亦將に益多事ならむ  
とす此時に際り能く商機を活用し養家の祖業を事とするを欲せず竊に商業場裡に  
奇利を試みむとするの志望を抱き而して能く堅甲利兵に當り以て勝利を我に占め  
むとするもの元將器あるにあらざれば之を能くする處にあらざるなり浪華の商人

小泉清左衛門は實に其人乎

大阪市西區阿波堀通第四街小泉清左衛門は阿波板野郡松阪村友成小太夫の次男に  
して天保十年八月三日を以て生る幼名廓太郎と呼ぶ實母市高木氏文久二年小泉清  
兵衛に養はる養母を嘗といふ小泉氏は麻苧及麻網絲商なり清養家の業を以て後來  
多望ならずと爲し陰に有益の産業を思索せり幾はくなくして大政朝に歸し世態一  
變せり是に於て清家業の外水産貿易に従事せむと欲し明治二年海産物若干を購入  
し之を神戸在留の清商に試賣せり是清か水産貿易に従事し濫觴なり爾來幾變遷  
し以て今日の盛況に至れり今海産種類の項を分ちて經歷を略述せむ抑海參は其品  
質大小により十等に區別し大なるは二十個内外を以て一斤とし小なるは數百個に  
至る隨ひて價格亦差異あり故に捕漁の際小なるは之を放養して其成育を俟つを得  
策とす然れども漁夫多く此理に暗く大に併漁して顧みず反覆之を論すも從はず清  
因りて自之を蓄養せむと欲し十一年廣島縣安藝郡莊山田村の人厚井某をして吳港  
近海に於て試養せしむ然れども數竊取せられ又場所狹隘蓄養に適せずして廢めり  
後亦義弟中村久吉と謀り同縣カマカリ鹽田鹽留場に試養せり而して此場亦暴風洪  
水の時汚穢物潮水に混し養魚腐死す故に之を止め山口縣徳山福川新田破壊の場を

賃借して三たひ之を試みぬ而して春秋兩回魚子を産し結果良好大に繁殖の望あり然れども此地他の買収する所と爲り返附するの已むを得ざるに遭遇せり故に亦目的を達せずして止めり此の如く屢々失脚せりと雖、已に三たひ之を實驗して蓄養の洪益ある證左を得たり是、水産漁業上、自他の大利なり次て剝蝦製造に従事せり當時剝蝦製造の利を知るもの甚稀なり清、厚井に囑し標本一袋の送附を得、試に之を清商に議りて其有望なるを知り製造販賣に従事せむことを努む而して當時産額寡少、商品とするに足らず且製法未熟にして僅に數日を経れば色澤變し終に腐敗に勝へず隨ひて販路狭く三四千斤の製品と雖、一次に買取するものなし若、七八千斤の製品同時市場に上れば市價忽低落す而して此の如き狀況を呈するは蝦の産出少數なるにあらずして剝蝦製造は巨多の資金を要すればなり清、其情を知り資金を貸與し百方之を奨励せり之に因り遠近傳聞して製造者逐年増加し終に蝦の産出地は剝蝦製造に従事せざるものなきに至り遂に多額の産出を見る偶、十一年、市價俄然下落せり當時其趨勢に任して之か救済の策を講せずむは終に製造者をして非常の損失を蒙らしめ製造中止の否運に陥らむ是、斯業發達の大沮害なり清、之を慮り市價回復の一方策として製品八萬斤を買収し靜に市況を觀望せり而して買収品乾燥足らずして臭氣

發生す之に因り土藏三個を賃借して之か乾燥に努む時に連日降雨製品腐敗に歸せり爲に七千餘圓の損害を蒙り幾と將に産を破らむとす清、此不幸に逢ひて意氣益、振ひ麻苧網絲業を廢して専、水産貿易に従事し製造に改良を加へ製品愈、精く販路益、廣く今や清國に輸出するもの百數十萬圓に上り頼りて以て衣食するもの亦夥し之に要する資金貸與額は壹萬貳千餘圓にして之を細別すれば廣島六千餘圓、愛媛貳百圓、山口、大分、各、壹千圓、岡山四千餘圓なり而して廣島地方の獨、多額の貸與あるは元來、本品の製産は初同地方の漁家少數の製造を爲し煎雜魚の代用として之を山郷僻村に負擔行賣し、ものにして固より貿易の販路あるを知らず且、同地の人は海産貿易に従事するものを指用して山師の徒となし稍、富有の者は却て之を擯斥せり故に之か製造を誘導せむと欲せば勢、多額の貸與を爲さざるべからず而して此貸與金は借受者の折閱、死亡、廢業、轉業等の爲多くは返還せず全く製造誘導費の結果を見るに至れり十三年、清、大阪在留の清商か内地産の甲烏賊を見て自國産と同一なりと言へるを聞き數尾を購入して錫に製し清商に商議し甲を除けるもの、輸出に適せざるを知り始て輸出に適する製造方法を得たり因りて普く同業に傳へ遂に多額の輸出を爲すに至れり此より前、十年、車蝦三十斤を廣島より購入し標本として清國に輸出を試

みたり而して其需用に適し販路大に廣まる又嘗て山口縣より淡菜を取り之を清商に議りて漸次販路を開き且廣島愛媛香川地方の漁家を誘導して頗漁獲せしも近時山口縣の他は其數大に減し僅に地方の需用を充すに過ぎず爲に輸出杜絶せり後、二十九年に至り北海道の漁家を誘導して其漁獲に従事せしむ初、同道人は之か販路を知らず漁獲を事とせず今や毎年五萬斤の産出あり又眞珠の如きも之か利を知らざりしを清、勸誘に因りて採取するに至れり二十六年、中村某をして海夫三十人を率ゐて朝鮮海に航して淡菜漁獲に従事せしめ得る所少からず故に亦、他を勸誘す之に因り逐年出漁するもの多く三十三年に至り漁獲高拾五萬斤、代價貳萬七千圓、眞珠代價三千五百圓に達せり而して前途益、好望あり抑、清は明治初年以來、三十餘年、終始一貫、水産貿易に裨補する所の功績少からず故に三十年、大日本水産會は藍色有功章を授與し又、三十三年、農商務大臣は特に賞して金三十圓を下す事、遂に朝の録する所と爲り三十五年五月、綠綬章を賜はる其狀に曰く

夙ニ意ヲ水産貿易ニ注キ剝鯨ノ清國輸出ニ適スルヲ察知シ專之カ製造販賣ニ従事シ資金ヲ生産地方ノ當業者ニ貸與シテ百万方之ヲ誘導シ折耗ニ値ヒ窮境ニ陥ルモ屈セス銳意斯業ノ改新ヲ圖リ今ヤ製品益、精ク販路愈、廣マリ一歳ノ輸出額百七

十餘萬圓ニ上リ賴テ以テ衣食スル者多キニ居リ裨益ヲ地方ニ與フルコト尠カラズ其他淡菜ノ採獲ヲ獎メ併テ眞珠ノ遺利ヲ收メ鰹及車鰯ノ製法ヲ傳授スル等、洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

清、又、深く心を公共の事業に用ゐる大阪築港の如き實に創意者たり故に之か爲に心志を苦め或は取調委員と爲り或は期成會幹事と爲り奔走盡力して勞功偉なり又、明治八年以降従事し、公職を略叙せむに、戸長、大阪貿易取締所取締、區會、市會、府會の議員、市參事會員、大阪公會常議員、所得稅調查委員、市立衛生會員、商工協會議員、高等女學校商議員、商業會議所副會頭、大日本水産會員、貿易商組合總組長、積善同盟銀行取締役、大阪舍密工業會社、及、日本藻草寒天會社監查役に選まれ、又、第四回内國勸業博覽會審査官、第二回水産博覽會評議員となり職務勉強を以て賞金、賞牌、銀杯を賜はり或は貧民救濟等の爲、木杯、並、褒狀を得たること數、なり三十五年、衆議院議員に當選せり妻、歌は養父清兵衛の長女なり甥、又、十郎養嗣子たり

礎子曰く有志者、必成と吾、之を古人に聞く清兵衛の若き蓋、是なり凡事を爲すに半途挫折するものは皆志の立たざるに坐す志、苟、立つ之に次くに倦むなきを以てせば何

事か成させさらむ然れとも言ふに易くして行ふに難きは人の弱點なり故に孔子曰く仁者其言也諷すと豈思はざるへけむや

## 小西藤兵衛

大阪市東區平野町第二街小西藤兵衛は相摸國鎌倉郡川口村の人小西助七の次男なり母を留岩崎氏藤天保七年二月五日を以て生る幼にして江戸に出て商業を做ふ後亦火藥雷火管の製法を修む文久元年大阪に往き内本町第一街武具用達商小西源三郎と議り火藥雷火管の製造業を開始し大阪城及諸藩邸に出入して雷火管及武具類の用途を辨せり數年を経て慶應の末に至り業を廢む明治初年洋服裁縫業を營めり既にして外國莫大小製褌衣多額の輸入あり而して其長短内國人に適合せず偶藤某商店に委囑せられて之が數百打の改袂に従事せり是莫大小業に志せる主因なり今大阪に於ける本業の起因及沿革を叙せむに内國に於て機械製莫大小を創製しは明治三年の春東京にて靴下を製造せしを濫觴とす其夏の頃大阪に於て同機械を

初て使用したる上田長次郎中島といふものあり尋でレイマン商會川口古に瑞西國製機械を輸入するや北村治助中島定次郎豊後の二人東京此機械を購求し製造せむとすれども固より其使用法を明にせず是に於て藤師授の頼るべきなく考書の徴すべきなきも百方研鑽を盡し其使用の方法を發明自得し初て製織に着手せり是時に際り府尹渡邊銳意管下の産業を起すに急且切なり而して莫大小の將來我大阪の製産物として前途必勃興することあるを觀察し乃素を養成せむが爲工場を平野街に設置し機械を備へ工手を募りて僅に製造せしむ後幾くならざるに經濟に掣肘せらるゝと他の事故の爲未其盛運を見るに至らずして遂に閉鎖せり然れども當時早く既に後年の隆興を遠察し本舉を起しは洵に識見と謂ふべし四年横濱フアール商會へ瑞西製釣機械六臺到着す是を本機輸入の嚆矢とす之を聞くや定藤の兩人試験の爲其二臺を大阪に引取り而して藤三月の日子を閲し其運轉使用法を研究發明す是即府下に於て釣機械使用の先鞭にして後年盛に本機の行はるゝに至りしもの其基因實に是に胚胎す而後運轉及裁縫等の方法を各人に傳授したりき五年内國大博覽會を京都御苑内に開設するや中村徳三郎釣機械並横機械を出品し藤は之が運轉製織を擔當し數十日間場内に於て回轉製織し以て其機械の利便なると製

織品の巧美なるを汎く公衆に觀覽知悉せしむ蓋本邦博覽會へ莫大小を出品するもの本回を始とす爾來世人漸く莫大小の褸衣として適良なること之に優るものなきを知り都鄙共に年年需用増加せり是を本品の創業時と爲す五年松添卯兵衛資を投して一工場を設置し勉めて上品を製出し神戸居留地亞米利加一番館を介して米國に輸出を試みたるに幸に好評を博し數次の注文を受けたるに事故ありて其業を繼續するを得ざりき當時民業として一個の資力を以て工場を構成したるもの蓋伊人其率先者たり時に榎本六兵衛平野舶來品の販賣を業とするを以て本邦の製品を進ましめ以て舶載品を壓止せむと志し最熱心なりしか當時其機會の至らざりしか遂に企望を達せざりき既にして七八年の交一時盛況を呈し同業者約百名に垂むたりしか十年西南の役後より十五年に至るまで同業者四十餘名に減したり是は一は戰後經濟界に波瀾を生じ物價騰貴大に顧客の購買力を薄弱ならしめたるの結果より本業亦之に伴ひ沈勢に陥りたること一は創始の時代なれば奇利あらむとの空想を爲し終始一貫本業を振興するの深慮を有せず一時射利の念に制せられたるに實際利潤の豊ならずして勞苦多きか爲頓挫したるに由る而も藤は此時に際し強忍して一縷の業脈を維持したりき是より先八年の頃釣機械横機械の運轉製織する所の寫眞

數百葉を樞要の地に散布して販路を擴張したり斯年鎮臺用達商藤田傳三郎と特約して關西諸營の用品を擔當製出して些の澁滯をも爲さず既にして西南の役起るや夙夜奮勵日日二千有餘枚を上納したり即内國製莫大小の効力大に顯著なり十七八年の交に至り曩に頓挫したる業運遂次回復して較活氣を呈せり爾來業務歲月と共に進みて内地に普及し尙進みて東亞諸國に輸出すること一年巨額に達し今や大阪の一産物として優位を占むるに至れり是を本業の守成時と爲す二十一年便利改良横機械を發明製作したり本機は一臺を以て其弛張運用に依り各種の莫大小を巧に製織し得るものにして其効用廣且大なるものなり又嘗て冬期體温の保裏に適良なる裏毛莫大小を製織す十一年藤數個の種子を試育し裏毛製造の要品たるテーセルを採取せむと志し培養に心力を竭すこと三年始て好結果を得たり乃其益の旨趣を以て數千の苗を諸方へ分與せり蓋テーセルは莫大小製織の際裏毛を搔出するの必需品にして同業者の渴望し所なり故に之を配贈して大に便益を興へたり第三回及第四回の内國勸業博覽會へ出品して褒狀又は有功二等賞を受く仰本品の輸出を案するに六年の頃芝川某井上某の製造に係る莫大小褸衣其他を清國に輸出し稍好評を得たりしも後品位粗雜に流れ未盛運を見ずして一時屏息したり降りて十



年、五六の人人前後相尋きて輸出を試み遂に北は露領烏港、南は新嘉坡に及び二十一年、初て歐米各國に輸出するに至れり是より先製造の業漸次盛況に向へりと雖、之か晒白法に至りては未得る所あらず大に心を苦めたり後、之を造幣局技師島田某に謀りて其法を研究す時に岡部良則といふものあり島田技師に就きて其法を修得し之を以て之に晒白の事を委囑せり既にして製造販賣店を移轉せること數次終に現在の位置に卜居す嘗て京都大本營より特別御用品の命を拜し之を謹製上納せり藤、又組合の必要を感じ同業者へ交渉したることあり而後數年を閲し二十年の頃漸く百餘名を得て莫大小商工組合を設立し組長の任に膺り本業の改良發達を圖れり而して當時尙晒白は良好ならざりしを以て別に晒白場を柴島村に設け晒白を改良せり三十三年五月 皇太子婚儀の大典を舉行せらるゝや奉祝の爲精製したる莫大小絹絲織、上下一組を獻して採納を忝くせり藤、多年の行事 朝廷の録する所となり三十五年五月、綠綬褒章を下賜せらる

夙ニ志ヲ莫大小ノ製織ニ傾ケ瑞西國製鈞機械ヲ購ヒ率先其運用法ヲ研究シテ衆ニ傳授シ尋テ同業者續出一時盛況ヲ見ルモ幾クモナク物價昂騰、商勢振ハス織匠多クハ其業ヲ轉スルニ至ルモ屹然繼持シ益力ヲ品質ノ刷新ニ竭シ裏毛織、及一臺

ノ機械ヲ創メテ各種ノ莫大小ヲ製出シ業務漸ク伸張セントスルニ及ヒテ組合ヲ設ケ推サレテ組長ト爲リ銳意改良發達ヲ努メ遂ニ本府ノ一物産トシテ大ニ販路ヲ内外ニ擴メ一歳ノ産額三百萬圓ニ達セシメ其他原料テ一セルヲ栽培分與シテ裨益ヲ斯業ニ與フル等、洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒテ其善行ヲ表彰ス

又、獻金寄附の賞賜を受くること前後十有八回に及へり藤の妻鶴は福田氏の出なり礎子曰く阪府は我商界の首都たり中心たり維新前後他國より此に出陣し客將を以て商旗を飄し幾多の牙營籌軍を蹂躪したるもの少からず藤も亦其一人なり利海の獵師、甚多き其中にも藤の如きは慧眼、將來を遠察し莫大小製織の有望なるに留意し人未、知らざるの運轉使用法を案出し忽、射利界の棟梁となりぬ良工の苦心は庸眼の得て看破する所にあらず嗚呼、藤の如きは特に敏俊、兼多福なる人ト謂ふべき歟

## 駒井庄太郎

庄太郎は松之助の長子にして大阪市東區南本町の人なり母高米倉氏安政二年十月二十二日庄を新町砂場に産む家祖は駒井左京太夫と稱し旗士秩祿一たり祖父宗壽の世までは歴然たる幕臣の門閥家なり父松之助家祿を奉還して小間物商を營みしも遂に失敗に歸し庄の十二歳の時没す庄生母と意氣投合せす加乏伯父某の爲に亡父の遺産を傾盡されたるを以て孤立恃む所あらざりしなり此の如く幼少より辛酸を嘗め心志愈堅忍夙に雄志を抱き商工業を以て身を立てむと期する所あり十二年中本原茂平等と硫酸鐵を製造す時に故鐵を以て原料に充てしかば製造品の價格甚不廉にして利益尠し是に於て鐵力屑を以て之に充てむと欲し乃一種の火爐を以て外面の錫を剝脱することを案出し其錫は之を賣りて經費と手數とを償ひ尙餘剩ありしかは大に利益を得たり又當時珪錫鍋を以て製造用に供しるも硫酸に逢へは溶解し易く久きに耐へざるを以て之か改良を謀り遂に鉛鍋を用ふることを案し今より之を見れば極めて觀易きの理なりと雖當時に在りては亦一大發明なりき爾來事業漸く發達し需用益廣く各地此法を採りて製造するもの多きに至れり十三年

ワグネル京都府會密に就きて香水香油インキ及乳香等の製造を創め頗好成绩を得たり因りて之を野々村某其他に傳教し業を譲りて其發達を扶助せり翌年創めて「バーナー」の製造に着手す當時「バーナー」は一に海外の供給を需ち本邦之を製造するもの莫し是に於て北川某等と共に打出しの方法を以て其製造を開始し世間の信用を得たり然れども僅に手工を以て製造するに過ぎざれば到底多數の需用に應ずる能はず故に利益の全部を投じて器械の發明に従事し裁縫用「ミシン」に類似せる手操器械を案出し少時該器を使用したるも尙缺點ありしかは更に研究を重ね終に今の「ボンス」器械を完成せり次て日本發明形八分五分三分二分刺等各種の新形を案出し内國に適せる「バーナー」を創製し更に上海香港等に輸出の端を開き内外の需用益盛となり既に既にして二三の工場相尋て起り海外輸出の漸く盛なるに隨ひ同業者の間に競争を生し粗濫の弊に陥る庄之を矯正せむと欲し自競争の念を斷ちて其製造を廢し同業者を勸誘して共同販賣の法を設け其弊を除けり二十三年の交丸眞「バーナー」の製造を勸誘す蓋普通「バーナー」の製造は著く進歩したるも丸眞「バーナー」に至りては製法の困難なると外國品の廉價なるか爲未之に着手するものあらず因りて二十六年自製法を案出して製造を開始せしめ以て輸入を防遏し頗好結果を得反りて

毎年支那、印度、南洋諸島に輸出するに至れり概算五十萬打 價格廿二萬圓又「ランプ」眞は手織を以て僅に製造するものありと雖、其數甚、少く品質亦劣惡なるを以て多くは輸入品を用ゐたるを慨し、完全なる良品を製織せむとし、百方之を試るも絶えて其方を得ず既にし思へらく斯品、元來眞田組紐に似たり寧之を眞田組紐製織者に謀るに如かずと十五年、岡山市、福田某と共に其製織に従事し、當初機械の完全ならざりし爲、數、失敗を重ねたりしも、相共に工夫を凝して漸く初志を達するを得たり、今や斯業を營むもの著く増加し、獨、内國の需用に應し得るのみならず、支那、朝鮮、印度、南洋諸國に輸出するに至れり無慮十七萬圓 又、ロス、五萬餘圓又、ワグネル、其他の學士に就きて、玻璃製造の原料に砂利を用ふることを會得し、鹿兒島、櫻島附近のもの之に適するを聞き、三庄組といふ一社を設けて、磯、庭山の水利を借り、試に原料を製造し、之を大阪に廻附し、三好某をして、玻璃壘及、火家を製造せしめしか、其結果、好良ならず、次て日本玻璃製造會社、伊藤契信をして之を試用せしめたるも、亦、好果を歛めず、庄、二たひ蹉跌して、益、奮ひ更に大和川、西宮附近の砂利を使用し、始て好成績を得、因りて大に其製造に従事せり、是より先、玻璃の原料は石及、玻璃屑を使用し、未、砂利の用ふべきを知らざりしが、是に於て、麥酒、葡萄酒、日本酒等の瓶は概、此原料を採るに至れり、十六年、火家及「バーナー」を上海、香港等に輸出を

謀らむと欲し、店員を派遣して需用の狀況を視察し、又、荷造等諸般の方法を講究し、輸出五六回に及びて始て、些少の利益を見たり、當初、徒に運賃雜費に多額を要し、且、同業間、輸出の利害を認むるもの少く之を一笑に附し、去りしか、庄の敢て之を顧す、陸續輸出の途に出つるや、漸次、盛運に赴き、今や玻璃類は本邦重要の輸出品として、清國、朝鮮、印度、南洋諸島、濠洲に輸出し概算五拾萬圓將來、益、好況を呈せむとす、又、近年、石笠の需用、逐日増加するも、之か方法を知るものなく、一に供給を海外に俟つを憾み、漸く石型を作り「アラバスター」生地を利用して、不完全なる六吋石笠を製造したるも、單に舶來品を摸擬し、に過ぎされは更に木型を案出して、繼に其形狀を完全するを得たり、然れども其生地の何物たるに至りては之を知るに由なく、之を玻璃業者に謀りて要領を得ず、自沈思考究して、亦、獲る所なし、既にして、舶來玻璃屑中、白色のものあるを認め、之を採集製造して、外品と同一のものを得たり、然れども、白屑は其數少く、價、不廉にして、製品に利益なきを以て、外商に託するに、石笠屑の購入を以てし、已にして、其原料藥品を聞知す、因て原料の輸送を請へるも、石笠輸送の利、大なるを以て、彼の之に應ずるものなし、庄、之を憂ふ後、獨逸人サンターの渡來に會ひ、原料の南米産「グリオリット」といふ、礦石なるを知り、因て其購入を委囑し、天滿堀川に工場を設置し、完全の製品を出すを

得たり是時に當り舶來品引取商等の妨害に遭ひ頗困難せるも石笠製造の國利なるを説き有力者を誘導して自家の事業に共同せしめ合資會社を組織し無俸給を以て業務を擔當し拮据黽勉事業を擴張して遂に輸入を杜絶するを得たり故に農商務省府廳より屢工場視察の榮を荷へり二十四年製品産額の増加に伴ひ原料の缺乏を來し南米よりの輸入頼に減して價格非常に騰貴す因りて内地に於て原料の發見に努め大阪商品陳列所に就きて螢石を代用するの可なるを示され各地を跋渉して螢石の探見に従事し遂に能登、美濃、近江、北伊勢等に於て所在を發見し特に伊勢地方の産良好なるを見且、紀州西牟婁郡瀬戸鉛山村海濱の白砂の石笠及、玻璃の生地に適當なるを發見してより事業大に振ひ今や各地の製造家皆原料を上記の地方に採りて盛に製造するに至れり日清戦争の後商勢變動を受け事業頓挫の形ありしも進みて印度南洋諸島に販路を展きて大に輸出に努む然るに三十一年工場火災に罹り三萬餘圓の損害を被り遂に會社を解散し而後、獨力工場を新築して事業を再興せり又近年陣笠と稱する一字形の石笠を案出して其製造を開始す此器や從來の石笠に比して荷造輕便運賃少きを以て販路甚有望なり是より先十八年、ソグネルの教示を受け新式を以て耐火煉瓦硝子溶解用坩堝の製造を始む當時坩堝は概、輾轆を以て製造し洋

式を用ゐたるは契信と庄あるのみ而も原料不足にして非常の失敗に陥り契信は遂に其製造を斷念せるも庄は獨、屈撓せず苦心百端原料を探求し二十五年、合資會社を組織し原料、石粉粘土を備前、播磨、近江、伊勢、尾張、河内等より蒐集し益、好成绩を得たり製産額約四萬餘圓十八年、サンターに請求して外國製器械を用ひ竹火家、刺火家等の製造を創めたるも原料の調査に習はず職工の熟達せざるや成績佳ならず不利を被る二十三年、獨逸より模型を輸入し斯業に精通せるものに問ひ漸次、改良を加へ遂に舶來品に匹すべきものを製造するを得、之を模造するもの倍、増加し歲額約百五十萬圓前途、愈、多望なり二十九年、商工業の膨脹に伴ひ硝子器、逐日、粗濫に流れ到る所、其聲價を失墜するに際し獨、庄か監督せる製硝合資會社のみは品質を撰みて意匠を凝し新奇の標本を海外に採り精巧の製品を出したりしかは大に好評を博しぬ又、二十七年の頃に至るまで硝子製造竈の築造は坩堝二百五十斤を限量とし一日、八百斤餘の石炭を消費して凡、一個月の保存に堪へず其煩にして多費なるを以て之か改良を謀り遂に三百斤量、三個と爲し而して石炭の消費、千五百斤を超えず保存半年の久きに堪ふ後、益、改良を加へ四百斤坩堝八個若くは十二個の竈を築造し且、瓦斯を利用したるを以て石炭の消費二千五百斤乃至三千斤にして足り保存期、亦、一年に堪ふ是に於て庄の改良を目し

て無謀としゝものも皆等しく之に倣ふに至る而して庄カス業に貢献せることは三十五年五月を以て遂に天聽に奏達せられぬ今其褒記を掲げて其人を不朽にせむ文に曰く

夙ニ志ヲ工業ニ勵マシ硫酸鐵ノ高價ナルヲ憂ヒ百方研究廢物利用ノ法ヲ案出シテ好結果ヲ收メ又洋燈口金物ノ供給ヲ海外ニ仰クヲ慨シ慘憺一ノ手操機械及貫孔器ヲ創メ終ニ斯品ノ輸入ヲ杜絶シテ更ニ進テ販路ヲ海外ニ擴メ其他洋燈心石筭、火家及耐火煉瓦硝子溶解用ノ坩堝等ヲ製造シテ聲價ヲ遠邇ニ馳セ殊ニ同業組合ノ組織ヲ改メ推サレテ總取締若クハ組長等トナリ銳意粗濫ノ弊ヲ矯正シ今ヤ精巧ナル硝子品ハ殆之ニ倣倣セサルモノナキニ至ル尙ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス嗚、庄カ家門の榮、何物カ之に過ぎむ又、輓近石筭に壽繪を畫き或は硝子瓦を製出し其他種種の新案意匠を凝らせりといふ嘗て其進品評博覽の諸會に出品して賞牌、賞狀を受け大阪硝子商有志者より多年斯業に竭くせるを勞とし銀杏杯を舶來物品商同盟火災保險會より感謝狀に副ふるに銀杏杯及銀製五ツ組茶卓を贈與せり又公共事業に義捐して銀木杯褒狀を得たること數回更に庄の主たる公職を摘記すれば硝子

商組合總取締同業組長大阪商品陳列所及關西坩堝同盟組合の顧問品評會等の審査員各種團體の會員委員等なり庄の妻加納氏眞佐といふ長子庄藏天す森上氏の庶子竹三を養ひて嗣と爲す

礎子曰く聞説庄嘗て東都に苦學中神田の某疊屋に寄食し毎日斗餘の炊事を司れり後志遂け業成る偶大火ありて某の家亦全焼せり因て庄一屋を新築し之を興へて舊恩に酬むたりと淮陰の韓信食を漂母に得て之に報むたる昔日譚に優るの美事なりとす而して近時吏吏たらず白晝公盜を爲し傲然治者を以て自任する僥倖の世間庄の如きは實に得難きの篤行者なり彼の汚吏たるもの須く三省せよ

## 笹部定吉

礎子曰く微の川上郡に義僕あり三世に歷仕し七十餘年を積み妻を迎へず報を受けず唯、主家之れ念ふ孔子曰く事君敬其事而後其食と斯の如き人を謂ふか是傳無かるへからず

定吉は備中國川上郡宇治村の人、笹部孝造の長子なり文化九年三月十五日を以て生る母は笹野氏、名を縫といふ定、天資温厚、天保元年、年十九にして村の舊姓仲田武右衛門に仕ふ仲田氏は世襲里正たり而して武右の父、太藏の時に當り一たひ産を傾け武右の時に至り家道尙艱み且、多少の負債あり是に於て定、精を勵し數町歩の田圃、殆、一身を以て之か耕耘に當り毎歲多額の收獲を得、二十年を積みて倦むことなく嘉永二年の頃、殆、家政を挽回せり而して仲田氏、禍根、未、息ます嘉永三四年の交より病災相尋き親族多故爲に家産、再、落ち資財蕩然たり會、戸主病没し長男作太郎、家を承く然れども未、家政の料理に慣れず加ふるに子女皆幼なく稼穡に勝ふるものなし是に於て定、晝は早曉殘星を戴きて出て終日耕耘の勞に服し夕に月を負ひて歸る夜は履を捆ち農具を補修し夜半に至りて寢に就く乾乾、倦まざること二十年、明治三四年の交、勞苦効顯れ家道幾ど舊に復せり已にして主家の長子、武一郎、稍、長し郡書記に任せらる因て家事の便宜を圖り武、家累を挈けて別に本郡成羽村に轉寓し戸主作、定を従へ主僕二人、宇治村の本居に在り而して作、老羸家政を見る能はず定、一身を以て内は家事を辨し外は耕耘に従事す此の如きこと數年、怠らず閭里、皆、其忠實を贊稱して止ます十七年、時の縣令、其行誼を嘉し金拾圓を賞し添ふるに褒詞を以てせり翌年、作、遂に病没

す是に於て定、獨、故居を守り益、稼穡を努む而して時に夜を以て飯米を成羽村當主の許に搬運す或は夜業、履を製し時を以て之を子女の用に供す其家務に於ける細心周密、頗、至れり二十年、武、郡書記を辭し三菱會社所有本郡吹屋町、吉岡鑛山の職員と爲る二十三年、同社所管、越前面谷鑛山に轉す初、武か郡書記たる俸給拾五圓に過ぎず故に生計は一に定か稼穡の勞に待つ是より先、平松氏の男、慶三郎を養ひて嗣とす然れども未、家務に慣れず今、將に越前に轉せむとすに當り先づ老僕に議るに進退を以てす定時に齡七十九欣然、主の轉任を慫慂し且、已、老ゆと雖、必、嗣子を輔けて家務に該らむ幸に内顧する勿れと誓ふ是に於て武、意を決し安むして任に赴けり已にして慶、稍、家務に慣る因て定と力を協せて産を治む武も亦、勞を積み功を重ねて今や月俸百圓に上り多額の手當を受く是に於て内は老僕の養嗣を輔けて優に生計を支持するあり武は外に在り内顧の憂なく多く貯蓄するを得、主僕相俟ちて大に産を興し今や主家の資産を挽回するを得たり抑、定、初仕以來、主家の浮沈に伴ひ身を以て回復を期し七十餘年の久き志を渝へず身、長子に生れて自家を顧るに違あらず之を弟、榮三郎に譲り己、妻を娶りて安に就くの計を爲さず唯、主家之れ念とす故に仲田氏一家之を視る亦、慈父の如し主僕相和し以て今日の盛を致せり是、豈、世間絶て無くして稀に有る

所ならずや宜なり官三十五年九月を以て之を閩門に旌表して以て世道人心を維持すること其文に曰く

資性温厚、年甫メテ十九、居村仲田武右衛門ニ仕へ、歷事三世、七十餘年、能ク忠實ヲ竭ス始、主家折閱ノ後ヲ承ケ、生計困乏ナルヤ、拮据家聲ノ挽回ニ努メシモ、不幸相踵キ加フルニ、武右衛門、死去シ、家道再衰フルニ方リ、其嗣子、作太郎ヲ佐ケテ、家政ヲ經理シ、殊ニ現雇主武一郎、夙ニ公私ノ職ニ從ヒ、家ニ在ラサルコト、茲ニ二十餘年、其間凡百ノ家事ヲ負荷シ、晝耕夜作、克ク一家ノ生計ヲ支持シ、以テ雇主ヲシテ、其職ニ安ンシ、今日ノ資産アルヲ致サシム、洵ニ奇特トス、依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス

嗟乎、其特行、固より斯恩典を辱くするに足ると雖、義僕たるもの亦、以て皇澤の厚きに感泣すへし、定の家は、今甥澤次郎、弟の後を繼ぐ

## 水越理三郎

礎子曰く人の世を安樂に濟るは己の力に非ず、神德皇恩に因るなり、故に此鴻恩に報あるには家業を勵み分限を守り上を敬ひ下を愛すへし、一家の財産は獨手に成りしものにあらず、祖先の丹誠より成出したるものなり、故に祖先の靈祭を篤くし、且、財産は永遠子孫に傳ふへしとの遺訓を奉し、自率ひ他を勵まし、神に事へ、農を勸め、惠を一地方に垂れしものは、水越理三郎、其人なり、傳に曰く

理三郎は尾張國丹羽郡豊秋村の人なり、父を理右衛門といひ、母を里毛といふ、小島氏なり、理三、文化十年正月二十二日を以て生る、資性、忠實にして、幼より農事を好み、藩制の頃に在りては、天保十年、始て庄屋を命せられ、勤績二十一年、安政六年に至る、其間、或は金を獻して國用を資け、或は資を投して窮民を賑せり、故に藩廳、宗門改別帳、宗門改自分一札、苗字帶刀、一代限目見、目見名披露等の特典を與へて之を賞しぬ、又、諸國に助郷人足あり、是、各村の農民を驅りて、官道宿驛の遞夫に使用するものなり、而して驛吏の之を虐使する比、比、皆然り、清洲驛、亦、之の弊を免れず、然れども宿弊、一朝に除き、難く助郷各村、皆、其苛虐に堪へず、路に泣くもの多し、時に理三、丹羽、西春、日井、兩郡内四十

一村助郷總代たり深く之を遺憾とし矯正を以て自任し進みて其衝に當り苦辛奔走、遂に其目的を達し各村人民をして多年の愁眉を開きて其堵に安むせしめぬ故に人民の之を見ること慈母の如し明治三年、犬山藩會計局副用達翌年、戸長を命せらるる五年、岩倉羽根外五村戸長と爲り地券取調係を兼ね七年、徴兵議員、小學校幹事を兼ね其公務に従事する常に罷勉怠らず又、敬神の志厚く明治五年以後、時に郷村社神職と爲り或は奉仕數年に涉り或は少講義たり而して此等の公職に在りと雖、農事は未嘗て放棄せず嘗て年中行事と題する一書を著して農事必須の事項を網羅し汎く世人に頒ちて益を興へ又、米苞に故藁を用ふれば虫害を去り貯藏に堪へ米質を損する患なきことを唱導して世人を警醒し或は簡易なる試験法を發明して播種栽培、施肥耕耘の改良否を知らしむ其他、試作田を設け各地より種子を収集して播種栽培等々を講明勸誘し其撰擇を攻究し或は各地を巡回して農談會、種子交換會、試作用設置等を講明勸誘し其開設するや常に會長、講師に推され實地適切の問題を列舉して會衆に感動を興へ其名益、高し故に其出席を乞ふもの陸續として到り其薰陶の及ぶ所、遠近數郡に亘れり十八年、丹羽、葉栗兩郡、農事改良會、種子交換會の組織あるや會長に推され二十四年、分

離して丹羽郡農事改良會、及種子交換會と改め試作場を設くるや其講師と爲りて指し示すこと多し其結果、米麥の收入一段歩、三斗以上を増せり是の如きこと殆六十餘年、終始一日、常に農界の指南者たり其功、豈、偉ならずや是を以て官、其行事を嘉し三十四年十一月、旌表するに綠綬褒章を以てしたり文に曰く

夙ニ志ヲ農事ニ植テ拮据罷勉稼穡ノ蘊奧ヲ極メ有益ナル事項ヲ記述頒布シテ衆ヲ誘キ遠地ノ穀種ヲ蒐集シテ之ヲ試作シ播種栽培、施肥耕耘等ノ良方ヲ尋釋シ殊ニ一ノ輕便試験法ヲ發明シ汎ク郡村ニ歴說シテ民心ヲ鼓勵シ農事改良會、種子交換會、農談會等ノ開設アル毎ニ推サレテ會長若クハ講師ト爲リ或ハ各地ノ招聘ニ應シテ諄諄、改圖ノ緊要ヲ講演シ爲ニ一歲ノ收穫ヲ増進シ勤農ノ美風、靡然遠及ス刻苦指導、殆、七十年、身、毫、毫、ニ及フモ敢テ怠ラス洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス是より先、二十三年、名古屋城に催さるる夜會に招待せられ、天顏に咫尺するの光榮を拜す理三、亦、親戚故舊に厚し會て一親戚の沈淪を憐み自、斡旋して頼母子講を結び己、返金の義務を負擔し遂に家計の維持を得せしめたり越えて三十四年十一月、天壽を全くして子孫看護の裡に病没す其病、革るや孫、理庸、士官の職を奉じて遠地に在り其飛報に接するや匆惶歸省して看護を親らす斯日、理庸、聖上より恩賜の銀杯を捧



持して病開を窺ひ拜飲を問ふ時に理三、人事殆、不省に陥る而も此語の耳朶に達するや欣然、感涙力疾、頭巾を脱し襟を正し端座して拜戴せり是、平素勤王の赤心、藹然たるの致す所なり理三の公務に謁し最稼穡に留意したるの功業は嘗て愛知縣に令たりし幹山、國貞、廉平の文あり今、之を掲げて理三の一世を蓋ふ

記老農水越翁行事

水越翁、為人謹厚、雄辨明晰、愛知縣之老農也、自壯勤勉農事、親驗實歷、究稼穡之蘊奧、世之所不多見其比也、而身在教導職、教人諄諄、誠意動人、感化頑愚之民心、釐正里俗之陋習者、不遑枚舉、官屢賞其篤志善行、賜物表功、客年三月、與小木曾一家祖父江九平治等、諸翁同選、參觀東京博覽會、尋而為日本農談會委員、所說確實、立論公正、頗感動滿堂云、會畢之日、政府特徵會員於駒場農校、有柄川親王殿下及大臣參議等、親詣接問、懇待慰勞、當時以本縣之諸子、及大阪府中村直三、岐阜縣大坪二郎等數名、為天下老農之巨擘、世人喧傳、欣仰不啻、翁等之榮譽亦大哉、歸來感泣、常語人云、本邦之建國、以農為本、以民為寶、古來有瑞穗及大御寶之稱、今也政府、大盡力於農事、夙興農學、而教養生徒、設植物園而試驗種子、或耕耘、或收畜于植樹、于開墾、目之所見、耳之所聞、無一不驚歎者、較之往昔封建之日、固不可同年而語也、生而遭遇此盛時、豈可不勵其心志、勞其筋骨、報 聖恩

之萬一乎、予老儻猶未可死也、雖然日夜東望、仰拜於帝都、亦無益耳、不如交換智識、勸誘後生、益謀農事之改良、講富國之策也、夫一夫一婦、猶能信吾言、親驗實施、一步一畝之收、益、苟加其多、各自相傳擴充之、則全國之所得、果不渺渺也、事不亦愉快乎、是吾所以酬聖恩之精神也、於是無論寒暑晴雨、日腰糧囊、徒步來往于數里之外、說示懇到、諄諄不倦、以勸農富國為己任、途逢路人、亦談論不出勸農之事、至有人呼為農狂者、非誠心如翁者、何能得如此乎、嗚呼、如翁天下農者之模範、而古之所謂大御寶其人乎、有人如此、不特本縣之面目、抑亦國家之幸福也、予冀望翁之壽康、而永保其終焉

理三の妻は鈴木氏、名を里宇といふ長子、理左衛門、家を嗣き山川氏、由を迎へて妻とす

島田孫市

礎子曰く天の斯民を生ずる豈、偶然ならむや、蓋各、其天授の智能を研きて、其才藝を發達せしめ、其特有の技量に全力を竭さしめて、以て此人類社會の完美を成就せしむるにあるなり、而して等しく之れ同一人類にして、智に高下あり、才に優劣あり、力に強弱

○水越理三郎 ○島田孫市(縁綫)

識の明暗の差別あるは之を先天的の機能に待つ可らずして概其人の習慣、境遇の制裁、教育、薰陶の良否、尤其要素を占め其人、自の勉學切磋、奮勵出精は第二の起因となる

今、浪華の島田孫市の傳を立つるに蒞み所感を冠す  
 島田孫市は大阪市北區天神橋筋東第二街の人なり、文久二年五月五日を以て生る父を平市といひ、母勝は岩見氏なり、孫生來敏慧、明治十一年、東京品川工作分局傳習生と爲り、英人スピートに就きて硝子製造法を受く時に年甫めて十七、十六年、大阪府西成郡川崎町に日本硝子會社の創立あるや、聘せられて工場部建築諸般工事を指揮し、次て硝子製造に従事せり、二十年至り會社を辭し、翌年、自川崎村に於て硝子製造業を開始せり、當時本邦硝子製造の業、極めて幼稚にして、色硝子の如き能く之を製造するものなし、是に於て孫之を成さむと欲し、種種の試験を重ねて終に綠色、琥珀、紅、乳白色等の硝子、製作するを得たり、特に紅色硝子の製造に於ては、酸化金を配合せば、紅色を呈すへきを知るを以て、初其方法を探りしも、酸化金は高價にして、隨ひて硝子の賣價に影響するを以て、純金を鹽化金と爲して、赤色硝子を製造することを發明し、大に原料價格の低廉を得たり、又、乳白色の硝子は、クレヲライドを以て製造するを知れるを以て、初亦其方法を探りしも、其之を外國輸入に仰くを以て、本邦の螢石を以て製造す

る法を發明せり、此方法に因りて製する乳白色硝子は、其光澤却りて外國製に優るを得たり、而して此等各種の色硝子は、之を以て電燈用「セード」其他美術品、食器等を製して大に販路を廣め、遂に輸入品を防遏するを得たり、二十七年、透明硝子に金色、其他の彩色を施すは、本邦の製造家、未之を能くせず、偏へに輸入品を仰けり、孫之を遺憾とし、數種の試験を経て、是年始て諸色焼附の剝落せざる方法を發明せり、爾後、各種の彩色硝子器美術品を製出するに至りたり、抑硝子製造業に要する消費金額中の多額を占むるは燃料石炭なり、故に之を節約するは製造業者の要務なり、孫之を研究すること數年、竟に海外諸國未發の一新法を發明せり、即硝子原料溶解爐の下部に石炭瓦斯「レトルト」を裝置し、原料を溶解する爲に、燃燒する石炭の餘火を以て瓦斯「レトルト」を燒熱して、以て石炭瓦斯を發生せしめ、之を瓦斯槽に送入し、更に瓦斯槽より溶解爐に復歸せしめ、其爐中にて瓦斯を燃燒せしむ、此方に據れば、從來の方式にて硝子溶解爐中に燃盡すへき石炭の餘火を以て下層の瓦斯「レトルト」を燒熱するを得、故に普通石炭瓦斯發生爐にて瓦斯を發生せしむる如き石炭量を要せず、一の火力を以て二種の用に供するものなり、且、一たび發生したる瓦斯は、瓦斯槽より更に溶解爐中に復歸せしむるを以て、其瓦斯の燃火より大に溶解爐の火力を助勢し、製造上の利便多く、之を普

通方式に據る溶解爐にて消費する石炭量に比すれば四分の三を減するを得尙之を引用して工場職工寄宿所及住宅等の燈火に供せり是實に二十八年の事なり三十一年亦新に普通コーク製造の方法を應用し石炭瓦斯を硝子溶解爐中に送入して硝子原料を溶解する方法を發明せり又當時世間販賣の耐火煉化及坩堝は皆品質軟弱にして硝子溶解爐の如き極めて猛烈なる火勢に適用せず之に因り幾多の試験を重ねて遂に激烈の火力に耐ふべき煉化坩堝及瓦斯「レトルト」を製出し先づ自家用に供し次て之を販賣せり今や大藏省造幣局を首とし大阪アルカリ株式會社、日本紡績株式會社一宮紡績株式會社等從來外國製を用ゐしもの皆孫か製品を用ゐるに至れり而して其効用を比較するに外品は僅に一年を保ち孫か製品は優に一年半の使用に勝ふる良結果を得たり夫硝子製造中最至難なるは無色透明硝子の製造なり從來我國製造の透明硝子と稱するものは猶或種の色素即淡青淡紫淡紅等を含出し眞成無色透明のものなし故に嘗て色硝子製造研究と共に數年工夫を凝らし幾多の試験を積み三十三年に至り遂に純粹の無色透明硝子の製造を成就せり是亦斯界の指南たり翌年佐世保海軍造船廠の命を受け我國に於て未曾て製造せざる硝子の中心に銅網を鑄入せる瀝離用檢水器被覆硝子を製造して全部合格の通告を得たり亦以て孫

か斯業に於ける精巧を知るに足る抑孫は開業以來徒弟の技術練習に留意し強めて速に進歩せしむるの方を取れり故に自家工場に就業せるものは悉自家養成のものにして尙獨立自營の者及他工場の要職に在るもの頗多し今や販路は露國支那南洋諸島より暹羅印度に及へり且品質に注意するを以て近時商標を指定して注文するもの甚多し要するに孫か斯業に於ける功績の大なるは僕を更ふるも言明し難し茲に三十五年五月を以て下賜せられたる褒記を掲げて之を證せむ其文に曰く

夙ニ硝子製造ノ業ヲ練習シ覃思研精我邦人ノ未曾テ製シ得サル所ノ各色硝子ヲ肇造シ以テ電燈用具裝飾品飲食器ニ供シ或ハ無色透明硝子若クハ烈火ニ耐フル煉化坩堝ノ製法ヲ案出シ殊ニ硝子原料溶解ノ爲一種ノ瓦斯窯ヲ發明シテ燃料ヲ減省シ以テ製品ノ價格ヲ廉ニシテ其需用ニ便ナラシメ大ニ世人ノ稱贊ヲ博シ管ニ斯品ノ輸入ヲ防遏スルノミナラス廣ク海外ニ輸出スルニ至ル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

嗟孫也餘榮ありと謂ふへし又更に諸種の會に出品して得たる褒賞を記せば二十二年西成郡製産物品評會に一等賞明年第三回内國勸業博覽會に於て進歩二等賞及三

等有功賞を受く又、北米合衆國シカゴ府に於て開設の萬國博覽會より銅票を得たり  
二十五年より二十七年に亘り大阪府工産物品評會、私立西成郡製産物品評會に出品  
して各一等賞並、金章を受く三十三年、大阪市製産品評會に出品して二等賞銀牌を受  
く又、諸種團體の職務を擧ぐれば硝子製造業組合北區取締、第二回全國五二會品評會  
名譽審査員、大阪府下硝子製造同業組合副組長、及、村會議員等なり曾て二十七八年の  
役に際しては軍資金を獻して木杯の賞を得、又、從軍者の家族を救恤し或は罹災民を

賑濟する等、頗、義氣に富めり妻、徳は中谷氏、五男一女あり長子を一郎といふ  
礎子曰く孫初、官設品川工作分局に從事して第一回の失敗を覽、更に大阪に於て日本  
硝子會社に從事して第二回の失敗を視たり而して該製造上に一大缺點あるを發見  
したるを以て之が改善を主張せる際、既に該社は倒壞の不幸を看るを以て遂に十分  
なる試験を爲す能はざりき然りと雖、本業は將來、本邦に於て最、必須の業にして些少  
なる故障の爲、放棄すべきにあらざるを感じ獨立自營するや曩に自、發見したる一大  
缺點を更め以て製造の完成を期せり蓋、瓦斯の火熱を用ゆるに非ざれば到底、完美な  
る製品を作爲する能はさるのみならず大に原料の低廉を計らされは以て販賣に提  
供するを得ざる等、首なるものなるを知悉し遂に石炭瓦斯發生窯を發明して一大進

歩を圖りたる事功は決して綠綬の章に愧ぢざるなり

又曰く凡事偶然より得ることなし偶然は蓋、平素、恒久用力の結果なり故に晦庵、學を  
論して用力之久而一旦、豁然貫通すといへり若、力を用ゐること久しからずむは焉そ  
一旦、豁然貫通するの機あらむや孫市か硝子業に於ける諸種の發明は蓋、斯理に得る  
所あるか

## 平郡 太平

礎子曰く徳川氏の盛時に當り賢諸侯、少しとせす而して池田光政の如き蓋、其最なり  
故に徳川史を讀むもの事、備前に關すれば必、芳烈公の名を想起すへし是の如き所以  
のものは何ぞ治績の美誠に見るべきものあればなり故に三徴の間、往往、孝子節婦義  
僕の徒を出す獨、管國のみに非ざるなり昔者、孔子武城に之き弦歌の聲を聞きて喜へ  
り蓋、孔子の喜へるは治を爲すに禮樂を以てすればなり武城は小邑のみ猶、此の如し  
況や數十萬の提封を撫するをや光政の閑谷黌を起すか如き能く治本を知るものと

謂ふべきなり故に其徳化廣く三微の間に被れり太平の若き素より天資に出つると  
 雖亦焉そ遠く淵源する所あらざるを知らむや今本傳を草するに當り聊之に及ぶ  
 義僕平郡太平は備中國阿哲郡野馳村字八鳥の人、父名は太兵衛、母名は絹、赤木氏、天保  
 七年六月三日を以て生る、太平は其二男なり、弘化四年、歳甫めて十二、備後國比婆郡小  
 奴可村の豪農、田邊家の奴と爲る、當時主人名は猪作、深く太平を眷愛し、安政三年、擢で  
 て手代と爲す、田邊家、農事の傍、兼ねて製鐵業を營み、隨ひて其手代たるもの亦、商機に  
 敏なるを要す、太平、主人の鑑識に負かざらむことを期し、孜孜、事に當り、大に旨に協ふ  
 猪作の後、榮三郎に及び、遂に番頭となり、一家の内外を主管し、精勵益、勗め、爲に榮三郎  
 より金六拾兩を賞せらる、榮三郎没後、妻、定子、婦女の身を以て統を承け、世事に疎く、家  
 運大に傾き加ふるに、其嗣、文四郎、壯歲、夙く死し、嫡子、純一郎、僅に十歳、未、事理を解せず  
 三世の間、忽、巨額の負債を招き、大厦、殆、支柱すべからざるに至れり、太平、竊に念へらく  
 今日に當り、荏苒、經過せば、一家の滅亡を待つに在り、如かず、吾、倚託の重寄なしと雖、累  
 世の恩誼、豈、之を坐視するに忍びむや、乃、單身奮ひて、其衝に立ち、以て主家の家運を  
 回復するを誓ひ、而來、家風を理革し、力めて、節儉を行ひ、日夜、刻苦して、經營盡くさざる  
 無し、是より先、功勞に依りて、主家より、分賜せられたる、田五段二畝二十六歩、畑五畝十

一步、山林五段二畝歩、原野一段二畝二十四歩、溜池七畝十三歩あり、其利得は主家の用  
 途若くは慈善に供し、且、一切の俸を辭し、内外奔走の間、若、獲る所あれば、織芥の微も之  
 を私せず、敢て他を顧慮せざるなり、斯の如くする事、數年に及び、業務、再、振ふに至り、遂  
 に巨額の債務を完了することを得、主家の基礎をして復、泰山の安きに置かしむ、其間  
 の辛苦、到底筆紙の寫すべきに非ずして、地方の識る者、皆、相語るに、感涙を以てせり、此  
 より義僕の名大に天下に揚り、新聞紙に搭載すること再三に及ぶ、太平、十一歳にして  
 母を失ひ、十六歳にして、父に訣れ、兄弟姉妹、皆、死亡、若くは離散し、他に近親の倚る可き無  
 し、其田邊家に眷愛せられ、土地金圓の賞賜を受くるに及び、人、勸むるに、妻帯を以てす  
 れども、確く執りて肯かず、謂らく、幼少より、主恩を辱くし、未、寸効の能く酬るものあ  
 らず、一旦、妻帯せば、煩累、從ひて、生し、恐らくは、主家に盡くすこと能はざらむと、又、幼よ  
 り、節儉を尙び、俸賜、毫も之を濫費せず、壯年に至り、遂に大に貯蓄することを得たり、然  
 れども、主家の難を濟ふに當り、一切、其底を叩き復、顧念せず、又、慈善を好み、貧者を賑恤  
 したること、擧げて、數ふ可からず、三十一年以來、毎年、米價騰貴に方りては、貯藏米を賣  
 るに、時價より、低減し、以て、孤貧を援くるを例とせり、太平、人に接する温にして、且、誼あ  
 り、郷黨常に、其誠意を感じ、老翁と尊稱す、其衆人に、徳望ある亦、此の如し、又、公益を重む

じ二十四年中、郡の東城村より伯耆國に通ずる里道改修の際、沿道の敷地を寄附し、又、二十七八年の戦役に際り、金若干を軍資に寄附し、俱に縣の賞状を受く。三十二年十二月、其善行、遂に天關に聞達するの榮を得、綠綬褒章の賞典を辱くす。其冊に曰く、

資性篤實、幼ニシテ一家ノ離散ニ遇ヒ尋テ怙恃ヲ喪ヒ弘化四年、甫テ十二歳、田邊猪作ノ家ニ仕ヘ歷事五世、五十餘年、能ク忠實ヲ竭シ殊ニ女主及當主純一郎ノ幼時ニ方リ先業製鐵農業等ノ生産頽廢幾ト拯フ可カラザルニ至ラントスルヤ節約身ヲ儉シ銳意之カ挽回ヲ圖リ主家ノ供給ヲ辭シ自己ノ所得ヲ出シテ其經費ヲ補ヒ財計ヲ整理シ保備ヲ督勵シ拮据勤勉、遂ニ宿債ヲ清還シ傳家ノ資産ヲ傷ラズシテ以テ今日アルヲ致ス洵ニ奇特トス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

太平の主人に仕へて至忠なる實に其天性に出で、弘化年間より以て今日に至るまで五十餘年の久き一日も敢て渝らず蓋、其善行の傳ふべきもの必、尙、夥多あらむのみ聞く慶應二年中、舊藩主より其德操を嘉し、金二兩を下賜したる事ありと當主純一郎已に長じ深く太平を德とし祖父の例を襲ひ、金六十圓を賞賜し、平素呼ぶに乃爺を以てし敬愛其親に殊らず而して太平、益、謙讓、禮を守り身を慎み曾て昔日の一小奴たるを

忘れずと云ふ嗚呼、亦賢なる哉

越えて三十五年八月、斯榮譽を齎して終に黃泉の客となる主家、奠を厚くして葬れり。礎子曰く、太平、幼少、父母に訣れ、遠く他郷の奴と爲る冲心、必、疾疾の恒に存するものあらむ故に善く堅忍德を研き其身、一農家の僕として而も其名、九天の上、に聞し遂に克く事蹟を百世不磨の竹帛に垂るゝを得たり。子與子、曾て謂はずや曰く、孤臣孽子、其操心也危、其慮患也深、故達と

## 瀬川喜七

伊豫國松山市の人、瀬川喜七は其父を與七郎といふ、與七、嘗て元治慶應の交、舊松山藩の設立に係れる藍役所取締元役となり、明治十六年、縞會社副社長と爲り、其間二十餘年、伊豫織物改良組合、及、松山織物株式會社の基礎を立てし熱心なる實業家なり、き二十八家の通稱、喜七を長子善三郎に譲りて退隱しぬ、善は實に傳者喜七、其人なり、文久二年十月一日を以て降生す母を榮と云ふ岡部氏なり、喜七、父の業を繼ぎ、明治十七

年綿會社を解きて更に松山綿改會社を起せり從來會社は賣買を主と爲せしに喜七、其組織を一變して賣買は之を各行家に一任し會社は專製造物品の品質精粗を監査して之か改良を謀り自幹事と爲りて監督獎勵に努めたり又從來の半唐織を改良して縦横木綿織と爲すの必要を感し遂に自意匠を凝らして製織の勸獎を爲し細民をして之に由りて製織せしめ又一面同業者を勸誘して之を決行せしめたり然るに適物價騰貴して需用頓に減し爲に物品の停滯を來し資本の運轉に窮せり喜七、之を憂ひ數百端の製品、之を貴買賤賣して自其損失に當り負ふ所數百圓に上りぬ喜七、固より一敗して沮撓するの輓骨漢に非ず故に更に進みて組合を組織し販路を開拓する爲、大改革を決行せむと欲し十九年、遂に伊豫織物改良組合を設立したり抑從來の綿改會社は行家牙保の集會體なり故に會社の名に於ける直接の責は製造者に及ぼさず是を以て其弊粗製濫造に陥れり喜七、其弊實を看破し其規約を肅するに共に松山市、及近傍五郡の製造者を網羅加盟せしめむと欲し百方勸誘終に一大團體を成すを得たり而して亦、以爲らく先づ自、倡を爲さすむは他をして影從せしむる能はず是に於て自、巨資を投して原料を購入し且、製織意匠を掌り細民をして製織に従事せしめ尋て品評會を設けて競争奮勵せしめ着着、改良の實を擧ぐるを得たり二十九年、松

山織物株式會社を創立し推されて社長と爲り社務を整理し株主相互相約して當初二年間は株式賣買を禁して射利的、奸商輩の加入を妨けり是、誠實地方織物の改良を圖るを主眼とすればなり明年、伊豫織物改良同業組合を組織し組長に上任し定款を厲行せり是より先、二十四年、閣龍世界博覽會の擧あるや縣、喜七に命するに織物に關する出品事務委員を以てせり蓋、其實験に富めるを以てなり二十七年、有志を募り自、發起總代と爲り織物共進會を開設したり是、明年開かるべき第四回内國勸業博覽會出品の準備なり而して同會の開かるゝや第一部審査補助と爲り閉會の後事務勉勵の賞として銅牌を受く三十一年、物産共進會の必要を感し或は當局者に所思を開陳し或は一般實業家に説き奔走周旋の極、翌年、縣、重要物産共進會を開設せらる喜七、大に喜ひ有志に謀りて義金を募り協賛會を起し大に幫助する所ありき喜七、曾て謂らく縣下の産物は農産に次て織物、最、其上位を占む故に之か盛衰は縣下の經濟に大影響を及ぼすものなり縣、已に第一回共進會を開けり之を繼ぎて斯業を策勵せさるへからす且、邊郷の營業者、眼界狭く染料等、時好の赴く所を知らず故に迂遠の誘を免れず之を救治せさるへからすと因りて屢、當路に開陳する所あり縣、亦、之に意あり遂に三十三年、染織技師を雇聘し巡回講話せしむ喜七、就きて意見を叩き得る所、少からす

由りて私立染織講習所の設置を圖り同志を募り技師の賛同を得遂に開所式を行へり抑喜七は十七年父の後を繼げる以來熱心斯業の發達を謀り或は會社新設の際或は役員改選に當り毎に其重任に推され決して煩を避け易きに就かず一意之か改良發達に任しは衆の望みて範を取る所なり宜なり其聲の高く聞えて遂に褒章下賜の恩典を荷へること事は實に三十四年七月に在り其記に曰く

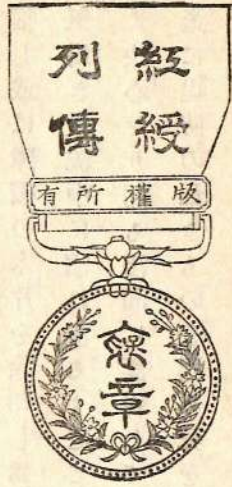
資性温良夙ニ父ノ遺業ヲ紹テカヲ伊豫織物ノ改良ニ竭シ從來ノ半唐織ヲ縦横木綿織ニ革メ多方經營艱難ニ屈セス勞費ヲ惜マス益刷新ヲ圖リ奔走勸誘一市五郡數千ノ織匠ヲ糾合シテ組合ヲ結ヒ規約ヲ嚴ニシテ濫造ヲ矯メ意匠ヲ新ニシ廣ク細民ヲシテ製織セシメ更ニ會社ヲ設テ模範ヲ示シ品評會ヲ開キ染織講習所ヲ起シテ同業ヲ獎勵スル等拮据多年聲價世ニ播キ販路大ニ擴マル洵ニ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タル者トス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

是より前三十一年第二回五二會全國品評會に於て協贊賞銀牌を受領し明年縣の重要物産共進會に於て特に功勞賞として銀杯を下せり又明年縣の善行者旌表會より頌德狀に副ふるに木杯を以てせり又公共事業恤窮費等に金員を義捐して賞杯褒狀

を得しこと十數回に及へり更に喜七が就任せる重なる公私職を略擧すれば五二會愛媛縣本部長、市會議員、松山商業會議所常議員、工業部長、愛媛縣實業會幹事、松山商工會相談役、市參事會員、市徵兵參事員、區會議長、伊豫簡易染織講習所長、其他前後十數年間の閱歷を列記せむか縷指に勝へざるを以て咸之を略しぬ喜七、始和田氏、高を娶り不幸琴瑟和せず次て松木氏の養女芳を迎へ二子を儲く長を音彌といふ礎子曰く凡一事を爲す創始者ありと雖能く之を繼ぐ者なければ其事決して成らざるなり況や事の一縣一國に渉るものをや喜七能く先緒を紹きて大成せる其事蓋偉なり聞く其父與七郎嘗て松山市の貧民救助として一千圓の巨資を投して賞勳局より銀杯を賞せらるる嗟乎斯父にして斯子あゝ瀬川氏の福未罄きざるなり



## 加藤正之



礎子曰く明治三十二年十月七日、日本鐵道會社東北線路、槻木縣下那須郡箒川に於ける瀛車顛墜の慘事は當時新聞紙の報する所、之を悉せり而して海内の人、齊しく酸鼻に堪へざる所とす。此時に當り均しく厄に罹りて其躬を顧みず狂奔して氣を盡し他人を救濟しゝものは加藤正之、其人なり抑、之を仁と謂はざるへけんや傳に云く、正之は陸前國名取郡秋保村の人、加藤東秀の養子なり、實父を川村蘇三といひ、同國桃生郡谷地村の人にして、正之は其次男なり。明治九年四月七日を以て其家に生れ、三十年に至りて加藤氏に養はる。正之、幼にして小學を卒へ、少壯、仙臺中學に入ること三年。

○加藤正之（紅綬）

三十二年四月、郷里を去りて、巡査の職を埼玉縣に奉せり。初、同縣坂戸分署に在勤し、後保安課に勤務せり。明治三十二年十月七日、午下、疾風起り、猛雨之に加はり、漑くか如し。關東八州、概然り、殊に那須郡地方を劇甚なりとす。時に日本鐵道會社の瀛車、上野驛を發して、仙臺に向ふもの、駛走して、那須郡野崎村大字薄葉地内、箒川鐵橋に近づけり。是時に當り、風力増、加はり、大雨滂霈として、至り、四邊窈冥たり、勢に乗せる瀛車は中止するに由なく、馳せて、將に橋半に達せむとす。俄然、猛風横さまに、汽車を卷きて、水中に墜落せり。其實に、閃電轉瞬の間に在り、故に車中の人身、水中に陥りて、始て之を覺知す。已にして、車河中に碎け、叫喚の聲は、奔流激湍の爲に亂され、救援、路絶ゆ時に、正之、養父の疾を省せむとして、適、乗車し、亦、災厄中に在り、幸に重傷を被むらす瞬間、以爲らく、吾身、警官たり、職責を盡すは、正に此の如き時に在りと奮然、起ちて、激浪中に入出し、或は手を把り、腰を推し、或は障礙の木片を除却し、爲に萬死に一生を得せしむるもの、幾人なり、既にして、氣竭き、激流中に溺れ流るゝこと一里餘、時正に午後六時頃なり、き既に溺死しゝもの、と決心せり、而も淺瀬に漂着して、肩より水を被り、河中に腰を没し、留ること約五時間、遙に堤防の如きものを認め、死を決して、又、激浪中に投し、流るゝこと百間餘にして、漸く岸に登るや、前後不覺、暫時夢中なり、き既にして、他の呼聲の耳朶に達

するを聽き、念へらく、是救助の人ならむと喜ひ、其聲を便りて、之かむと欲するも、足、起つ能はず、纔に草根を掴み、匍匐して、達せむとす。草中那須温泉水、諸井ありて、初女、年、四十五、六ありてに一婦人、手足に重傷を負ふ、俱に一夜を徹し、翌日、正午頃に、至り、他に救援せられて、纔に生を得たり。月の十一日、當時の勞を以て、埼玉縣知事、警部長、及警察職員、監獄署員等、金數拾圓を、醜して、寄贈せり。又、日本鐵道會社長は、謝儀慰問として、金壹百圓、會社員は、金貳拾五圓を、栃木縣有志は、金貳拾八圓を、寄贈せり。既にして、事、官に聞え、三十四年七月を以て、至榮なる紅綬褒章を下賜せらる、其記に曰く、

埼玉縣巡査奉職中、明治三十二年十月七日、養父病氣ノ爲、暇ヲ得テ郷縣へ歸省ノ途次、日本鐵道會社ノ瀛車ニ駕シ、栃木縣下那須郡箒川橋通過ノ際、暴風雨ノ爲、列車川底ニ顛墜シ、乗客死傷多ク、身亦、其厄ニ遭ヒシモ、辛フシテ脱出ヲ得ルヤ、自己ノ危難ヲ顧ミス、奮然、竭力、奔湍激流中ニ叫呼、悲號セル若林、ため母子等、數名ヲ拯濟シ、尙進シテ、他ノ遭難者ヲ救護セントシ、力殫キ體疲レ、幾ト死ニ瀕セントスルニ至ル洵ニ奇特トス。依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。正之、事ありし翌三十三年、願に依りて、巡査を免せられ、其郷に歸れり。

## 山下榮之助

榮之助は一漁夫なり陸前國桃生郡十五濱村雄勝の人、元治元年八月を以て生る父は安之助、母は木村氏、明治二十九年六月十五日、三陸大海嘯あり雄勝の地殊に甚し當時事倉卒に出づるを以て衆皆驚愕爲す所を知らず榮獨是際被害の同胞を救助せむと志し早波船と稱する小舟に乗り單身遙に海洋に向ふ時に四面暗黒にして怒濤山の如く加ふるに家屋木材の類、縦横海面に漂蓋し危険言ふ可からず榮敢て之を意とせず一意猛進、遂に宇船戸島に達し悲鳴救助を喚ぶものあるを耳にし直に之に趁き氏家某、飯塚某、高橋某の三人を救へり三人俱に宮城集治監看守にして雄勝出役所詰たり當夜所に直して舍内に在り戸外海嘯の警告を聞き將に難を他に避けむとするの刹那、狂浪已に幕侵し三人、均く捲渦し去られ浮沈唼啜、遠く海中に流る偶、破壊せる一小舟ありて其手に觸る乃、相呼びて纒に之に乗り一時辛く沈没を免るを得たり然れども舟中櫓櫂なく手を空くして其漂流に任すこと二時間餘、屢、障害物に接觸し加ふるに巨濤に掀翻せられ舟の顛覆せむとすること幾回なるを知らず殊に各、負傷する所ありて疲困已に極まり復、如何ともすること能はず各、命を天に任せ意、必死を期し

時に僅に救助を喚びて頼む可からざるの僥倖を希ふのみ榮の義氣、百難を排して以て之を救助するに非ざれば三人や忽、魚腹の料たるに過ぎざるなり榮、已に三人を自己の舟中に移乗せしめ、苦辛、陸に達し火を焚き衣を貸し藥餌飯粥懇切到らざるなく三人亦流涕拜謝し仰ぎ以て命運の神と稱するに至る嗚呼、意外の大變事に際し善く此特行を爲したるもの當時、果して幾人かあるや三十四年十二月、朝廷、之を嘉し賜ふに至榮なる紅綬褒章を以てし、永く里閭に旌表せしむ曰く

明治二十九年六月十五日、夜、三陸海嘯ノ際、本村雄勝灣内ノ慘情見ルニ忍ヒス奮然漂流者ヲ救助セント欲シ、單身、小舟ニ乗シ狂濤ヲ冒シ流材ヲ排シ數、轉覆セントスルモ屈セス遂ニ字ウト島近傍ニ至リ宮城縣集治監看守氏家幸太郎、飯塚長太夫、高橋盛三、三名ノ破船ニ攀チテ漂蕩シ將ニ死ニ瀕セントスルヲ認メ自己ノ危難ヲ顧ミスカラ竭シテ之ヲ救濟セリ其効勞洵ニ顯著ナリトス仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

榮兄弟五人あり婦、美代、恵、山崎氏、一女を産む

礎子曰く方今滔天の罪惡、一世を浸し德義、全く地を捲くの時、突如として三陸の大海嘯を現はす豈、天意の在るありて而して然るに非ずや嗚呼、榮之助の如きは實に激浪

中の一小舟なる哉

三九四

## 杉山勝藏

勝藏は陸前國桃生郡大濱村、千葉太郎左衛門の第二子たり母は千葉氏、遠といふ勝藏、少くして郡の十五濱村、宇雄勝、杉山勇三郎の義子と爲る資性篤厚にして品行方正なり明治十八年、村役場の筆生と爲り二十年、雄勝濱郵便電信局雇員を命せられ精勵衆に抽で仙臺局より賞與を受くること七回、遞信省より二回、大に範を僚中に視めす又、傍實業の振興に熱心し公益を謀ること尠からず現に本村、玄昌石商工組合取締役、宮城縣、玄昌石同業組合發起人として斯界の囑望を負へり二十九年六月十五日、夜局に直し事務を執り更將に闌ならむとす俄然、山岳鳴動、海嘯大に起り咄嗟の間、潮水轟然、局内に侵入し書簿を理するに遑あらず僅に身を以て將に難を屋上に遁れむとする刹那、局舎、已に波濤に捲かれ遙に海中に漂出す勝藏、屋梁の一端を攀捉し蕩漾數時、運必死に迫る時方に暗黒にして加ふるに激雷の音、怒濤の聲に和し救助を喚ぶに術な

く而して局舎、亦顛沒せむとするもの再四に及ぶ遇、一漁舟の漂流し來れるあり勝藏、以て天助なりと爲し身を躍らして之に乗り、赤手、櫓に代へ岸を指して浪を截る時に後方、約五十間の所に暗中、命を喚ぶものあり勝藏、乃舟を反して之に趁く意、益進まむと欲して而して舟、愈翻蓋僅に尺寸の間に上下して急に達すること能はず之を且くして稍く之に近づくことを得、以て舟中に援く其人、宮城集治監看守部長道山某なるものなり某、是の夜當番の爲、宮城集治監雄勝出役所に在り執務中、海嘯に襲はれ海中に漂流し將に溺死せむとするに蒞み勝藏の爲に救はることを得たり其援けられて舟に上るや勝藏を仰ぎ微聲氣を力めて曰く命の親なりと而して復、言ふこと能はず喘焉將に絶えむとす勝藏、懇切介護幾ど其躬の巨厄に罹るを忘るゝものゝ如し勝藏、已に道山某を援ひ又遙に婦人の悲鳴、哀を乞ふものあるを聴き更に義氣を鼓し激浪を凌ぎ之に近き亦援けて舟に上らしむ之を視れば村の杉山某の妻、曾與なり曾與、當夜二人の兒を抱き寢に在り熟眠中、海嘯の襲ふ所となり倏忽、海中に漂出し兒、已に其所在を失ひ躬、赤裸にして蔽ふ所なし勝藏、之を憫み自己の衣服を脱ぎ之に着せしめ其れより再舟首を回して岸に向ひ途中、屢、危難を侵し三更の頃、始て陸に達することを得たり勝藏、當時避難の際、身に負傷し左右自在ならず而して能く一身の厄を遁る

○杉山勝藏（紅綬）

三九五

とのみならず亦、他を救ひて二人に至る蓋、至誠物を愛するに由るに非ざれば決して能はざるなり三十二年十二月 朝廷其美事を嘉し裁して紅綬褒章を賜ひ以て永く間に旌せしむ其冊に曰く

明治二十九年六月十五日夜、三陸海嘯ノ際、宮城縣雄勝濱郵便局ニ於テ執務中、俄然局舎ト共ニ海上ニ漂蕩シ偶、一隻ノ小舟ヲ獲テ辛フシテ之ニ乗ジ板子以テ櫓權ニ代エ將ニ歸航セントスルニ方リ宮城集治監看守部長道山省三、及杉山そよノ漂流死ニ瀕シ叫號救ヲ乞フニ會シ狂濤ヲ冒シ創傷ヲ負ヒ船體屢、轉覆セントシ自己ノ危難ナルヲ顧ミズ力ヲ竭シテ兩次ニ之ヲ救済ス依テ明治十四年十二月七日、勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス  
礎子曰く性は情に於て動き意は機に於て發す死生咄嗟の刹那、己を忘れ物を濟ふが如き則、是れなり君子は常に之を養ひ小人は之に反す吁、勝藏、豈君子人に非ずや、豈君子人に非ずや

### 明治忠孝節義傳第五輯 畢

明治三十六年三月十日印刷  
同 年三月十三日發行

第五輯 奧付

壹冊 洋裝壹圓貳拾錢  
正價 和裝金壹圓



著者 東京市本郷區春木町二丁目六十一番地  
發行兼 杉本勝二郎  
印刷者 東京市京橋區本湊町十三番地  
印刷所 三原松皆治郎  
東京市京橋區本湊町十三番地  
製本所 三原松印刷所  
東京市京橋區三十間堀二丁目一番地  
前田福次郎

發行所 國之礎社  
東京市本郷區春木町二丁目六十一番地  
電話本局二八五

眼あるものは明治忠孝節義傳を見よ  
口あるものは明治忠孝節義傳を誦め  
耳あるものは明治忠孝節義傳を聴け  
心あるものは明治忠孝節義傳を持て  
手あるものは明治忠孝節義傳を行へ  
身あるものは明治忠孝節義傳を行へ

